

予算特別委員会

2月26日（木）午後2時12分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 予算審査の順序について
 - 5 その他

○出席委員（12名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	青柳賢治	議員
9番	畠山美幸	議員	10番	川口浩史	議員
11番	渋谷登美子	議員	12番	狛守勝義	議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	青木正志
書 記	安在洋子

○森 一人議長 それでは、初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の吉本秀二委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔吉本秀二臨時委員長、委員長席に着席〕

○吉本秀二臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会の宣告

○吉本秀二臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時12分)

◎委員長の互選

○吉本秀二臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例により、副議長が委員長職を務めることになっております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、狛守委員を委員長とすることといたします。

ただいま委員長に当選されました狛守委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○狛守勝義委員長 先ほど慣例によりまして、予算特別委員長を仰せつかりました狛守勝義でございます。何分微力でございますが、運営に当たりましては誠心誠意、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうか委員の皆様にもよろしくご指導、ご鞭撻お願いしたいと思っております。

また、スムーズな運営につきましては、質疑におかれましては簡潔明快をお願いしたいと思っておりますので、その点もご協力いただければありがたいなというふうに思っております。

以上をもちまして就任の挨拶とさせていただきます。

○吉本秀二臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代させていただきます。

〔狛守勝義委員長、委員長席に着席〕

◎座席の指定

○狛守勝義委員長 それでは、座席の指定を行いたいと思っております。

座席は、議席番号順といたしたいと思っております。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、佐藤弘美委員、2番席、竹内隆哲委員、3番席、橋本将委員、4番席、宮本大裕委員、5番席、小林智委員、6番席、藤野和美委員、7番席、吉本秀二委員、8番席、青柳賢治委員、9番席、畠山美幸委員、10番席、川口浩史委員、11番席、渋谷登美子委員、そして12番席、狹守勝義です。

◎副委員長の互選

○狹守勝義委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りしたいと思います。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 指名推選という声がありましたが、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をいただきたいと思います。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 竹内隆哲委員にお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 ただいま竹内委員が副委員長に指名されました。

竹内委員を副委員長と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、竹内委員が副委員長に当選されました。

それでは、竹内委員から副委員長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

○竹内隆哲副委員長 副委員長にご指名いただきました竹内隆哲です。精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○狹守勝義委員長 ありがとうございました。

◎予算審査の順序について

○狹守勝義委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和7年度予算審査予定表をお配りいたしました。

審査の順序は配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長　ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたしたいと思います。

◎閉会の宣告

○狹守勝義委員長　これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後　２時１６分)

予算特別委員会

3月10日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	佐藤弘美	議員	２番	竹内隆哲	議員
３番	橋本将	議員	４番	宮本大裕	議員
５番	小林智	議員	６番	藤野和美	議員
７番	吉本秀二	議員	８番	青柳賢治	議員
９番	畠山美幸	議員	１０番	川口浩史	議員
１１番	渋谷登美子	議員	１２番	狛守勝義	議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町 長
中嶋秀雄	副 町 長
萩原政則	総務課 長
石橋正仁	総務課庶務・人事担当副課長
金子守	総務課財政契約担当副課長
安藤浩敬	地域支援課 長
千野政昭	地域支援課人権・安全安心担当副課長
片岡範行	地域支援課政策創生担当副課長
加藤憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
岡野富春	税 務 課 長
内田富恵	税務課課税担当副課長
嶋田健	税務課課税担当主席主査
都築葉子	税務課収納対策室長
賛田秀男	町 民 課 長
柳澤純子	町民課戸籍・住民担当副課長

吉	田	信	子	町民課保険・年金担当副課長
太	田	直	人	福 祉 課 長
藤	野	広	之	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
菅	原	広	子	健康いきいき課長
金	子	美	都	健康いきいき課健康管理担当副課長
簾	藤	久	史	長寿生きがい課長
吉	川	壮	司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川	上		力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
島	田	泰	斗	まちづくり整備課長職務代理兼副参事
清	水	延	昭	上下水道課長
清	水	聡	行	上下水道課下水道担当副課長
大	島	真	弓	会計管理者兼会計課長
大	島	行	代	会計課会計用度担当主席主査
下	村		治	教育委員会教育長

◎委員長挨拶

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

◎議長挨拶

○狹守勝義委員長 それでは、ここで森議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○森 一人議長 改めまして、おはようございます。予算特別委員会、大変ご苦労さまでございます。皆様には言うまでもございませんが、令和7年度の大事な予算でございます。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○狹守勝義委員長 ありがとうございます。

◎町長挨拶

○狹守勝義委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。この近隣においては、新年度予算の審議を各課ごとにこれだけ丁寧にやっている自治体はないというふうに自負いたしております。そういった形で、議員の方々から本当に細部にわたり様々な形でご意見をいただけることは、我々執行部にとっても大変ありがたいことだと感謝いたします。しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○狹守勝義委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○狹守勝義委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

(午前 9時25分)

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第14号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第15号 令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第16号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第17号 令和7年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第18号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき、課局ごとに行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

審査の進行具合によっては、2日目の日程を繰り上げます。

また、議案第14号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第18号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第18号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をする委員は、明日、3月11日火曜日の午後1時までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。質疑のみ簡明に発言するよう心がけてください。また、質疑の回数は3回までとします。重複する質疑について、先に質疑した方への回答で納得が得られる場合、質疑を取り下げるか再質疑からお願いいたします。同じ答弁の繰り返しとならないよう、前の方の答弁をよく聞いて、「先ほど聞き漏らしてしまったので確認したい」とか「先ほどの答弁の確認ですが」など、答弁済みの回答についての確認はご遠慮ください。

◎議案第13号の質疑

○狹守勝義委員長 議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 それでは、早速質問させていただきたいと思います。

予算書の93ページ、下段のところです。（１）、町民税賦課事業のうち、地方税電子申告支援サービス個人住民税申告の電子化対応業務、こちらについての内容と、6年予算でも同様に新規計上されているが、その点についてお伺いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 それでは、予算書93ページ、町民税賦課事業、電算委託料の新規事業でございます地方税電子申告支援サービス個人住民税申告の電子化対応業務のスケジュールについて回答させていただきます。

こちらは、ご質問でご指摘いただきましたとおり、令和6年度当初予算で新規事業として計上していた業務でございますが、さきの12月議会でゼロ円に減額補正をし、令和7年度当初予算に再計上した形になっております。理由といたしましては、当該電子化を推進しております地方税共同機構が示すスケジュール変更に伴うものでございまして、当初は令和7年1月から、電子的な個人住民税申告手続が可能となるスケジュールでございましたが、1年先送りとなり、令和8年1月からの運用に変更になったためでございます。また、この変更については、嵐山町に限らず全国的に他の自治体も一律に同様でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 小林智委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。すみません。補正予算で補正されて繰越しされていたということですね。

これは地方税電子申告支援サービス、こちらのほうの内容と、それと先ほどこちと答弁にもありました共同機構、これたしかエル何とかという地方税申告のポータルサイトのあるところではないかと思うのですけれども、これ全国的にやっていることだと思いますので、その内容と、この支払いを、この機構にお支払いしているのではないかと思うのです。システムを持っているのはそちらで設計されているのですから。それと、嵐山町のシステムと接合する部分も含めて入っている

のか、それともそちらは嵐山町が委託している電算業務ですか、そちらの中で別に支払っているのか。その辺の、誰がこれを主体的にやっているのか。その責任は誰があつて、嵐山町の費用はどのように払われる、どういうところに払われているのか、それをちょっとお聞きしたいのですが。

○狹守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えいたします。

私のほうからは、システムの負担についてお答えをしたいと思います。こちらで今回計上させていただいているのは、嵐山町のシステムのベンダーに対してお支払いするものでございまして、地方税共同機構に対しては、このシステムを開発するということがあるかと思うのですが、そちらについては負担金という形で、これだけに限らず幾らというふうに地方税共同機構のほうからお示しがありますので、そちらのほうでお支払いのほうを、負担をしているものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 では、私のほうからは内容について答弁いたしたいと思います。

このシステムの内容につきましては、申告者である町民の方がe L T A Xや町のホームページからリンクする個人住民税申告ポータル内で申告の内容を入力し、電子署名が付された申告データが町の申請管理システムに送信され、町職員が当該データを基幹系システムに取り込む一連の業務でございまして。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁漏れあるのではないですか。

嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 すみませんでした。あと、このシステム、つながっている部分というのですか、そちらの部分についてお話しさせていただきます。

まず、e L T A Xという部分は国のほう、共同機構のほうでシステムをつくっています。こちらの電子化対応業務につきましては、そこと町の部分で基幹系システムに取り込むというところの接続部分のシステム改修ということで、町のほうでその部分を行うというもので計上させていただいているものでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 小林智委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。名前、私も忘れていてあれだったのですが、e L T A Xというところですね。これは地方税の共同機構ですか、正しくは何と言うのですか、地方税共同機構と言っていたのかな、それが全国組織といいますか、多分これ、国のところと共同でやっているところなのだと思うのですが、そこが全体のシステムと、要は地方税の電子化、デジタル化ですね、そちらを、全体を設定したりというのをやっているところなのだろうと思うので

す。それは全体の流れとしてそういうふうになっているのだと思うのですけれども、国税もやっていますよね、前々から。そういった形で電子化しています。納税手続も自宅のパソコンでできるようになっています。このシステムが目指すものというのは、地方税についても、例えば自宅のパソコンだとかインターネットバンキングだとか、そういったものからも申告もできるし納付もできるとかという、そういうところを目指しているのか。それがスケジュール感がどうなっているのか、その辺、今回1年遅れた、都合で遅れたということなのですから、全体のスケジュール感というのは、いつまでに全部できるのかというところですよ。

それと、もう一点、町民がこのシステムを使つての電子申告というところにはどういったメリットがあるのか、その3点お願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 では、まずメリットの部分についてご答弁いたします。

こちら先ほど小林委員もおっしゃったとおり、申告システムということで、国税に限らず地方税でもそのシステムを利用してデータを入力していただき、町民税、その他の税についての課税のデータを電子化で町のほうに取り込むということになりますけれども、今1階の町民ホールでも行っているとおり、住民税の確定申告、会場へ足を運んでいただかなくてもできるということ、そして会場のほうが混雑している、そういったことの緩和につながってくるのかなと思いますので、その辺りメリットとして考えております。

スケジュールの点につきましては、まだ詳細な部分というのですか、そちらのほうの情報というのが来ておりません。あくまでも8年の1月にスタートということで、1月から運用ということでスケジュールが変わったということの情報しか来ていませんので、詳細につきましては追ってベンダーのほうを通じて町のほうに連絡が来るかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、何点かお願いしたいと思いますが、最初にナンバー20、予算書の16ページ、個人滞納繰越分の対象者は何人いて、納入の見込みはどのくらいで見ていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○狛守勝義委員長 一括で全部。

○吉本秀二委員 全部一括でいいのですか。失礼しました。

それでは、2番目につきましては、22番、92ページになりますけれども、これは町民税の賦課事業で、申告・申請手続のデジタル化に係る団体連動試験支援事業とは。これについてお願いします。

続いて、23番、92ページ、小林委員から質問がありましたけれども、この関係で、e-TaxなりeLTXなりで入力されたものが町のほうでそれを確認して、帳票か何か分かりませんが

も、それをもう一度入力し直して国とつながる、こういう理解でいいのか、ちょっとお尋ねします。

それと、それを町民も役場に來たほうがかえって楽というところがあるのですけれども、これをどのように町民に周知していくかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、24番、これは92ページの資産税の賦課事業でございますけれども、固定資産システム高圧線データ作成業務とは。これをお願いします。

それと、42番になりますけれども、244ページ、国民健康保険税、これの医療給付、後期高齢者、介護滞納繰越し各見積人員はということをお願いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 それでは、順次答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 答えいたします。個人滞納繰越分、対象者何人、うち納入見込み人数について答えいたします。

対象者は、実件数で347名です。なお、うち納入の見込みにつきましては、調定額、収入率の実績に基づいて積算しているため、人数では把握しておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 では、私のほうから質問ナンバー22、23について答えさせていただきます。

まず、税務手続の申告・申請手続のデジタル化に係る団体連動試験等の支援業務の内容について答えいたします。令和4年度税制改正大綱において、地方税務手続のデジタル化として各種税目に係る電子申告・申請手続を拡大することが明記されたことにより、システム改修を行うものでございます。内容としましては、手続申請利用者等が地方税共同機構が無償提供するソフト「PC d e s k N e x t」へパソコン等からログインし、申告・申請データを入力いたします。電子署名が付与された当該データを、e L T A Xポータルに送信し、審査サーバーにより有効性等の確認を経たデータを町職員がダウンロードし、基幹税務システムに取り込む一連の業務でございます。

続きまして、地方税電子申告支援サービス個人住民税申告の電子化対応業務の内容について答えいたします。個人住民税の住民税申告書がe L T A Xを通じてオンラインで手続が可能となるサービスが令和8年1月より開始されるものに対応するシステムでございます。先ほど小林委員のご質問にもありましたとおり、内容については先ほどご答弁した内容と変わりません。その中で、帳票等をプリントしてということでしたが、一連の業務につきまして、紙印刷等をせずに、そのままデータを使うということで運用していくシステムでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 どのように周知していくかという。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 すみません。周知方法ですけれども、町ホームページや広報等に記載をしまして、そちらで町民に対して周知をしていく考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから質問ナンバー24、固定資産システム高圧線データ作成業務とはについてお答えいたします。

まず、固定資産システムといいますのは、土地の評価計算をするシステムであるということを前提に説明させていただきます。市街化区域の高圧線下にある宅地等につきましては、実質的な建築制限を受けるため、土地利用に制約を受けることとなります。そのため、分合筆があった際に、減額補正の資料を固定資産システムで作成するための業務でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 42番の国民健康保険で医療給付、後期高齢者、介護滞納繰越し各見積人数についてお答えいたします。

調定額、収納率の実績に基づいて、こちらも積算しているため、人員数では把握しておりません。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本秀二委員。

○吉本秀二委員 分かりました。20番については、実績でやっているから出てこないということですね。

そうしますと、対象者で新規は何人、繰越しは何人ということは出てくるのかな、それが分かりましたらお願いいたします。

それと、22番は、これは23番と同様の、関連するものだということで、大体何となく理解しましたので、これで結構です。

24番の資産税の賦課事業で高圧線のデータです。これはそういった減額するための資料にするのでしょうか、委託する業務の具体的な、どういう業務内容になるのかなというのが一つ分からないなと思いましたので、お願いしたいと思います。

それと、国民健康保険税の関係ですけれども、これも実績で分からないということですね。でも、見ますと、各保険等も前年とほぼ同額なのです。ですから、これは固定化しているということなのかなと思いますけれども、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 新規の人数とか繰越しの人数につきましては、一応新規としましては案件数でいいますと172名になります。繰越しのほうが大体175名になります。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうからは固定資産評価システムの具体的な高圧線業務についてということで、具体的には固定資産評価システムというのは、ある程度図面が入っているのですけれども、そちらに高圧線の位置ですとか必要な範囲をデータに入れることで、そのたびに土地の分合筆等があった際に自動で面積割合を計算できるということが可能になります。そのため、職員の経験年数にかかわらず、正確な補正率が算定ができ、課税誤りの削減と業務効率化が見込めると思っております。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁求めます。ナンバー42。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 こちらのほうなのですが、一応見積り、収納見積りということで、一応各一般と後期、介護と大体20%で見込んで、あと実績の調定率を把握しながら出しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本秀二委員。

○吉本秀二委員 それでは、あと1点だけ、高圧線のデータの関係ですけれども、これまではそうするとどのような方法でやっていらしたのかなと思います。それをお願いします。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 これまでということなのですが、最近は高圧線下における分合筆等があまりなかったようなのです。実際は紙ベースでの資料しか残っておらず、区画整理等も反映された図面すらないという状況でございまして、そういったところで計算のほうもなかなか苦慮する状況でございまして、今回区画整理等もある程度反映されてまいりましたので、このタイミングでシステム化したいと思ひまして、このような形を取らせていただきました。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうからは2点です。予算書の16ページです。この町税の中で、花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業の金額を教えてください。

それから、予算書の244ページ、国民健康保険税の収納率を教えてくださいということです。

以上です。

○狹守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 では、私のほうから質問ナンバー61の花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業の法人町民税額についてお答えいたします。

法人町民税の予算積算においては、均等割、法人税割それぞれの税率区分での総額を基準に計算

するため、該当する個々の事業所の税額を拾うことが困難でございますので、現段階での令和6年度実績にて回答させていただければと思います。

まず、杉山インターランプ内の事業所でございますが、法人町民税額約96万円、続きまして花見台工業団地内の事業所の法人町民税額約6,370万円でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 73番、国民健康保険税の収納率につきましてお答えいたします。

こちら93%です。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 すみません。ちょっと順番が前後してしまいましたが、私のほうから、花見台工業団地の固定資産税につきましてお答えさせていただきます。

まず、花見台工業団地の、こちらも見込みになるのですけれども、2月末頃の積算でお答えさせていただきたいと思います。全体の概算といたしましては4億9,800万円、そのうち土地につきましては8,500万円、家屋が2億100万円、償却につきましては2億1,200万円でございます。

続きまして、杉山インターランプ内の固定資産税につきましてでございます。こちらにつきましても概算でございますが、1億3,400万円の見込みとなっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野和美委員。

○藤野和美委員 まず、花見台のほうですが、これは前年度に比べて増減がありましたら、その増減の理由、どういうふうに把握をしているのかお聞かせください。

それから、国民健康保険の収納率93%ということなのですが、この収納率につきまして、保険税ですね、来年度から税額が上がるということになります。その上がることによって収納率の変化を想定しているのかどうかについてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 では、私のほうから法人町民税についての答弁をさせていただきます。

令和5年度、杉山インターランプ内での法人町民税額ですが、66万2,900円でした。また、令和5年度の花見台工業団地内での法人町民税額ですけれども、6,378万3,800円でございます。増減の理由につきましては、インターランプ内につきましては1社、新規で6年度に加入した企業があることと、そのうちの1社、大幅に税額が上がった会社がありまして、それが反映されているものと考えております。

花見台工業団地につきましては、それほど大きな増減はなく、これが要因ということは特になく、

昨年同様というような企業実績だったのかなと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうからは花見台工業団地の固定資産税の増減につきましてお答えいたします。

大きなところでは、土地につきまして2社ほど県のほうから所有権移転がございまして、2社増になったところが土地で大きな増額となったところでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 藤野委員さんがおっしゃったとおり、来年度、国民健康保険税の税率と均等割額が上がることによって収納率の影響があると考えまして、こちら収納率の計算上、この数字となっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野和美委員。

○藤野和美委員 国民健康保険税のほうです。93%がそれを想定しているということだったのですが、前年に関しては何%だったのでしょうか。

○狹守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 昨年は94%で考えておりました。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 個人住民税、16ページですけれども、非課税世帯数は何件なのでしょう。そして、昨年比を伺いたいと思います。

続きまして、法人均等割、これを減と見ているわけですが、その理由を伺いたいと思います。

続いて、法人税企業数と課税数は幾つなのでしょう。

最後に、土地と家屋を増額と見て、また償却資産を減額と見ております。その理由を伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 では、私のほうから個人町民税の非課税世帯数とその前年比についてお答えいたします。

令和6年度及び令和5年度における各賦課期日の1月1日時点で抽出した数値となりますが、令和6年度は2,062世帯、令和5年度は2,084世帯でございます。前年比22世帯、約1.05%の減でござ

いました。

続きまして、法人町民税の均等割を減と見た理由についてお答えいたします。均等割額は、前年比で147万6,000円の減、約マイナス2.48%でございます。均等割額が課税されている法人数につきましては、前年430社、令和7年度積算では423社でございます。初めに、この7件につきましては、町内の法人数には含まれるものでございますが、収益を目的としない特定非営利活動法人等の減免法人であり、均等割は非課税となります。しかしながら、令和6年度は当該7社について均等割1号該当の5万円、計35万円を計上していたことが判明し、7年度予算には計上せず、前年比35万円減となりました。

また、均等割額41万円の7号該当の法人数が前年比3社減で123万円が減額となったことが主な減額理由でございます。

最後に、法人町民税の企業数と課税数についてお答えいたします。町内法人数は430社で、課税状況は均等割423社、法人割176社でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうからは質問ナンバー120の土地と家屋の増額、償却資産を減額と見た理由についてお答えいたします。

まず、土地につきましては、先ほど藤野委員さんにもお答えした内容になりますが、花見台工業団地のほう、2区画が埼玉県より企業に所有権移転されたことによるものの増額でございます。

家屋につきましては、こちら企業さんが新築したことによるものの増と、あとは令和6年、令和7年を比較しますと差額が大分大きいのですが、令和6年は評価替えの年だったのです。家屋の経年減価等を過少にちょっと見積もっていた部分があったので、その分が増になったような形になっております。

償却につきましては、申告期限が1月末のため、新規の償却資産を当初予算編成時には計上ができないことから、減価償却を計算して予算編成をしているため、減少しておるものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。非課税世帯、これかなり人数が正確な数字として出ているわけなのですか。何かこれは根拠あるわけですね、2,084世帯から2,062世帯になったということは。ちょっとどのような根拠に基づいてなのかを伺いたいと思います。

それから、法人税の均等割ですけれども、なるほど、全体として2.48%の減であるということで、企業の経営的には、全国の、伸びているようなことを言っているわけです。過去最高の税収が、国税の場合ですけれども、予算取っていると、見込みをしているというふうになっているわけですが、嵐山町ではそれには当てはまらないと。当てはまらない会社があるのだという理解でよろ

しいのか、ちょっと伺いたいと思います。

法人税の企業数と課税数なのですが、これも同じような質問になってしまうのですが、ただ収益を目的としない企業が、なるほど、そういうものも加えられているのかというのはちょっと私も初めて知りましたので、それは分かりました。その分を引いても、当然これ均等割の会社ですよ。法人税割のほうではないですよ。この全体として景気がよいというふうに言われているわけですが、やっぱりここも同じ答えになってしまうかな。減っているというところはそういう見方をしているわけなのですか、均等割が減と見た理由とね。同じような質問になってしまう。場合によったらこれはいいです。

最後に、土地と家屋を増額として償却資産を減額と見たという理由は、なるほど、そういうわけですか。そうすると、減価償却がちょっときちんと見られない、その部分だけで見たということなのですか。見られなかったということなのか。そうすると、これは今後増えていく可能性があるというふうに理解してよろしいのか。ちょっとその点を伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 まず、個人町民税の非課税世帯数とその前年比ということですが、こちらの数値につきましては、町のほうで住民税システムを利用して抽出をかけております。基準日、1月1日現在ということで抽出をかけて出てきた数字ですので、具体的な数字が出せたということになります。

あと、法人町民税の、川口委員のご質問の意図としては、全国的にというのですか、国税として過去最高益、税額のほうの税収があったということが嵐山町の法人町民税には当てはまらないというような質問内容かと思いますが、特に目立って業績、税額伸びているという企業というのは、嵐山町内の企業の中ではなかったということもありまして、ほぼ横ばい、もしくは少し減になってしまった企業さんのほうが多かったのかなという印象です。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうからは固定資産の償却資産につきましては、川口委員さんのおっしゃるとおり、減価償却のみで積算をさせていただいておりますので、新規で増えているところがあれば、今後増える見込みもあるかなということで考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 16ページになるのですか、現年度課税分の均等割と所得割の予測額を伺います。

それから、同じく16ページですが、個人町民税8億4,086万2,000円について、議論されている所得税の控除引上げによる影響予測について伺います。

それから、同じく16ページですけれども、令和6年度予測で、寄附控除総額と件数を伺います。こちら予測できると思いますので。

次、法人税の均等割、法人税割の事業者数、これは川口さんで聞いているのだけれども、いいです。

国有資産等所在市町村交付金の11万2,000円の減額の理由と、理由としては評価額の減が理由になるのかどうか伺います。

それから、これは93ページのほうの団体連動試験等の支援業務についての内容はよいのですが、そのあれで地方税電子申告支援サービス個人住民税申告の電子化対応業務についてなのですが、実際にこれは所得税で行っていますよね、電子対応業務。それを嵐山町がそのように、嵐山町の部分だけ電子化対応業務を行って、それぞれの個人が住民税に関しても申告するという例はあまりなかった、ほとんどないのではないかなと思うのですが、それを個人がやるというふうな形になっていくのですか。今まで所得税に関しては、町が全部、それを通して町がやっていくというシステムだったと思うのですが、国の所得税の入り口に入ってきますと、国税の所得税の入り口に入っていきますとそうになっていますが、個人で、地方税もそのようにやっていくということなのか、ちょっとこの理由がよく分からないなと思いました。その点について伺います。

それから、予算書の31ページ、保険基盤安定保険者支援負担金1,467万4,000円、前年度1,343万7,000円、所得税控除引上げ分による保険税の影響をどのように考えるかです。

○狛守勝義委員長 渋谷委員にちょっとお尋ねしますが、ナンバー172と174はよろしいのですか。

○渋谷登美子委員 これは内容的には私どちらになるのかなと思って、174と175のどちらに対して聞けばいいのかなと思いながら。この174は取りあえず分かったということで、そして172は法人税割りの事業者数も分かったと思いますので。

○狛守勝義委員長 よろしいですね。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 では、答弁を求めます。

嶋田 主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 それでは、まず質問ナンバー169です。個人町民税、現年課税分の均等割、所得割の予測額についてお答えいたします。

令和7年度予算を予測し、積算した仮定についての回答とさせていただきます。例年、大変重要な県からの調査であります課税状況調べの納税義務者数及び課税標準額を基準に、令和5年度から令和6年度にかけての嵐山町の人口伸長率99%を乗じ、算出した額に税率6%を乗じた税額から税額控除額等を差し引き、前年度の収納率97.6%を乗じ、積算しております。また、この先の予測となりますと、本日も行われております確定申告及び住民税申告の結果に基づき、課税作業に入り、5月以降に当初調定額が決定されるため、現段階では難しいと考えております。

続きまして、質問ナンバー170、個人町民税について、所得税の控除額引上げによる影響予測についてお答えいたします。初めに、所得税の改正につきましては、いまだ正式な方向性が示されておらず、令和6年12月に閣議決定された税制改正大綱、103万円を123万円に変更ということをベースに影響額の予測をさせていただきました。給与所得者にとって、いわゆる経費に当たる給与所得控除の最低補償額が55万円から65万円に引き上がることで、単純計算で給与所得が10万円減少いたしますので、これに町民税率6%を乗じますと、町民税所得割額を有する給与所得者1人につき6,000円の減収が見込まれます。令和7年度当初予算積算における町民税所得割の納税義務者である給与所得者は、6,348人を見込んでいるため、これに先ほどの6,000円を乗じ、約3,800万円程度の減収の影響があるものと考えております。

続きまして、令和6年度予測で寄附金控除額総額と件数についてお答えいたします。前年の予算特別委員会において、委員さんからの同様のご質問に対し、令和5年度の課税状況調べの数値より回答させていただいた記録がございましたので、時系列にずれが生じないよう、令和6年度の課税状況調べの数値で回答とさせていただきますが、寄附をされた方の人数は896名で、寄附金額につきましては5,829万6,000円でございます。

175番、こちらにつきまして内容ということですが、こちら先ほど委員さんのほうから質問がありました。答弁させていただいたとおり、中身につきましては先ほどのご説明のとおりです。既に確定申告ということで、国税に対してのシステムが入っているということで、国税につきましてはその運用をさせていただいておりますけれども、住民税の申告のみという方、実際に今、両方のシステムということで確定申告をさせていただいておりますけれども、住民税の申告ということは、今のところ入力システムはTKCのベンダーのほうの既存のシステムを使っておりますけれども、申告についてのデータの移行だったりですとか、それに基づいて今の嵐山町で使っている税システムのほうにデータが来ているというわけではありませぬので、その部分が住民税申告のデータというのですか、それを使って課税ができるように、その部分についてのデジタル化というのですか、そういったものと捉えていただければと考えております。

私からは以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から質問ナンバー173の国有資産等所在市町村交付金の11万2,000円の減額の理由、評価額の減が理由かというところのご質問でございますが、渋谷委員さんのおっしゃるとおり、主な要因は家屋の評価額が減少したことによるものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健税務課課税担当主席主査 大変失礼いたしました。最後の190番の質問についてお答えいたします。

こちらの保険基盤安定支援負担金に関連して、所得控除引上げ分による国民健康保険税の影響をどう考えるのかということについてお答えいたします。現行の国保税賦課システムにおいて、当該影響額を国保加入者全体で試算する機能というものは備わっていないため、全体をというよりも個々のケース、それを試算いたしましたので、そのケースについてちょっとお話をさせていただければと思います。

まず、1つ目のケースとして、単身で年齢25歳、給与年収150万円という場合、計算いたしますと、現行の制度で55万円の所得控除ということだと、国民健康保険税が9万7,000円の課税となります。こちらが55万円から65万円に変わると、国民健康保険税は8万6,800円となりまして、約1万円ほど税収減という影響が出ます。また、このケースでの一定所得以下の均等割軽減については、給与所得控除額が55万円の場合、2割軽減が適用されます。65万円に引き上げた場合でも2割軽減適用と軽減の内容としては変わらずでございました。

次に、2つ目のケースです。夫が40歳、給与年収500万円、妻35歳、給与年収103万円の2人世帯の場合について想定しました。給与所得控除額55万円における国民健康保険税の額は51万9,000円でした。こちらの55万円が65万円に増額された場合の国民健康保険税は51万3,900円となりまして、年税額では約5,000円ほど減少という影響がございました。また、こちらのケースでも、給与所得控除55万円ですと、均等割の軽減については適用されません。65万円に引き上げた場合でも適用されないというケースでございます。

以上のことから、国保税の年税額での影響はあるものの、この2つのケースに限る試算では、保険基盤安定支援負担金に関連のある一定所得以下に適用される均等割軽減がなかった加入世帯が新たに2割軽減適用となったり、2割軽減から5割軽減に変更となることがなかったことで、加入者全体での影響試算額をお示しできませんでしたが、影響は限定的であると考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 住民税を課税される場合は、国税の場合は自分で所得税というのが分かるから、それをそのまま振り込みますよね、普通。振り込むか税金を納付します。ところが、住民税に関しては、これも同じように電子申告すると、住民税を個人が納付するというふうなシステムになっていくということなののでしょうか。そうすると、町の負担は少なくなるかもしれないけれども、実際にはそういうふうなシステムになるのか、あるいは住民税のみを申告する方がいらっしゃるということで、所得税がなくて住民税を申告するという方はどんな方なのだからよく分からないのですが、そのような方がどのぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 その1点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○狛守勝義委員長 嶋田主席主査。

○嶋田 健 税務課課税担当主席主査 お答えいたします。

想定するというのはですか、該当するというような町民の方につきましては、年金のみの収入の方ですとか、限られた方にはなってしまうかと思いますが、全体数、嵐山町での該当する人数ということについては、ちょっとこちらでは数字が出ていませんので、ちょっとそこはお答えできなくて申し訳ありません。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、これは嵐山町にとって効率化になるのか、町民にとっても効率化になるのか全然分からないのですけれども、町民税を自分で電子申告できる人というのは、どの程度の方がいらっしゃるのか分からずにこれを導入するというのはどういうことなのか、ちょっと伺いたいのですが。

○狛守勝義委員長 答弁求めます。

嶋田主席主査。

○嶋田 健 税務課課税担当主席主査 お答えいたします。

システムの導入についてということでお話をさせていただきますと、このタイミングというのですか、全国的な話として、このタイミングでどこの市町村も導入するという事になっている流れに嵐山町も乗っているということです。それで、今後別のタイミングでシステムを導入することが今のところできないようなスケジュールと状況になっていますので、システムはこのタイミングで入れさせてもらう。使う方については、少ないかもしれませんが、こちら町の方としてもいろいろな媒体を使って周知をして使っていただくように進めていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時40分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 私のほうからは、ナンバー10、11、2点お伺いをさせていただきたいと存じます。

まず、予算書51ページ、自然・環境保全に対する指定寄附金について、主な活用目的についてお伺いをしたいと思います。

もう一つが予算書91ページ、町制施行60周年記念準備事業、この中の記念歌作成事業の依頼先、また方法などについてお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から質問項目10番の件についてお答えいたします。

自然・環境保全に対する指定寄附金の活用につきましては、主なものは地域猫活動推進事業費補助金、自然緑地管理活用事業の除草の委託料、生ごみ処理機器設置補助金、地球温暖化防止設備設置補助金の財源に活用しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは町制施行60周年記念準備事業、記念歌作成事業依頼先の関係でお答えさせていただきます。

嵐山町は、昭和42年4月15日に町制施行されまして、令和9年度に町制施行60周年を迎えます。それを記念いたしまして、令和7年度に記念歌の作成をし、令和9年度に記念歌を披露する予定であります。記念歌の作成については、公募をかけ、ご応募いただいた方の中から、その曲の中から選考していく予定であります。選考については、そのために組織する、まだ名称は決まっておりますが、準備委員会のほうにお願いする予定であります。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 まず最初の自然・環境保全に対する寄附金に関しては分かりました。

11番ですけれども、この選定に関しては、町内の方向けに応募ということになるのですか、それとももっと広く応募するようなお考えなのでしょうか。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

応募の範囲ですが、町内に限らず、全国的にといいますか、広くお願いしたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは、4点お願いします。

46番、これは予算書の50ページでございます。18款寄附金のうち、ふるさと納税の見込額総額算定の根拠をお知らせください。

それから、47番、同じく50ページ、18款寄附金、こちら1目一般寄附金から5目教育費寄附金、それぞれの予算額、見込額の今年度予算を科目設定ではなく、活用事業ごとに予算を立てた理由について教えてください。

それから、49番、70ページ、こちらは職員育成事業、この事業及び繰入金の内容について教えてください。

それから、53番、91ページ、先ほど宮本委員からも質問ありました町制施行60周年記念準備事業、予定する記念事業の内容、記念歌作成の企画経緯について、これは宮本委員の質問で答えていただいた部分は結構です。企画経緯といいますか、その辺についてお答えいただける部分があればお答えいただきたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 順次答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、質問項目46番、47番につきましてお答え申し上げます。

まず、46番でございますが、ふるさと納税につきましては、例年前年度の納税見込額のおよそ6割程度を当初予算に計上のほうはしております。令和6年度は納税の見込額が1億3,500万円程度と推計しておりますので、そのおよそ6割、8,000万円を計上いたしましたところでございます。

続きまして、質問項目47番についてお答えいたします。寄附金を科目設定ではなく活用事業ごとに予算を立てた理由につきましては、ふるさと納税も順調に推移し、ふるさと納税の活用目的別の歳入の傾向がおよそつかめてまいりましたので、令和7年度当初予算からは科目設定ではなく、活用事業ごとに予算を組ませていただきました。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから、まず職員育成事業、事業及び繰入金の内容についてお答えいたします。

職員の人材育成に要するこちら経費でございまして、職員研修の開催やさいたま市にございます自治人材開発センターでの研修等を想定しておりますが、令和7年度はB & G指導者養成事業への参加を考えております。

また、繰入金につきましては、そちらの研修に係る経費をスポーツ振興基金から繰入れする予定でおります。

続きまして、町制施行60周年記念事業の関係でございしますが、記念事業は令和9年度に実施する予定で考えておりますが、現時点では令和7年度に着手する記念歌を披露させていただく予定で考えております。60周年の記念事業を実施するに当たって、豊かな自然や伝統文化に恵まれ、世界と結ぶ嵐山町民の一人として、より一層の愛郷心を持っていただく機運醸成のためということが企画の経緯ということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず、46番のふるさと納税全体の見込額算定根拠なのですけれども、前年度の60%程度を見積もる。寄附金ですから、自主的に設定できる金額ではない。入ってくるものを受け入れる金額だというのは分かりますけれども、ふるさと納税というのは、むしろ攻めの姿勢でいっているものではないかなと思います。予算の段階で増やすのではなくて、結果として増やしたいというお気持ちがここに表れているのかなと思うのですけれども、もうちょっと積極的な予算組みをしてもいいのかなと思いました。その辺への考え方についてもう一度お伺いしたいと思います。

それから、科目設定、こちら活用事業ごとに立てたという理由についてなのですけれども、こちらについては予算が大分実績割で立てたのだと思うのですけれども、もうちょっとこちらの事業を膨らますとか、そういう姿勢が、例えばこちらの事業よりもこっちの事業に注力したい。だから、そのための宣伝もしていきたいとか、そういった見込みがあるのかなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、職員育成事業、こちら内容は分かりました。B&Gに行くので、旅費だとかそういうものがあったり、繰入金、これを活用したということは分かりました。職員育成事業という項目がここにありまして、これ以外に職員育成のための事業はあるのでしょうか、予算書の中で。例えば各課別にいろんなところに派遣して養成する場合は、課の予算に入っているとか、これ以外にもそういうった、要は職員育成全般に関わる、もっと職員育成研修費とか、人材育成というのは大事なことです。ですから、もっとかけてもいいのではないかなと思うのですけれども、ほかの課でもこういうものが、これ以外にも予算組みがあるのかなのか、ちょっと教えていただきたいのと、それへの考え方を教えていただけたらと思います。

町制施行60周年記念事業ですけれども、年度としては令和9年で3年ですが、実質2年後ですよ。何か唐突に出てきた感が強いのですけれども、町長の施政方針の中でも、ここでは記念歌といいますけれども、町長の施政方針では第二町歌というような位置づけをされているということなので、その辺の第二町歌として町民あるいはほかの方からも募集していきたいと。一つのこれは記念事業の大きなあれにしようという意図ではないかなと思うのですけれども、それで第二町歌をつくりたいという企画の意図といいますか、その辺についてお聞かせいただければお聞かせいただきたい。

以上4点、お願いします。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

ふるさと納税の予算のほうは、6割程度ということで消極的だと言われてしまえば確かにそのとおりかもしれませんが、やはり財政担当としては、予算の割れるということは避けたいので、

こういった予算組みをしております。ただ、予算を6割で組んだからといいまして、積極的にふるさと納税を進めないということではございませんので、来年度も今年度に引き続き、返礼品の充実ですとか、いろいろ施策を練っておりますので、6年度よりも増してふるさと納税のほうは力を注いでいきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

また、科目設定のほうの、これに活用したりですとか、その見込みがあるのかということですが、こちらにつきましては先ほど説明いたしました、前年度の納入の割合ということで予算のほうは令和7年度は組ませていただいているのですけれども、確かに小林委員ご指摘のとおり、そういった町の姿勢も大切だと考えておりますので、今後は予算組みのときに参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、まず職員研修の関係でお答えさせていただきます。

職員研修の事業については、基本的にこちらの事業で一括で計上しておりますが、ほかに各課で業務ごとに必要な研修、あとは資格を取るとか、そういったことに関しては、各課で設けられているような旅費等の予算で対応しているところがあるのが、そういったのが現状でございます。

次に、60周年の記念歌の経緯についてですが、こちら町歌について、つくられてから大分たっているということもございまして、現代の時代の流れに合ったような形で、町民に親しみやすいような形の歌をとということもございまして、それで記念歌というよりも第二町歌という名称もいいのではないかといたことになっております。そういった経緯がございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうから4点お願いしたいと思います。

26番、102ページ、103ページの一般職給与、前年から633万円の減、これについてはどうかということ。

それと、28番、116、117ページ、一般職給与、前年比300万円減、これについてお願いします。

それと、29番、118、119ページ、一般職給与、前年比295万円の増はということでお願いします。

それと、35番、142、143ページ、農業総務費、一般職給与469万4,000円の増、これについてはということで理由をお願いします。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、それぞれ一般職給与費の関係でお答えさせていただきます。

まず、社会福祉総務費の関係ですが、社会福祉総務費のほうは、6年度、現在5人で配置しているような状況でございます。ですので、令和7年度は同様に5人で計上しておるといった状況でございます。

また、同じように国民年金事務費についても、現在1人で配置しておりますので、7年度同様に1人と。

児童福祉総務費についても、現在5人で配置しておりますので、7年度も同様に5人ということで計上しております。

農業総務費でございますが、こちら現在7人で配置しております、こちらも同様に7人で計上しておりますのでございます。なお、農業総務費のほうは、令和6年度は6人で予算計上しており、1人増となっておりますと吉本委員のほうからご指摘いただいているところでございます。予算計上がそれなので、1人増となっております。任用職1人減ということでございますが、こちら会計年度任用職の1人の減ということで、令和6年度の農業総務事業に会計年度任用職員報酬が計上されていたわけなのですが、令和7年度には計上されていないといったご指摘かと思います。こちらについては、令和5年度に農政課職員が年度途中から今年度の途中まで育児休業を取得されたといったことがございまして、会計年度任用職員を5年度途中から採用して、今年度も引き続きその予定で予算計上したといった経緯がございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 26番、社会福祉総務費、5人というお話でしたけれども、前年の予算書を見ると7名になっていたと思うのですけれども、7名から5名になって給与が減になったのかなと思ったわけなのですけれども。

それと、28番は、前年度の予算書を見ると、2名になっていたと思うのですけれども、2名から1名になっていると。これも1名減ではないかと。

それと、29番は、4名から5名になっていると思うのですけれども、これは1名増になっているのではないかと。

農業総務費につきましては、その点につきましては理解できましたので結構です。

今質問した点についてお願いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、まず社会福祉総務費と児童福祉総務費については関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

まず、社会福祉総務費については、先ほど申し上げたとおり、予算計上が現状の人数で新年度の予算を計上しているという関係がございまして、5年度は7人で社会福祉総務費は配置しておりましたので、6年度当初は7人で予算計上いたしました。児童福祉費についても、こちら人数が4人

ですか、5年度は4人で配置しておって、6年度そのまま4人で計上しておったのですが、その後の人事異動等で福祉課の総数が10名となって、あとは課内のほうで調整して社会福祉総務費のほうで予算上5人、児童福祉総務費のほうで予算上5人と、そういったことになったといったことでございます。

国民年金事務費については、2名計上しておったのですが、1名、任期付職員がおったような状況でして、そちらの配置が会計年度に替わったといったことで1名になったと、そういった状況でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、理由はよく分かりました。

あと、そういった一般職から会計年度の職員に替わったとか、そういったことで仕事の業務に支障があるとか、あるいは業務の狙いが多少変わったとか、そういった点はあるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 任期付職員さんが会計年度さんになったというところで、特に狙いがあったというわけではないといったところでございます。

○狹守勝義委員長 萩原課長。

○萩原政則総務課長 課内でうまく調整してもらっていますので、問題なく6年度、業務のほうが進んでおります。7年度もまた同じ形でいきたいというふうに考えています。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは2点です。

最初は、予算書の9ページ、地方債のところで、各起債の利率をお聞かせください。

それから、予算書の14ページ及び218ページ、公債費の関係です。この公債費に対しての公債費負担比率及び今後の見通しをお聞かせください。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から地方債の関係につきましてお答えいたします。

こちら9ページの地方債の利率につきましては、事業が終了した後に借入れを行うこととなりますので、借入れの利率については、そのときの利率の状況によって変わってまいります。参考までに申し上げますと、現在の利率の状況につきましては、財政融資資金の利率でございますが、こちらは借入れ年数が10年、据置き2年のものが1.2%、15年、3年据置きのが1.5%程度となっている状況でございます。

続きまして、質問項目の60番につきましてお答えいたします。公債費負担比率につきましては、

令和7年度当初予算ベースで算出いたしますと11.9%でございます。昨年度、令和6年度が13.4%でございましたので、1.5%下がっております。今後の見通しにつきましては、おおむね12から13%程度と推計しておる状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 公債費の負担比率等の関係です。そうしますと、前年に比べて改善をしたわけなのですが、今後の見通し等の関係で、いわゆる余裕額というか、大体このぐらいまでは大丈夫だろうという、当然当初予算が年々変わってきますので、負担比率は当然変わりますが、おおよそ余裕というか、このぐらいまでは公債費が、その辺の金額についてはどのように考えておられるでしょうか。

○狛守勝義委員長 1問でいいのですね。これだけね。

○藤野和美委員 はい。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

公債費負担比率につきましては、15%を超えると危険ラインとなってまいります。それを計算いたしますと、およそ8億5,000万円、その辺りを超えてくるとかなり厳しい状況になると考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、98番の予算書77ページ、庁舎照明LED化リースについて議場はどのようにするのか、お伺いいたします。

そして、99番、91ページ、先ほど来、宮本委員、小林委員がご質問されておりましたが、私のほうは町制施行60周年記念事業の報償金、委員報償についての内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、まず庁舎照明LED化リースについて議場はどのようにしますかという問いにお答えいたします。

議場についてもLED化を実施する予定であります。

続きまして、町制施行60周年記念事業の報償金、委員報償についてですが、報償金については60周年の記念歌の応募による優秀な作品への報償、委員報償については、仮称ですが、準備委員会の委員さんへの委員報償ということで考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしましたら、98番の再質問ですけれども、では議場もやられるということなのですが、これ今何を使っているのだから私にはよく分からないのですけれども、形的には今の形状のままLED化にされるのか、それとも何か別の方式というのか、別に何か違う方法で電気をつけるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

99番のほうの流れなのですけれども、60周年の記念の歌を今年募集しますよ。9年に町制60周年の記念式典で発表しますということは、7年度に募集をかけて、8年度で発表するのか、それとも7年度で選定して発表されるのか。流れがちょっと、1年タイムラグがあるので、どういう形でやっていくのかお聞きしたいのと、委員のメンバー構成なのですけれども、どういう方々がメンバーになり、何人の方を募集されるのか、お伺いいたします。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、まずLED化の関係をお答えいたします。

議場の改修については、特に施設自体を改修するという予定はなくて、このままLED化をするという予定で考えております。

次に、令和7年度に歌のほうをつくらせていただきまして、8年度に広めるような形を取らせていただき、9年度に皆さんで歌えたらといったような形で考えておるような状況です。

準備委員会のメンバーについては、全くまだ白紙の状態で、これからといったことで考えております。

以上です。

〔「人数」と言う人あり〕

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 5人の予定です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 98番のLED化ですけれども、そうしましたらここについている全部のライトをLED、LEDは白もあればオレンジもありますから、多分コントラストは同じような形で考えているのか、その辺お伺いしたいです。

99番のほうの準備委員は5名ということですが、やはりある程度歌に精通というか、音楽に精通した方でないと分からないと思うのです。それと、あと先ほど全国に作詞作曲を募集しますということで、前回の町歌は、滑川町の方がされていたわけですけれども、できれば町内から募集してなかなか厳しいと思うのですけれども、選定してできる限り町内の方がつくっていただけたらありがたいと思うのですけれども、全国から募集した場合には、やっぱりいいものを選んでくださると思うのですけれども、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 まず、LEDの関係ですけれども、そのおっしゃったコントラストまではまだよくは考えていないというのが正直なところですので、それについては今後詰

めていきたいと思います。

次に、60周年の記念歌について、こちらとしてもできたら町内の方にやっていただければいいな
と思っておりますが、いろんな方がいらっしゃいますので、出てきてからというものもあるかな
と思っております。

以上です。

○狹守勝義委員長 委員の構成で音楽に精通した方という考え方。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 委員さんの、こういった方というのもこれからまた詰めて
いくような形になるかと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私からは、81番の70ページの職員育成事業、かなり増えているので、職員の皆さん
にもいいことだなと思って。先ほど小林委員もお聞きになりましたので、私としては特別旅費、こ
れが恐らく先ほど出たB&Gの指導者の養成というふうなことになってくるのだと思うのですけれ
ども、どのような養成が行われていくのか、内容についてお尋ねしておきたいと思います。

それと、82ページの町制の第二町歌ですけれども、ここで60周年に向けてつくるという以上は、
先ほど畠山委員もおっしゃっていたように、前につくられたのは滑川の方だったり、それで11月
のときには町長も前に出て町歌を練習したわけですが、やっぱり60年を目指して、嵐山町が消
滅可能性都市を脱却して新しい方向に向かっていくというような、やっぱり第6次の総合振興計画
だとか、それから第2次の都市計画マスタープラン、このようなものを十分意識した内容、そして
やはりこの機会を、いろいろSNS等もありますから、上手に使った嵐山町の売り込み、そういう
ことが求められてくるのではないかと思います。その辺含めてお尋ねしておきます。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 まず、職員育成事業でございますが、こちらは特別旅費が
55万1,000円増額といったことで、こちらはB&Gの研修ということで、日数にすると33日間、沖縄
または鹿児島の方で研修するといった内容でございます。

60周年についてなのですが、ちょっと今、ごめんなさい。私のほうでよく理解できなかったの
ですが、こういった……すみません。

○狹守勝義委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 記念歌についてご質問いただいております。まだ名称も仮称ということでござい
まして、第二町歌、記念歌、これも一応仮称ということで計上させていただいております。いわゆ
るご質問のとおり、これをつくっていくという意義については、先ほどご説明したとおりでござい
ますが、やはり町民にとって親しみやすい、そして嵐山町をイメージした歌ということになります
ので、この歌をいきなり募集するという前に、一つの段階として、例えば町民の方々から、この歌

の中にこういったフレーズを入れてほしいとか、こういった景色を入れてほしいとか、こういった言葉を入れてほしいと、このようなことも募集をさせていただいて、そういったものを前提として歌詞あるいは曲、そういったものを募集をかけていくということも必要なのではないかなということとで考えております。ぜひ嵐山町にふさわしい、嵐山町の町民にとって非常に親しみやすく、またみんなで歌えると、このような歌をつくっていくということを前提にして考えてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 その沖縄、鹿児島の方に行ってどのような指導を受けてくるのかという、その内容というものは出ているのでしょうか。それについてもお尋ねしておきます。

それと、今副町長が答えていただいたのですけれども、今はやっぱり60年を生きているみんなでつくり上げるようなところにぜひとも、これは意見になってしまいますからあれですけれども、運んでいってもらいたいなというふうに希望します。

1点目だけお願いいたします。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、B&Gの研修の内容なのですが、こちら今資料が手元にございまして、必須課題というところをちょっと読ませていただきますと、1、自然体験活動を通じた郷土教育の実施1回以上、水辺の安全教育の指導または指導補助1回以上、B&G海洋性レクリエーション指導者リーダー研修の実施、あと所属海洋センターの指導者等への研修内容の報告、伝達といったことになっております。

内容としては、あとは水泳の実技とか、海洋性レクリエーションの実技とか、あと安全管理、リスクマネジメントといったことで、研修方針にもここに書かれておるのですが、子どもたちに安全に事業を行う指導者を養成するに当たり、一定のレベルのスキル、知識、安全管理能力を有したと認める者のみを研修の修了者とする、そういったことで方針もあります。そういった内容となっております。

ちょっと分かりづらくて申し訳ないのですが、以上です。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今の内容が、それぞれ嵐山町にまた帰ってきて、やはり生きるような研修にしたいし、人材育成は大事ですから。

それで、やっぱりこの予定をする人数というのはどのぐらいいらっしゃるのですか。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 1人で考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目は、地方特例交付金、この減収補てんがありますけれども、これは何の分が交付されているのでしょうか。

続いて、会計年度職員、新年度何人になるのでしょうか。

次に、LEDの関係ですけれども、これ聞いてもらいましたが、例えばこの議場の水銀灯、このくらいの大きさというのは、もうあるということで、この議場も替えるということなののでしょうか。

それから、嵐山町歌なのですが、何人も質問されて答弁いただいているのですけれども、委員が5人ということで、その中には町長、副町長あるいは教育長という三役は入っていくのか。やはり音楽的センスのある人がここは入っていくことが大事だなと思うのです。ちょっと町長笑っていますけれども、音楽的センスがあるのか、いや、分からないですよ、私は。教育長にあるのか分からないですよ。あればいいのですけれども、無理して入らなくてもいいのではないかなという。これはちょっと意見になってしまいました。三役が入るのかどうかを伺いたいと思います。

それから、曲と詞が別々な場合というか、歌謡曲なんか、そういうことのほうが多いと思うのですけれども、そういう別々なのも受け付けるということでやっていくのか伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは地方特例交付金につきましてお答えいたします。

地方特例交付金は、国の制度変更等により地方が減収となるなどの影響が出る場合に交付される交付金でございます。令和7年度における地方特例交付金につきましては、平成21年度の税制改正において住宅ローン控除制度を受けた方で、所得税から控除し切れなかった額がある場合は、翌年度の個人住民税から税額控除できるとされており、その住民税の減収に対する補てんとして交付されるものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 まず、会計年度任用職員さんの人数でございますが、一般会計で予算計上している会計年度任用職員数は115人となっております。なお、会計年度任用職員管理事業の中で社会保険料を負担する職員については、現在50人で予算計上しております。

次に、LEDの照明ですが、全庁の照明を替えるという方針で今のところ考えております。議場のこういった水銀灯についても、当然LED化する予定で、先ほどお答えしたとおり考えてはおるのですが、こういったものが適しているかというのは、これからまた検討していく形になるかなと思います。

あと、嵐山町歌、どんなものを期待しているかということですが、まず詞と曲については、別々に作成をしていく形に最初になるかと。まず、詞からつくって、それから曲といった形になるかと。

思います。どういった曲ということについても、これからになるかと思います。委員さんについても、これからまだ検討するといったことで考えておりますが、三役については入れないような形で方針は考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 平成21年の、そうですか、住宅ローンの関係なのですか。ちょっと私、勘違いしていたのです。石破総理が地方創生2.0というものを打ち上げて、新しい地方経済・生活環境創生交付金というものを出しているということなのです。だけれども、嵐山町にこれ見当たらないので、その分のお金がここに来ているのかなと思ったのですが、その交付金は来ていないという、嵐山町はその事業をやっていないということなののでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、会計年度任用職員なのですけれども、115人と。この予算では括弧で117人とあるのですけれども、ちょっともう少し詰めたら115人になったということなののでしょうか。この予算書と若干の違いを伺いたいと思うのです。

それから、経験が大変大事なわけですので、その経験を生かしていくべきだと思うのですけれども、年数が来たからやめるということではなくて。その辺はどうお考えか伺いたいと思います。

照明なのですけれども、水銀灯、大変大きいわけですね。この大きさが合うのがあるのかというのはこれから調査なのですか。場合によったらこのままいくよということもあるのか、その辺伺いたいと思います。

嵐山町歌はいいです。結構です。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

川口委員ご質問の石破総理が言っている地方創生の関係の交付金ですが、そちらについては令和7年度の当初予算では嵐山町のほうは計上はないということでございます。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 会計年度任用職員さんの関係でお答えいたします。

予算のほう、川口委員がおっしゃる117人で、私が申し上げた115人と2人誤差があるけれどもというお話かと思います。こちらは2人、再任用の短時間の職員がおります。そちらの関係になります。

次に、経験を積んだ方をといったお話なのですが、以前も別の議会のときにお話があったかと思うのですが、一応経験を生かした方がいていただくと、いろいろ助かる面があるのですが、やはり平等性も考えまして、職員を最初から会計年度ごとに募集をかけて、面接をして、採用させていただくといった形で進めております。

LED化についてですが、こちらまだ細かい検討はしていないような状況でして、それについて

もまたこれから検討する形になるかと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の18ページですけれども、森林環境譲与税が3,200万円から2,900万円の減額の理由です。森林面積の減少と言えるのかどうか伺います。

それから、同じく18ページ、利子割交付金60万円から170万円の増の理由を伺います。

それから、20ページですけれども、法人事業税交付金の増、4,000万円から4,400万円への理由を伺います。

それから、同じく20ページですけれども、環境性能割交付金の伸びの理由を伺います。

22ページ、地方交付税の増について、公債費償還分は基準財政需要額に含まれている予定ですが、従来の臨時財政対策債に関しては、地方交付税の令和6年度分との差額の増額分4,000万円で、その部分が含まれているのかどうか伺います。

それから、22ページですけれども、地方交付税のうちの公債費償還分の比率と金額の算出を伺います。

218ページになりますが、公債費償還金事業6億298万4,000円のうち、令和7年度または令和11年度までに完了する債務数及び債務額を伺います。

13ページ、戻っていますね。減債基金から3,606万8,000円を取り崩し、臨時財政対策債の償還に活用ということですが、臨時財政対策債償還分は地方交付税措置ということではないのかと思うのですが、その部分がどこになっているのか伺いたいと思います。

23ページ、特別交付税の算出事業について伺います。

それから、55ページ、し尿券売捌手数料20万9,000円が12万4,000円で、実績によってやるものだから、令和6年度は浄化槽を下水道に変換した、亡くなった人が多くあったという理由になるのか伺いたいと思います。

それから、79ページです。自動車借上料1,077万8,000円が964万9,000円になっています。町が保有する台数、リース台数、そのうちの電気自動車の台数とハイブリッド車数を伺います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から質問項目176番から184番についてお答えいたします。

まず、森林環境譲与税の関係でございます。森林環境譲与税の減額の理由につきましては、令和6年度、昨年度の当初予算は320万円を計上いたしましたが、令和6年度の交付見込額がおおよそ290万円となっているため、それらを参考に30万円減額の290万円を計上いたしました。森林面積の減少が減額の理由ではございません。

続きまして、利子割交付金のお答えいたします。利子割交付金の増の理由につきましては、

埼玉県から示された交付金の交付見込額の伸び率を参考に増額をしております。預金等の金利の上昇による利子の増加が大きな要因だと考えております。

続きまして、法人事業税交付金につきましてお答えいたします。法人事業税交付金の増の理由につきましても、埼玉県から示された交付金の交付見込額の伸び率を参考に増額をしております。法人の売上げの増加等により法人事業税の増加が大きな要因だと考えております。

続きまして、環境性能割交付金につきましてお答えいたします。環境性能割交付金の伸びの理由につきましても、埼玉県から示された交付金の交付見込額の伸び率を参考に積算を行っております。主な伸びの理由につきましては、令和7年4月1日から税率区分が見直されることが主な理由だと考えております。

続きまして、地方交付税の増の分の臨時財政対策債の関係でございますが、地方交付税につきましては、普通交付税が4,200万円増の8億4,700万円、特別交付税が200万円減の7,000万円で計上いたしました。普通交付税の積算については、地方財政計画やこれまでの交付実績等を参考に積算を行っております。普通交付税の増につきましては、令和7年度は臨時財政対策債の発行がなくなったことも増加の一因となっております。

続きまして、地方交付税のうち公債費償還分の比率と金額につきましてお答えいたします。令和7年度の町債の償還額に対する普通交付税への算入見込額につきましては、元利償還金6億2,400万9,000円のうち約3億4,200万円、率にして54.8%が普通交付税の基準財政需要額に算入される見込みでございます。

続きまして、182番につきましてお答えいたします。令和7年度に完了する債務数については10件、債務額は2,633万円でございます。また、令和11年度までに完了する債務数については54件、債務額は5億8,934万円でございます。なお、債務額については、令和7年度当初の残額を債務額としております。

続きまして、183番につきましてお答えいたします。減債基金からの繰入金につきましては、令和3年度、令和5年度、令和6年度に交付税の再算定により臨時財政対策債償還基金費として、今年度の臨時財政対策債の償還に充てるために交付されたものを繰り入れたものでございます。この分は、本来であれば交付税措置を行うべきものを前倒しで交付されたものでございますので、その分は後年度の交付税の算定からは除かれることになります。したがって、令和7年度の交付税の算定において、これらの額は措置されません。

続きまして、特別交付税の算出事業についてお答えいたします。特別交付税の算定につきましては、前年度の交付実績等を参考に積算を行っております。個別の算出事業につきましては、主なものといたしましては、文化財に要する経費、有害鳥獣に要する経費、地方バスに要する経費などがございます。また、その他の分としては、特殊財政需要分となりまして、こちらの算定につきましては、具体的にどの事業に幾ら交付されたということは分かりませんので、国全体の災害の発生状

況などにより大きく変動する可能性がございますので、特別交付税については過大な見積りにならないように予算計上のほうを行っております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 し尿券の件につきまして、会計課のほうからお答え申し上げます。

今回の積算におきましては、売りさばき枚数の減少傾向の持続性が認められたために、実績に合わせて計上したものでございます。し尿券の売りさばき枚数が減少した具体的、直接的な原因は不明なのですが、恐らくなのですが、浄化槽への切替えの件数が大きな原因ではないというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから町が保有する台数、リース台数、うちE V車数、ハイブリッド車数についてお答えさせていただきます。

町が保有する台数は4台、リース台数が35台、うちE V車が1台、ハイブリッド車が4台、プラグインハイブリッド車が1台でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 臨時財政対策債と地方交付税の関係なのですが、これで6年度までの部分は臨時財政対策債の返還分は地方交付税に入っていないということですよね。そうすると、今後入ってくる地方交付税の臨時財政対策債の返還分というのは、令和3年度分の返還が入ってくるというふうに計算するというものでいいのでしょうか。そして、その部分に関しては、やはりしっかりと地方交付税の対象になってくるというふうに考えていいのでしょうか。

○狹守勝義委員長 その1点でいいのですか。

○渋谷登美子委員 いいです。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

臨時財政対策債の償還基金費、こちらは先ほども申し上げました令和3年と令和5年、6年、そちらの再算定で、後年度分の臨時財政対策債の償還分を前倒ししていただいたものなので、そちらは全て減債基金のほうに積立てを行って、結局前倒しして行っていますので、その分というのは当該年度の交付税算定、例えば3年度分の臨時財政対策債の償還基金費については、一定額、毎年700万円程度が交付税の算入から除かれることになります。それで、令和5年度についての償還基金費としてもらった分は6年度、7年度の2か年分を前倒しして、一部を措置されたものでございます。

それで、令和6年度分として交付されたものは、令和7年、8年の分の2か年分を措置されたものでございます。それを一旦町のほうは基金に積立てを行って、その分の分として公債費のほうに充てているわけでございます。決して交付税措置がされないということではなくて、前倒ししてもう既にされているということでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 臨時財政対策債の償還分というものの残額というのはどのくらいあるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 予算書の228ページを御覧いただきますと、臨時財政対策債の現在高の見込額が表示されております。令和7年度末の臨時財政対策債の残高の見込額は27億2,544万7,000円でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたしますが、入替えのみということにさせていただきます。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時42分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 よろしく願いいたします。ナンバー12、13、14、19、4つ私のほうからご質問させていただきます。

まずは、予算書99ページ、国勢調査事業に関しまして町の負担はあるのか。

続きまして、予算書の171ページ、防災拠点整備事業に関わる研修負担金、これについて研修先、また目的、内容についてお伺いします。

同じ171ページ、衛星系防災行政無線再整備負担金、事業に関しまして町の現在の状況と、これについて何か今後変化があるのか。

そして、予算書73ページ、オンライン申請管理システムの稼働の予定についてよろしく願いいたします。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうから通告書の番号12番、19番についてお答えさせていただきます。

まず、国勢調査事業、事務については国の10分の10の補助ということで、町の負担はございません。

それから、19番、オンライン申請管理システムの稼働予定についてですが、こちらにつきましては現在のところ決まっておりません。生涯学習課が中心となって、令和7年度中の導入、稼働を予定しているところであります。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは、ナンバー13番、まずご説明させていただきます。

この研修の負担金178万8,000円の内訳につきまして申し上げますと、B&G財団の防災拠点整備事業に係る支援金を活用いたしまして、1つ目といたしましては、小型車両系建設機械（整地等）に係る特別教育の受講負担金が2万4,000円掛けることの25名で60万円、2つ目といたしまして、小型車両系建設機械（整地等）に係る安全教育、こちらがレベルアップの研修になるわけですが、レベルアップの研修の受講負担金が1万円掛けることの25名で25万円、3つ目といたしまして、小型車両系建設機械、こちらが解体用に係る特別教育の受講負担金が2万6,000円掛けることの28名で72万8,000円、4つ目といたしまして、ドローン研修会の受講負担金が1万円掛けることの21名ということで21万円として予算計上しております。

研修先につきましてですけれども、小型車両系建設機械に係る研修は、基本的には熊谷市の江南クレーン教習所を予定しております。ドローン研修につきましては、株式会社深谷自動車教習所内にある深谷ドローンスクールの方を講師として役場にお招きし、法令関係等について役場会議室で研修を行った後、B&G海洋センターのほうで実際に操縦体験を行う予定となっております。

続きまして、ナンバー14の衛星系防災行政無線の関係でお答えいたします。こちらにつきましては、負担金1,200万円の内容といたしましては、大規模災害時における通信確保を目的として運用されております埼玉県の衛星系防災行政無線の再整備ということでありまして、現行サービス、こちらが第2世代というふうに言われておりますけれども、こちらが令和9年度末で終了することから、国が進めております第3世代化への移行に伴い、アンテナ等通信機器更新工事負担金といたしまして2,400万円掛けることの2分の1、県が50%、町が50%として予算計上しております。

続きまして、今後の事業に関する町の現況と展開につきましては、衛星系の現行システムは、平成29年1月に更新されておりますが、地上系無線をバックアップする意味で設置されておりまして、平常時は行政連絡等の通信機器として利用されております。その上で、平時から使用しているNTT回線やインターネット回線等の通信事業者回線が災害等により大規模な通信障害が発生した場合を想定し、県等との情報伝達の迅速化及び円滑化並びに災害対応体制強化を図るべく、県防災行政

無線を使用した定期的な情報伝達訓練が実施されております。令和7年度におきましても、令和6年度と同様に情報伝達訓練が実施される運びとなるかと思われます。

以上です。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 ありがとうございます。

まず、国勢調査ですけれども、これはいつから開始になるのか。私も実を言いますと、令和2年、区長をやっているときに、この国勢調査をさせていただきました。大分大変なお仕事で、うちも区からもう一人出させていただいて、それで調査をさせていただいたのですけれども、この各区の調査員の数というのは、これは最初から国のほうから決められているのか、それとも町のほうから、ここは何人という形で配置をされているのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、防災拠点整備、衛星系防災行政無線に関しましては、大変よく分かりました。ありがとうございます。

オンライン申請ですけれども、施政方針の中で町長の文章の中で、令和7年8月、本格稼働予定ということがちょっと書いてありましたけれども、これはここに向かって一応稼働予定で計画を進めていくというようなことでよろしいのでしょうか。

それと、あとは当初予算、基本条例関係資料の中で、これは他の自治体の比較検討というところなのですけれども、LINEアカウントを活用してという一文があります。これも同じような形で今現在、町が活用している、そういったLINEを使った状態で、これを同じような形で活用するのか。そしてまた、これは町内、町外にかかわらず、例えば施設の予約をする場合でも、町外の団体もこういったことを活用して予約が可能になるのか、そういったところをちょっとお伺いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 2点でいいですね。

○宮本大裕委員 はい。

○狹守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 まず、国勢調査のほうからですが、基準日は10月1日が基準日となっております。ただ、これはあくまで調査の基準日でありまして、もう具体的に言いますと、今年度、令和6年度の夏頃に調査区の見直し、設定、そういった事務はもう既に発生しておりまして、前回の調査に基づいて、特にアパートが増えたところですか、前回の調査員さんの負担が大きかった地区なんかは個別に区長さんに事前にご相談して、調査区をちょっと分割して、各区の区長さんにご足労願って調査員さんの推薦をいただかなくてはいけないのですけれども、やはりその負担を減らすという形で調査区の設定、それから調査員数というのは方法を確定している状況であります。基本的に国の方針としましては、一定の基準を満たさない限りは、調査区の増減というのは認めてくれないわけなのですけれども、今回その基準に合致するような調査区につ

きましては、調査員、それから調査区のほうを分割して増やす形というのを取っております。

参考までに、前回ですが、実際に各区から選出いただいた調査員さんの数というのは、約90名ほどいらっしゃいました。それから、調査区につきましても140数地区ございました。なので、今回ご依頼する件に関しましても同様に、若干多めの調査員さん、それから調査区についても2から3の調査区が分割で増えるような想定をしております。

続きまして、令和7年8月稼働予定かというところとLINEの公式アカウントとの連動性、それから町内外を問わず予約可能になるかという形のものなのですが、今回このオンライン申請管理システムという形で計上はさせていただいていますが、地域支援課としましては、単なるオンライン申請を単体で入れるということではなくて、そのシステムを入れるに当たって、なるべく汎用性のあって、ほかの課にも利用可能なもののアプリケーションという形で、生涯学習課のほうに提案をしたものになります。こちらは、業者さんをお願いしてシステムを構築するというよりは、よくCMでございますキントーンとか、ああいうノーコードツールを活用したアプリケーションになりますので、そういった意味で、導入は早期に実現可能なのですが、いずれにしても担当の職員がノーコードツールを活用してシステムを構築しなくてはいけませんので、その作業感というか負担感によって、料金は安いのですが、ちょっと若干現状の運用と、これを活用してどういうふうシステムを確立していくかというところで多分時間を要するのかなと思います。というので、委員さんご質問の7年8月稼働可能かという観点でいうと、可能とは思いますが、その内容についてはちょっと精査が必要なのかなというところですよ。

それと、LINEの公式アカウントを活用、この仕組みにつきましては、今導入予定をしているこの仕組みにつきましては、官公庁専用のアプリケーションで、LINEの公式アカウント経由で、このノーコードツールを連動させて施設予約という形で受け付けられるものになっております。ですので、当然町内外問わず、ただしLINEの公式アカウントに登録していただいた方という限定はつきますが、そういった意味で施設管理のほうを運用していけるのかなというふうに思っております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時25分

○狛守勝義委員長 若干早いのですが、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 それでは、ナンバー48、予算書50ページ、18款寄附金、6目企業版ふるさと納税、

こちらについて科目設定とした理由をお聞かせください。

続きまして、質問50番、予算書73ページ、(20)、電子自治体推進事業、内部情報システムの更新の概要、新規に行われるそれぞれの業務の内容と実現するサービス。

続いて、51番、予算書82ページ、8自治振興費、(2)、地区集会所等補助事業、こちらの補修箇所とあるそれぞれの内容についてお教えてください。

続いて、質問事項の52番、予算書82ページ、同じく8自治振興費、(3)、コミュニティ推進事業、こちらに計上されています地域コミュニティ事業補助金の交付先についてお教えてください。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私のほうからは48番、企業版ふるさと納税、科目設定とした理由と51番の地区集会所補助事業、補修箇所、それぞれの内容、52番、コミュニティ推進事業、地域コミュニティ事業補助金の交付先の3点についてお答えさせていただきます。

まず、企業版ふるさと納税、科目設定とした理由でございますが、提案している町のプロジェクトに対して企業様から寄附があつて初めてその寄附対象事業費が決まります。現状は歳入額として目標額を設定すると、その事業の財源充当先事業を決めることになるのですけれども、もしその事業に対しまして寄附の申出がなかった場合につきまして、その事業の財源に穴が空いてしまいます。そのため歳入額を科目設定の1,000円としているものでございます。

続きまして、地区集会所補助事業の補修箇所それぞれの内容についてなのですが、地区集会所補助金の交付内容ですけれども、令和7年度につきましては4地区から4件の相談がございました。それぞれの修繕内容につきましては、まず川島集会所、こちらの集会所で使用する椅子の購入の関係です。2つ目が平沢コミュニティセンター、こちらは自動ドアの駆動装置の修繕、3つ目が吉田1区公民館エアコン故障による交換修繕、4つ目が根岸集会所、こちら床の修繕でございます。以上が集会所の関係でございます。これに加えて、区内にある掲示板関係の設置事業の補助金があり、予算計上は126万5,000円としているものでございます。

続きまして、コミュニティ事業補助金の交付先なのですが、令和6年度の交付の状況なのですが、こちらはコミュニティ活動として計16団体、花いっぱい活動として計10団体となっております。両方実施している団体は9、どちらか一方の団体は8です。令和7年度の交付先は、基本的に同じ団体からの申請を見込んでおります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 ナンバー50はいいのでしたっけ。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうから質疑番号50番、電子自治体推進事

業の内部情報系システムの更新の概要、新規に行われるそれぞれの事業の内容と実現するサービスについてお答えさせていただきます。

まず、大変申し訳ありません。事務局のほうの確認漏れで、今回73項に記載されている事業概要、4つの新規事業が盛り込まれているのですけれども、こちらの一番上のウェブ会議用ノートパソコン購入につきましては、申し訳ありません。削除漏れとなっております記載になっておりますが、令和7年度の予算上での計上はございませんので、この場を借りてご訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

では、内部情報系システムの更新につきまして、まずご説明させていただきます。この事業につきましては、令和6年度に実施した事業になりますが、その更新した業務にひもづいて、各職員のLGWAN系のパソコンに導入しているウィンドウズ10というものが本年10月にサポート切れを迎えますので、こちらの更新業務がございますので、記載させていただいております。これが新規のウィンドウズOSアップデート業務委託という形での計上になっております。

続きまして、次の新規事業のオンライン申請管理システムにつきましては、先ほど宮本委員さんのご質問にもございましたが、あくまで公共施設の予約サービス導入に伴い、汎用性のあるノーコードツールのアプリケーションを導入するものというふうになっております。あくまでノーコードツールのため、職員自らが作成していかなくてはなりませんので、まずは公共施設の予約という形で特化した形で導入を始め、それを皮切りにいろんなものに汎用が、公式LINEを活用しながら住民サービスの利便性の向上が図れると思いますので、このサービスを導入予定という形になっております。

続きまして、ビジネスチャットツールの導入につきましてご説明させていただきます。こちらは昨年から今年度の議会中に畠山議員さんのほうからも一度ご質問をいただいたL o G oチャットというツールがございますが、今現在これを想定しております。こちらにつきましては、ビジネスチャットツールということで、嵐山町においては現在無料のチャットツールを活用している状況であります。しかしながら、この無料で利用しているチャットツールが諸般の事情により有料化ということになりまして、同じ有料化になるのであれば、もっと汎用性のあるLGWAN環境でも使える優良のチャットツールを活用したいということで、こちら計上させていただいております。こちらは、埼玉県のほうで共同調達という形で、自治体特化の単価での導入が可能となっておりますので、こちら昨年度から始まった事業であります。年度途中の加入も可能というご回答を県のほうからいただいておりますので、こちらを活用しながら、今無料であるチャットツールから、このL o G oチャットツールというものに切り替えるものになります。

それと、それぞれの実現するサービスというところで、今のご説明の中にも様々な観点のお話をさせていただきましたが、ノーコードツールに関しましては、住民の利便性の向上ということで、最初は、まずは施設予約という形で特化した形での導入になりますが、今後ライセンスが幾つかい

ただけますので、ほかの電子申請も含めたサービスに拡充できるかどうかというのは今後の課題ではありますが、検討を重ねていきたいと思っております。チャットツールにつきましては、これまで同様、通常の職員間の正式なコミュニケーションツールとしての情報ツールという観点と、現在も行っていますが、非常時の参集ですとか職員の安否確認ですとか、そういった緊急時の対応にも活用できるものというふうに考えております。

ウィンドウズアップデートに関しては、住民の方々に直接的なサービスの拡充というものはございませんが、行政が管理している重要な情報をセキュアな環境で外部の攻撃から守るために必要な施策となっておりますので、セキュリティの確保という形がサービスの概要というふうになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、再質問させていただきます。

まず、48番の企業版ふるさと納税なのですけれども、答弁いただいた提案プロジェクトというのは既にホームページ上に出されているものだと思っておりますけれども、新たに別の形の提案プロジェクト等を立ち上げて、企業版ふるさと納税を進展させると、そういったお考えはあるか。

それから、予算化すると財源充当しなければいけないという技術的な問題もあるということなのですけれども、これはそういうふうにお答えいただきましたけれども、ほかの形での財源に充てて、ほかの形といいますか、違う、要は本来その目的としたものに一時的に充てておくとか、あるいはそれがなかったら、未達だったら、その事業はできないというか、そういった事業として組み立てることはできないのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。これいろいろ今後のそういう提案、寄附金とか、そういったものの使い道とのひもづけということで非常に大事なことになると思いますので、その辺ちょっと教えてください。

それから、50番、電子自治体のほうは、これはナンバー48、予算書50ページ、18款寄附金、6目企業版ふるさと納税、これは予約サービス等に使われるノーコードツール、先ほど宮本さんのところでも出てきました。ノーコードと言っているから非常に便利なのかなと思うのですが、ノーコードツールの商品名といいますか、そういったものが分かりましたら、ちょっと教えてください。

それから、ビジネスチャットなのですけれども、こちらはその後、畠山さんの質問もあるようですので、無料ツールが有料化されてしまったということなのですけれども、使っていた無料ツールが、差し支えなかったら何だったのか。新しいのはL o G oチャットということでお聞きしましたので、何が有料化されてしまったために使いにくくなってしまったのかということで、その何がちょっと教えていただけたらと思います。

それから次、集会所補助事業、それぞれ教えていただきました。一つルールを教えてください。

のですけれども、それぞれ椅子の購入、自動ドアの修理、エアコン修理代、床修理、修繕とお聞きしたのですけれども、目標とする、区長さんから多分お願いが出ているのだと思うのですけれども、全体の費用の何%を補助するのかとか、何かルールがあるはずだと思いますので、その辺の適用するルールを教えていただけたらと思います。

それから、地域コミュニティ事業補助金、こちらについては分かりました。16団体ということで、個々にお聞きするあれはないのですけれども、それぞれの理由で16団体に分けられているのでしょうか、使い道の主なもの、どのような用途で、その団体の中の活動で使われているのか、お聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、企業版ふるさと納税、新たに設定する事業の予定はあるのかというところなののですけれども、今現在の地域再生計画につきましては、今年、今月で一旦切れます。新たに3年間、この企業版ふるさと納税の制度のほうが延長されました。それに伴いまして地域再生計画というのを今国のほうに提出しまして、その地域再生計画の変更の手续をしているところなののですけれども、基本的にはこちら企業版ふるさと納税につきましては、事業の種類といいますか、提案している町の地方創生を推進する4つの事業としては変わりませんので、4つ申し上げますと、人の流れをつくる事業と、住みよい環境をつくる事業、安心して結婚・出産・子育てができる社会をつくる事業、雇用をつくる事業、この4つにつきましては変更はございません。これにひもづきます町の事業、細かい予算書に載るような事業につきましては毎年変わるものではありませんので、今申し上げますと、今現在、地域再生計画変更の手续をしているところの中で、町の事業としての予算ベースといたしましては25事業ぐらいございます。ただ、ホームページとかで公開している町の事業としては、これが全部載せ切れておりませんので、基本的には企業様のほうから寄附の申出をいただいて、それを4つの事業のうちどれに充てるかということをご指定いただきまして、その中からそれにひもづく細かい町の事業のほうに財源のほうを町のほうで割当てさせていただいているものでございます。よって、新たに予定するものがあるかというお話の中では、地方創生を推進する4つの事業については変更がございません。

それとあと、ほかの形で財源のほうを仮にでも充てることのできるのかというお話だったと思うのですけれども、そちらにつきましては、基本的には仮で財源充当ということは考えていない状況でございます。

続きまして、地区集会所補助事業の関係なののですけれども、全体の補助率のお問合せだったと思うのですけれども、集会所補助事業につきましては、地区集会所設置費に対する補助金交付要綱、町の要綱がございまして、その中で区分ごとがございまして、新築、改造、修繕、備品購入、敷地内整備という項目があるのですけれども、いずれも補助率は2分の1となつてございます。それぞ

れ補助率は2分の1なのですけれども、限度額といたしまして、新築につきましては750万円まで、改造につきましては600万円まで、修繕と備品購入と敷地内整備につきましてはそれぞれ100万円までとなっております。ただ、現状新築というのはなかなかないのかなと思っております。

続きまして、地域コミュニティ事業、各地区で実施されている主なものといたしましては、敬老活動でありましたり、世代間交流でありましたり、地区のお祭り、地区のスポーツイベント、文化活動、健康活動、あと集会所の維持活動、主なものとしては以上になります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、まずノーコードツールの予定しているアプリケーション先ということなのですけれども、現状想定しているのは株式会社Bot Express社の「GovTech Express」というアプリケーションの利用を現在想定しているところになります。こちら官公庁専用のアプリケーションとして開発されたものになりますので、ノーコードツールを活用したアプリケーションになりますので、ノーコードツールですが、官公庁に特化した形のものというふうになっております。

それと、チャットツールの今現在使っている無料版の会社ということですが、こちらNTTさんが提供している「elgana」というビジネスチャットツールになります。こちら理由というよりは、有料化に伴って、より職員が活用していくのに、どうせ有料化のものを利用するのであれば、より職員の拡張というか、利用が図られるものということで、違いといいますと、インターネット環境だけではなくて、LGWAN—ASPの環境を利用できますので、今は職員のご協力をいただいて、個人のスマートフォンだけの運用になっておりますが、自席にて自分のパソコンで通常時はパソコン上でも利用が可能というふうになっております。また、こちら自治体での導入実績がかなり多いチャットツールになっておりますので、他の自治体とのグループチャットですとか交流というものもこれ上で、LGWAN経由でセキュアな環境でチャットというか情報共有というのですか、交換ができる仕組みとなっておりますので、その点についてはかなり利点なのかなというふうに思っております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 2点だけ再々で聞かせていただきます。

51番の自治体振興の地区集会所のほうは分かりました。2分の1補助ということで分かりました。これで、こういう修繕とかはもう恐らくめじろ押しで、各区から上がってきているのではないかと思いますけれども、今回の予算に入れたかったけれども、漏れてしまったとか、恐らく各区で順番待ちみたいになっているのではないかと思いますのですけれども、バックログといいますか、その辺はおありなのでしょうか。その辺はどうお考えなのかというのをちょっと聞かせていただければと思

います。

もう一点は、電子自治体の中の予約サービスのところです。ノーコードツールという言葉が何度も出てきているのですけれども、名前だけ聞くと割と簡単に、いわゆるプログラム言語を使わないでもできるというような意味なのだろうとは思っているのですけれども、これとてやはり研修とか何かがないと、職員がすいすい、すいすい自分が合理化できるようにつくれるというものでもないのでしょうか。その辺の研修計画を立てて活用を図っていくとか、その辺のお考えはあるでしょうか。

以上、2点です。

○狛守勝義委員長 2点で。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 地区集会所の修繕の補助事業の関係で、各区から相談を受けているもので順番待ちはあるかということなののですけれども、今現在相談を受けているものはございません。基本的には、新年度予算を編成する11月中までに町のほうに申し出てくださいというお願いはしてあるのですけれども、それで一旦締め切った後、今のところ相談はないのですけれども、今後自然災害ですとか、あとは何かで、委員さんおっしゃるとおり、集会所というのは大変年数経過している箇所もございます。何か不具合が出てきた場合につきましては、柔軟に対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 ノーコードツールの研修等についてということで、ノーコードツール全般につきましては、やはり最近CMとかでも聞き慣れた言葉になっておりますが、小林委員のおっしゃるとおり、あくまでこれはプログラム言語を習得していなくても、プログラムを作成できるといううたい文句にはなっています。なので、一定の知識があれば、要は部材を組み立てながら、ありとあらゆる手続を作成できるというのがこのアプリケーションになっております。ただし、やはり実際に導入している自治体の、これは5つのライセンスを基本のベースとして最初は与えられるわけなのですが、そのライセンスで幾らつくろうが無制限で使いたい放題というやつなのです。ただ、やはり実際に運用して作成するとなると、本当に単純なものであれば、安易にどんな職員でも活用できるのですけれども、今回のように施設管理予約の中で、例えば今現状行っている予約の業務について、本当にそれどおり全てが適用できるかというのは、なかなかやってみないと分からないというところが正直でございます。

ただし、ここに関しては、このツールのいいところは、他の自治体で導入している、一回構築した仕組みを一応最初承諾を得ながらコピーをして、その仕組みに合った形で打ち替える形だけで利用できるというものもあります。なので、あくまでまずは、ちょっとまだ予定ですが、契約させて

いただいた段階では、その、例えばほかの自治体でやっている施設予約の構築したものを共有させていただいて、一からつくるのではなくて、現状やっている予約に近いものを生涯学習課のほうでまずはちょっと使ってみて、それからどういう活用をしていくかというところに広がりがあるのかなというふうに思っています。先ほどご説明させていただいたように、あくまでノーコードツールですので、このアプリケーションを利用すれば無限大に何でもできるというのは、理屈上は成立します。ただし、とはいってもやっぱり操作するには常に職員がこれに向き合って業務をやれば可能なのですが、やはり隙間時間で可能な限り、人の手をかけないでやっていくという運用になると、少しずつ広げていかないと、なかなか全てにおいて、例えば電子申請を全てこれに持っていくというのは、かなりハードルが高い案件なのかなというふうに思っているところであります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、まず97番のビジネスチャットツールの活用についてでございますが、以下3問全部もうかぶっているのですが、チャットツールのところで、これが予算が通れば切替え時期というのはいつぐらいにこちらのチャットに切り替えるのか、時期をお伺いしたいと思います。

そして、107番のほうの衛星系防災行政無線の負担金1,200万円という書き方なので、先ほど宮本委員の答弁の中には、令和9年度末で今までのやつが、埼玉県の防災何とかが終わってしまうので、こちらに切り替えますということでお話があったと思うのですが、そうしますとこちらの1,200万円の負担金で、期間はどのくらいこれでやっていけるのか教えていただきたいと思います。

そして、112番のオンライン申請管理システムですが、これは生涯学習課の予約以外、施設の予約以外に活用方法というのは、今回はもうあくまでも施設予約だけに特化して、今後は汎用性を持っているから考えていくという方法なのか、それとも例えば予防接種ですとか集団検診の予約まで今年度でやるのかというところを確認したいと思います。

○狛守勝義委員長 106はいいのですか。

○畠山美幸委員 106、チャットツール、これは先ほど小林委員のところで……

○狛守勝義委員長 防災対策事業。

○畠山美幸委員 106、あります。106は、内容については分かりました。様々なB&G財団のほうから支援をいただいて、機会はもらった。しかし、それを運転できるとか、資格がないと動かせないものが多いものだから、人数を決めて研修をするということは分かったのですが、これは職員だけでしょうか、それとも消防団にも行かせてあげるとするか、研修はさせるのか、お伺いしたいと思います。

以上3点です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 まず、ビジネスチャットツールの導入時期ということでございますが、一応当初予算ベース上は6か月ということで10月からの導入を見込んでおります。

続きまして、ノーコードツールに関して、まずは施設予約のところに特化して探してきたアプリケーションですので、まずは今回は今年度、施設予約について生涯学習課さんと連携しながら導入できるようにというのがまず最前提というふうに考えております。他の事業というところでございますが、今、畠山委員さんがおっしゃったように、当然子育て分野ですとか福祉の分野、対町民だけに限らず、内政、例えば地域支援課で行っている防災の関係ですとか、総務課さんの行っている事務で、通常の業務でノーコードツールを活用できるような、内政の事務のほうもございまして、具体的にいつ、どれだけという形でのお答えは難しいのですが、まずは体育施設のところで導入をさせていただいて、拡充すればするほど費用対効果が上がりますので、そこは地域支援課がフォローに入って、なるべく活用が広がっていくようにというふうに考えております。同時に、これはあくまで全ての方を対象にできるものというものではありません。前提として、やはり公式LINEアカウントにどれだけの人が登録していただけるかというところにも注力が必要なところになっておりますので、まずは特定事業で、いかにそういう登録者を増やしていったら、そういう登録者を増やす段階で、ほかにも活用できるものを広げていくというのが一番近道なのかなというふうに事務局では現在のところ考えているところになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは、106番と107番についてお答えさせていただきます。

まず、106番の防災拠点整備事業に係る特別教育に関してですけれども、こちらがB&G財団のほうから、各年度1回以上、重機操作技能の向上を目指した研修等を消防団員と自治体職員とが協力、連携して合同で実施することが求められておりますので、消防団に関しましては、職業を別にお持ちですので、お声がけをさせていただいて、参加いただければというふうに考えております。

それから、107番の衛星系防災行政無線の期間につきましてですけれども、先ほど令和9年度末でということですが、あくまでもこちらにつきましては県の防災無線ですので、町のほうではなくて。ですので、今第3世代ということですので、第4世代が出たらまた切替えという形になるかと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先ほどの112番だけ再質問させていただきます。

アカウント登録者を増やすということですが、今、施設予約をされている方は、割と年齢も高い方も施設予約されている方もいると思うのですが、アカウントを取る方法ですとか、やっぱりスマ

ホの使い方、これからこういうので予約できますよという、その指導というか、窓口でどういうふうに進めていかれるのか。今は、ふれあい交流センターとか、こちらの窓口とかで予約をしているわけですが、進め方をいかがするのか、お伺いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 あくまで他の自治体の実際の画面を見させていただく形での答えになると思いますが、LINEの公式アカウントに関しましては、LINEを登録していただいている方であれば、お友達登録をしていただくというのがまず1つの手段になると思います。そうしたときに、今後ちょっとUIというか、画面上の見え方というのは、ちょっと現状ではお答えしづらいところはあると思いますが、その中に施設予約というものが出てきたりだとか、先ほど言ったほかのもし手続的なものがあれば、そこから入れるという仕組みになっております。ですので、具体的に町民の方が、いろんなものに広げれば、やはりデジタルディバイド対策ということが当然必要になってくると思いますが、まずは特定の事業に特化した形で、その例えば施設予約でしたら施設予約の、押せば、LINEの、押していけば押していくほど、その利用規約に従って進めるような形になると思いますので、あとは生涯学習課さんのほうで、どういうふうな形でそれを予約システムとして確立していくかということにも左右されるところになります。ただ、使い勝手としては、あくまで画面表示に従って進んでいくものというふうに捉えております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私からは、この電子自治体の、いろいろな方がお聞きしましたけれども、まずこの3件の新規の事業があるわけなのですが、金額の内訳のようなものが出ているのですか、教えていただきたいと思います。

それから、防災対策の関係なのですが、これは先ほどの宮本委員の説明のときにもありましたけれども、かなりの人数が、25名だとか26名とか28名とかという数字が出ていましたけれども、この辺の、いわゆる人員の選抜というか、方法は、今は消防団の方もお声がけしてやっていくというふうな形で防災の厚みが出てくることで非常に結構なことだと思いますけれども、その辺のところはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それと、最後になりますけれども、125番の第6次総合振興計画の改定の内容、どのような取組になっていくかということです。お尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それぞれの新規事業の予算上の内訳ということになります。まず、ウィンドウズOSアップデートの業務委託につきましては130万円、それからオンライン申請管理システム、先ほどの関係につきましては198万円、それからビジネスチャットツールにつ

きましては半年で34万3,000円になります。

以上になります。

○狹守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは85番です。防災拠点整備事業に係る特別旅費に係る人員の選抜ということですが、こちらにつきましては令和6年度におきましても、まずは各課に動員といいますか、受講の希望を伺って、大分予想よりもいいでしょうか、参加いただけるという方が多かったものですから、それに加えて令和7年度におきましても、先ほど申し上げましたとおり、消防団員の方についても参加いただけるかどうかをちょっとお声がけしていきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私のほうからは、総合振興計画策定事業改定の取組についてというところでお答えさせていただきます。

現在の第6次総合振興計画は、令和3年度から12年度までの10年間としております。今回は、中間年の見直しでございますので、基本的には現在の計画の基本施策の中で、この5年間における社会情勢の変化または町の動きとかを勘案いたしまして、追加すべきところは追加し、修正すべきところは修正といった形で改定をしていく方針でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 このビジネスチャットツールまで入れると34万何がしでしたけれども、この新規事業の、いわゆる予算的なものというのは、このビジネスチャットは半年だから、この後も発生していくのでしょうか、それ以前のオンライン申請管理システムだったり、ウィンドウズのアップデート、これはもう令和7年だけで完了するというものでよろしいのでしょうか。

それから、防災拠点の関係も非常に手を挙げる方が多くてありがたいことだと思いますので、できる限り多くの人に受講をしてもらうような形で、たまには議会のほうにも声をかけてもらいたいぐらいです。検討してください。これは結構です。

それで、第6次総合振興計画の改定の見直しなのですから、これを見直す委員のほうの構成は現時点ではどのように考えていらっしゃるのですか。

○狹守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、お答えさせていただきます。

この3つの中で、ウィンドウズOSのアップデート業務委託に関しては、来年度で終了するものというふうになります。オンライン申請管理システム、ノーコードツールに関しましては、月額15万円、税抜きですが、使いたい放題という形になりますので、毎年かかる経費というふうにな

ります。それから、ビジネスチャットツールも同様になります。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 総合振興計画、審議の委員さんの構成なのですが、本年度といたしますか、毎年町の総合戦略の検証委員会という会議のほうを開いております。今年度も委員会のほうは開催したところなのですが、こちらの任期が令和8年3月末までとなっております。総合振興計画の審議会の委員さんもこちらのほうから、同じ検証委員会の委員さんをお願いしようと考えております。構成は、産業界といたしまして5名、教育機関といたしまして3名、金融機関からは2名、労働団体として1名、あとはマスコミ関係といたしまして1名、それと知識経験者といたしまして7名で、この7名のうち1名の方は一般公募となっております。合計19名とする予定でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 19名で構成するということでございます。それで、今の時代が非常に、コロナの後、いろんなことが起きているわけです。その中で、この見直しそのものは、19名の皆さんによって、年内にこれを仕上げていくということか、それとも次年度に繰り越すような予定があるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 総合振興計画と、あと総合戦略につきましても改定となる年度でございまして、こちらのほうを併せまして令和7年度、3月末までに改定のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ただいまの6次総合振興計画なのですが、そうしますと具体的に何かを改定したいというのは現段階ではないということなのですか。これから皆さんと、委員会でつくって、その中で協議をしていくというお考えなのでしょうか。

それから、防災拠点と衛星系の件は分かりました。結構です。

防災訓練なのですが、内容と備品購入があります。何でしょうか、伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 総合振興計画の関係なのですが、具体的にというお話なのですが、第6次総合振興計画を策定してから5年経過したところで、社会情勢ですとか町の動きの中で改定すべきところというのは、先ほどお答えしたところなのですが、では今現在の総合振興計画にのっていないもので、のせるべきものが何か頭の中にあるか、検討しているのかということなのですが、2点ほどちょっと考えておりまして、本年度、学校設置

場所関係で条例が定まりまして、令和11年度新校開校へ向けて学校再編事業が進む中で跡地利用とかの関係、学校跡地の利活用の関係がまず1点と、あと昨今言われておりますデジタル化、行政サービスにつきましてデジタル技術等を活用した行政手続のオンライン化、こういった自治体DX関連というのは進めるべきというところでお話が挙がっていると思うのですけれども、こういったところを検討しているところなのですが。

それとあと、総合振興計画、就任していただいた委員さんに意見を求めるというよりも、今現在の総合振興計画の中で改定すべき内容につきまして、各課のヒアリングを実施いたしまして、その中である程度といいますか、改定の内容を盛り込んできたなら委員会のほうを開催させていただきまして、意見を伺うとかということをやちょっと想定しております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは、128番の防災訓練につきましてお答えさせていただきます。

防災訓練の内容に関しましては、防災拠点整備事業に絡めて実施したいと考えておりますが、こういった訓練内容とするか、詳細は現時点では決まっておりません。その上で、B&G財団のほうから防災訓練を実施する場合は、1回につき3時間以上、20名以上の参加が求められておりますので、その要件をクリアすべく、各自治会、自主防災組織等を対象とした訓練を実施したいと考えております。

また、そうした訓練を実施する中で、消耗品費70万円、備品購入費60万円、燃料費10万円を予算計上しておりますが、実施する訓練内容によって購入する消耗品、備品等も変わってくると考えられますし、訓練使用後は町防災倉庫において備蓄されることとなりますので、品目等について十分検討して購入したいというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 総合振興計画は分かりました。

防災訓練なのですが、そうしますと備品購入、消耗品、現段階では決まっていないということなのですか。なるほどね。そういうわけなのですか。

それで、お聞きしたいのは、前に全避難所に職員を派遣できないということでお話があったわけです。その派遣されない避難所に対して、どう設置をスムーズにしていくか、運営をスムーズにしていくかということは非常に大きな課題だと思うのですけれども、その辺の訓練がここにあるのかなと思っていたのですが、どうもまだそこではないのですか。B&Gの財団から、これも来ているのかと思って本当にありがたいことなのだと思うのですが、そのことは入っているのかどうかを、職員が行けないところに対しての何か対策がここの中に入っているのかどうか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

予算書で170ページのところに防災訓練事業のほうの予算が計上させていただいております。こちら見ていただきますと、財源充当の脇に114万円ほどその他収入というということが入っております。こちらがB & Gからの助成金という形になります。B & Gの助成金につきましては、訓練に使った物以外の購入ができない、これがもう大前提になりまして、もし違う物を買ったら、その物を使った訓練をしてくださいという、そういうような形になります。ですので、来年度に関しましては、B & Gから、今副課長が申しましたとおり、3時間以上、20人以上が参加する訓練を2回、これは必須というふうに言われておりますので、防災会等にこれからお話をして、大体このこういう団体がいいかなという思いはあるのですが、これからお話をしまして、訓練内容を詰めるという形になります。そして、その訓練に使う物しかお金は使途はできませんので、そこはしっかりやりたいと思っています。

また、副課長が申し上げましたとおり、備品類を購入するのですが、その後当然町に備品が残りますので、そこは戦略的に、訓練のためなのですが、その後町に使える物というので考えていますので、その中で委員さんがおっしゃったようなことは当然考えていますので、訓練に使うのだけでも、しっかり後に残る物と、そこはしっかり戦略的に考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。ここは分かったのですがけれども、職員が行けない避難所、その運営は、あるいは段ボールベッドをつくるといったって、全然知らないといけないわけですね。そうしたものは事前の訓練が必要だと思うのです。そういう訓練は、どこかでやる予定はないわけなのですか。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

来年度予定の訓練のB & G事業の1回は避難所の訓練をやりたいというふうに考えておりますので、そこでうまく資機材等も併せながら、防災会の方、例えば絞ってしまうのか、少し幅広く幹部の方に来ていただくのかとかいろいろ分けて、段ボールベッドをつくったり、あとは今年移動式のエアコン、避難所向けの購入をしてございますので、そういったものを試してみたりとか、そのようなことは考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 72ページですがけれども、住民税情報システム運用管理事業ですが、7,227万2,000円が1億7,541万2,000円になっていて、そこでサーバー・ネットワーク機器を廃棄する機器数、そし

てどんなものなのか、そして事業、予定額というのを具体的に伺いたいと思います。

それから、73ページですけれども、新規事業の第三次自治体間中間サーバ機器変更システム業務723万円、具体的な事業内容ですけれども、それから第三次があるわけだから、二次があったということで、二次からの変更点と電算委託料は前年度2倍の理由について伺います。

これはもう公式LINEは無償と考えたのですが、そうではなくて、1か月35万円ということですよ、これはどうやってやったのか分からないのですけれども、ということではよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 まず、サーバー機器の廃棄の数ですとか事業者、予定額ということについてお答えさせていただきます。

こちらのサーバー機器につきましては、今年度の8月に標準化法に基づく標準化システムの移行を見込んでおりますが、その切替えに伴って既存のサーバーの廃棄類になります。サーバーだけではなくて、今現在仮想サーバー2台ですとか、ネットワーク機器が7、8台、それからそれに付随する職員が使っている端末50台から60台ございます。それから、プリンターだの、スキャナーだの、現行使って入替え対象になる基幹系システムのハードの廃棄という形を見込んでおります。費用については、全体で今現状、予算上は50万円程度を見込んでいるところでございまして、また事業者についても構築した基幹系のベンダーにお願いする予定というふうになっております。

続きまして、新規事業、第三次自治体間サーバ機器更新業務723万円についてご説明させていただきます。こちらは、国が示している中間サーバー・プラットフォームの改定に伴って、今、渋谷委員さんのほうがおっしゃった二次から三次の移行を迎えておりまして、その更新に伴う人口10万人以下のシステム経費運用負担金というような形になります。費用については723万円で、そのうち412万円は国庫の補助というふうになっております。

続きまして、第二次から第三次の変更点ということになりますが、あくまでこれは地方公共団体情報システム機構で管理している中間サーバーの拠点の更新業務になりますが、現行の中間サーバーの機器の更新、それから当然ソフトウェア等保守機器に伴うものですね、そういったものの全体的な更新業務になりますので、自治体で何かしら更新を行うものではございませんが、全ての全国の1,800近い自治体が運用しているマイナンバーを連携させる中間サーバー・プラットフォームというところのデータセンターの更新になりますので、その費用負担というふうになります。中身については、機器の更新等、当然マイナンバー利用拡大が含まれておりますので、昨今の連携する情報の増加に伴うハードの増強ですとか、それから昨今のセキュリティ対策の強化ですとか、いろんなものが含まれているものというふうに考えております。

それから、あと4番目にいただいた電算委託料が前年度の2倍になっている理由というところになりますが、こちら本年8月に本稼動を予定している標準準拠システム移行に伴う関連の経費が主

な要因となっております。おおよそ倍増という形になっております。10分の10補助ということでありますので、歳入のほうで全体で8,300万円ほどの補助金を見込んでいるところがございます。

それから、LINEのところの公式アカウントのところですが、先ほどからちょっと説明して、なかなか難しい形になっておりますが、ノーコードツールの利用のところにつきましては、月額15万円の、税抜きですけれども、定額制というふうになっております。これLINEの公式アカウントというのは、あくまでそのツールを使って入り口、出口、町民の皆さんが活用する窓口というのですか、それを公式LINEアカウントを活用する形で無料を実現しているという形になります。本来であれば、いろんなシステムを構築するごとに町民の皆さんがアクセスする場所がそれぞれ違ってしまって、URLを飛ばしてというのが昨今のシステムの在り方だったのですが、これに関しては、やはり登録者数、既存のスマートフォンをお持ちの方で、ほとんどの方がLINEを多分インストールなさっていると思いますので、この公式LINEアカウントは公式LINEを通じていろんな行政の手続のオンライン化を図れる仕組みということで公式LINEという形でうたわせていただいているところになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 住民税の税情報システムの運用管理業務なのですが、これは税のいろいろな控除額の引上げとかあると、それは変わってきますよね。それについてはどこの段階でやっていくのか。それも全部国が負担するという、国が負担するのは当然なのでしょうけれども、それはどういうふうな形で出てくるのか伺いたいと思います。

金額に関しては、予算額に関しては国が出してくるものなので、こちらでは何とも言えないのですが、本当にこれでいいのかというふうな感じがするのですが、その点についてはもう全部国の負担金のお任せという形で、自治体では何も言えないということですよね。それを伺います。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 まず、システムの改修の関係が、この住民税情報システムの予算の中で今後どういうふうな影響を及ぼすかということなのですが、やはり標準化法に基づく、法律に基づいたシステム改修というのは、当然国の責任において財政措置というのがなされるべきものというふうに我々は考えております。なので、昨今、毎年、例えば今の政権の予算の税調ですとか、その決定方針に従って、例えば新しい税目が発生するですとか、税率の改定がするなんていうことは、これまでもずっと行われてきたことになります。その都度当然システム全体を大きくカスタマイズしなければいけないものですとか、単純にプログラム提供で済むものですとか、もう大小様々な形のものがあります。なので、これはあくまで既存に導入している基幹系情報システムのベンダーさんとの協議にはなるのですが、一律大きく税率の運用が変わる

からシステム改修費が大きくなるかということ、そうでもないですし、その内容によって今後反映されることが大きく変わるかなというところになります。ただ、我々としては、現在運用しているシステム経費に関して、やはり安い運用経費ではないので、なるべく国の法改正とかも、そういうところも考慮した形で財政措置も含めて検討していただけるとありがたいのかなというのが自治体職員としての正直なところになります。

それから、中間サーバーの負担金のところ、これはおっしゃるとおり、もう国のほうから人口別に提示された一律の金額になっておりますが、その中間サーバーってなかなか単語で言うのが難しいのですけれども、要はマイナンバー法が成立して、マイナンバーを国、それから行政機関、それから実際にアクセスする、マイナンバーを保有する国民の方というところの情報の保有の仕方の連携の仕組みとしてこの中間サーバーというのが構築されています。この中間サーバーを構築する義務というのは、費用の一義的負担というのは町村になってしまっているのです。連携するためのサーバーなので。ただ、それを集約して運用するので、お金を下さいねというのが今回の負担金の名目になります。なので、補助金という形で半分ぐらいの費用は毎回来るのですけれども、ここに関しても一自治体というより、例えば全国知事会ですとか町村会とかは、毎年こういう大きな改定のあるときには、例えば財政措置ですとか、引き続き補助の金額の予算を確保してくれですとか、全体的な要望として国に上げていて、その結果、今回こういう財政措置というか補助金の適用が継続して行われているということになりますので、ここはちょっと渋谷委員さんのおっしゃるとおり、金額ですとか中身について、ちょっと我々職員間でどうもできることではないので、ご理解いただければなというふうに思います。

以上になります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

以上、質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時40分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、116ページの中の国民健康保険特別会計繰出事業についてというふうに書いてしまったのですが、内容としましては、国保につきましては、法定内繰入れ、法定外繰入れと、法定内、法定外というのがこれまで言われてきて、いわゆる法定外については、嵐山町はしていないということで言われてきたわけです。ただ、その概念が非常に、線引きは難しいということ

もあるわけですが、先日の答弁の中で、やり取りの中で、この項目の中に国保財政安定化支援分というふうな表現があるのです。これがいわゆる基金の繰入れ等々、これが法定内として解釈できるというふうな答弁があったかなと思うのですが、それについての考え方についてお聞きをしておきたいと思うのです。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

国保財政安定化支援事業につきましては、内容としましては保険財政の健全化、保険税の負担の平準化に資するための国保会計に繰り出しする経費というふうになってございまして、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくものというのが要因でございまして、2つ、その中には計算の基としまして、1つが被保険者の応能割保険税の負担能力が特に不足していること、2つ目は高齢者が特に多いことというその2点に基づきまして、各市町村、県のほうで試算をして出しているものでございます。嵐山にしましては、この2点目の高齢者が多い、特に多いことということに基づきまして算出された資金が100%となつてございまして、県の資金に基づいて、県から決められた金額を基に計上しているものでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、高齢者の数という、数量というふうに今おっしゃったかなと思うのですが、具体的には嵐山町の数はいくつになっているのでしょうか。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

昨年度の県からの資料に基づき、答えさせていただきます。一応県のほうから嵐山のほうに提示された60歳以上の人口は2,263、そのうち高齢者の割合が、人数なのですが、0.631人となつていまして、それでその数値を基に繰入額のほうが計算された金額が提示されているものでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 これは県の数値ということなのですが、実際の町の数とこれは一致しているのでしょうか。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 県のほうのこの数値に基づきましては、県の、総務省自治財政局財務調査課の資料を基にということで出ておりますので、町の数字とは若干、その時点のものとは変わってくるかと思ひます。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 後期高齢者医療保険事業の中で、人間ドック、がん検診が増えると見て増額になっております。理由を伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

対象者の被保険者が増加してございますので、今年度も受診状況を前年度と比べましても、やはり増えていることから、対象見込者数の増加ということで、今年度の予算も増加させていただきました。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 なるほど。後期高齢者が増えているからだということなのですか。国保も増えているわけなのですが、ただ国保の増え方よりこちらのほうが多いので、それに比例して、人数に比例してこちらのほうが増えているということなのですか。受診率は、ちなみにどのくらいを見ているのでしょうか。昨年と比較して多くなるというふうに見ているのでしょうか。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

人間ドックのほうですが、受診人数のほうで見ますと、去年度が、一応今現在25日までの支払い分になりますけれども、申込み108人に対しまして96名の支払いが済んでございます。令和5年が90名というふうな形になってございまして、徐々に増えているような状況です。毎年今のところ100名を見込んでいたのですが、来年に関しましては120名ということで見込みをさせていただきました。

がん検診のほうにつきましても、去年度が集団のほうに見ましても248名という形で、今現在ちょっとまだがん検診は個別のほうの支払いもまだ済んでいないので、まだ未確定なのですが、個別のほうも今のところ323名という形で見ておりまして、令和7年度、集団は200名、全ての検診のトータル検診数で見ますと270名を見込んでございます。例年より若干増やして見込んでございます。個別のほうにつきましては、例年どおり見ていたのですが、今現在途中経過で、胃がんですとか大腸がんの検診の人数のほうが多くございますので、もしかしたら来年途中で補正をするようかなというふうには考えてございます。

受診率については、ちょっと計算してございませんので、申し訳ございません。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。受診率が分かっているのですか。全体の特定健診が40%ぐらいでしたか。その前後です。最高で50%ぐらいだったと思うのですが、今、コロナ禍以降、下がりましたので、40%ぐらいかな。そこから見ていって、後期高齢者の方はもう少し高いのかなと。

高くしていくことが必要だなと思うのです。毎回税額が上がってきていますから、何とかしていかないと、ここの分野も大変だなと思いますので、軽いうちに病気は治してもらうということが大事ですから、診てもらうのが大事だなと思うのですけれども、周知の方法というか、受けてもらう方法をちょっと伺いたいと思うのですが。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

今、受診率が増えているというのは、何年か前のコロナがやっぱりきっかけで、あそこで極端に減少して、そこから今、毎年毎年戻りつつあるという状態なのかなと。健康志向も高まって、ああいうことがあったので、皆さんやはりがん検診等に興味があって受けていただいていると思うのですけれども、これからは担当課と協力して、未受診者に勧奨と、またリーフレット、手紙等で長寿生きがい課、健康いきいき課と協力し合って受診率をアップしていこうと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問させていただきます。

ナンバー 2、予算書104ページ、社会福祉協議会補助事業、前年比589万2,000円、約1.6倍増の理由は。

ナンバー 3、予算書120ページ、こども医療費給付事業、5,508万5,000円は10.7%減、実績ベースか、18歳以下の人口から算出か。

以上、お尋ねいたします。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 社会福祉協議会補助金の増額の理由についてお答えいたします。

令和7年度予算としましては、金婚式、戦没者追悼式、そして職員3名分の人件費の分を計上しております。増額分としては、主に人件費相当額の増加となっております。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 こども医療費給付事業費の算出基礎についてお答えさせていただきます。

令和6年度4月から11月までの給付実績を基に積算しております。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 社会福祉協議会補助事業について再質問します。

人件費が増えたということなので、これは来年度以降も1,500万円がベースとなるのか。

それと、こども医療費給付事業につきましては、実績ベースということなので、実績ベースということは、人口が減っているということに関係しているのかお尋ねします。

○狛守勝義委員長 1点でいいのですか。

○橋本 将委員 2点です。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 社会福祉協議会補助金についてお答えいたします。

人件費相当額としまして、職員3名分の人件費ということでお話をさせていただきました。年度によって、あるいは人員の異動等によって多少前後するかとは思いますが、おおむねこのぐらいのペースで推移していくのではないかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えします。

医療費につきましては、人口の人数だけではなかなか算出できない部分がございます。子どもの人数が少なくても当然医療にかかる件数が多くなれば医療費もかかるというところで、担当課としては、医療の給付件数というところで算出しております。ちなみに、今年度、令和6年度の4月から11月までの月平均の利用件数が2,249件、それに対しまして令和6年度予算のときは、令和5年度の実績を見ていますので、その実績では月平均で2,431件ということで下がっております。こちらとして分析しているのは、令和6年度の当初予算が実際に高額になっているというのが一番の原因です。なぜ高額になっているかといいますと、令和5年度、これは昨年度、ちょうどこの特別委員会のときにも川口委員さんからご質問いただいたのですが、令和5年度、ちょうどコロナが5類に移行しまして、マスクがみんな外れました。それに伴いまして、夏ぐらいからインフルエンザが流行し、コロナも流行しということで、高額医療費のほう給付がありました。その件数を基に令和6年度は当初予算を計上していますので、言い方を変えると令和6年度の予算が通常よりも多い状態で計上されたというのが担当課の見込みでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは1点だけです。

55番、予算書121ページ、学童保育室事業、新規業務として学童保育室改修設計業務の対象保育室と工事内容、時期について教えていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、学童保育室設計業務委託の対象保育室と工事内容、

時期につきましてお答えさせていただきます。

まず、対象保育施設ですが、菅谷小学校のひまわりクラブ、ひまわり第2クラブ、志賀小学校のてんとう虫クラブを統合します。

続いて、改修内容の主な内容ですが、菅谷中学校普通教室棟の1階部分を改修する予定です。5支援単位200名の児童が利用できる保育スペースを造ります。そのほかに事務室、調理室、トイレ、外構等の設置改修をするための設計委託となります。なお、細かい設備等は、今後学校統合準備委員会の学童部会にて検討してまいりたいと思います。

最後に、時期でございますが、令和8年度中の開所を目指しておりまして、令和7年度に設計、令和8年度の前半に工事という予定です。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 分かりました。こちら学校統合の関連で、菅谷中の校舎の一部を使うという設計の案内が出ていました。そのもう実施の面に入っているというふうな理解でよろしいかがまず第1点。

それから、こちらにつきましては、対象が菅谷のひまわりと第2と志賀だということですね。教育委員会のほうからの学校統合のほうでも出ていました、その2つは今の跡地に持っていきますよ。もう一つは七郷に、残すことは決定していたのかどうかあれなのですが、ということの、もう実施の場面になっているというふうなことでよろしいのですね。

あと、時期なのですが、7年度中が設計で、8年度の前半で工事をして、そうすると新しい学童保育室は8年後半といたしますか、8年度中に学童保育室自体を先に統合するというような考えでよろしいでしょうか。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからは七郷小学校の学童の部分だけお答えさせていただきますと思います。

2月12日に学校統合準備委員会の学童保育部会第1回を実施させていただきました。その中でご審議をいただきまして、現七郷小学校の子ども達の学童保育につきましては、学校再編後も当分の間、残置するという事で承認をいただいているところでございます。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 私のほうからは、スケジュールについてご説明します。

来年度、令和7年度に設計のほうを行いまして、令和8年度中の前半に改修工事のほうを行います。予定どおりうまくいけば、その改修工事終わりましたら、菅谷の学童を利用されている児童だけは先にそちらに入っていて、菅谷の学童、学校を造るときの用地に重なりますので、でき

るだけ早い段階で解体をして、学校の工事に引き継いでいきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 では、もう一点だけお願いします。

今の学童保育室、ひまわりが先で、後から志賀のほうをやっていく。これ実際今のお話にあったとおり、これから工事期間にもそろそろ入りますね、このくらいから小学校の敷地も。そうすると、かなり工事車両とか、そういったところで中学校の敷地のほうも影響を受けたり、あるいは資材置場になったりなんかすることがあるのかどうか。その環境自体が学童保育室、大丈夫なのかというのを、ちょっと考えだけ先にお聞かせいただけたらと思います。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 おっしゃるとおりで、工事始まると様々影響が出てくる場面あるかと思います。実施設計の中では、仮設をどういうふうに組むかという仮設図というものも作成していきますので、実際の現場の方の意見を聞きながら、こういう工事をやっているときはこういう仮設で区画を取ろうとか、そういったことを相談しながら設計を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、4点お願いしたいと思います。

25番、104ページ、105ページの関係ですけれども、橋本委員から質問ありましたけれども、職員の設置というところの増額ということなのですけれども、職員、それから老人福祉対策事業、戦没者慰霊祭の事業、結婚支援事業、生活支援体制整備事業等あると思うのですけれども、これらの申請はどのくらいで出てきていたのか。そしてまた、それに対して審査した決定額は幾らなのか、これを分かりましたら教えていただきたいと思います。

27番目につきましては、社会福祉総務事業で介護給付・訓練等給付事業の前年比152万7,000円増の理由を教えていただきたいと思います。

30番、120ページ、121ページになりますが、児童保育室事業、ただいま小林委員さんから質問がありましたけれども、これは学校統合ということで、総合的に子どもの意見等が反映、いろいろ聞かれていると思うのですけれども、この学童保育の部分についての意見反映があったのかないのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

それと、31番、子ども家庭支援センター運営事業で、会計年度任用職員報酬220万円の増についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 私の方からは、社会福祉協議会補助金、それと介護給付・訓練等給付についてお答えをさせていただきます。

まず、社会福祉協議会補助金の社会福祉協議会からの要望なのですが、戦没者慰霊事業につきましては35万円の要望がございました。これについては35万円の内訳で予算計上させていただいております。そして、金婚式事業としまして30万円の要望がございまして、これについても30万円の予算計上をさせていただいております。結婚支援事業につきましては18万4,000円の要望がございましたが、こちらについては補助金のほうは計上しておりません。生活支援事業につきましては、社会福祉協議会のほうから要望がございませんでした。残りが人件費相当額という形になります。

続きまして、介護給付・訓練等給付の増額の理由ですけれども、こちらこれまでの傾向と同様に、通所系のサービス、具体的には就労継続支援B型、そしてグループホームの事業費が増加傾向にあることが理由になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず学童保育室の関係で、子どもたちの意見は反映されているかというご質問にお答えさせていただきます。

今回の学童保育室の設計委託等につきまして、子どもの意見については特に聞いていないです。反映もしていません。ただ、実際にこの設計をするに当たって、学童保育室の支援員、また保護者については子ども・子育て支援計画のニーズ調査の中で学童の場所的などところの調査をしたりとかしております。今回学童部会のメンバーにも保護者、学童支援員のほう入っていただきまして、実際に現場の意見を聞いた上で、それを反映した形でよりよい学童づくりというのを進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、子ども家庭支援センターの運営事業、会計年度任用職員の増額理由でございます。こちらにつきましては、令和6年度当初予算より支援員を1名増員したのと、時給単価の増額が主な理由となっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、25番ですけれども、結婚支援については、これについては削ったということだったのですけれども、結婚支援の要求は、こういったところに要求の金額が上がってきたのか、それを知りたいと思います。

それと、社会福祉の介護給付の関係ですけれども、グループホームが増えているということなのですけれども、居宅介護あるいは短期入所者、就労支援、それから施設入所支援、生活支援の、そういった分類で各増減をどのくらい見込んでいるのか、これを少し教えていただきたいと思います。

30番は、子どもの意見は直接は聞いていないけれども、いろんな形で取り入れていますよという

ご説明でありました。分かりました。今、子どもの意見というのは非常に重要だと思っていますので、その辺の配慮がどうだったのかなということになります。

それで、例えば木質化とか、そういった面についての配慮は考えていらっしゃるのか、その辺を聞きたいと思います。

それと福祉、これも会計年度任用職員1名増、この方は単に足りない、不足というか、どういった狙いがあったのか、具体的に教えていただきたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 社協の補助金の関係でございしますが、見積り上、項目が入っていますが、実際社協のほうは5年度末で結婚支援事業を終了してございます。町が負担金を納めていますSAITAMA出会いサポートセンター事業に統合というか、そちらのほうにシフトするということで、5年度末で終わっていますので、見た目上、すみません。見積り上に入っていたので、ちょっとお話ししてしまったのですけれども、すみません。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 介護給付・訓練等給付について、各サービスごとの主立ったものですが、その増減の状況をお話しさせていただきます。

居宅介護につきましては、346万円減の3,748万円、生活介護につきましては、533万円増の1億862万3,000円、施設入所支援につきましては、1,550万円増の3,139万円、就労継続支援B型につきましては、1,150万円増の1億2,088万円、自立訓練につきましては、421万円減少の1,120万円、就労移行支援事業につきましては、390万円増の1,161万円、グループホームにつきましては、1,060万円増の1億530万円、主な増減内容はこちらになっております。

○狹守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 木質化の件についてご説明します。

今回、鉄筋コンクリート造の既存の校舎の改修のため、木造にするというのはちょっと不可能なのですけれども、委員のお話のありました木質化については有力な候補の一つになろうかなと思っています。学校を学童に改修するに当たって間仕切り壁等、かなりの割合、変更することになりますので、その際に木を現しで使うような設計にできればいいのかなと思っています。あとは建築基準法の内装制限等もかかる可能性がありますので、その辺よく調べながら適切に設計を進めていけたらと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから子ども家庭支援センターの今の現状からお話しさせていただければと思います。

令和6年度当初、正職員1名、会計年度3名でセンターの運営をスタートいたしました。年度途中で会計年度1名が辞めてしまいまして、現状正職1名、会計年度2名で運営しているのが現状です。しかしながら、令和5年度は、1日当たりの平均利用が4、5名だったのに対しまして、今年度は大幅に利用人数が増えまして、1日10人から12人の倍以上の利用者が増えております。その関係もありまして、現状の職員のほかにボランティアも2、3名お願いしてご協力いただいている状況でございます。そのため、令和7年度予算におきましては、現在の会計年度2名に加えて、あと2名増員した内容で積算しております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 27番の関係なのですけれども、介護給付の関係、増減がかなりあるのですけれども、一つ一つこれは増の理由とか大変だと思うのですけれども、ざっくり、減増は入所者の利用の人員の関係でということよろしいですか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○狹守勝義委員長 この1点でいいですね。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 障害福祉サービスの関係は、委員おっしゃるとおり、サービス利用者の増減が著しいものがあります。施設入所系はあまり動くことはないのですが、グループホームの利用でしたりとか、就労系の利用は、もともと計画で何日使うという利用が途中でやめてしまったりとか、出入りが激しい部分もあります。加えまして、令和6年度で介護報酬改定がございました。6年度の予算は5年の10月、11月で策定をしていますので、報酬改定分をちょっと反映できなかったのですけれども、7年度に関しては6年度中の実績を見込んで、かつ増減の現状の一番近い人数等で積算して予算を上げているところでございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、まず私のほうは、予算書の104ページ、社会福祉協議会補助事業、増額の内容はということで、これは先ほどいろいろな形で答弁はありました。1つだけ、人件費が増えたということがあるわけですが、その増えた方の業務内容、どのような内容の業務をする方が増えたのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、106ページ、障害者生活支援事業、生活サポート事業費補助金の内容はということです。

それから、120ページ、学童保育室事業で、設計業務委託料の内容です。これは具体的に委託先、それからもう一つ、この学童保育についても質問等がございました。回答もございました。その中で、七小が当分の間残すということで、あったわけですが、その当分の間というのはどのくらいを想定したことなのかということです。よろしく願いいたします。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 社協補助金の人件費の増の業務内容ということで、それと生

活サポート事業費の補助金についてお答えいたします。

社会福祉協議会の人件費相当額としては、社協の法人の運営事業に関わる職員の人件費に相当する額ということで補助対象となっております。

続きまして、生活サポート事業の補助金の内訳ということですが、令和7年度につきましては、月間の利用時間数を約120時間といたしまして、年間1,440時間ということで積算をしております。登録者数が緩やかな減少傾向になってございますので、前年度当初予算比ですと39万5,000円の減少ということで計上いたしました。

○狹守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 委託先のことについてご説明します。

現時点では、事業者選定前なので、委託先については未定ということなのですが、学校の統合に合わせて、今回学童を整備することになりますので、現在の菅谷小学校の敷地と現在の菅谷中学校の敷地が実質的に一体的な利用になります。相互に非常に関連が強いため、設計に関しては一体で行うことが望ましいのかなと考えております。そのため、学童保育の設計については、来年度別途教育総務になるのですか、教育のほうで発注します嵐山町立小中学校再編の実施設設計委託と併せて発注することを基本に考えたいなと思っております。業者選定の方法については、より設計規模が大きい小中学校の実施設設計の発注方針によるものとなります。

以上です。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私から七郷学童の関係をお答えいたします。

残置の期間でございますが、現状で何年というものは定めておりません。先日の2月12日でしょうか、学童部会でも委員の方にお話をさせていただいたのですが、いろいろなことが考えられまして、統合することによって菅中の1階に基本的には集まっていたのですが、もともとの保護者の勤務先が北部だったりとか、そういうことも加味したりとか、いろいろ考えた上で残置としました。

したがって、11年度の施工に合わせて10年の秋以降に募集をかけるわけなのですが、その段階で一定の人数がどのぐらいになってくるかというのは見ていく必要があると思います。また、その一定の人数もどのぐらいいくなかなかないのですけれども、いずれにしても2か所で実施していくというところでは、指定管理をする事業所の職員の配置も考えなければいけませんので、そういったことを総合的に判断しまして、今の段階ではどのぐらいという期間はまだ申し上げられないところでございます。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 1つは、生活サポートの件でお聞きしますが、これは前からいろいろなこの問題、当然あるわけですが、この実際の生活サポートを行っている事業者は、今何者ぐらいやって

いらっしゃるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 今年度利用されている事業所は、町内外合わせて8事業所、うち町内事業所は3事業所になります。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 もう皆さんお答えになっているのですが、1点だけ。

人件費が増えたのですよというご説明でしたけれども、ここには福祉向上を図る事業に対する補助金というのがあるのですが、ここの部分というのは何か増えたのでしょうか。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 事業概要のところになりますね。毎年同じ文言になってしまっているのですけれども、特に今年度新たに何か追加した事業というのはございません。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 ことも皆さん聞いていらっしゃるのですけれども、先ほどの答弁で200名のスペースというふうにおっしゃったのですね。菅谷中学校の1階と言っていますけれども、かなりの面積が必要になるのではないかと思いますのですけれども、今の段階ではまだ、これから委託なのであれですけれども、1階部分をほとんど学童保育室になっていくような、私の思いではそう思うのですけれども、その辺のところ。

それと、8年の開所となってくると、7年中に工事があるということは、夏休みだとか、そういう期間を通じてやっていくようになるのか、それともそうも言っていないから、随時工事が行われていくような進み具合になっていくのか、その辺だけちょっとお聞きしておきます。

○狹守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 これから実施設計入りますので、詳細はそこで詰めていくのですけれども、今担当レベルで考えているのは、2階以上の階というのは学童以外の用途で引き続き使いますので、現在昇降口で使っている部分というのがかなり広い面積あるのですけれども、そちらはそのまま残そうと思っています。なので、学童として1階全部を使うということではありません。

工事については、そもそも菅谷中学校の1階部分は、生徒数の減少だとか、あと教育カリキュラムで、今パソコン室を使わなくなったりだとか、そういった関係で全ての教室を2階以上の階に事前に移動していただくということを教育総務課を通じて学校さんと協議させていただいて、ある程度下話ができていますところ。なので、そういった意味でも2階以上に引っ越していただいた後は、ちゃんと区画しながら、もちろん大きい音が出る工事というのは休みを使うと思うのですけれども、居ながらの工事が基本になるかなと思っています。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 介護給付については結構です。

学童なのですけれども、200人を予定ということで、1階を全部使ってしまうわけなのですか。私は何教室使うのかなと質問しようと思っていたのですけれども、ちょっとそれが1点と、それで今何人が、志賀とひまわりで何人が今保育されているのか伺いたいと思います。

そして、第1、第2のひまわりは、今後はもう一つになっていくということなののでしょうか。その辺を伺いたいのと、あと遊び場が、大変学童の場合は遊び場というのは大変大事だというふうに私聞いているのですけれども、どこに予定しているのかを伺いたいと思います。

そして、志賀のてんとう虫はなくなるということなのですが、これ保護者の方の了解というのは何かの形で取っているのか伺いたいと思います。

そして、先ほど課長が七小の関係で、令和10年に皆さん何人来るかというのを聞きたいということなのですが、令和9年からもう始まるわけですよね、中学での保育は。当然七小もその段階でなっていくのではないのかなと思うのですけれども、そうではないのですか。令和11年からになってしまうわけなのですか。令和8年に工事、前半で終了して、そして工事終了後、半年ぐらいはひまわりの学童をそっちでやると。令和9年から志賀も入れてというふうに、そういうふうに思っていたのですが、そうではないわけね、今首振ったからね。ちょっとその辺が、ちょっと予定がどういうふうになるのかを伺いたいと思います。

こども医療費は結構です。

○狹守勝義委員長 では、1点ですね。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから、まず人数につきましてご回答させていただきます。

先ほども言いました200名の利用というところで、参考までに令和7年度の利用の人数は確定しておりますので、そこを申し上げさせていただきたいと思います。令和7年度なのですが、ひまわりクラブが74名、ひまわり第2クラブが47名、てんとう虫クラブが66名、子どもの森が41名、計228名が令和7年度利用予定になっておりまして、残念ながらひまわりクラブ、ひまわり第2クラブの5年生のところで13人保留の方が出てきてしまっているのが現状です。この13名につきましては、夏休みの長期休暇の利用の勧奨ということでご案内をさせていただいているところです。

実際に新しい学童の人数の推計というところを見ますと、先ほど課長からもお話ありました令和11年から本格的に学童保育が全部統合するという中で、そのところの学年の児童数というところは458名が推計で出ております。そのうち今現状の学童保育の申請率、今の申込み状況の率ですね、それを合わせてみますと、この数でいいますと、176名が申請する予定となっておりますので、一応支

援単位5の200名の受皿というところでは、一応現段階では6年生まで受け入れることが可能なぐらいのキャパを想定しております。

教室の部分なのですが、先ほど島田副参事のほうからお話ありましたが、菅谷中学校の1階の教室のところを全部使うのですが、面積的にはこの部分が賄う面積というふうに考えております。

私からは以上になります。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 教室数ということでしたので、ちょっと補足で説明しますと、現在パソコン室という広い部屋がありますので、そこを2部屋に分けて2単位、生徒会室というところで使用されているところも2部屋ありますので、そこでも2単位、被服室という結構広い部屋があるのですけれども、そこに1単位つくりまして5支援単位を整備できればなど考えております。これについても詳細設計していく中で多少変動する可能性がありますので、あくまで予定ということで、教室の使い方という部分はそういう予定になっております。

遊び場については、現在の菅谷中学校の正門を入ってすぐの管理棟の前、ちょっと広く駐車場のようになっているのですけれども、その辺りに約1,000平米、実質的には学童で占用できるような広場を整備したいと考えております。あとは中学生との兼ね合いになるのですけれども、中学校グラウンド、かなり広いので、この辺りも相談しながら実際には使っていただけたらいいのかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、学童保育室ですが、現在各小学校に設置をしているところでございます。令和8年度は、先ほどもお話しした学校の工事の関係で、まず菅谷の学童2つがどうしても移転しなければいけませんので、改修工事をした後、最初に入るのは菅谷の学童のお子さんたちです。志賀、七小に関しましては、学校の統合が11年4月ですので、11年からそこに入っていくというイメージでございます。したがって、志賀小の関係につきましても、特に現段階で周知を図っているわけではございませんが、今回この方向性が定まりましたので、そういう中で随時周知をしていくという流れになってくるかと思えます。ですから、9年度、10年度はそのまま志賀小は志賀、それから七小は七郷の学童を使っていただくという形になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 第1、第2のひまわりは、今後1つになっていくのでしょうか。

それから、1教室というか、学童保育室がニーズ的には40人とかってなっているのではないのですか。40人を超えて今保育しているわけですね。これは望ましいことではないというふうに思う

のですけれども、今後はその辺はきちんとなっていくというふうになるのでしょうか。

それで、遊び場が、ちょっとよく分からなかったのですけれども、正門というのは東側の門のことなのですか。小学校に近い門のことなのですか。ちょっと私、聞いていて混乱していて、職員室に近いのが東のほうですよ。その辺の、どこだったのかがちょっと聞いていて分からなかった。

駄目かな、いいですか。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから支援単位の関係につきましてご説明させていただきます。

ひまわりにつきましては、1つになるわけではありません。あくまでも先ほど委員さんおっしゃったように、学童の人数というのは1支援単位40名というふうに定められておりまして、それに対して指導員が何人という基準がございます。現在もそれに従ってやっております。ひまわりクラブは、建物が若干広いので、2つの支援単位で取っております。ただ、2つの支援単位ですと、本来ならば80名なののですけれども、それは面積の関係で60名定員ということでひまわりはやっております。ひまわり第2は、1支援単位で40名という形でやっております。新しい学童につきましても、支援単位は区切らないで5支援単位で、実際に現場の支援員さんからお伺いしますと、広いスペースでごっちゃでやってしまうと目が行き届かないので、やはり細かい支援単位で保育をしたいという要望もありますので、新しい学童につきましても教室ごとに区切った形で運営したいなというふうに考えております。

現状、委員さんおっしゃいますように、支援単位を超えての保育になっております。実際には面積要件もありますので、支援員が確保できれば、ガイドライン上は可能な人数を、弾力化という形で運営しています。ただ、あくまでも本当にこれは緊急的な措置でありまして、本来であれば支援単位内で保育できるのが理想でありますけれども、こちらとしてもできる限り、特に1、2、3、4年生までのお子様については、できる限り学童のほうで見たいというところもありまして、弾力的な形で運営しているというのが現在の状況になります。

以上になります。

○狹守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 申し訳ありません。正門と先ほど表現してしまったのですけれども、正しい認識ができていなくて申し訳ありません。正確には東側の門、管理棟の入り口があるほうに整備するというのが今の計画になってございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 123ページですけれども、育児支援ヘルパー派遣事業の28万6,000円の算出根拠と、それから社会福祉協議会補助金はいいです。

125番、児童手当支給事業の算出の基礎と人数。

それから、学童保育室事業設計業務委託料1,270万円ですけれども、事業者の選択方法と、これ保育室面積、庭面積というのが、今までの4学童の保育所の合算面積と比較してどのようになっているのか。そのほか今の予定だと、教員の駐車場の部分が庭になる予定ですね、子どもの。そのこのところでの、どの程度、駐車場部分は残さなくてはならないけれども、学童で遊ぶ子どもの面積というのはどの程度確保されるのか伺いたいと思います。

それと、123ページです。障害児通所支援事業扶助費が6,336万1,000円が6,960万4,000円の増になっているのですけれども、その理由を伺います。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 私のほうからは、一番最後の障害児通所支援事業の増の理由ということでお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、主な増減理由としましては、放課後等デイサービスの利用回数の増加を見込んでおります。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

まず初めに、育児支援ヘルパー派遣事業の算出基礎についてお答えさせていただきます。事業所委託料として1時間2,380円、最大利用の見込みで月40時間、3か月、1件の利用で積算しております。

続きまして、児童手当の基礎額、人数についてお答えいたします。それぞれの基礎の項目に従って数字のほうを述べさせていただければと思います。まず、ゼロ歳児から3歳児未満の第1子、第2子分、これが月額1万5,000円になるところですが、被用者が118人、非被用者が10人、計128人。続いて、ゼロ歳児から3歳児未満の第3子、こちらが3万円になります。被用者が33人、非被用者が3人、計36人。続きまして、3歳以上小学生以下の第1子、第2子分が1万円となります。被用者が633人、非被用者が111人、施設の入所者が25人、計769人。3歳以上小学生以下の第3子でございます。こちら月額3万円です。被用者が82人、非被用者が28人、計110人。中学生の第1子、第2子で月1万円が被用者が263人、非被用者が56人、施設入所者が32人、合計351人。中学生第3子が3万円、被用者が20人、非被用者が4人、計24人。高校生の第1子、第2子、1万円になります。被用者が292人、非被用者が44人、施設入所者が8人、計344人。高校生第3子、3万円です。被用者が11人、非被用者が6人、計17人。合計で1,779人となりまして、前年比で321人増となっております。

続きまして、学童保育室の面積の部分についてお答えさせていただきます。学童保育室の面積の比較ですが、新たに設置する学童保育室の総面積が699.58平米でございます。既存の学童保育室4

つの合計が598.58平米となりまして、約1.17倍となっております。

私からは以上になります。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 私のほうからは、まず初めに、事業者の選定方法についてご説明します。

先ほどご説明させていただきましたが、前提として学校のほうの設計と併せて発注したいなという前提があるということを申し上げさせていただきます。そんな中で事業者選定の方法については、現時点では検討中ということになります。担当レベルの漠然としたものになってしまうのですが、現在行っている基本設計委託業者、学校のほうの設計ですね、の設計事業者との随意契約もしくは一般競争入札を改めて行うのどちらかになる可能性が高いのかなと考えております。最終的には町の業者選定委員会で諮り、決定していくことになります。

もう一つ、駐車場部分に学童用の広場を整備することなのですが、おっしゃるとおりで、学童の広場が整備されるのは、学校が統合される令和11年の後になってしまいますので、令和9年、10年は中学校のグラウンドを貸していただくなどの、そういう協力をしていただきながら過ごしていくという必要があるのかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 児童手当の支給事業の算出で、施設入所者というのと、あと、すみません。3人までお子さんがいらっしゃる家庭というのはどのくらいあるのか伺えればと思うのですが、それは出ないですか。4人目とか5人目とかがいると。

それと、施設入所者というのは、嵐山では子どものいる施設入所者というのはどこに、どういうふうに見たらいいのか分からないのですが、そのことを伺います。

取りあえずそれで。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、児童手当の第3子以降の家庭数なのですが、大変申し訳ありません。こちらにつきましては、こちらのほうでは算出できていない状況でございます。

次に、施設なのですが、こちらにつきましても具体的施設名というのは、ちょっと申し上げられないのですが、用途でいいますと障害児施設であったり、児童福祉施設というところが町内に何か所かございますので、そこに入所しているお子様というふうにしかちょっと申し上げられないのですが。

以上になります。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時50分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、吉本委員、質疑をどうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私から2点お願いいたします。

1番目は、32番、128、129ページの健康づくり事業の電算委託料243万円増、これを教えていただきたいと思います。

それと、33番、134ページ、135ページの保健衛生費総務事業で、母子衛生総務費、会計年度任用職員報酬、これ590万2,000円の増、この内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、1点目の健康づくり事業でございますが、現行の健康管理システムにおいて新たに行う1か月児健診や予防接種、成人の情報項目の追加や変更でシステム改修が必要となるための経費となります。

続きまして、母子衛生総務費でございますが、こちら6年度では出産・子育て事業として別科目で計上をしておりました母子に関する会計年度報酬等を事業統合したことによる増額となっておりますが、人数に関しては変更はございません。

また、この会計年度に関しては、保健師2名と看護師1名を計上、積算をさせていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 大変私の不勉強で分からないのですが、この電算業務というのは、これをシステムをつくることによってどのような活用をされていて、どのような効果があったと、そういったことが分かりましたら教えていただきたいと思います。

それと、母子衛生総務費の会計年度の職員については同じ人員ということで、保健師さんと看護師さんを増やすということなのですね。そうしますと、この保健師さんと看護師さんの業務内容を教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、システムでございますが、現在お一人お一人、この方が、例えば予防接種を、法定予防接種になりますが、何を受けた、あるいは健診で、特定健診ですとか人間ドック、そういったものは何を受けたというような、それぞれの履歴を入力している健康管理システムになります。

また、この情報システムなのですが、総務省のマイナンバー関連の情報提供ネットワークにつなげることが可能になるように、まず事前にシステム改修をしておくということになります。

続きまして、こちら業務、会計年度任用職員の業務の内容ですが、主に母子保健全般を担当いたしまして、窓口の相談や健診等に携わるようになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 最初の32番についてはよく分かりました。ありがとうございました。

33番の関係なのですが、そうしますと、これは法令の改正といいますか、妊婦等包括相談の支援事業ということなののでしょうか。もしそうだとしたら、対象人員とか、あるいはこれはその年その年でいろいろ変わってきたりとか、定まったものではないのでしょうかけれども、そういった面談の回数とか、そういったものは決まっているのかどうなのか、それを教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 会計年度任用職員についてお答えをさせていただきます。

引き続きの包括支援ということになりまして、具体的にこの人数というようなことはないので、令和6年度から子ども家庭センターという、増進センターの中でも設置しておりますので、その業務全般ということになっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうから132ページの高齢者予防接種事業、これが具体的な項目ではなくて、全体的に予算計上がされているわけですが、具体的な項目についてお知らせをお願いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

こちらの事業に関しましては、消耗品、予診票等の印刷製本費、郵送等の役務費、そして委託料、扶助費を計上しております。委託料につきましては、予防接種の医師委託料ということで委託をいたしまして、定期接種であります高齢者インフルエンザ接種、高齢者肺炎球菌接種、高齢者コロナウイルスワクチン接種、高齢者带状疱疹ワクチン接種に対するものでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 その中で、帯状疱疹が新しく入ったわけですが、その具体的なやり方について、どのように計画があるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをさせていただきます。

まず、接種に関しては、比企医師会の管内での一括契約というものを考えております。

そして、今回対象となる方というのが、この年度内に65歳を迎える方、また60から64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方、そして令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上という方が7年度の対象となってまいります。この方々に関しては、受診券という形で対象ですということをお示しさせていただき通知を申し上げる予定です。その通知を持って医療機関で接種をしていただきまして、こちらには自己負担というものをご負担いただくことになりますので、医療機関では自己負担額をお支払いいただいて、その差額、契約の接種料の差額に関しては、町で医療機関から町に請求があつて支払うというような流れになってまいります。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、自己負担額というのは幾らぐらいを想定しているのでしょうか。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをいたします。

帯状疱疹ワクチンには2種類ございまして、生ワクチンと組換えワクチンというものがございまして。生ワクチンに関しては1回の接種でございまして、自己負担額は5,000円、組換えワクチンに関しては2回の接種ということになりますので、1回当たり1万8,000円の自己負担額を想定しております。これは、ワクチンの相当額ということで積算をしております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず最初に、133ページの1か月児健診事業の健診内容、対象人数、全額補助なのでしょうかということでお聞きします。

あと、今藤野委員が質問されました、私これ予防接種しか書いてなかったのですが、高齢者予防接種で大丈夫ですので、そちらだけお聞きしますが、今の答弁ですと、帯状疱疹のところだけお聞きしますが、自己負担が5,000円、1万8,000円というお話がありましたけれども、では町の負担は幾らに、1人当たり幾らが補助されるのかお聞きします。

そして、133ページの産後ケア委託料の拡充の内容についてお伺いいたします。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 順次お答えをさせていただきます。

まず、1か月児健診に関しては、従来、出産をされた医療機関で行われている生後1か月頃の赤ちゃんの健康状態や発育状況を確認する健康診断となります。医療機関、今までどおりで受けていただくことを想定しております。そちらでは体重、身長などの計測や疾病や異常の有無などを確認をしていただく項目となっております。対象人数は、こちら80人を積算いたしまして、6,000円を上限として助成をいたします。ですので、医療機関で、上限を6,000円にしておりますので、6,000円よりも高い金額になった場合には、その分自己負担が生じるということになります。

続きまして、予防接種医師委託料ということでございますが、実際には比企医師会と一括契約を4月以降に結んでということになりますので、現在医師会から見積額といたしますか、金額、通知が来ているもので計算をさせていただきます。町の負担ということになりますが、組換えワクチンで町の支出する金額は、1人1回当たり5,990円となります。

続きまして、産後ケアの委託の拡充ということでございますが、こちらは令和6年度の補正にて計上、事業をスタートしたことになります。7年度に関しても引き続き継続事業ということで行っていきたいと考えております。こちらは現在3施設と契約をしており、タイプとして宿泊型、通所型、訪問型の3タイプとなっております。宿泊型、通所型に関しては、契約をいたしました委託施設のほうに出向いて、そのサービスを受けることになります。訪問型に関しては、その委託した施設から派遣をされて、助産師ですとか資格者が派遣をされて、その方の自宅で受けることになります。この利用者数を増員し、各10人として計上させていただいております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 102番のところの再質問をします。

102番の人数ですけれども、何人ぐらいを予定されているのか。先ほど65歳以上の方の5歳刻みということでお話しいただきましたが、対象人数何人でお考えなのかお聞きします。

それと、産後ケアについては、宿泊、通所、訪問とあって、3か所の、町内にはないのですよね、この宿泊は。あと通所もたしか町内にはなかったと思いますけれども、そちらの費用の、これは補助は何分の幾つかでするのでしたか。ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、带状疱疹のワクチンの関係でございますが、今回その対象となる方が1,434人となります。その約8%と積算をいたしております。これは、今年度までに独自の助成を行っていた近隣の市町の予算計上の積算がおおよそ2%から4%と伺っておりました。そのため、その倍の8%といたしましたが、実際にはテレビ等のメディアでも周知しておりますし、皆様の関心度の状況がつかめませんので、年度途中において予算措置を考えなければならないこともあると想定しております。

続きまして、産後ケアに関しては、やはり3施設とも町内ではございません。ときがわ町と東松山市にそれぞれの施設があります。補助に関しては、委託業者とその委託の金額を契約を結びまして、なるべく利用者の方が低価格で利用しやすいというものを考えておりますので、6年度に関しては減免の制度を導入いたしまして、より利用しやすい制度を取り入れております。こちら課税世帯、非課税世帯でそれぞれ金額が変わってまいります、一例を申し上げますと、宿泊の場合、課税世帯では1回、1泊2日で7,100円の個人負担になります。これには食事代も込みということになります。基本的には食事が3食ということになりますので、そこも含めてということになります。もし減免なしで行いますと1万2,100円ということをご想定しております。通所に関しては、自己負担額が課税世帯で1回1,800円です。また、訪問型に関しては、自己負担なしということでスタートした事業なのですが、この訪問に関しては、事業者、委託をしている事業者を派遣というよりは、保健師、職員に相談をして、保健師に関しては妊娠期から出産の相談、訪問までを一括してご相談に乗ったりということもしていますので、担当の職員に声がかかって訪問するということも中にはございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目は、健康づくり事業が増額になっておりますが、その理由を伺いたいと思います。

2点目に、ご質問ありましたけれども、带状疱疹、これ何人分になるのでしょうか。

それから、ちょっとどういう時期に打つのかわからないのですけれども、インフル、肺炎球菌、コロナ、併せて打つ、重なる時期があるかなと思うのですけれども、安全性はどうかを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、健康づくり事業の主な増額の要因でございますが、委託料になります。この委託料の中で、1つは母子保健や予防接種に係る健康管理システムの改修費の委託料が約240万円、もう一つがやすらぎのトレーニングルーム運営指導員の委託料が約83万円の増額になっております。

続きまして、高齢者予防接種の带状疱疹の関係でございますが、120人分を積算しております。

また、接種の時期でございますが、対象となる方の大半が年度内に65歳を迎える方ということになりますので、65歳中に打っていただくということになりますので、その期間であれば特に冬、秋というような季節ではなく、ご都合で打っていただくことになります。ただし、例えば組換えワクチンになりますと2回打つ必要がありまして、1回目と2回目の間は2か月以上の間隔を置くということが定められておりますので、そのルールにのっとりた形で受けていただくことを想定してお

ります。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 健康づくりなのですけれども、この予算を見ますと、会計年度任用職員の報酬が増えているわけですね。これは人数が増えたのか、報酬額が増えたのか、多分報酬額だと思うのですけれども、ちょっとその辺の確認と、トレーニングルーム、なぜ増えたのか。昨今の物価高騰の中で指導員の委託料も増えたのかどうか伺いたいと思います。

それから、带状疱疹なのですが、インフルや肺炎球菌やコロナと併せて一遍に打ってしまえというので打ってしまった場合の安全性なのですけれども、その辺はどうなのでしょう。分かっているですか。ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 答えいたします。

健康づくり事業ですが、会計年度任用職員に関しては、人数は変わりなくしておりますが、少し時間数を増やしております。データ入力ですとか時間のかかるもの、かなりコロナワクチンですとか、新しい情報項目が増えたことによって時間がかかりますので、その意味も含めて時間数を少し増やしております。

そして、やすらぎの関係なのですが、やすらぎに関しては、現在の委託の契約が3か年の長期継続契約ということでございまして、令和7年9月までの契約期間になっております。10月からは、新しい契約を考えた際に、やはり昨今の物価高騰ですとか、人件費も上がっているため、そちらの分を想定して積算をいたしましたものでございます。

続きまして、带状疱疹のワクチンの関係なのですが、厚生労働省の通常ホームページで入手ができる情報になりますが、2種類のワクチンがありますが、いずれの带状疱疹ワクチンにしても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、生ワクチンに関しては、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してくださいということで、他のワクチンとの同時接種、接種間隔についての記載がございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 133ページ、同じになるのですけれども、予防接種で、高齢者の予防接種の3,842万1,000円、法定と法定外接種の積算内容を伺います。法定というのは、今コロナは法定ではなくなりましたよね。それから、インフルエンザも法定ではないのかなと思うのです。带状疱疹も法定ではないのかなと思って今聞いていたのですけれども。

あと、母子予防接種委託料の3,583万7,000円の法定と法定外接種の積算を伺います。

それから、産後ケア委託料ですけれども、これに関しては人数的には非課税の方と、それから課税の方で金額が違うようだけれども、それぞれ何人を予定しているのか伺いたいと思います。全部ね。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 順次お答えをさせていただきます。

高齢者予防接種に関しては、全て定期接種ということになりまして、インフルエンザ、肺炎球菌、コロナウイルスワクチン、带状疱疹ワクチンということになります。

次に、母子予防接種委託料ですが、これが定期接種といたしまして、B型肝炎、4種混合、5種混合、不活化ポリオ、2種混合、日本脳炎、麻しん・風しん、BCG、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタということでございます。これが金額といたしましては3,358万円です。

次に、任意接種といたしまして、インフルエンザの中3、高3に関する予防接種とおたふくに関してございまして、合算して169万1,000円で計上させていただいております。

産後ケアに関してなのですが、こちらに関しては特に課税、非課税を分けることなく10人分ということで、課税を基準として計算、計上させていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。これ高齢者予防接種の委託料と、それから母子予防接種の委託料の具体的な金額、薬剤単価と、それから医師の委託料と人数というのを前、表に出してもらったのは決算ですかね、いつも出ていたような気がするのですが、今回は全くないなと思っていて。決算でだったら出てくるということですか。それ頂けますか。それぞれに関して、全てに関して。お願いいたします。

産後ケア委託料に関しては、今聞いたのは違ったのかな。私がちょっと今メモし切れていなかったのですけれども、宿泊型と訪問型とあるわけですよね。それに関して、違うのかな、減免とそうではないのとで金額が違うと思ったのですが、そういうふうなお答えではなかったでしょうか。違いました。私の聞き方が悪かったのかな。違うかなと思って今。人数も計算、どうなのだろうか。具体的な算出の基礎の人数を伺っていた。畠山さんのところで答弁されたと思うのですけれども、畠山さんのものとは全く違います、おかしいなと。

○狛守勝義委員長 質問……

○渋谷登美子委員 そうです。今答えられたのと、私があれっ、メモしたのと違うので。私のメモが全く、耳が悪かったのかな。勝手に想像して書いたのか。

○狛守勝義委員長 答弁いただけますか。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

予防接種につきましての接種金額の一覧表につきましては、今まで出したことがないので、決算のときに出していたことがあったのか分からないのですけれども、私がこちらに、健康いきいき課に来てからは一度も出したことはございません。

それから、産後ケアの人数ですけれども、先ほど副課長が申し上げましたとおり、非課税の方についてではなくて、課税対象の方を対象に10人ということで、畠山委員のときには人数の回答はしておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、今まで私が計算していたのは、ごめんなさいね。ずっと計算するものですから。それは決算の値を見て、決算書の説明書を見てやっていたということで、そういうことなのですね。決算でないと出てこないということですね、具体的な薬価と、それから医師の委託料とは。そういうことですね。比企郡市医師会に頼むから、そこでの交渉で、予算では出てこないというふうに考えていいのでしょうか。

それと、私、おかしいな、そうなのだ。訪問型と課税世帯7,100……では、ごめんなさい。皆さんに広報するときに、産後ケアに関しての広報をするときに、どのような形で広報されていくのか伺いたいと思います。これは金額的にもとてもありがたい金額だなと。課税世帯7,100円とか1万2,100円とかで食事がついていてというのはすごくありがたい金額だなと思って聞いていたのですけれども、具体的にはどのような形で広報なさるのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

接種金額の関係なのですけれども、当初予算を上げるときにはまだ10月時点なので、前年度の接種回数とかを参考にしながら、それと令和7年度なので、令和6年度中の半年ぐらいの経過を見たりとかして予測して計上させていただいていますので。あと、それから契約金額につきましては、まだ医師会と契約とかもしていないので、はっきり分からないので、予測で計上させていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 産後ケアについてお答えさせていただきます。

既に6年度の事業もスタートしておりますので、ホームページ等でお知らせはしております。また、妊娠届を出されて母子手帳の交付時に、マタニティーセットというような形で、これから必要になるであろう制度ですとか、いろいろな予防接種の情報とか、そういったものをセットにしたものでお渡しをしている中にも、この産後ケアに関するご紹介はしております。また、その紹介の内容に関しては、こういった施設ということと、金額に関してもお示しをさせていただいております。

し、このように流れとして使ってくださいということで、その流れに関してもお知らせはさせていただきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

なお、審査の都合上、長寿生きがい課の審査を続けて行いたいと思います。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 4時25分

再 開 午後 4時26分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、予算書の112ページ、高齢者外出支援事業で、高齢者外出支援タクシー実施委託料の内容について、具体的な内容についてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 高齢者外出支援タクシー実施委託料の内容についてお答えいたします。

こちらは、利用されたタクシー券の枚数に応じた利用助成金を委託先のタクシー会社へ支払う委託料であります。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 その具体的なタクシー会社別の金額が出ますでしょうか。

○狛守勝義委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

一般のタクシー会社のほうが5社でございまして、そちらで約95%ぐらい見込んでおります。介護タクシーのほうで、2月から2社増えまして6社になりました。そちらで残りのほうということで大体予算を計上しておりまして、1社物すごい、観光タクシー、駅前に乗り入れておりますので、そこが約80%近くを占めております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 ちょっと回答が、もう少しお聞かせいただかないと内容があれなのですが、まず想定される人数、当然回答の中に当初あってもよかったかなと思っているのですけれども、その予定

されている大体の人数、それと、この事業が令和7年度までの事業であったと思うのです。そうしますと、その次の計画について、どういう形で検討が進んでいるのかというのを併せてご回答ください。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、利用者の想定人数につきましてお答えいたします。

利用者の想定人数は、約900名を見込んでおります。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 今後の予定につきましてお答えをさせていただきます。

タクシー券を発行しております担当課が我々長寿生きがい課と福祉課の障害者タクシー、それと健康いきいき課の妊産婦のタクシー、3課ございます。それと公共交通の所管であります地域支援課のほうで、担当課のほうでいろいろと今打合せをしておるところでございます、その中で想定されることを含めて検討していきたいと思っていますので、まだ方向性は出ておりません。ただ、今月から、来週の17日から移動販売が始まりますので、それによって買物のニーズに対してはある程度お応えできるかなというふうに思っておりますので、その移動販売の利用状況とか、そういったものを鑑みながら、今後の制度設計は関係課で考えていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

続いて、上下水道課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうからは38番になります。都市下水路の管理事業ということで、平沢地区調整池及びせせらぎ水路の管理業務委託ということで2,409万円の事業費がありますけれども、この事業内容についてお伺いします。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、吉本委員からのご質問の中で、委託料2,409万ということで質問をいただいております。この2,409万につきましては、工事請負費といたしまして予算書の165ページの事業概要の欄を御覧いただければと思います。中段の新規というものが2つ並んでいるかなと思いますが、新規の上段の部分がこの工事請負費に該当するものになっております。これにつきましては、そこに記載してあるとおりでございます。菅谷36号線の雨水管の整備工事ということで、今現在行われております駅前整備の雨水管の延長、東武鉄道を横断するまでの工事を予定しているものとなっております。

それでは、ご質問のせせらぎ水路についてお答え申し上げます。平沢地区の区画整理事業が完了

いたしまして、それに伴いまして都市下水路につきましては、上下水道課のほうに、町のほうへ移管されております。今回の委託につきましては、その移管されました平沢区画整理地内の調整池4か所、せせらぎ水路700メートル、あとせせらぎ水路の続きになりますけれども、東武東上線から県道菅谷寄居線、交差点で申し上げますと、菅谷寄居線の交差点、高橋ウッドシステムというのがございしますが、その裏をボックスが通っております。そこが約100メートルの管の除草及び植木の剪定作業ということで、配当予算につきましては43万円ということで委託料を取っております。主な内容といたしましては、そういったことになります。

除草作業につきましては、調整池約4,200平米を、場所によってになりますけれども、年1回から2回実施いたします。先ほども申しました高橋ウッドシステムの裏の大沼排水路につきましては約300平米を実施する予定としております。植木の剪定につきましては、せせらぎ水路上に植栽をされておりますキンモクセイ、桜、エノキなど、約60本程度植えてありますけれども、その必要に応じて剪定作業を行うということでございます。

なお、せせらぎ水路につきましては、委員の皆様にもご協力いただいて、町の職員と年3回、国道254からのバイパス、ヤオコー前からせせらぎ水路部分については除草作業を行っていただいておりますので、その部分については含めてございません。

内容としては以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 予算のほうは、私は勘違いをしていたということで、分かりました。しかし、これは結局は、この今言っていたところの貯水池と、それと700メートルの部分、これの雑草等の作業ということだけの予算ということでしょうか。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

先ほど申しあげました700メートルの部分につきましては、植木の剪定という形になります。700メートルにつきましては、せせらぎ水路部分になりますので、除草作業につきましては、先ほど申しあげたとおり、ボランティアで行うということでございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 分かりました。私はてっきり除草の作業をこういった形で勘違いして質問をしてしまいましたけれども、了解しました。結構です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今、吉本委員の質問したところとまるっきり同じところなのですけども、調整池4か所というのはどこになるのかお伺いします。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

まず、第1号調整池でございます。国道254沿いにイエローハットという自動車のパーツ関係のお店がございます。その東側程度に当たるところに1か所でございます。それが第1号調整池でございます。

続きまして、第2号調整池につきましては、都市計画道、東上線からヤオコーのほうへ向かっていただくと、左手に美容院がございます。みかえりびじんという美容院がございます。その南側でございます。

続きまして、第3号調整池につきましては、同じく都市計画道の業務スーパーがございます。その北側に当たる部分でございます。

第4号調整池につきましては、ローソン側から進んで、東武東上線をくぐってすぐ左に入っていたところに調整池がございます。その4か所ということになります。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 その調整池の除草作業をするのですか。これはその4か所は何をされるのか、お伺いします。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

内容としては、調整池の周りの平場の部分であったりとか、当然のり面の部分もございます。その除草作業を行うというものでございます。機械と、どうしてもフェンスがあったりするものですから、手作業の作業ということになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 皆さんお聞きしましたので、私はこのせせらぎ水路の剪定は、時期的にはいつからいつぐらいにかけて予定がつけられているのでしょうか。分かりましたら。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 時期的なものはちょっと今の段階では申し上げられませんが、最終的には高齢者の雇用ということで、シルバー人材センターに委託をしようと考えております。シルバー人材センターのほうでもこういった植木等の剪定の職員さんが非常に少なく、その中でも非常にいろいろなところでの要望があったりということなので、ちょっとこの時点でいつというのは申し上げられませんが、生き物ですので、その適した時期に作業はしていきたいなと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ナンバー147です。行政財産、件数は増えたのに使用料は減っているわけなのです。

理由を伺いたいと思います。これは都市下水路敷地内、占用料が昨年5件だったのですけれども、6件と増えたのに、使用料は逆に1,000円減っているのです、伺いたいと思います。

それから、調整池なのですけれども、周りを草刈りするだけなのですか。私、前に木が生えていて、これ大丈夫なのかと、容量的に。流れ込む量が少しその分減るのではないかとということで質問したことがあるのですけれども、中は何も手をつけないということなののでしょうか。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 答えいたします。

それでは、まず初めに、行政財産の件数が増えているのに使用料が減ったという件から申し上げます。まず、1件増えました件につきましては、先ほど来申し上げました区画整理から都市下水路、調整池等の移管がございました。その中に電話柱1本、東日本電信電話（株）の所有するものが1本ございまして、その分が今度上下水道課のほうで占用料の賦課徴収するということで1件増えてございます。

それと、金額が減った理由でございますけれども、1件、道路占用で徴収していたものを道路占用の更新をする際に現地を調査させていただきました。内容として、減免の対象に当たるということで、その部分につきましては、今回の令和6年からなのですけれども、令和6年のときには、ちょっと予算編成のときにはまだ更新の手续されていなかったものですから、計上されていたのですが、今年度から減免としたことによって、その分が減っていることによって、今回件数が増えて、なおかつ使用料が減ったということになっております。ただ、歳入でございますので、1,000円未満につきましては全て切捨てをしております。そういったこともございまして、1,000円差がついているということでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

このせせらぎ水路の下には大沼排水路という2メートル、3メートル真角のボックスカルバートが埋設されていると前回お答え申し上げました。それが千手堂のファミリーマートのところから国道の側道、歩道を通して流れ込んでくるものと、平沢の太陽インキの脇にあります大沼から、その水が同じく国道の歩道を通してそこに流れ込んでくる。もう一つが、千手堂の奥の千手院の前に蓮沼という沼がございます。そこからの雨水もJAの直売所の脇を通して国道を横断して、その3本の排水路が1つとなって都計道の大沼排水路に流れ込んでまいります。その後、先ほど説明したところどころに調整池が4か所ございます。その水も大沼排水路に流れ込んでまいりまして、最終的には志賀2区の用水路を抜けて市野川のほうに放流されるということになっております。そして、市野川に放流される手前に、元の志賀の第一公園、今ふれあい公園と申しますけれども、そこが最終的な調整池となっております。

したがいまして、全部で5か所ございますけれども、今のところ業務スーパー裏と美容室のみかえりびじんの裏の調整池につきましては、さほど樹木が生えているとか、土砂が堆積しているとか、そういったことはございませんけれども、イエローハットの脇と東武線のすぐ脇にある1号調整池と4号調整池、こちらについてはかなり樹木が繁茂しておりまして、また土砂が堆積しているような部分がありまして、調整池としてちょっと容量がうまく保てないのではないかとということで、今後そういった調整池の中に入って土砂を搬出したりとか、樹木を伐採して搬出したりする場合は、ちょっとした委託料ではできませんので、今後はいろんな事業関係を精査して、何か財政措置のあるものが該当するのであれば、それを積極的に活用して調整池の機能回復のための事業を行ってまいりたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。道路占用の対象外になったということで説明あったのですけれども、どんな内容だったのでしょうか。場所もちょっと分かったら伺いたいと思います。

それから、2,400万ですから、剪定と草刈りだけでこんなになってしまうのかなという感じを、説明聞いていて受けたのですけれども、妥当な額なのか。

〔「違うって」と言う人あり〕

○川口浩史委員 違うのね。そうね。聞いていなかったのだね。

〔「43万円です」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ちょっと聞いていなかったの。もう一度とは言いませぬけれども、そっちから自由にもう一度言ってくればありがたいのですが。

以上です。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、行政財産の場所ということでございますか。ちょっと詳しく場所を説明するのはなかなか難しいので、都市下水路になりますので、菅谷地内の、内容といたしましては、今年度の予算計上で申し上げますと、東日本電子電話、NTTが3件ございます。東京電力さいたま支店が1件、東京電力パワーグリッドが1件、先ほど減免になったという、プチモンドという施設の関係が、これについては出入口の1平米ということで、これについては減免をしたということでございます。先ほど申し上げましたNTTと東京電力につきましては、電柱が主でございますけれども、1件、大沼排水路を横断している……大変失礼いたしました。NTTでございますね。NTTにつきましては、県道深谷嵐山線、志賀2区の地産団地へ入るところの入り口付近になりますけれども、これにつきましては立っている電柱ではなくて、水路を横断するための管が4本入っていますので、それについては面積で計上させていただいていますけれども、そのほかにつきましては一般的に立っている電柱と思っていただければと思います。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

これは大変申し訳なく感じているところでございます。予算書の165ページ御覧ください。4目都市下水路費の(1)、都市下水路管理事業の事業概要に記載している内容でございます。新規事業が2つ並んでおります。上段に町道菅谷36号線、下段に平沢地区内調整池及び、これが大変申し訳ございません。表記の仕方が逆でございまして、上段に平沢地区のせせらぎ水路、これが清掃委託料の348万2,000円のうち43万円でございます。したがって、その下段、工事請負費の2,409万円につきましては、同じく新規事業の町道菅谷36号線の雨水管整備工事がこれに当たるものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですね。都市下水路のほうは分かりました。

それで、道路占用なのですけれども、道路下に埋まっているのも、これ徴収対象になるのではないのですか。どうしてならないのか。実はまちづくりで道路占用をちょっと今回質問しているのですけれども、ほかの東松山だとか吉見だとか川島を見ますと、第1種電柱、第2種電柱というふうになっているのです。嵐山は東電とNTTとかってそれに分けてやっているわけなのですけれども、ちょっとほかと合わないなと思って、小川はそうなのですけれども、嵐山と同じような。小川のまねしているのかなと思うのですけれども。今後変えたほうがいいと思うのですが。ちょっとそのときに地下も対象だというふうに認識をしたのです。たしか書いてあったと思ったのですけれども、今、物がないので。道路下も対象ではないのですか。ちょっと私の認識違っているかな。

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおりでよろしいかなと思います。ただ、今現在、地下に埋設、当然都市下水路になりますので、地下に埋設するというケースは非常に少ないのかなと思いますけれども、今現在についてはそういった占用物件はございません。

以上です。

〔「地下に埋設したものだって説明だったんじゃない」と言う
人あり〕

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 地下に埋設したものについても当然占用料は発生するもの
だと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 先ほどの減免の件でございますか。減免については、地下に埋設とかではございませんで、宅地と道路に出る一部に水路敷がかかっておりまして、その約1平米を、内容としては砂利を入れて通路として使わせていただきたいということございまして、埋設物が入っているとか、そういったことではございません。

○狛守勝義委員長 よろしいですね。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 164ページ、町債が1,800万出ているのですけれども、これは町道菅谷36号線雨水管整備工事のものであるというふうに考えていいのですよね。2本あって、幾ら何でもせせらぎ水路の管理がすごく大変だなと思ったのですけれども、どうなのでしょう、これは。

「川口さんと同じ質疑ですね。勘違いされている」と言う人
あり]

○渋谷登美子委員 町債に関しては、町債だよ。16ページにも出ているのだけれども、町債が出ているのだけれども、起債で。だからよく分からないなと思って。多分16ページだと思う……ごめんなさい、9ページか。9ページの都市下水路整備事業で1,800万で、やっぱり債務が出ているのですけれども。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちら先ほど申し上げたとおり、この事業概要の表記の仕方が、菅谷36号線とせせらぎ水路が逆になっておりまして、とても分かりづらい表記で申し訳ないことでございますけれども、この工事請負費の2,409万円の詳細につきましては、町道菅谷36号線雨水管の整備工事の内容でございます。この工事につきましては、今現在まちづくり整備課のほうで、駅前広場の整備工事の延長として菅谷36号線の雨水管を新設埋設しているものでございまして、それが途中までで今年度は完了してまいりますため、それを最後の横断管まで接続するための工事を上下水道課のほうで行うものでございます。距離にしましたら13.9メートルでございます。

そして、歳入のほうでございますけれども、この財源は61ページでございますか、61ページの4目土木債、6節の都市下水路整備事業債を充当させていただきます。こちらにつきましては2,409万円の充当率75%、1,800万円の事業債を受けて行う工事となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 せせらぎ水路の調整池なののですけれども、私もよく見ているのですけれども、それを委託費が非常に金額的には、こんな金額でできるのかなというふうな感じで見ていたのですが、委託費としては、それは46万円とおっしゃいましたっけ、さっき。そんな金額であの事業をシルバー人材にお願いするということでもいいのでしょうか。ここのところすごく繁茂していますよね。そ

れでやれるということでは構わないですね。

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

決してそれで十分かというとは十分ではないかなと思っております。それも私どもに移管されて間もないものですから、苦情等直接というのはあまり受けていないのですけれども、当然時期になれば生えて、いろんな形でのお声が届くかなと思います。必要に応じて職員のほうで対応はしていきたいと考えております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

以上、質疑がないようですので、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○狹守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時00分)

予算特別委員会

3月11日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	佐藤弘美	議員	２番	竹内隆哲	議員
３番	橋本将	議員	４番	宮本大裕	議員
５番	小林智	議員	６番	藤野和美	議員
７番	吉本秀二	議員	８番	青柳賢治	議員
９番	畠山美幸	議員	１０番	川口浩史	議員
１１番	渋谷登美子	議員	１２番	狛守勝義	議員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
金子守	総務課財政契約担当副課長
根岸隆行	環境課長
長尾武士	環境課環境担当副課長
中村寧	農政課長
飯塚毅	農政課農業振興担当副課長
内田雅幸	農業委員会事務局次長
小輪瀬一哉	企業支援課長
松浦一高	企業支援課商工・観光担当副課長
島田泰斗	まちづくり整備課長職務代理兼副参事
久保雄一	まちづくり整備課道路担当副課長
安在知大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
下村治	教育委員会教育長
高橋喜代美	教育委員会教育総務課長

根	岸	珠	美	教育委員会教育総務課教育総務担当副課長
尾	針	雄	介	教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長
吉	井	大	輔	教育委員会教育総務課指導主事
神	田	貴	裕	教育委員会教育総務課指導主事
山	岸	堅	護	教育委員会学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会嵐山幼稚園長
馬	橋		透	教育委員会生涯学習課長
新	井	浩	二	教育委員会生涯学習課副課長
岡	本		均	教育委員会知識の森嵐山町立図書館長
中	村		寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅	幸	農業委員会事務局次長

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

(午前 9時25分)

◎議案第13号の質疑

○狹守勝義委員長 議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に上下水道課に関する部分までの質疑が終了いたしておりますので、本日は環境課に関する部分の質疑から、通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、ナンバー15、予算書137ページの地球温暖化対策実行計画策定業務についてお問い合わせをさせていただきます。これにつきまして、事業の内容と、あとその実行の期間と、それらについてお尋ねを申し上げます。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ナンバー15番、地球温暖化対策実行計画策定業務につきましてご説明をさせていただければと思います。

まず、こちらなのですが、地球温暖化対策推進に関する法律第21条第1項の規定に基づきまして、町の事務事業に関しまして、温室効果ガス、こちらの排出の削減のための計画というものを策定をしなければならないという形で明記をされております。今までは職員のほうで計画のほうは策定をしておったのですが、近年の社会情勢の変化もありまして、職員のほうでは策定をすることがちょっと難しくなってきた状況がございます。ですので、今回4期計画に当たるのですが、今回の計画からコンサルタント会社にその計画策定のほうを委託するための予算という形になっております。

具体的な内容なのですが、こちらと同じく21条の第2項のほうにおおむねこういった内容を記載

しなさいということで規定がされております。1つ目が、計画の期間、こちらが策定マニュアルと
いうのがあるのですが、こちらでおおむね5年間というのが定められております。それと、削減目
標の設定、あとは実践をしようとする内容、あとその他各実施に関して各町村で必要となると思わ
れる事項というものを明記するというような形の計画という形になります。

以上となります。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この計画は、今まで計画があつて、それが新たに何か内容が変わるというよう
なものなのでしょうか。それで、これはこれから継続的にこの実行の内容というのは長く継続して
いくようなものになるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 こちらの計画なのですが、一応先ほども言いましたけれども、5
年間という決まりがあるのですが、基本的にはこれごとに改定という形になってきます。当然なの
ですけれども、世界の情勢ですとか、温暖化政策というのが日々変化はしていきますので、5年を
めどに改定をしながら、役場の中の事業に関する温室効果ガスというものは削減をしていくとい
う施策の基準という形でのうちは今考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 それでは、その業務の委託先と、それから町独自の、これ見ますと、その区域の自
然社会的条件に応じてということが一文がありますけれども、この嵐山町においてはこういったと
ころに重きを置いてこの計画というものを目指していくのか、そこをお聞きしたいと思います。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 こちらの計画につきましてなのですが、嵐山町におきましては、
やはり自然が豊かなものの場所でありますので、そこは当然生かしつつになるのですが、当然なの
ですけれども、事業活動に伴ってやっぱり温室効果ガスというものがどうしても必要になってきま
す。こういったものを変えていくということがちょっと必要になると。

まず、既に実施はされているのですが、例えば道路街灯のLED化というのは、多分もう先行で
されているかと思うのですが、今後は役場庁舎もしくは学校ですとか、ふれあい交流センターです
とか、そういった公共施設的なLED化、あとは電気自動車ですとか、PHVとかというような、
そういった石油を使わないような自動車と、そういうものの利用促進という形での計画のほう
は一応担当レベルでは考えてはいるのですが、まだこれから委託を出すものになってきます
ので、ちょっとあくまで参考という形で捉えていただければと思います。もしほかに温室
効果ガスが削減できるような事業があるようなものがあれば、そういったものも他の担当課からも
意見を聞いたりとかして、計画の中に取り組めていければなというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、1点お伺いいたします。

34番で138ページの外来生物対策の事業なのですが、会計任用職員の報酬が81万円増額になっておりますけれども、この増額の内容を教えてくださいたいと思います。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ナンバー34、外来生物対策事業、こちらの予算の増についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましてなのですが、去年の11月から農政課サイドさんのほうで、1人会計年度任用職員さんを採用しております。その関係がありまして、今まで私たちの環境課サイドのほうは1名の会計年度任用職員の予算のほうを計上していたのですが、これ来年度からは環境課の予算で2名を予算取りをするという形で今回の増額という形になったものです。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうすると、業務的には全く変わらないということよろしいですか。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 基本的には変わらないです。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この計画、今、宮本委員の説明で大体分かりましたけれども、この策定委託料、これは今年度だけこの金額が発生してくるということと、それから5年間の計画だということですから、これができると、ある程度一定の数値が出てくるのでしょうか。それに基づいてこの行動計画を実行していくというようなことに捉えておいてよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 計画が今年度新たに改定という作業になるのですが、一応基本的には今年度だけという予算になります。今後5年後、また見直しを入れたときに、またちょっとこのぐらいの程度の予算というのは見込まれるのですが、その間にまた新たなその温暖化対策事業というものがもし出てくるのであれば、その辺の予算というのは計上されてくるかなというふうには思っております。ですので、今現状でこの300万弱につきましては、今年度、令和7年度のみという形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 地球温暖化のこの計画なのですが、職員では難しいということで説明があったわけなのですが、ちょっとどういう点が難しいので、コンサルタントに依頼することになった

のか、伺いたいと思います。

それから、ナンバー136で、地球温暖化防止事業が減額になっています。理由を伺いたいと思います。

続いて、公害対策水質調査、これは増額なのですけれども、理由を伺いたいと思います。

次に、ごみ収集事業、この増額の理由を伺いたいと思います。

そして、最後に、第二種特定鳥獣個体分析調査業務委託、これ内容と何匹、何頭くらいを目指して、目指してというか、調査するのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ナンバー135の地球温暖化対策の計画、こちらの職員による作業ができないという理由なのですが、今まで職員のほうで策定をしていたときには、基準年度があるのですけれども、そこを決めまして、その基準年度よりも下回るようにするというような計画のつくりになっていました。ただ、今、最近なのですけれども、国のほうからの交付金ですとか、補助金とかをもらうときというのが、やはり具体的な数字、何%削減をしろと、あと何キログラム削減しろと、そういうような具体的な数字を入れてくるようになってきました。なので、職員のサイドのほうでその計算ですとか、算定というのがちょっとやはり難しくなってきたということがありまして、今後だから町のほうでいろいろ補助事業、補助金ですとか、交付金ですとか、いろいろ温暖化対策で受けようとしたときに、この事務事業編というのが大変重要なものになってきますので、今回きちんとしたものをここで1回策定をさせていただきたいということで、コンサルのほうに委託をさせていただきたいということで予算を計上させていただいたものであります。

続きまして、地球温暖化防止事業の減額、136ページになります。こちらなのですが、令和6年度、住宅用の太陽光パネルと自動車充給電システム、V2H、こちらの補助金ということで、各100万円ずつ予算のほうを令和6年度計上させていただいておりました。令和6年、事業を実際にスタートをして、今現在でなのですが、太陽光の住宅パネル、こちらにつきましては、4件の申請がありまして、補助金額で20万円、V2Hに至っては、今現在のところ補助金の申請がちょっとございませんので、交付がゼロ円という形になっております。令和6年度の実績が今、こういう状況でありましたので、令和6年度の100万円というのは金額面的に大き過ぎるということがちょっとありましたので、実態を見て、今年度は太陽光パネルの補助金件数を9件、V2Hを1件ということで、合計10件ということで積算をさせていただきまして、合計50万円ですので、減額というような形の予算を立てさせていただきました。

続きまして、水質調査の増額の理由になります。こちらなのですが、主な理由としましては、令和元年度の6月になるのですが、嵐山中部土地改良区、こちらのほうから町の企業支援課のほうに

対しまして、花見台工業団地拡張工事に伴う回答というものが出ております。その中で水質調査を実施をしていただきたいという回答をいただいております。これ場所どこになるかという話になるのですが、現在花見台工業団地拡張工事をしているかと思うのですが、ちょうどあのエコ計画の南側というのですか、そこのほうを今、造成で広がっているかと思うのですが、そこに今、調整池が1個できている状況になっております。その水質調査を新たに1か所追加という形にさせていただければと思っています。ですので、現在調査をしている3か所にプラス1か所ということで4か所ということで、1か所調査場所が増えましたので、その分の予算が増えているという形になっております。

続きまして、ナンバー138、ごみ収集事業の増額の理由という形となります。まず、こちらにつきましては、近年の人件費高騰がやっぱりちょっと影響ありまして、去年の9月なのですが、国、県から労務単価の適正に関する指針という形でちょっと通達が出ております。廃掃法に基づいて自治体は処理の責任を負うということが明記をされておりますので、受託業務にお金が足りないということになって、収集ができないということになってしまつては、それは市町村の責任になってくるということがちょっとありますので、あとこの人件費高騰が予算の中厳しいのですけれども、労務単価、こちらで約5から6%、金額にして1,300円から1,400円程度上げさせていただいた予算になっております。そのため、1か所、これは契約自体は1ブロック、2ブロックと分かれてはいるのですが、1ブロック当たり大体740万円、直工費で上がっている形になります。当然なのですけれども、それに掛ける2ブロックありますので、2倍になりますので、大体1,300万か1,400万ぐらいの増という形で、あくまで労務単価、こちらの増額をさせていただいたことに伴って増額という形になっております。

最後に、ナンバー139、第二種特定分析調査、こちらの内容と頭数という形になります。こちらにつきましては、第二種特定鳥獣の内容という形になるのですが、埼玉県のほうで第3次第二種特定鳥獣管理計画というものが公表されております。こちらに基づきまして、県のほうから有害鳥獣個体分析調査というものを町のほうで受託しております。町のほうとしては、町から小川猟友会嵐山支部への委託という形になっております。内容としましては、県からの委託契約に基づきまして、捕獲したイノシシとか鹿になるのですが、捕獲日、捕獲場所、捕獲方法、性別、体長、体重、推定年齢と胃の内容物、妊娠の有無というものを報告する形になっておりますので、捕獲したものに関してはこういった項目を調査をして、県のほうに報告という形になります。頭数なのですが、ここ数年の傾向を見まして、平均して30頭ぐらいおりますので、鹿とイノシシ、両方合わせて30頭ということを用意しております。

以上となります。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 地球温暖化の関係は、分かったかな。そうですか。分かりました。地球温暖化は結

構です。

それから、地球温暖化防止事業、次の項目、減額の関係で、太陽光と、あと電気自動車の関係、電気自動車はまだ高いですから、なかなか手が出ないのかなという感じはするのですが、太陽光については大体つけたい人はつけ切ったという感じですか、皆さんの受け止め方なのですか、ちょっとその点伺いたいと思うのですが、いや、まだつけたいという人がいるのか。いればどうやったらつけてもらえるのかもし分かれば伺いたいと思います。

水質調査、これはなるほど農政のほうからの要請だったわけなのですか。どんなものが予想されて、ちょっと調べてくれというふうに言われたわけなのですか。何か具体的にあったのではないかなと思うので、ちょっと伺いたいと思います。

ごみ収集の関係なのですが、労務単価が上がったということで、大変な仕事を3Kの一つにもなるような仕事ですから、この方たちの労務単価が上がるというのはよかったかと、むしろ私は思いますよ、むしろね。ただ、そのまま働いている方にいくのか、そこまで確認はできるのか、伺いたいと思います。

第二種の調査の関係なのですが、これ昨年だったかな、一昨年だったかな、聞いていますけれども、これどう生かされて、県が調査して、生かされて町に来ているのか。生かし方が分からないのです。ただ、報告だけですよね。やはりこれ生かしたものが無いといけないのではないかなと思うのですが、生かし方が来ているのかどうかということも含めて伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、私のほうから太陽光パネルですか、の件につきましてお答えいたします。

この太陽光パネルについては、売電、一般家庭の屋根についているものを対象としているのですが、売電単価が一時期よりかなり下がっております。そういった面でいえば、一時期より今現在つけて、新しく、新たに設置をしているという住宅は減っていつているのではないかと思います。しかしながら、まだ新築、特に新築のおうちなんかですと、業者のほうからもちろん提案等もあるようですが、そういった意味では、まだ一定の設置の需要はあるのではないかなというふうには感じています。

以上です。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、水質調査の関係のほうをお話をさせていただきます。

こちらに関しましては、農政課サイドに出されたものではなくて、企業支援課のほうと多分その当時の中部土地改良区の役員さんのほうと、いろいろ何か打合せを多分していたのが令和元年ぐら

いにあったのだらうと思います。こちらに関しましては、当然なのですけれども、その下、農業用水として使われる可能性が当然あります。ですので、今、第1、第2、第3に関しまして、当然農業用水の観点からの水質調査というものを入れさせてもらっています。恐らくそれと同じような考え方で、やはりどういったものが出てくるか、やっぱり調整池になってきますので、分からないというのもあるって、ちゃんと町のほうで監視をしてほしいという要望を同じように出されたのかと思います。ですので、今やっている第1、第2、第3の水質調査と全くほぼ同じ調査を同じようにさせていただくという形でさせてもらっています。

あと、すみません。ごみ収集の関係なのですが、もう一度ちょっとお伺いしてもよろしいですか。

○狹守勝義委員長 労務単価が上がりましたよね。その上がった分を働いている人にいくのかという質問だったと思うのですけれども。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、労務単価のお話になります。こちらに関しましては、ちょっと大変分かりかねるところもあるのですが、当然町と1事業者が契約をする形になります。ですので、あくまで労務単価が落とされるのは、会社のほうに1回お金が入ってから従業員の方に落とされる形になるかと思います。ですので、必ずしも町のほうから流れたかという確認のほうはできかねますので、そちらのほうはちょっと何ともお答えはできないという形になります。

ただ、当然なのですけれども、労務単価が上がれば、会社のほうの営業利益が少しでも上がってくるかと思います。上がったものに関しては、少しでも従業員のほうに還元していただけるような形にさせていただきたいなというこちらサイドとしてはあるのですけれども、今言ったように確実にいくかという話はちょっとお答えはできかねますので、ご了承いただければと思います。

それと、続けてすみません。第二種特定、こちらに関してお答えさせていただきます。結果について生かされているのかというようなお話になるかと思うのですが、こちらに関しましては、埼玉県の方で毎回取りまとめをしております。埼玉県の方でも先ほど言いました計画、管理計画につきましては、大体5年をめぐりに改定をしていると思われます。その中で捕獲したデータというのが当然改定、新しい捕獲データに基づいてそういったところに反映されて、皆さんのホームページ上に一般公開恐らくされると思います。ですので、町に対してということよりも、県民に対して情報発信、こういった場所で、こういったイノシシがいます。今、何頭捕れますよとかという公表はしておりますので、そういったことで皆さん知っていただくと。町に関しては、あくまでそのデータ収集のための作業をお手伝いをさせていただいているというような形になります。県のほうで、さすがに埼玉県全域の方でイノシシを捕まえたりとか、鹿を捕まえたりとかというのは当然できませんので、各自治体にその辺をお願いをして、1頭当たり委託金でお金をいただいて、町のほうがさせていただいていると。それもできたものに関しては、当然なのですけれども、こちらのほうとしてもデータとして持って、当然なのですけれども、どのぐらい削減したらいいのかとか、今後

の後継者の育成の話だとか、そういったものを参考にさせていただくというような形で今のところは考えております。

以上となります。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 温暖化計画のことなのですが、今までのことで分かったのですけれども、今これからの5年間で嵐山町の公共施設というのは変わってくると思うのです。そこで、建物の気密性、それから新しい新校舎はZEB化になるという話なのですけれども、その後のその跡地利用に関してもそのような形が必要になってくると思うのです。

それと、もう一つはゴムチップ舗装に関して言いますと、夏は高温になるらしいのです。そういったものへの対策というのが、この温暖化対策の中で必要ではないかと考えているのですが、その点については、業者に委託するとき、そういった視点も必要であると思いますが、そういうふうな形の話合いというのはどのようになされるのか、伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

もちろんゴムチップの関係だとか、そういったものも含めて町として業者のほうと打合せはきちんとしてまいりたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 建物の断熱性というので考えますと、今の10万円ぐらいの補助がありますよね、家庭の建築に関しての改正。そういった部分にも建物の補助ができるように、ZEB化に関して、ZEB化というのか、気密性を高めるためにそういった部分も入ってもいいのかなと思うのですが、その点について、それは温暖化対策になると思うのですが、その点についていかがでしょう。

○狹守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

その断熱性の部分で地球温暖化の防止になると、そういったことも含めてちょっとまだ全くどういった部分を盛り込んでいこうかと、今後もちろん有効なことは取り入れていきたいなというふうには考えておりますので、もちろんそういったことも含めて今後協議してまいりたいと考えております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

以上、質疑がないようですので、環境課に関する部分の質疑を終結いたします。

続いて、農政課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 すみません。私からは45ページの2項県補助金の3、農地地質補助、ため池農法保全防災対策推進事業費の補助金の趣旨と対象事業の概要についてお尋ねいたします。お願いします。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、ため池の事業について説明させていただきます。

その前に、予算書のほうでちょっと支出のところで分かりにくいところがあったことについておわびを申し上げます。まず、収入につきましては、予算書の45ページのところにありますため池農法保全防災対策等推進事業費補助金の355万円、そちらの支出につきましては、149ページになります。(2)の農業用施設整備事業のところの12節の委託料のところの550万円の設計委託料になります。こちらの事業の内容につきましては、防災工事等を要するため池数の低減と、対策コストを削減することを目的とした事業で、ため池の堤体切下げによる廃止等に関する検討調査費用を補助する県単事業でございます。なお、本事業の箇所につきましては、嵐山中部土地改良区内にある防災重点農業用ため池に指定されている壱ノ入沼になりまして、こちらが近年の使用状況及び取水量から判断し、用水はため池がなくても賄えるとの見解から、役員及び用排水調整委員、沼下の受益者等の意見等を総合的に判断し、廃止可能となったため、ため池の廃止の実施設計を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ため池の調査につきましては、防災重点とか、全町的にここ数年やっていただいていると思います。そもそもその趣旨が防災も絡めてですけれども、ため池が田んぼの用水のための量と、それから防災機能の堤体の強さとか、そういうことをやるのが目的でやっていたのですけれども、この補助金を見たときに、初めて、これ前あったかもしれませんが、この防災対策等推進事業の補助金なのだけれども、内容を見ると、やめることについての補助金を出すという内容なので、これは今、答弁あったとおり、理にかなった止め方というのはそれあってしかるべきだと思います。余計なため池を、余計というか、水利として使えないものをやめていくというのも一つの考えではあるのですけれども、これ全体の流れとして、この補助金を出すから、もう水稻をやめろみたいな話に、極端に言えばそういうことになりかねないのではないかとというのは非常に懸念するところなのですけれども、その辺のお考え、いかがでしょうか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 その点については、全部が全部廃止というところではなくて、やっぱり地元として用水として必要なところを再度検討させていただいた中で、この沼については用水がなくてもという観点から今回壱ノ入沼については廃止という地元との話合いの中で結論に至ったということなので、基本的にはやっぱり農業用水って必要なため池で使っているものになりますので、残すのは前提の中で地元の検討の中で廃止という選択肢が今回出てきたという形になります。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございます。

ただ、もう一点、防災の調査をやっていますけれども、その中で県の方が見て、判断の基準がその堤体が壊れたときの防災としての役目と工事価格、これの対比で要は合わない、これは工事費に対して、それで防災となる家屋とか、そういうものがあまりにも少ないということで、なかなかこの事業はできないとかという判断が働いたりしていますよね。それと同じように、こちらのこういう補助金をあえて出して、ため池の数を減らしていこうとかというのはちょっと何か解せないような気がする、それでさっきの話が、例えば用水で実際使っているのだけれども、とても元の用水の状態まで堤体がもう壊れてしまって、かなり壊れていて、資金が出しにくいと、県の補助金もそうは出せないということになったら、ではそれはやめて、やめる補助金をもらおうということになったら、これは本末転倒なのではないかなというのはありますので、その辺についてもちょっと一言お願いします。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 ため池のほうについては、やっぱり国のほうの調査を前提に、耐震、豪雨、劣化という調査の中で判定をされているものになります。その中でどれか一つでもこのため池としてもたないという結論の中でため池を改修していくという話になっておりますので、その点については町のほうとしては、そのため池の堤体のほうは基本的には改修をして直していくという前提の中で今回の先ほど出た費用対効果の問題が出たことによって、土地改良法の中での事業というのが採択が法律の中で難しいという判断の中で、なかなか事業化が難しくなっているということにはなっているのですが、当然必要なため池でやっていく、残していくというのが前提となっておりますので、ほかの事業を使った中で、ため池を改修していく。それを少しでも早い段階で改修ができればという中で事業のほうを選定して進めていくという考えではおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは予算書の144ページ、ここで農業支援事業がございます。そのそれぞれの具体的な内容をお聞かせください。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 農業者支援事業の内容の中で、特に令和7年度の中で、変更になったところについては、農業者フォローアップの中で特産果樹ということで、苗の補助だとかをしている事業が新たにフォローアップの中で追加のほうをさせていただきました。

それと、環境保全型農業支払交付金の中で、今まで堆肥の施用でらんざん営農さん、それと有機農業ということで、地場産業研究会、この2つで6年度のほうは交付金のほうを出していたわけなのですが、令和7年度から嵐山町有機農業研究会という団体が新たにこの事業に参加するという形で増額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 1つは、フォローアップのほうで、特産果樹については、3種類ここに書いてあるわけですが、それぞれの何人ぐらいこれを予定しているのか。

それから、新しく環境保全のところでは有機関係で、有機農業研究会という新しく参加されたと。この団体の大体構成人数とか、大体拠点とか、もう少しちょっと詳しくお知らせをお聞かせいただければと思います。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 まず、特産のほうについて答弁させていただきます。

予算のほうに計上させていただいている3つの果樹につきましては、アンズが42本で18人、シャインマスカットにつきましては、50本で17人、ブルーベリーにつきましては、92本で17人という形になっております。

続きまして、環境保全地区のほうになります。嵐山町有機農業研究会につきましては、構成員が4人になります。地区としてはちょっと飛んだりしているのですが、鎌形と吉田のほうでやるという形で申請のほうはするような形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 特産果樹のほうで人数をいただいたわけですが、この17人、18人、17人というのは、これ同じ人が17人ではなくて、別々でこの人数でしょうか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 1人が複数の品目をやるという形でも手を挙げているものになります。

以上です。

○藤野和美委員 終わり。

○狛守勝義委員長 もう3回。

○藤野和美委員 ああ、そう。ではいいです。まだ次聞いていく人がいるので、大丈夫です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今の藤野委員の質問にもございました特産果樹がこの3つに決定した理由をお伺いします。

○狹守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

特産果樹補助に至った経緯につきましては、現在町に特産となる果樹がないということで、毎月行われている農産物直売所のほうの生産組合の役員会のほうに町のほうの職員が出席のほうをさせていただいております。その中で、そういった経緯もありますので、ご提案のほうをさせていただきました。その結果、組合員より希望の多かった3品目が先ほどの3品目になるということでスタートするという形になったのが補助に至った経緯となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 確かにブルーベリーがもう何年か前に始まっておりますけれども、ただ、ブルーベリーは真夏の暑いときの収穫になるので、なかなか厳しいなと思っていました。今回シャインマスカットとアンズがプラスになったわけですが、この近隣を見ると、滑川町はポロタンというのが、嵐山町も20年ぐらい前だったかな、苗木を配ったけれども、私も楽しみにしていたのですが、嵐山町ではなかなか成功された方がいなかったようで、吉見、川島はイチゴがあったり、あと川島についてはイチジクもある。ただ、今回のこの3品を見たときに、何か目新しさがなくて、アンズと言ったら何か長野のほうとか、何かあっちのほうのほうおいしいのではないかなんか思ったりするのですが、この3品以外に何をご提案されて、この3品になったのか、お伺いします。

○狹守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 今、ここに決まる前に、町のほうとしては15、6品ぐらい品種のほうはご提案のほうはさせていただいたのですが、やっぱりこの嵐山の気候だとか、土壌とかに合うところでいろいろ地元のほうの中でご提案をさせていただいた中で、やっぱり嵐山でできるのはこの3品目かなというところで決まったものにはなります。ただ、ブルーベリーのほうについては、粒の大きなものという形で、ちょっとブルーベリー、近隣でもやっているところが多いですし、今までもやっていたというところもありますので、ちょっと大粒の品種にして進めていくということで話のほうは出ました。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私的には15品の中に入っていたかどうか分からないのですが、森のキャビアといって、フィンガーライムというのがあるのです。あれが本当に高値で売れて、1キロ当たり1万円から2万円と言われて、この辺でやっているところというのは、高知県とか愛媛県とか、温暖なところではないとできない。この辺温暖ではないですか、どちらかというと。ただ、冬の寒さには耐えられないので、例えば畑に植えるというよりも、花器、花器ではない。入れ物に入れて動か

せるような形にして、そんなに大きくならないらしいので、そういうものは考えがなかったのか、お伺いします。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

今回農産物直売所の生産組合員の方々に希望を取りました。15、6本提案した中で、最終的に3種類ということです。アンズ、シャインマスカット、ブルーベリーという、聞くだけだとあまり面白みのないような、委員がおっしゃるとおりになると思いますけれども、アンズに関しては、おひさまコットという、アプリコットがかかった非常に名前のおとり、オレンジ色の大きい太陽のような甘い品種となっております。ちょっと特徴がございます。シャインマスカットにつきましては、今、人気ですので、隣の滑川町さんでも何人か作られて、観光果樹園も開園するような状態でございます。ブルーベリーにつきましては、先ほど副課長のほうからもありましたけれども、チャンドラーという大きい粒を皆さんから選んでいただいたということです。15年ぐらい前ですか、委員がおっしゃったポロタン、私もかつて農政課のときに推進しました。これは、行政からの提案ですと、やはり正直長続きしないということもありまして、今回は生産組合の方々の本当のご希望というのを集約してチャレンジするという形で今回支援したいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今、農政課長の答弁の後に続きますけれども、このそれぞれ先ほど藤野委員のところで20、35、50何人ぐらいか、52人ぐらいですか、手を挙げている方が。それで、具体的にこの3種類に対しては苗代ということでどのくらいを補助されていくのか。そして、それぞれがその生産組合の方がそれぞれ自分の畑のところに持ち帰って植えてみるというような形になっていくのか、その辺どうなのですか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 すみません。答弁のほうをさせていただきます。

全体では36人、ダブっている人がいるという話の中で答弁のほうをさせていただいたと思うのですが、全体では36人、そのうち先ほど言った人数が各本数になっております。植えるところにつきましては、各自分の畑のほうに、農地のほうに植えていただいて、それを最終的には地元の嵐山の直売所のほうに出していただくというのを前提で補助のほうをさせていただいているようなものになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 分かりました。イメージすると、古里にあるブルーベリーのような、あんな形の観光地化も兼ねたような展開をしていくのかと思ったら、いわゆる生産者の皆さんがそれぞれの自分

の畑で生産をして、それを嵐山町の直売所に集約して持っていく。それを特産品としようというような考え方でよろしいのですか。

○狹守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 答弁のほうをさせていただきます。

先ほどのものにつきましては、メインは直売所なのですが、多分皆さんが作ってくると、大分出る数も多くなってくるという形になってきますと、今後の展開としまして考えているところにつきましては、加工品、当然加工品の販売だとか、ふるさと納税の返礼品にさせていただくとか、あとは観光農園とか、そういうところも含めて、町もそういったところまで持っていければというふうには考えております。

ただ、始めて3年ぐらいとかは収穫できるまで時間かかりますので、その辺は町のほうでも研修等で剪定の仕方だとか、育て方というところにつきましては、県の農林振興センターとご相談をさせていただいて、先進的なところをご案内のほうはさせていただいて、皆さんにそういったところでもちょっと勉強していただいて、うまく育てられるように推進していければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 私はいいです。

○狹守勝義委員長 いいですか。

続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 空ノ入沼廃止後というのは、どのような形の土地の利用になるのか。土地の共有者というのはどのぐらいいらっちゃって、面積も分からないのですが、それについて伺いたいと思います。

149ページの風倒被害予防委託料で、実施場所はどこになるか。

○狹守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 空ノ入沼につきまして答弁のほうをさせていただきます。

底地の土地の所有者につきましては、町が所有者となる土地になります。それで、貯水量につきましては、ちょっと少ない形になりまして、1,400立米のものになります。工法については、今後廃止設計のほうで検討のほうはするのですが、堤体のほうをオープン掘削という形で、切り下げるような形で、多分堤体の分をVの字というのですか、そういう形で切り裂いて、水がたまらないような形の工法をして、そうすることによって、水がたまらないということで下流域の民家だとか、公共施設、道路等に影響がないような形で水がたまらないという工法の中で検討するようなものになります。当然その後、ため池ということで修正エリアがありますので、修正エリアのほうで集まった水を排水する水路だとか整備するような形で事業を実施するような形になります。

あと、風倒木のほうの事業箇所につきまして答弁のほうをさせていただきます。2か所ございま

して、令和6年度の続きになります玉ノ岡中学校付近の町道1—7号線の杉山公民館より玉ノ岡中学校入り口までの道路東側の間知ブロックの上にあります木の伐採と役場下の2—12号線の役場側の木の伐採を予定しているものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 空ノ入沼は所有が町ということなので、どのような形になっているかというのは、具体的にはまだ全然これが終わっていないと決まらないということでもいいのでしょうか。ただ、その雑種地にして残しておくという形になるのですか。どうなのだろうと。

○狛守勝義委員長 1点でいいのですか。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 その辺の空ノ入沼について答弁のほうをさせていただきます。

ため池のほうについては、地目のほうは多分ため池のままで残す。あとは地元でもし何か使いたい用途が出てくれば、それに応じた形になってくると思うのですが、取りあえず水がたまらないというのが前提になってきますので、地目的にはため池で残すという形になると思います。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 補足いたします。

ため池を廃止して、なおかつ谷地になっていますので、雨水等でオーバーフローした水は流れてくると思いますので、その辺は安全対策を講じて、たまらないのですが、水路のほうに掘削して流す。流す場所をつくるということで安全確保をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 以上、質疑はないようですので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は10時35分といたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時35分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私から154ページ、(4)番、観光協会補助事業で、観光協会補助金増額の内容についてお尋ねいたします。お願いします。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

それでは、予算書154ページ、嵐山町観光協会補助金の増額理由についてお答えさせていただきます。嵐山町観光協会補助金の内訳につきましては、観光協会の人件費と占用料及び小作料、地域活力拠点の人件費、農場の維持管理費、事務所、ラベンダー園の駐車場の賃借料、マイラベンダー更新のそれぞれ半分を計上をしております。このうち観光協会の事務局職員の人件費につきまして、賃金の上昇による給与額の見直しや、昨年度1名が雇用されたことから、その分の人件費といたしまして、約380万円程度の増額を計上しております。また、新規の補助項目としまして、マイラベンダークラブの会員向けのラベンダーを活用した講座を開催するための講師料を計上をしております。

以上となります。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 観光協会さんについては、ラベンダー園の運営等、大変ご苦労いただいている、活動いただいているのですけれども、主に人件費が中心だということなのだろうと思うのです。人件費のこれ今、総額で1,800万も持ち上がっていますよね。この中で人件費ってどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

観光協会補助金の1,890万円のうち、人件費といたしまして補助の金額として挙げさせていただいているのが733万6,000円ということで計上させていただいております。

以上です。

○狹守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 はい、結構です。

○狹守勝義委員長 いいですか。

○小林 智委員 はい。

○狹守勝義委員長 続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、2点になるのですけれども、1点目は36番の企業奨励金ですか、これについてですけれども、これも昨年と同じ同額で、これで3回目になるのかなと思うのですけれども、たしか施設を大きくしてというか、増築してこれに該当したということで、3年目になると思うのです。それで、改正前の条例のこれで最後かな。そうしますと、これで終わると、この後は花見台のB地区だけの条例になるのかなというので確認ですね。それを1点お願いします。

これと、今の小林委員から質問のあったあの関係なののですけれども、これはラベンダーまつりなんかの補助額をどのくらいで挙がってきているのか、これはちょっと私聞きたいなと思っています。

その2点お願いします。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、企業奨励金の件につきましてお答えのほうをさせていただきます。

吉本委員おっしゃるとおりでございます。花見台工業団地に立地をしております株式会社武蔵野フーズの第2工場が拡張となりまして、令和3年1月に建物が完成して、事業のほうが開始されております。こちらの企業誘致条例に基づく奨励金でございます。3年度交付という条例になっておりますので、その最終年度の3年目ということでございます。なお、金額につきましては、拡張となった工場の土地、建物の固定資産税相当額という形になっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもご説明をさせていただいたのですけれども、内訳につきましては、観光協会の人件費、土地の占用料及び小作料、あと地域活力拠点の人件費、あと農場の維持管理費、事務所、ラベンダー園の駐車場の賃借料で、マイラベンダー講師料のそれぞれ半分ですので、この中にお祭りの運営費というのは入ってございません。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 分かりました。

では、1点だけ、新しい改正の条例で、企業誘致奨励金というのがついていると思うのですけれども、あれはたしか令和11年ぐらいで終わるということだったと思うのですけれども、そうしますと、誘致でこれには該当するけれども、増築とか、あるいは町からの雇用の関係での奨励金は該当していけないということになりますか。該当はあるのですか。それだけちょっと教えていただけますか。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 吉本委員おっしゃるとおり、企業誘致条例につきましては、従前のものにつきましては、区域は全町ということで対象としておりました。ただ、昨年度、今年度からスタートして新しい一部改正をした条例におきましては、花見台拡張地区のみを対象とするという内容になっております。ただ、対象地域は花見台拡張地区のみという形にはなったのですけれども、奨励金の中身につきましては、変更がございません。企業奨励金といたしまして、固定資産税相当額、転入奨励金、雇用促進奨励金、そちらにつきましては、扱いは変わっておりませんので、ご承知をいただければと思います。

以上です。

○吉本秀二委員 以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のは同じく154ページの観光協会補助事業ですけれども、先ほど項目については、答弁がありました。これは、人件費を除いて各占用料等々の具体的な金額を教えてくださいと思います。

それから、観光協会がこれまで取り組んできましたいわゆるDMOの関係です。あの関係は今、どういう状態に、その辺の補助金、その中に入っていないわけですが、どうなっているのかも併せてお聞かせください。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えをさせていただきます。

観光協会補助金の1,890万円の内訳ですけれども、先ほどお話、まず最初にさせていただいた人件費の半分といたしまして733万6,000円、次に河川占用料、ラベンダー園の賃借料の半分といたしまして26万1,000円、嵐なびの販売職員1名分の人件費の半分といたしまして155万5,000円、ラベンダー園の維持管理に係る経費の半分といたしまして834万9,000円、事務所及びラベンダー園駐車場の賃借料の半分といたしまして57万5,000円、最後にマイラベンダークラブ会員向けのラベンダーを活用した講座を開催するための講師料の半分といたしまして1万4,000円、以上、合計いたしまして1,809万円を計上いたしております。以上です。

続きまして、DMOの現在の状況でございます。現在、DMOの進捗状況につきましては、令和4年8月5日に観光庁にDMOの候補法人の登録の申請を行いまして、10月28日に候補DMOとして登録され、2年が経過しております。DMOの本登録には、3年以内に登録を受ける必要があるとされておりますので、次年度登録をしていただくように準備を進めているところです。費用については、前回の候補法人の申請のときもそうですけれども、費用をかけずに職員、あと観光協会と協力してやりましたので、同じような形で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 ナンバー90になります。152ページです。地域活力創出拠点管理事業の前年度比減額の理由についてお尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えをさせていただきます。

予算書152ページの地域活力拠点の減額理由についてですけれども、こちらは令和7年度より嵐なび2階の就労相談室を閉鎖することといたしましたので、就労相談員の会計年度職員の報酬及び費用弁償のほか、コピー機や通信費を減額しております。過去3年間の相談件数は、就労相談が4件、空き家相談ゼロ件、定住相談ゼロ件にとどまっております、当初想定をしていた就労や移住の相

談業務について、その必要性が薄れたことにより、相談室を閉鎖することといたしました。今後は就労等の情報提供に関しては、ハローワークから送られる求人情報を配架したりとか、相談が必要な方につきましては、役場窓口をご案内する予定でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 確かにこの相談件数だと、一般の駅を使っている人たちがあそこであつろいだり、コーヒーを飲んだりしている姿はよく見かけるのだけれども、確かにのぞいても、あの奥のところは人が来ているというような感じはしなかったです。それで、あそこは本当に嵐山でも無料で憩える場所、やっぱり駅を使う人たちは大事にしていると思います。

そこで、その今度奥にあるところの空間というものは、どのような形を今後ここで閉鎖するとすると令和7年度の中で考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えをさせていただきます。

嵐なび2階の相談スペースは、就労相談室としての機能に加えまして、観光案内を担うボランティアガイドさんの待機場所や活動スペースとしても活用されてきております。相談室閉鎖後も嵐山町を訪れる観光客の案内を行う場として引き続き利用をしていく予定でございます。また、東西連絡通路で開催されるエリアリノベーション事業におけるイベントにおいても、出店スペースとして活用されております。そのほかの利用についても、地域活力創出拠点の指定管理者であります嵐山町観光協会と有効利用について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、嵐なび2階の就労・移住相談スペースの今後の使い方の部分について、ちょっと補足のほうをさせていただければと思います。

先ほど副課長のほうからボランティアガイドの拠点ですとか、観光案内のほうを行っていききたいと、そういうスペースとして使っていきたいというご説明を差し上げたところではあるのですが、常設で常に人がいるということでは考えておりません。必要に応じてボランティアガイドの方が拠点として使うですとか、ガイドの方がいらっしゃるときに案内をしていただくだとか、そういった利用を想定しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 非常に貴重なスペースですから、最近は駅の前の中でいろんな熊谷だとか、あつちから出店して店を出して、パンだとか売ったりしている。私も1、2度買いましたけれども、ああいうときにやはり拠点になっているところというのはどうなっているかという、静かなのだよね。

何もないのだよね。だから、もう少しその辺を町をやっぱり売り込むとか、それからもう来た人にはもう一回町へ来てもらおうとか、やっぱり町もそこに参加してしまって、一緒になってこの今の施設のところを最大限に効果的に生かしていくということがやっぱり求められると思いますが、いかがなものでしょうか。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

これまでも駅前で行われるらんざんマーケットとか、そういった事業者さんからご相談があったときは、前向きに企業支援課も協力する体制で、今回も出店の相談があったとき、貸出しということで相談に乗らせていただきましたので、今後とも積極的に関わっていければなというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目の企業奨励金ですけれども、ご質問でお答えがあったので、続いて伺いたいのですけれども、償却資産が新年度も大きく減るという見通しなのですね。そういう中で、同じ額が支給されるというのは、いかがなものなのだろうなというちょっと疑問持ちましたので、ご質問したのですけれども、その点いかがお考えなのか、伺いたいと思います。

それから、川島の土地区画整理組合設立準備会補助、これが減額になっていますけれども、理由を伺いたいと思います。

観光協会補助は、分かりましたので、これは結構です。

学校橋広場指定管理料、増額の理由を伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、企業誘致事業につきまして、私のほうからお答えのほうをさせていただきます。

今回予算のほうを計上させていただいております企業奨励金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、武蔵野フーズ第2工場の拡張でございます。企業誘致条例奨励金交付するときには、新設と、あと拡張と2パターンに分かれておりまして、新設の場合には、土地建物及び償却資産の固定資産税も入るのですけれども、拡張につきましては、除かれております。そんな関係で、償却資産はそもそも奨励金の対象とはなっていないというところで、土地建物の固定資産税のみの奨励金ということで、額の変更はなしということでご理解いただければと思います。

続きまして、川島準備会の減額の理由なのですけれども、こちらの補助金につきましては、準備会の運営に係る庶務的な経費として補助を行っております。主に役員会ですとか、総会の開催経費といたしまして、消耗品費ですとか、郵送料または準備会だよりの発行経費として、消耗品費ですとか、郵送料として使用を使っているという状況でございます。おおむね1回の総会開催経費が約

5万円程度、準備会だよりの発行経費としておおむね2万円程度必要な状況でございます。ただ、前年度からの繰越金がございますので、その辺りを勘案して10万円減ということで、5万円としております。なお、額が減額になったというところではあるのですが、事業が後退しているということではございませんので、念のため申し添えさせていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、学校橋広場指定管理料の増額理由についてお答えをさせていただきます。

学校橋広場指定管理料につきましては、除草委託料38万8,000円、公衆トイレ管理料197万9,000円、マレットゴルフ場管理料15万円を計上しております。そのうち除草委託料及び公衆トイレ管理料につきまして、維持管理委託費用の値上がりや消耗品の増により、昨年度より9万3,000円増額をしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 土地区画整理組合の関係、この件だけちょっと伺いたいと思いますが、後退をしているわけではないと、減額はしたけれどもということであります。新年度はどの程度まで進む予定なのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○狛守勝義委員長 1点だけ。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、川島の事業の今年度の進捗の予定というお尋ねでございます。

今までもご説明をしているところではあるのですが、川島の産業団地の事業、専らの課題、最初の課題が区域内にある約8ヘクタールから9ヘクタールございます農地を転用するための手続が必要になっております。今、その農地の転用するために、俗に言う農林調整という言葉は我々担当としては使っているのですが、国、県の農政の担当者から「嵐山町さん、こういう事情であれば農地を潰すのもやむを得ないですね」と言っていただくのがゴールでございまして、そのための説明資料の熟度を県担当課のアドバイスをいただきながら、今、熟度を上げてきている状況でございます。大分いい感じで進んでいるねということを県のほうから言われているところなのですが、まだちょっとそれをさらに高めて農林協議の実施に備えているという状況でございます。今年度につきましては、町の立場とすると、それを、その資料をさらに熟度を高めていきたいというところでございます。

業務代行予定者も当然のことながら連携をして事業を進めているところでございまして、業務代行予定者につきましては、土地区画整理事業の準備に向けた設計業務のほうを進めておる。令和7年度につきましてもそちらを継続して進めていくと、そんな状況で考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 いいです。

○狛守勝義委員長 いいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたしますが、入替えのみということでよろしく願いいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時02分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 4番、予算書158ページ、交通安全施設管理事業、防護柵など、計画的に修繕する区域はあるのか。

5番、予算書165ページ、都市公園管理事業、12の委託料の説明が令和6年予算書と異なります。

その理由は。お伺いいたします。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 158ページの交通安全施設の管理事業についてお答えさせていただきます。

交通安全施設管理事業の修繕設置につきましては、区及び町民等から要望によって、施工のほうを行っております。令和7年度については計画的に実施していく箇所はございません。

以上になります。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、都市公園管理事業の12、委託料の説明の内容が違うというところに関しまして説明させていただきます。

恐らく説明のところの委託料の項目が増えているということだと思うのですが、こちらのほうにつきましては、実際の委託の内容で見たときに、今まで2通りの細節でやらせていただいていた。非常に職員が予算管理上ちょっと分かりづらい状況でしたので、それぞれの作業に応じた形で委託料の内容を見直しさせていただいたため、6年度と書き方が変わっている形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 交通安全施策の件ですけれども、予定はないということですが、僅かに微増している理由は何でしょうか。

それと、都市公園管理委託の説明が分かりづらいということですが、これはそもそも委託先が昨年度まではかぶっていたのか、分かりづらかったという理由に関しては、例えば令和7年委託先が変わったのか、答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 昨年度と増減についてお答えさせていただきます。

設置のカーブミラーだとか、区画線だとか、毎年行わせてはいただいておりますけれども、毎年のように物価等高騰とかにより、金額等上がっております。最近では、区長要望等で区画線が消えていて、道路が危ないとかという箇所も結構ございますので、交差点等を中心に区画線等を引かせていただいておりますので、そこら辺の要求により増が若干増えているような状況になります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 6年度までの公園管理事業の委託料につきましては、清掃委託料と植木管理委託料の2つの細節という形で管理をさせていただいておりました。清掃委託料の中にトイレ清掃と、あと除草作業、それから植木管理委託の中に植木の剪定作業と伐採作業となっております、それぞれが混在する形でちょっと予算が管理されておりましたので、先ほど申し上げたように、委託先というのは変わらないのですけれども、こちらのほうを管理上、個別具体的に分けさせていただいたという形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 交通安全施策のほうで、令和5年、令和6年の実績等ありましたら教えてください。

都市公園計画のほうは、それでも240万円増になっているのですけれども、清掃の回数が増えるとかではなく、これも人件費ですか。増額理由をお願いします。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 交通安全施設の実績になりますけれども、令和6年度、今現在では28件の区長なり、町民の要望がございました。ここ過去3年にはなってしまうのですけれども、令和5年度のときに18件、令和4年度のときには16件、令和3年のときには14件、大体平均約16件ぐらい3年から5年にやりまして、今年度はちょっと多いような状況になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 委託費の増額につきましては、人件費と燃料費の

高騰により増額となっております。

あと、若干公園のほうの面積等の見直しにおきまして、作業の項目もちょっと増えているという形になります。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 私のほうからは予算書159ページ、(2)、道路修繕事業、こちらの中の施工箇所の雨水対策として志賀47号線の場所と対策の内容についてお伺いいたします。

以上、1件です。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 それでは、159ページ、道路修繕の雨水対策についてお答えさせていただきます。

場所につきましては、志賀2区の地産団地内、南北がメインの道路より西側に1本入ったところの町道になります。志賀の197の51地先から下流部分の側溝の修繕を一応予定をしております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ほかのものは舗装修繕とかで、これだけ雨水対策とあったものですから、もうこれは団地内のということですね。そうすると、そこだけのところで、そこは流れが悪かったのでしょうか。どういう状況でこれ修繕になったのか、理由を教えてください。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

ここの部分につきましては、勾配だとか、側溝自体は昔からあるところで、勾配自体は流れる勾配で、普通の降雨では大丈夫のような状態にはなっております。あとは急激に夕立だとか、急な雨が降りますと、集水の面積等が多いものですから、なかなか一番下流部分になっておりますので、その先の水路が大きい水路があるのですが、そこになかなか流れ込めないというのが現状で、長年からその箇所については地元さんから要望というか、相談事がある箇所になっておりまして、今現在240ぐらいのU字溝が入っているのですが、それを一応300の径の大きいものに一応入替えをさせていただきますして、経過観察のほうをさせていただければとは思っております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 すみません。3回目で申し訳ないです。

今の説明であれなのですけれども、結局この今回この雨水対策するのは、どんな事象があつて、何が障害になっていたのか、今の広く水を流れるようにすると、基本的なそこはもうきれいになっていたってさっきの話なので、例えば集中豪雨のときが水吐け切れないとか、何かあったのではな

いかと思うのですけれども、それちょっとお聞かせ願えますか。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 すみません。お答えさせていただきます。

普通の雨では流れるのですが、急激な雨が一気に降ってしまうと、道路冠水がその交差点部分が一番上流のところに起きてしまいますので、その下流部分の側溝の入替えを行わせていただければとは思っております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほう、まずは152ページの住宅リフォーム補助事業についてなのですが、その内容ということでお願いしてあったのですが、1つは、そのリフォーム補助事業の中の項目です。これは、一般質問のほうでアスベストの関係もできるようにということでお願いもしたわけなのですが、それについてちょっと項目について、追加等については再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、住宅リフォーム関係で、これ申請、1人当たり5万なのですが、その申請する業者さんも当然代行してやっているかと思うのですが、個人、その直接と業者さん、その辺の比率等、データがもしあれば教えていただきたいと思います。

それから、都市公園の管理事業、増額の内容ということで、先ほど橋本委員が質問されておりました。その中でお答えをされているわけですが、これは除草の委託料がかなり増えているということの解釈なのかなと思っているのですけれども、回数を増やしたのか、逆に面積がそれだけ増えたのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、まず住宅リフォーム補助事業のほうから説明させていただきます。

こちらの事業は、令和4年度から当補助事業を行っておりますけれども、おおむね5年をめどに事業を予定しております。7年度も引き続き地域経済の活性化とともに、町民の安全で快適に生活できる住環境の整備を目的として、町内業者が行う個人住宅の機能の維持、また向上のために行う改修または修繕に補助を行うものになっております。

主に、先ほどありましたけれども、アスベストの関係につきましては、今回改めてこの中で検討させていただいていきたいと思っております。今現在は、主に外壁塗装ですとか、段差解消等のバリアフリー化、また和式トイレから洋式トイレ、また和室から洋室への変更などのリフォームについて補助を行っております。

あと、業者と町民の方の申請の割合なのですが、こちらのほうで申請に対しまして、個人

の方来られた場合につきましても、実際にやられる業者さんのほうを通じていただければという形でご案内もさせていただいたりしますので、ほぼ業者の方が申請書類持ってくるという形になっております。

続きまして、都市公園の事業の増額の理由なのですが、先ほど橋本委員さんのところには委託料の関係でちょっと説明させていただきましたけれども、都市公園の管理事業の全体の増額理由ということでちょっと説明させていただきます。

主な増額につきましては、先ほど委託料に関しましては、全体の増額の関係としましては、電気料と委託費につきましては、人件費と燃料費の高騰による増額とさせていただいております。また、7年度に新たに工事請負費を計上させていただきましたして、親水公園として利用している調整池3か所、それからまた河川への遊歩道への入り口1か所へ台風やゲリラ豪雨などの大雨時の立入りをご遠慮いただく注意看板の設置工事を今回計上させていただいております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 これは、1つには住宅リフォームのところなのですが、これはそもそもは企業奨励、町内の建築業者さん、その経済的な意味も非常に大きいと思うのです。これは、いわゆるその経済効果というか、工事の金額、これは当然前年については、令和6年度はおおよそ出ているのではないかと思いますのですが、令和7年度もどのくらいの経済効果というか、工事金額を想定しているのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 その1点でいいのですね。

○藤野和美委員 はい。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 リフォーム補助金の経済効果の関係ですが、今現在、令和5年度のときと比べまして、5万円に関しまして半額にすることによりまして、町民に幅広くこの補助金ご案内したいということで、5万円にさせていただいたわけなのですが、企業奨励、町内業者の奨励という形も含めて進めている中におきましては、あくまでもリフォームが個人の方の工事ということで申請されますので、今回様子を見ていますと、令和5年度より若干申請が減っているという状況になっております。今現在36件の申請がありまして、全体的な工事費としては約3,600万ほどの費用が業者さんの工事費ということでかかっているという状況になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、161ページの道路照明灯借上料が減額になっております理由をお伺いいたします。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 161ページ、道路照明灯の事業についてお答えさせていただきます。

平成27年度にLEDへの交換に伴って賃貸借の契約を結ばせていただきました。期間満了により、令和7年度は11か月分になっておるために、1か月分減になっております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、当初1,698基だったかな、ちょっと細かいところ分からないのですけども、1,700基足らず設置されたわけですけども、ではその1,700基足らずの照明灯は、リースが終わったその後はどういう形になるのか。そして、その基数全てが生きているのか、お伺いします。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 交換の個数につきましては、1,698基交換をさせていただきました。来年の令和8年2月に満了になりますので、その後、この道路照明灯につきましては、町の持分になっていきます。

以上になります。

○畠山美幸委員 全部移ってしまう。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 すみません。道路照明灯につきましては、全て生きていまして、その都度その都度修繕が起きた場合につきましては、修繕を毎年行っておりますので、今現在は全てつくような状態にはなっております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 やはりLED化にしたことによって、光熱水費がその平成27年度、28年の2月だけに設置されたわけなのですけども、そのときの以前の決算を見ると、2,000万円ぐらいの光熱費がかかっていたわけですが、今回光熱水費の予算が今、電気代も上がっていますので、換えた当初は700万ぐらいに落ちたのですけども、今、電気代が上がって1,465万2,000円ということで光熱水費上げて予算しています。5年度の決算は1,184万9,000円ということで、今回また電気代も上がっているんで、1,465万2,000円で収まればいいなと思っているのですけども、やはりLED効果は電気代が安くて、当初は意見言っただけなんですけども、総括しないので、そういうわけでLED化の効果は高いなと思いますので、今後、あとこの基数以外に設置する予定とかはあるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路照明灯、防犯灯につきましては、区長さんの要望等により、毎年少しではありますが、個数をつけさせていただいております。それにつきましては、全てLEDで一応対応はさせていただいております。平成27年度のときに交換できていないLEDがあるわけなのですが、基本的には大きい道路照明灯だとか、100ワット以上の大きい道路照明灯にはなっております。その道路照明灯につきましても、消えたりなんだり不具合が出てくると、毎回修繕するような形になっておりますが、今現在水銀灯だとかなんとか物があるもの自体は、それではやらせていただいているのですけれども、今後それはLED化にできれば行っていければと考えております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 道路占用料が増額になっているわけですが、理由を伺いたいと思います。

都市公園については、あの調整池の看板のことが、これがご説明あったわけですが、ちょっとそれぞれの親水公園となっている場所、名前、それと河川の名前、場所、ちょっと伺いたいと思います。

駐輪場減額の理由、都市計画事務事業のエリアリノベーション支援事業の内容を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 25ページの道路占用料の増額について説明させていただきたいと思います。

占有者により毎年撤去、新設事業等がございますので、その分の増額になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、都市公園管理事業の注意看板設置工事の看板を設置する具体的な場所についてから説明させていただきます。

親水公園として利用されている調整池は、平沢地区、平沢区画整理地内の消防署東側、東武東上線沿いの調整池、それからあと業務スーパーの北側の調整池が平沢地区になります。また、志賀の2区の団地の東側にふれあい広場があるのですけれども、あちらも調整機能を有しておりまして、そちらを含めまして、親水公園として利用されているものは3か所になります。また、あの河川の入り口につきましては、遠山の観光駐車場から嵐山溪谷遊歩道の入り口1か所になります。

続きまして、駐車場の減額の理由になります。こちらは、令和6年度に駅西口に駐輪場用地の賃借料を予定しておりましたが、あの駐輪場整備が延期となっていましたので、予定していた土地借上料を減額したのになります。

続きまして、エリアリノベーションの支援事業の内容について説明させていただきます。令和7年度も継続してあのエリアプロデューサーが自発的に実施する事業を支援することを目的として実

施いたします。報償金としては、あのエリアリノベーション事業推進要綱に基づきまして、このエリアリノベーションの趣旨に沿った、提案された企画に対して報償費を払うものになります。

以上になります。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 道路占用料の話は、新しいのと撤去のと、そうなのでしょう。新のほうが多いから、撤去より。金額が増えたのか、金額が違うから撤去もあったのだけれども、撤去のほうで金額が低いから増えたのか、その辺がちょっとよく分からなかったので、ご説明いただきたいと思うのです。

それで、道路占用料徴収条例をちょっとほかの近隣のを見てみますと、ちょっと嵐山とほかとで違うのですよね。嵐山町は電柱、甲乙、甲が市街化区域、乙が調整区域でそうになっているわけなのですけれども、電柱が870円、乙が680円、電話柱の柱のほうで320円で、乙が250円、街灯は330円で、乙が210円という区分けになっているわけなのです。これが東松山とか、川島、吉見などでは第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱ということで、第1種電柱が960円、第2種が1,100円、第3種が1,200円、電話のほうも第1種電話柱、柱です。370円、第2が410円、第3が460円、東松山だからちょっと金額高いのかなと思って調べてみたら、川島の場合も第1種電柱が770円、東松山よりちょっと安いけれども、でも770円と。第2が1,200円、第3種は1,600円で、東松山より高いのですよね。第2種も高い。第2、第3種の電話柱は東松山より高いのですね、川島のほうが。電話のほうはもっと違うな。川島は690円、1,100円、1,500円で、東松山が先ほど申しましたように、370、410、460です。すから、大幅に違うのです。吉見もかなり違います。申し上げたほうがいいかな。いいですかね。ちょっとでは調べてください。要は嵐山がどっちが収入が多いかというのは判断基準になると思うのですが、ちょっと検討する必要はあるのではないかなと思って、東松山とか川島、吉見に、ここだけではないですよ。寄居だとか、毛呂山だとかというのもしか第1種、第2種でなっていたと思いますので、その辺のお考えを、変更の検討のお考えを伺いたいと思います。

エリアリノベーション、今までどんな案があったのかを差し支えなかったら伺えればと思います。

○狹守勝義委員長 まだあるの。

○川口浩史委員 すみません。調整池の看板の内容をちょっと、どんな看板を作るのか、内容を聞きたいと思っていたのです。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 それでは、占用料の詳しい増についてお話しさせていただきます。

令和5年度に東電さんのほうから新設の道路占用の協議の申請が上がってきました。それにつきまして令和7年度一応完了予定になりますので、それが地下ケーブルなのですが、それが約10万円の増になっております。それが令和6年度と7年度の主な違いにはなっております。

あと、占用料につきましては、うちの町のほうにつきましては、一応位置のほうを重視をさせて

いただきまして、市街化区域と調整区域という形で分けさせていただいております。架空線につきましては、免除、減免になっておりますので、一応電柱と、あとはその他の変圧器だとか、そういうのもついていると、また別の料金の設定をさせてはもらっております。今後につきましても、近隣の市町村等よく確認をさせていただき、今後検討はしていければと思っておりますので、あとは東電さんだとか、NTTさん、大きい大口の方もいらっしゃいますので、協議を進めながら検討していければと思っております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 エリアリノベーションの実績の関係なのですけれども、5年度はイベントとしまして、らんざんマーケットという形で、こちらはエリアプロデューサーという方で、2名の方が今、自主的に動いていただいております、その中でらんざんマーケットということで、令和5年度では4回、それからフリーマーケット、親子フリーマーケットということで2回、また町の実施のほうの関係で、講演会を1回開催しています。令和6年度は同じような形でマーケットで現在4回、またフリーマーケットで2回されています。あと、DIYのワークショップという形で、そういった違った形のイベントも1回実施されている形になっております。

続きまして、注意看板の内容なのですけれども、こちらはふだん町が大雨ですとか、ゲリラ豪雨の情報が入ったときに、町の職員でそこに立ち入らない旨の看板をバリケードとともに毎回設置して、撤去するという作業をずっとしてまいりました。ただ、昨今の災害の状況を見ますと、急に増水ですとかしてくる可能性がございますので、もうその状態で町の職員がその看板を設置しに行くということで間に合わない場合もございますので、それを踏まえまして、もう既にここは調整機能を有している公園だということを常時示すことによりまして、町民の方の災害意識持っていただくというような内容で看板の中を作っていきたいと考えております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎発言の訂正

〔「1点だけちょっと修正させていただきたいんですけど」
と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 安在副課長、どうぞ。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 すみません。1点だけちょっと修正させていただきたいと思います。

先ほど藤野委員さんのほうからお話のありました現時点のリフォームの実績ということなのです

けれども、36件の申請ということで、金額を3,600万と申し上げたのですが、今現在3,400万という形になります。すみません。修正させていただきます。

以上です。

○狹守勝義委員長 以上をもちましてまちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみの休憩です。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時32分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

ここで、図書館に関する質問に関しましては、外から来る関係で、午後のほうに移したいと思いますので、ナンバーの152と213は午後ということですのでよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、橋本委員、質疑どうぞ。

○橋本 将委員 7番、予算書212ページ、スポーツ施設管理事業、B&G海洋センターの改修工事の期間は、お尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

B&G海洋センターの改修工事の期間についてですけれども、アリーナの屋根修繕と建物全体のLED化を予定をしております。発注から完了までが約6か月、そのうち使用できない期間につきましては、2か月程度を見込んでおります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 契約から6か月ということなのですが、完了予定はいつ頃になるのかということと、その工事の方法、2か月使えないということで、どのような雨漏りの工事をするのか。

あと、LED化することで、以前一般質問で500ルクスというのを仕様書に入れてもらえるという話だったのですが、その仕様が満足できるようなワット数と何基入れるかというものの確認したいです。よろしくお願いいたします。

○狹守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

まず、完了の日付なのですが、発注できるタイミングがちょっとどの程度になるかというところなのですが、なるべく早く発注したいと思っていますけれども、恐らく10月にはかかってしまうかというふうに考えています。10月にはスポーツフェスティバルとかもありますので、

できればそこまでには完了したいなとは思っているのですけれども、発注次第という形になります。

内容なのですから、まず屋根の修繕につきましては、改修するというよりは、もう大屋根をつけるような、1枚屋根の上に張るような形の改修を考えています。

それから、LEDにつきましては、全ての箇所なので、当然アリーナのライトも換えますし、それから事務所とか、あと2階の武道場等のライトも変更しようと考えています。ルクスにつきましては、仕様書にある程度のそのスポーツができるルクスを明記して、このルクスでお願いしますということでやりたいというふうに考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 使用できない期間が2か月ぐらいになるという答弁だったのですけれども、その2か月の間、事務所だとか、2階だとか、人が立入りできないような工事になるということでしょうか。

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

工事の仕方にもよるかと思うのですけれども、まず発注の仕方についてなのですから、先ほど6か月とお答えしたのですけれども、これは屋根のほうとLEDのほうを同じ業者をお願いして一括で工事することによってまず期間が短縮できるかなというふうに考えています。屋根の工事と、それからLEDの工事のほうを別々に発注しますと、なかなかその業者同士で打合せをしたりとか、例えば屋根が終わってから、ではLEDとかという形になりますので、期間のほうも恐らく使えない期間が延びてしまうかなと思うのです。先ほど約2か月使用できないというふうに1回目でお答えしたのですけれども、それにつきましては、当然屋根の工事のほうは足場を組んで、部材を上を上げたりするということがありますので、そういった危険が伴う場合には、一時的に中止したりとかしますけれども、それ以外はLEDの主に工事のほうで室内の工事になりますので、そちらにつきましては、完全に始まりから終わりまでは使用できないような形になると思います。事務所につきましては、基本的には開けるような状況にしますので、事務所のライトを交換するときとか、そういったときに一時的に使用できなくなるような感じにしますので、全館閉館になる期間というのは、なるべく短い期間にしたいというふうに考えています。こちらにつきましても、落札する業者さんとの打合せになりますので、現段階で事務局側としてはそのように思っているのですけれども、これから実際工事するときの状況とか、業者さんの考えもありますので、安全第一でできればいいかなというふうに考えています。

以上です。

○橋本 将委員 もう3回。

○狛守勝義委員長 もう3回終わりましたので。

続きまして、宮本大裕委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私のほうからは16、17番、予算書の27ページ、総合運動公園使用料。前年度比増の理由とこの根拠、そして次に47ページ、森林ボランティア育成事業、この事業内容についてお伺いをしたいと思います。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

まず、総合運動公園使用料の前年度比増の理由ということですが、総合運動公園のスポーツ施設の使用料全体、こちらにつきましては、令和7年度の予算額を算定するに当たりましては、令和5年度の決算額を基にしております。コロナ禍の令和4年度の決算額を基に計上された令和6年度当初よりも増額となっているものが多いという状況でございます。特に総合運動公園につきましては、町外団体の利用が多いということが特に多くなっている理由になります。

続きまして、森林ボランティア育成事業の事業目的でございますけれども、こちらにつきましては、杉山城跡の維持管理のため、杉山城跡保存会が行う除草ボランティアへの支援を目的としております。刈り払い機の替え刃ですとか、あとは燃料、ヘルメット等の消耗品を購入し、提供をしております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 まず、総合運動公園についてですが、昨年の実際の使用件数とかというのは分かりますか。

○狛守勝義委員長 その1点でいいのですか。

○宮本大裕委員 あともう一つ、森林ボランティアのほうはこの補助金ということになってはいますが、その実績に伴ってこの補助金というのは増額とか、そういったことというのは見込むことができるものですか。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

まず、総合運動公園のほうの実績でございますけれども、令和4年度のほうがまず件数としては299件あったのですが、金額といたしましては78万9,200円で、令和5年度の実績ですが、こちら件数は281件ということで、若干減っているのですが、決算額といたしましては、114万7,400円ということで、件数に対して金額が増えているということは、町外団体の利用が増えているというふうに見ております。

続きまして、森林ボランティアの増額は可能かということでございますけれども、こちらにつきましては、1団体当たりの補助金の上限が10万円ということで、今、嵐山町につきましては、その一番上限の額をいただいておりますので、何か特別に別のことをやったりとかするときには、相談

をかけて別の補助金という形での申請は可能かと思うのですが、現在いただいている杉山城跡の森林ボランティアのものにつきましては、これ以上の増額はないというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 そうしますと、森林ボランティアのほうですけれども、そういったボランティア育成ということに関わる団体、そういったものが増えると、それに対して補助金はいただけるということなのか。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、現在杉山城跡のボランティアに係る団体というのが、実際には2つございまして、1つは杉山城の保存会さんが今、この森林ボランティアの団体なのですが、あとは杉山壮年同志会という団体さんが同じくボランティア活動を実施していただいております。こちらにつきましては、県の補助事業は活用せずに、町単独でのお礼という形での支出を毎年しております。もし増えた場合ですけれども、寄居林業事務所さんとの相談にはなってしまうかと思うのですが、基本的には同じ場所での補助事業で、別々の団体にそれぞれの補助というのは通常は考えられないので、なかなか難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、21番の国際交流事業ですけれども、減額の理由について伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

国際交流事業の減額の理由でございますけれども、こちらの事業につきましては、主に日本語教室の実施と嵐山時代まつりへの参加の呼びかけを行っておりますが、事業費を要するものがほとんどない状況でございます。令和6年度まで計上しておりました報償金、消耗品費、手数料につきましては、いずれも過去5年間で使用実績がない状況でございましたので、減額をしたものでございます。

また、補助金についても、新型コロナの影響であまり活動ができなかったということで、団体のほうから申請がありませんでしたが、来年度につきましては、申請を予定しているというふうに伺っておりますので、その分につきましては計上させていただいております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、その予定しているものが3万円ということで計上していただいたということでしょうか。その内容を教えてください。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

団体補助金ということで、団体のほうの活動に対しての補助金ですので、使用内容につきましては、団体のほうで決めていただくというような形になると思いますけれども、今伺っておるのは、富士山のほうにバスで見学に行ったりだとかというようなことは伺っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、外国人との交流、なかなか力が入らないのかなと思うのですが、その辺につきまして主管課としてどのようにお考えになっておりますか、お伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、笑顔の種国際交流という事業につきましては、なかなか手が出せていない状況でございます。その代わりというか、国際交流補助団体のほうは一生懸命日本語教室ですとか、そういった事業を実際やっています。ふれあい交流センターで実施しているのですが、先ほどお答えしたように、コロナ禍でなかなかできなかったという部分がありましたので、補助金は要らないということで、完全ボランティアでやっていたいておりました。最近、件数も多くなっているということで、参加者も増えているということですので、回数も増やしたいというお話をされておりました。ぜひ補助金用意していますので、補助金活用して事業を実施してくださいということでお願いしてありますので、来年度からは少しそういったところで外国人の方との交流もできるかなというふうに考えています。

先ほど1回目の答弁で言いましたけれども、時代まつりのときに、外国人の方声かけて参加していただいていた。今年からちょっと今年度はやり方を変えたということで、その辺の交流ができていなかったのですが、来年度につきましては、またそういったことが再開できればなというふうに考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、213ページ、鎌形球場トイレ更新工事の内容についてお伺いします。

次のナンバー111なのですが、これ施政方針にふれあい講座を拡充するというのが書いてありまして、人件費とか、どこに書いてあるのか、ページ数がもし分かればそれも教えていただきたいのですが、どのような講座をどの程度増やすのか、教えていただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

まず、鎌形野球場トイレ更新工事の内容についてお答えいたします。スポーツ施設管理事業のうち、工事請負費といたしまして、鎌形野球場トイレ更新工事を予定しております。この内容につきましては、既存の施設を解体し、簡易水洗式のユニット型トイレを新設するものでございます。

続きまして、ふれあい講座の拡充をどの程度ということについてお答えさせていただきます。ふれあい講座につきましては、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症の対策等に係る影響により、年1、2回程度の実施でしたが、今年度、令和6年度には講座数を10講座に増やして実施しております。令和7年度においては、さらに講座数と実施回数を増やして計画をしております。講座の内容や実施時期につきましては、現在検討中でございます。今年度の実績を踏まえ、人気のあった講座を中心に計画をしてまいりたいと思います。

歳出の部分でございますけれども、予算書の84ページの交流センター活動事業のところに予算が計上してございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、鎌形球場のトイレが水洗式になるということですが、以前のものはくみ取り式で、あそこ浄化槽なかったと思うのですが、そうしますと、水洗式にするということだと、浄化槽も設置するということになるのでしょうか。どういう形式のトイレで、何基、男性、女性、何基つけるのか、お伺いします。ライトはLEDなのか、お伺いします。

もう一つのほうが、講座がコロナの影響で5年までは1、2回だったと。6年は10回で、7年はそれ以上やるということですが、場所については南部交流センター、北部交流センター、ふれあい交流センター、3か所あるわけですが、様々ところで利用されてやるのか、また有料、無料。有料の場合は道具が必要な場合、お花を生けるという場合はお花代とか、そういう場合が出てくると思うのですが、その辺の割合的なもの、これから検討するということなのですか、一応お聞かせいただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 私のほうから鎌形野球場のトイレについてお答えいたします。

まず、浄化槽ということなのですが、今考えておりますのは、便槽、今、くみ取り式になっていますけれども、便槽を入れて、簡易水洗ということなので、少量の水を使って流す水洗式になります。それを便槽にためて、それをくみ取り式というほうがランニングコスト的に抑えられるのかなというふうに考えておまして、今は一応その方向で検討を進めています。この後、予算が確定しましたら、少し業者さんのほうと相談しまして、実際に浄化槽を入れたほうがいいのか、便槽式でくみ取り式にしたほうがいいのか、そこは検討していきたいと思うのですが、いずれ

にしても浄化槽を入れますと、かなりランニングコストがかかりますので、ほかの施設を見ても年間20万、30万、40万、多いところは70万ぐらい管理費のほうを払っていますので、そういったことになるよりは、くみ取り式にしたほうがランニングコストは抑えられるのかなというふうに今のところ考えています。

ライトがLEDかということなのですけれども、ユニット式でして、そこで建設するというよりは、できたものを置くようなイメージなのです。ですので、この時代ですので、ライトはLEDになっているというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 基数。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 基数。すみません。予定なのですけれども、そちらのほうも予算の範囲内でできるだけ多い基数を入れたいと思っているのですけれども、理想は使う方が男性が多いので、男性用の小便器2つと洋式トイレを1つ置ければベストなのですけれども、場合によっては1つずつという形になるかもしれません。

以上です。

○畠山美幸委員 女性……

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 洋式トイレということですね。はい。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、私のほうからはふれあい講座の場所ですとか、あとは料金の関係につきまして答弁させていただきます。

まず、場所でございますけれども、委員おっしゃるとおり、あのふれあい交流センター、北部交流センター、南部交流センターを基準といたしまして実施をいたしますけれども、来年度につきましては、ハイキング形式といいますか、現地を見て回るような講座も考えておりますので、集合場所につきましては、当然交流センターになりますけれども、地域を回るようなものにつきましても、検討をしてございます。料金につきましては、何か物を製作するような講座につきましては、原材料費が当然かかりますので、そこにつきましては、有料という形になりますけれども、職員のほうで講師を務めるような講座も検討しておりますので、そういったものについてはなるべく無料で実施をできるようにということで考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、トイレのところは男性が多いから男性小便器2基と洋式が1基という今お話だったのですけれども、では中に入ると男女が一緒に混在してしまうというタイプのものになるのか、確認と、この予算書の中で今回のこのユニット式のトイレの工事費になってしまうのか。これ工事費全部入っていると思うのですけれども、予算は幾らぐらいになるのか、お伺いした

いと思います。

2 番目の講座の件でございますが、現地を見るということで、その現地をご案内するボランティアさんという方もつけて、職員が行く場合もあるのかもしれないのですけれども、どういう、お城があるからお城を見に行くとか、そういうところになるのか、どういうところを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、トイレの件お答えいたします。

基数につきましては、今、先ほど申したとおり、3 基になるか、2 基になるか、ちょっとその辺は工事費のほうの関係ありますので、なかなか今、決められないのですけれども、予算につきましては、一応370万ほど取っております。それで、なるべくきれいなものを置くような形で、洋式トイレのほうなののですけれども、男女別をつくるということはちょっと厳しいので、1 つ用意して、そこを共有していただくような形になるかと思えます。

以上です。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、私のほうからふれあい講座の件につきましてお答えいたします。

今、先ほど現地を回るような講座ということでお答えをさせていただきましたけれども、今、検討しておるのは、1 つにつきましては、自然観察の講座ということで私のほうで講師を務めて、オオムラサキの森等でそういったものをやるということを1 つ検討してございます。

あともう一つにつきましては、歴史講座ということで、うちのほうの岡田が講師になりまして、ふれあい交流センターのほうから出発して、鎌形八幡神社と大蔵館と菅谷館を回って戻ってくるといような、武蔵武士のゆかりの地を訪ねるようなものを今、検討してございます。ほかにもまだ検討中でございますけれども、地域の石仏を巡って学習するような講座ですとか、そういった生涯学習の職員の能力が生かせるような講座ということで検討しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 ここで休憩いたします。再開は13時30分いたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1 時 2 5 分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 スポーツ施設の増額の件なのですが、総合運動公園は町外の方が多いというご説明でした。ただ、ほかの施設を見ましても、大体増えているわけなのです。やはり町民も運動を広くやっているということの表れかなと思っているのですけれども、どうなのでしょう。その辺ちょっと伺いたいと思います。

それから、図書館管理事業の増額理由について伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

では、私のほうからはスポーツ施設の利用が増えると思われる理由につきましてお答えさせていただきます。令和7年度の予算額の算定方法につきましては、宮本委員のご質問にお答えさせていただいたとおりとなります。スポーツ施設の使用料について、前年度よりも増額となっているものは13施設中10施設となります。今、委員ご質問のとおり、コロナの影響が明けたことによる増というのが大きいかと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 図書館管理事業の増額についてお答えいたします。

増額の大部分が人件費です。図書館には3名司書職員がおります。その3名の司書職員ですが、本年度までは任期付職員でしたので、総務課から報酬等を支給していただいております。来年度からは会計年度任用職員となります。そこで、主管である生涯学習課から報酬等を支給するということになります。

資料の204ページにありますように、一般職の給与等は1,261万円、司書職員の分が下に回りまして、図書館の管理事業のほうで656万円の増という形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 スポーツのことは分かりました。

図書館なのですが、そうですか。人件費の分になるわけですか。そうしますと、総務課で払っていた分を今度図書館のほうから直接払うという形になるだけで、何も変わっていないということなのですか。前、カビが発生したということがあって、その処理などに今回充てていくのかなと思ったのですが、カビのほうはもう解決しているのでしょうか。お金、図書館のお金が総務課からのこの件と、ちょっとカビの件伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 カビの件につきましては、1階の学習ルーム、それからその隣の多目的室に発生したという件が3年前ございましたが、そのときはコロナ禍で空気の入替えというか、そういったものがうまくできていませんでしたが、今は窓を開けたり、それか

ら通路側のドアを開けたりして、冬場などは少し利用者の方に寒い思いをさせてしまうのですが、その辺は理解をいただき、カビが生えないようにしております。と同時に、職員と、それからシルバーさんのほうから掃除担当ということで来ていただいているのですが、丁寧にその処理をしてもらっているんで、今のところカビの心配はありません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、総務課のほうで払っていたものを生涯学習課のほうで払いますので、予算が移動したというようなイメージになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 図書館の会計年度任用職員数を伺います。

そして、交流センター活動事業の89万9,000円で行う事業については、いいです。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 初めに、図書館の会計年度任用職員数についてお答えいたします。

来年度は図書館の会計年度任用職員数、館長1、司書3、カウンター業務等を中心にやってもらう職員、これは1名減で、来年度は7名ということで、合計11名で予算計上しています。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山町の正規職員は1名ということで、そしてあとは会計年度任用職員は11名ということで、それでルーチンをつくってやっていらっしゃるということだと思うのですが、1日、水曜日と金曜日の夜間の貸出しをやめて、金曜日減にしましたよね。そして、その間で5時15分からの後の時間帯というのはどのぐらい職員の方が残ることができるのか、伺います。

○狛守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 延長開館となる5時半から7時までの間は通常カウンター業務を担当する会計年度任用職員が2名、そのほかに私や司書、それから正規の職員、それぞれ1名その日ごとに残るので、3名、合計3名で行っております。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 2階にあるのですか、正式に言えば2階にいて、下は誰も職員の方はもともと存在しないのですけれども、そういうふうな形で、それで下の玄関は開いていて、そして下と上の玄関が開いていて、そしてそこで皆さんが利用されるという形になると思うのですけれども、そうすると結構何か安全ではないなという感じがするのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○狹守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 安全面を考えると、十分とは言えないかもしれませんが、私が図書館にお世話になってから5年になるのですけれども、そういった面での危険だったことというのは一度もありません。3名で協力しながら安全面のほうも確保していきたいと考えております。

○狹守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、生涯学習課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたしますが、入替えのみの休憩です。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時35分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、教育総務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、佐藤委員、質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 215ページの廃棄物収集運搬委託料の内訳についてお願いします。

○狹守勝義委員長 山岸給食センター所長。

○山岸堅護教育委員会学校給食センター所長 それでは、廃棄物収集運搬委託料の内訳についてお答えいたします。

こちらの委託料につきましては、令和4年10月から令和7年9月まで3年間の長期継続契約ということで3年間の契約がされている部分があります。そちらの部分が7年の9月で終了しますので、その半年分が34万8,725円、それから10月以降、令和7年の10月以降、こちらの分が半年分で42万7,927円となっております。合計で77万7,000円が今回予算計上させていただいている部分でございます。

業務の内容としましては、可燃物の収集運搬、それから不燃物の収集運搬をしていただいております。回数としますと、3年間を通して可燃物が約600回、600日です。年間にすると約200日、不燃物が回数にしますと134回、1年間にしますと40回ちょっとということで、週に1回程度というような形になっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 残飯処理というのは、どのように行っていますか。ただ、やっぱり捨てるだけになっていますか、それとも何かの肥料にしたり、リサイクルにしているのかなというのがあるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○狹守勝義委員長 山岸給食センター所長。

○山岸堅護教育委員会学校給食センター所長 現在は小川地区衛生組合のほうで処理していただいておりますので、その先、再利用しているかどうかというのは確認できておりません。ただ、今年度工業団地の中の企業から再利用したいというようなお話も来ているようですので、7年度についてはそういったこともそういった方向で進められるかもしれないというお話が来ているということです。

○狹守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 企業というのは、例えば堆肥にしたりするとか、何かの動物の餌とか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 お答えいたします。

現在、そのようなお話をご提案いただいているのですけれども、その中では残飯、そういったものを収集しまして、堆肥にしたりしまして、それを循環させていきたいというようなお話を企業側からいただいておりますので、そのようなことを来年度は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、橋本将委員。

○橋本 将委員 6番、予算書178ページ、学校教育IT推進事業、購入するタブレットの型式やスペックはどのように決められているか、お尋ねします。

○狹守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 お答えいたします。

タブレットの型式やスペックは、埼玉県の共同調達会議を重ねて、意見を出し合って、共通仕様書を作成し、決めております。

以上です。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 ちょっと質問の仕方が悪かったです。それは、もう説明書書いてあったのでよかったのですけれども、各市町村から要望があるということで、まず嵐山町はどのような要望を持っているかということが1つ。

また、2つ目、仕様を満たしていれば、メーカーや型式もとありましたが、契約自体は町自体になるということを予定されていると書いてあるので、嵐山町としてタブレット購入時、保守とか、保証とか、そういうものをどのような契約を望んでいるか、何年保証とか、どのようなものを望んでいるか。

あと3つ目、タブレットを買っただけではすぐ動かせないので、初期設定、どのようにしていくのか。それに委託するのであれば費用が発生するのか。その費用は入っているのか。

4つ目、国の補助金が3分の2ということで、4,135万1,000円計上してありますけれども、これ

が3分の2であるのならば、購入費は6,202万6,000円になるかと思うのですが、差額の1,400万円は何でしょうか、お尋ねします。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 お答えいたします。

嵐山町の要望に関しては、要望をこういうふうにしたいということで申し上げて、会議の中で取り入れて、それで仕様を作っていると思っています。

それから、タブレットの初期設定ですとか、保証の関係はこちらの費用の中に入れて契約をする予定であります。

それから、国庫補助に関してでございますが、こちらは国庫補助に関しましては、児童生徒用の台数、それから予備機の台数が国庫補助の対象となっております。今回購入したものの中には、教員用のタブレットの台数も含まれております。そちらのほうは国庫補助のほうに含まれておりませんので、単費になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 まず最初に、嵐山町の要望あるかとお尋ねして、これから出しますということなのですが、もうちょっと具体的に欲しいなと思います。例えばこういう授業があるから、こんなアプリを入れてほしいとか、具体的な内容を実際この共同調達会議において訴えることができるのかとか、少しでも軽いものをとか、そういったものをもうちょっと具体的に町からの要望があるか教えてもらえませんか。

あと、そうですね。1,400万円分が補助がなしということで、教職員の分は昨年度買ったかと思ったのですが、また買うということでよろしいですか。

それでは、以上で。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、失礼いたします。

嵐山町として共同調達会議でどのような要望をしたかということなのですが、まず現状のパソコンのほうでウィンドウズを使っているタブレット系のパソコンでございまして、かなり起動にも時間がかかり、処理にも時間がかかるということで、低予算でありながらも、ハイパフォーマンスを期待したいということで、N4500はメリアテック社製のCPUなど希望を出しております。

2つ目につきましては、やはり子どもたちからタブレットは若干重いという声、あと厚さがあるという声もありましたので、現状のものよりも軽くて、そして薄いものがないということの協議をしております。そのほかにつきましても、共同調達会議の中で、タッチペンについてどうするかということについても話し合っております。アプリ等につきましては、今後これは町での契約になってまいりますので、町の教職員と今、意見討議を交わしておりますので、その中で決定していき

たいと考えております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、教員用のタブレットに関して、令和6年度の購入ということでご質問がありましたので、お答えいたします。

令和6年度で購入いたしましたのは、教員の校務支援用のPCになりまして、タブレットとはまた別のものになります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 宮本大裕委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 ナンバー18です。予算書215ページ、除害施設管理委託の業務についてお尋ねをしたいと思います。

これは、学校給食運営管理事業の中のものなのですが、令和5年378万1,000円、令和6年、同じ金額です。それで、令和7年が439万4,000円、61万円の増となっておりますけれども、この事業の内容に関してお聞きしたいと思います。

○狹守勝義委員長 山岸給食センター所長。

○山岸堅護教育委員会学校給食センター所長 それでは、除害施設の管理委託料についてお答えを申し上げます。

令和7年度の予算につきましては、こちらの委託料についても長期継続契約を行っております。令和4年の10月から令和7年の9月までの期間となっております。令和7年の4月から9月まで半年間この期間の委託料が189万167円となっております。令和7年10月以降半年分、こちらの金額が250万3,776円でございます。令和7年10月から新たな契約という形になりますので、この部分が61万3,000円上がっているというところでございます。

業務の内容につきましては、除害施設については、下水道に直接排水を流した場合、その下水道に影響を及ぼす場合、その汚水に含まれる有害物質、給食センターですと、主に油脂に、油分になると思います。これを除去するための施設ということでございます。こちらの施設を維持管理していただいている内容ということでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 大変勉強不足で申し訳ないのですが、この施設というのは、給食センターのところにある施設ですか。

○狹守勝義委員長 山岸給食センター所長。

○山岸堅護教育委員会学校給食センター所長 給食センターの北側に併設されている施設です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 1点目は、39番の会計任用職員の報酬が345万8,000円増になっていますけれども、この理由を教えてくださいと思います。

それと、ITの推進事業の関係ですけれども、橋本委員からなので大体分かったのですけれども、あとは細かいことで恐縮ですけれども、学年別に何台、教員用に何台、それから予備何台というのが分かりましたら教えてくださいと思います。

それと、41番の関係なのですけれども、嵐山町小中学校再編成事業で、各委託事業のこれは7年、8年ということになっているのですけれども、それぞれの事業に計画年というものがあるのか、ないのか。いつまでにはこれはつくってほしいとかと、そういう期限があるのか、ないのか、それを教えてくださいと思います。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私から会計年度任用職員及び教材用備品購入費についてお答えいたします。

まず、会計年度任用職員345万8,000円増につきましては、令和6年度当初予算と比較して増えたということが特別支援学級補助員が1人増えているということになります。そのほかにつきましては、会計年度任用職員の時給が上がっているため、増えていることになります。

続きまして、教材用備品購入費でございますが、こちらは先ほど申し上げました小中学校タブレット購入費用になります。こちらはタブレット1,266台になります。その内訳といたしまして、児童生徒用が996台、予備機が142台、教員用が128台でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、学校再編事業における各委託事業の期限についてご説明申し上げます。

あくまでも現時点における見込みのものもでございますけれども、まず基本設計業務委託、こちらは令和6年度からの継続委託業務となっておりまして、令和6年9月から7年の8月末までの契約期間となっております。基本設計技術者支援業務委託、こちらは令和7年6月から令和7年8月末ぐらいまでを想定して準備を進めているところでございます。

次でございます。実施設計業務委託、こちらは令和7年6月あるいは7月頃の契約を目指して進めているところでございまして、契約期間の終期、終わりでございますけれども、令和9年3月末を想定しているところでございます。

それから、測量業務、それから地質調査業務の2つでございますけれども、この2つにつきましては、令和7年度に入りましたら、なるべく早く契約をさせていただきまして、令和7年8月末ぐらいまでの契約期間を想定しているところでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 39番につきましては、分かりました。結構でございます。

それと、タブレットの関係ですけれども、これは一斉配分となるのか、時期も含めてお答えいただけたらと思います。

それと、最後の各事業の関係、これは時期が分かれば、私のほうは結構でございます。

○狹守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、タブレットの件についてお答えいたします。

こちらは、一斉に考えておりまして、令和8年度からの使用を考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、私のほうは予算書の8ページ、債務負担行為です。嵐山町立小中学校建設事業実施設計業務の金額の根拠、この金額の内訳というか、根拠をお知らせください。

それから、216ページの学校給食費補助事業、これが今年度こういう形で実施されているわけですが、今後のこれが財源がいろんなところから財源を持ってくると思うのですが、これが今後も継続していくという考えについてお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、実施設計業務委託の金額の根拠ということでお答えさせていただきます。

建築士法第25条に設計業務の標準的な委託料が定められております。また、同法の22条の3の4におきまして、委託契約を締結するときには、先ほど25条のこの基準で算出した金額で締結するよう努めなければならないとされておりますので、こちらの基準により算出したものでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 学校給食費の補助についてお答えいたします。

こちらは、令和7年度につきましては、物価高騰対応重点支援の地方創生臨時交付金を一部充当しておりますが、今後は補助金はあるかどうか分かりませんが、一般財源として継続していく見込みなのかなとは思っております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、179ページのタブレットの購入費なのですが、先ほど来、橋本委員とか、吉本委員が質問しておりますけれども、それにプラスして、今回1,266台の購入ということで内訳は先ほど伺いました。令和2年の頃だっけ、3年の頃に買ったときはたしか1,111台だったと思うのですけれども、そのときに比べてこの今回聞いた予備の機数が142台と、多いなと思ったのですが、今まで4年間の間で大分故障というか、タブレットの故障があつて、修理に出したというお話を伺っていましたけれども、前回より何台ぐらいこれ増えたのでしょうか、142台というのが。

それと、このタブレットが大変今回は軽くて薄いものに変えていきたいというお話でしたが、カバー、タブレットにつけるカバー、それがやっぱり重要なかと、子どもさんが持って歩くのに必要だと思うのですけれども、それに関しては補助があるのか、それとも個々に買っていただくのか、その確認をしたいと思います。

それと、こちらはどちらで購入するのか、プレゼン方式で購入に当たるのか、もうさっき買うところが決まっているのか、お聞きしたいと思います。購入先です。

次に、179ページ、同じページにございます学校図書室電算化についてお伺いします。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、タブレットの件に関しましてお答えいたします。

まず、前回より何台増えたかということで、前回は1,111台ということで、予備機は全くありません。今回は予備機を計上してよいということで、142台計上させていただいております。

それから、その先の契約先ということでご質問いただいたかと思うのですけれども、こちらは埼玉県の共同調達になっておりますので、県のほうで契約先を入札で決めて、その後、市町村で個別に契約ということになりますので、まだ業者については決まっておりません。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 失礼いたします。

カバーについてなのですが、軽くて薄いものと先ほど説明させていただいたのですが、それに加えて、共同調達会議のほうでは嵐山町としましては、MIL規格準拠のものというのを条件としてつけております。MIL規格といいまして、落としても割れにくい。スマートフォンのよくケースとかに使われている規格になっているのですが、それに準拠することになっております。実際カバー等につきましては、どのようなものの端末に決定するかによって再度検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 学校図書室の電算化についてお答えいたしま

す。

学校図書室電算化は、小中学校それぞれの図書室の蔵書、図書室の本にバーコードを貼りまして、データベースに入れて、データで管理するものになります。嵐山町の場合は、学校再編を見据えまして、小学校3校で1つのデータベース、中学校2校で1つのデータベースにして管理する予定でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしましたら、今回は予備が142台もあって、996台に対して142台だから2割まではいかないまでも、割と10何%あって、ちょっと安心だけれども、カバーのことはではゲル状の、スマホなんかに対応しているようなゲル状といったのかな。カバーはなくても落としても大丈夫なタイプになっているということだと思うのですが、しかしながら、やっぱり画面というのかな、蓋をしたほうがなおいいのかなと思うのです。ですので、そのタブレットのカバーは後で購入すると言ったのかな。ちょっと聞き取れなかったのですが、購入していただけるのか、個人負担なのか、そこだけ確認はしておきたいかなと思います。

それと、図書館のほうは、ではこれバーコードのデータベースで管理をするというためのバーコードを貼りつけたり、そういう費用になるわけですが、そうしますと、ここの学校教育IT推進事業、(15)番の中のこれはどこの費用、費用はどのくらいかかるのか、お伺いします。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 すみません。私の説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

落としても、それなりに中の端末も画面も影響のないというような、外のくるまれているタブレットを今、検討しているところでございまして、実際にまだどれになるかが決まっていないところなので、カバーが必要か、必要ではないかというのも現状ではまだ実機が決まっていないので、判断できない状況になっております。なので、どの端末を購入するか決定次第、これはカバーが必要かどうか、どのようなカバーが必要かというのを検討して、実費になるのか、またはこちらで負担するのか等を検討していきたいという段階でございます。

説明が足りなくて、申し訳ございません。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 学校図書の計上先でございますが、学校教育IT推進事業の中の業務委託料で47万1,000円、それから使用料ということで、19万8,000円を計上してございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 ナンバー91、176ページ、さわやか相談員運営事業です。会計年度任用職員の職員手当等の増額ですが、相談件数も増えている中で適切な予算と言えるのでしょうか。

それと、今、学校図書室の電算化は分かりましたから、結構ですけれども、タブレットの件なのですが、これは更新するその時期までは、今の既存のものを使っていくのだと思いますけれども、その辺の切替えといいますか、そういった切替え時に子どもたちにスムーズにその切替えが進んでいくものだと思いますけれども、その辺はどういうふうになっていくのでしょうか。

それと、この93番ですけれども、吉本委員と、それから藤野委員もお聞きになっているのですが、私とするとこの期間はこういう形でなっていますが、基本設計は今進んでいるところでございますが、この179ページに計上されている3,248万2,000円という金額から、あと下に918万5,000円まであります。この委託事業の内容というものはどのような委託をしていくものなのか、内容についてお尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私のほうからさわやか相談員の運営事業につきましてお答えいたします。

さわやか相談員は、菅谷中学校と玉ノ岡中学校に1名ずつ配置しておりまして、さわやか相談室にて生徒や保護者の相談を受け付けております。令和7年度に関しましても、前年度と同様に配置する予算を積算しております。さわやか相談員の運営事業としては適切であるかなとは考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、タブレットの件についてお答えさせていただきます。タブレットですが、県の共同調達会議の条件の中で、納入時に通常使用できる状態というような条件をつけておりますので、納入されたからすぐ使えないということはまずないかなということ、そして県の学力・学習状況調査等のコンピューターを使って行うテストのサイト、または嵐山町が導入しております学習eポータルやAIドリル等につきましては、端末が変わってもIDとパスワードは変わる予定ではございませんので、そこもスムーズに使えるようにと今、計画を立てているところでございます。

以上になります。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、学校再編事業各委託業務の内容、それから債務負担行為との関係についてご説明申し上げます。

まず、基本設計業務委託でございます。こちらは、令和6年度から継続して委託をしている業務でございまして、今回予算計上している部分は、前払金30%を引いた残金を計上しているところで

ございます。業務内容といたしましては、令和5年度に策定いたしました再編基本計画に基づきまして、主に平面計画、立面計画、配置計画といった基本的な部分についてまとめ、法チェックあるいは構造設備計画を作成して図面としてまとめるところまでを想定しているところでございます。

続きまして、基本設計技術者支援業務委託でございます。こちらは、基本設計業務の成果品、こちらをチェックする際、空調方式など主要な仕様を決定する際のタイミング等において、監督員支援をお願いして、町の監督員と共に内容の技術的なチェックを行っていただいて、助言をいただくような業務を想定しているところでございます。

続きまして、実施設計業務委託でございます。実施設計につきましては、基本設計で作成した図面のほか、部分詳細図や詳細な構造、設備計算などを実施いたしまして、実際の工事に必要な図面を実施計画図面として作成する予定です。また、工事費用の算出のための積算及び建築確認申請などの諸手続を行う予定です。

測量業務委託でございます。現在ある建物の位置や工作物の位置を正確に測量し、配置計画、工事施工計画を作成いたします。敷地の現況地盤の高さを測量したり、建物の基礎の深さや発生する土量の想定に使用します。また、建築確認申請等を見据えて、敷地形状を確定するなどの目的で実施する業務委託でございます。

地質調査業務委託でございます。新築等の建築予定箇所である現菅谷小学校グラウンド内でのボーリング調査を予定しているところでございます。建物の規模、それから近隣のボーリングデータを考慮して、深さ15メートル程度を3か所実施する計画を進めているところでございます。

最後に、債務負担行為と実施設計業務委託との関係でございますけれども、実施設計業務委託、こちらも2か年にまたがって業務委託をするものでございますので、令和7年度は前払金に相当する30%に当たる金額を計上し、令和8年度には残りの70%に相当する金額を計上させていただく予定となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 このさわやか相談員なのですけれども、ここの土地買ってからのニュースなんかも聞きますと、非常に小中高校生の非常に痛ましい事故もあるというようなことも聞いています。嵐山町でそうだよということではないのだけれども、そういう子どもさん、特に中学生の2人に、2校に担当しているということですが、相当の時間数やら相談件数が増大になっているのではないかと私は思うところなのですけれども、そういうところまでその対応し切れている予算になっているのか、その辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

それと、タブレットのほうはスムーズにいくということですので、今の答弁で結構でございます。

それから、この3番目ですけれども、そうすると今、説明いただいた中で、一番肝腎なのが、この実施設計業務委託になるかと思うのですけれども、取りあえず30%の前払いでいくと、6,656万

5,000円相当。そうすると、これが一応予定では令和9年の3月までということになっているそうですが、この本体のいわゆる今、予定されている約50数億というような金額、こういったものが今の状況だと、かなりインフレが進んできました。上がってきている。そういう金額があるとはっきりしてくるのは、どの段階でその金額がはっきりしてくるのか、その辺をひとつ確認しておきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答え申し上げます。

さわやか相談室の中学生が相談に来た件数は、令和5年度の段階で324件あります。相談の内容としては、まず新入生全員と面談をしたり、自分の体の発達のことや家族のこと、先生のこと、異性に関すること、そういった様々な相談があります。また、不登校支援も兼ねて、相談はないのだけれども、ちょっと学習のほうを少しそこでやらせてもらおうとかというような対応で少し相談に乗ったりというような件数も含まれております。

以上となります。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 お答えします。

積算金額決まってくるのが実施設計のかなり後半のほうになってくるかと思っておりますので、今のあくまで想定ですけれども、令和8年の夏頃に積算をやっていきいたいなと思っております。基本計画作成する時点で、もともとある程度は余裕を見ていったというところはあるのですが、委員おっしゃるとおり、ちょっと異常なぐらいインフレが進んでおりまして、既にちょっと余裕はかなりなくなってきたかなと思っております。基本設計では、ある程度夢を膨らませる段階というか、フルスペックでこういうものをつくっていきいたいというものを作成しているところではあるのですが、実施設計を進める中では、そういう金額という現実的なところを見ながら、本当に必要なものは何なのかということを選択しながら、実際に建つものに図面をブラッシュアップしていくという作業になろうかと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 相談室の件について補足いたします。

委員のほうから十分な相談体制が取れているのだろうかということでございましたが、現在件数と相談内容につきまして報告いたしました、その中で学習支援ということもございました。特に相談ではないのですが、教室に行きづらいために相談室で過ごすという生徒が依然増えてきている中で、そういった子どもの対応をしていると、相談業務がなかなか進まない。そこを解決するために本年度から各学校に校内支援センターをつくり、そこで教室に行けない子はその部屋で勉強する

という体制を取って、教育相談室のほうは相談のほうに注力できるような形を取ってございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今、教育長の答弁いただきましたけれども、そうするとこの324件というのは、嵐山町にとっては、やっぱり相談件数増加傾向にあって、そのさわやか相談員さんが2つの中学校に対して、ある程度しっかりとフォローできているのだというような捉え方でいいのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、今、お答えいただきましたこの実施設計が進んでいくと、まだこの先、令和9年の3月までかかるわけですから、この後半ですと本当に厳しい判断もまた求められるところも出てくるのだと思うのですが、その辺についての実施設計が進んでいく中で、この学校のいわゆる建築については弾力的にその辺のところの考え方も持っていかなるを得ないのかなと。子どもたちにやっぱりこんな学校にしてほしい、あんな学校にしてほしいということを今、答弁だとちょっと疑問になるかなというようにもあつたみたいですが、その辺については現時点ではどのように今お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答え申し上げます。

嵐山町内のさわやか相談員ですが、非常に親身に児童生徒に寄り添うような形、また保護者のほうの相談にも応えながら、包括的にいろんな相談に乗りながら対応していった、非常によくやっているというふうに判断しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 お答えします。

設計の進め方というものには一つの正解があるわけではないので、あくまで考えの一つなのですが、先に小ぢんまりしたものを考えて、ある程度余裕を持った中で、ああ、予算に余裕があるからこれを追加しようというような進め方をすると、えてして無駄なものが後で追加されてしまうというケースが多いのかなと思っておりまして、反対に、今は欲しいものを詰め込んでいく、大きくつくって、この実施設計を進めていく中で、金額に応じて本当に必要なものだけを残すという形で進めていったほうが真に必要なものが詰まったいいものができるのかなと思っておりまして、今はそういう考えで進めているというところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 タブレットは今までご質問していただきましたので、分かりました。明日は総括、私入れてあるのですよね。ここで解決すれば、もう明日それしなくてもいいなと思っていたのです

けれども、やっぱりしなくてはならないなと思ったのは、令和8年からだということで、では令和7年度の少なくとも私ちょっと中学3年生の保護者の方から言われたのですけれども、恐らく私が聞かれたときに、行かないでしょうねと言ったのですけれども、何でそんなことになるのですかと言われて、そのことを明日分らないですか。分からないね。タブレットが来年度行かないというのは非常にまずいと思うのですよね。そのことでご質問しておきたいと思うのです。壊れたまま1年間使わせるということになるわけですから、それは少なくとも中学3年生受験控えて、大変な中で学習するわけですから、その子たちへの配慮というのは最大限していくべきだということを、明日質問したいので、この件は結構です。

○狹守勝義委員長 意見は……

○川口浩史委員 意見ではなくて、来年、明日のそれ入れていなかったの、質問に。タブレットの件は入れてありましたけれども、明日そういう内容で質問しますよということなので、いきなりではお答えしづらいでしょうから、言っておいただけなので、意見ではないです。

○狹守勝義委員長 ええ、明日よろしくお願いします。

○川口浩史委員 答え要りません。

○狹守勝義委員長 はい、明日よろしくお願いします。

○川口浩史委員 ええ。

小中基本設計技術者支援業務、これちょっと内容をお聞かせいただきたいと思います。

幼稚園のトイレの洋式化工事、これ幾つされるのか、伺いたいと思います。

学校給食費の補助、これ前にもご質問されているわけですが、対象者の人数と増額理由について伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、私のほうから基本設計技術者支援業務について、まずお答えさせていただきたいと思います。

新しい学校の設計委託業務につきましては、設計事務所と契約を行います。設計事務所が作成いたしました成果品については、本来であれば町の職員がその内容あるいは妥当性などについてチェックしていくことになるわけでございますけれども、現在町職員には技術系の職員が少なく、特に電気設備職、機械設備職についてはいないという状況でございます。これだけ大規模な設計業務の成果品について技術的な視点のチェック、これがない、行えないというのは非常に大きなデメリットと考えておりますので、設計事務所以外の第三者の技術者による成果品のチェックを行うことを目的とした業務委託でございます。

続きまして、幼稚園のトイレ洋式化工事でございますけれども、今回嵐山幼稚園の大便秘洋式化工事には、基数としては1基、1つを予定しているところでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私から給食費の補助の人数と増額理由についてお答えいたします。

小学生の第1子が302人、小学生第2子が202人、小学生第3子が29人、中学生第1子が250人、中学生第2子が27人として積算しております。増額理由につきましては、給食費が4月から値上げすることに伴うものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 なるほど。専門の、専門というか、こういうこの技術者はそうですね。町では多分いないでしょうね。そうですか。人数は電気と機械、それぞれ別々の人に支援してもらうわけなのでしょうか。ちょっとその点伺いたいと思います。

トイレは1基ということで、今、幾つあるのでしょうか。ちょっとその点伺いたいと思います。

給食費なのですが、なるほどこういう人数になっているわけですか。分かりました。これは、結構です。

○狹守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 技術者支援の想定なのですが、今現在は電気、機械設備それぞれ別の方を想定しております。

以上です。

○川口浩史委員 委託ですか。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 すみません。委託では実際に成果品をチェックしていただくということを委託内容としますので、それに対して契約先のほうで1人を送ってくるのか、それとも2人でチェックするというのは、その委託先のほうの考え方になるかと思うので、こちらで人数を指定するというよりは、業務量で考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、幼稚園のトイレの基数でございますけれども、現在洋式と和式を合わせて16基あるうち13基が洋式化済みということで、来年度これが1つ数が増えるということで計画をしているところでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 175ページに社会科副読本デジタル化委託料1万4,000円というのは、これは前年度の積み残しということでしょうか。私は嵐山町社会科副読本というのをとても楽しみ

にしているのですけれども、ぜひ伺います。

それから、179ページのタブレット購入費のこれは前年度事業との差というのですけれども、5年前の事業との違いを伺います。

175ページの会計年度任用職員のうちの子どもに対しての支援員の数は何人ぐらいなのか、伺います。

この学校図書室の電算化業務委託のこれは結構です。

あと、菅谷小、七郷小、志賀小の要保護・準要保護の人数と比率を伺います。やはり菅谷中、玉ノ岡中要保護・準要保護の人数と比率を伺います。

幼稚園の施設改修工事のこれは結構です。

○狹守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、順にお答えいたします。

まず、社会科副読本デジタル化の委託料の1万4,000円でございますが、こちらは社会科副読本に変更があった場合に変更する料金として計上をいたしております。軽微な変更があった場合にこちらを使って変更をできるものとして計上させていただいております。

続きまして、タブレットの前回との差でございます。こちらは、前回は令和2年度に購入いたしました。こちらは、台数としては1,111台購入いたしまして、8,305万円、この金額にはタブレット本体に加えまして、ソフト等の料金も含まれております。今回は、台数としては1,266台購入いたします。タブレット本体は7,596万7,000円、この金額は今回備品購入費として計上しております。その他ソフト等で5,841万9,000円かかることとなります。こちらの金額に関しましては、5年間の長期継続契約でリース契約をしたいと考えております。こちらは、合計で1億3,438万6,000円となっております。台数といたしましては、155台増、金額に関しましては5,133万6,000円増額ということになっております。

続きまして、会計年度任用職員のうちの支援員の数でございます。支援員の数は9人でございます。

続きまして、菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校の要保護・準要保護の人数と比率でございます。菅谷小学校は74名で18.9%、七郷小学校は12名で19.4%、志賀小学校は44名で22%で積算しております。

続きまして、菅谷中学校、玉ノ岡中学校の要保護・準要保護の人数と比率でございます。菅谷中学校は43名で22.8%、玉ノ岡中学校は26名で18.1%で積算しております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 社会科副読本のデジタル化というのは、結局変えることができるという、変更する部分が多分これから何年間使うのか分からないのですけれども、変更する分はかなりあって、そ

してそれは1万4,000円くらいの金額でできるということで、町が直接関わるのではなくて、それは副読本を作っている委員会か何かでやっていくということなののでしょうか。

それから、もう一つは、子どもへの支援員の数が9名ということなのですが、これは全員で支援の必要な子どもさんというのは何人ぐらいいらっしゃって、全てに対応できるのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 2点でいいのですね。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、失礼いたします。

社会科副読本の編集についてですが、町内の小学校、中学校の社会科を担当している教員と教育委員会から事務局として1人、それで修正箇所や変更箇所についての検討を行い、1万4,000円の範囲内での変更していくという形に考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 すみません。失礼いたします。

支援員についてなのですが、支援員1人当たりに対して子ども何人ということではなく、学校からの要望、希望等に合わせて支援員さんを配置して活用していただいているという形になります。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 社会科副読本なのですが、これから多分変更する部分って多いと思うのですが、見ている感じでもかなり学校統合もありますし、そういったこともあるとかなり変更点が出てくるかなというふうに思うのです。それを1万4,000円というのは、どの程度の部分の変更ができるのか、逆に伺いたいのですが、これでできるのかなというのが分からないのです。1年間だけって、令和7年度だったら1万4,000円部分でそれをやるということなのか、令和8年度になったらまた別の部分でやっていくということなのか、その点について伺います。

それと、支援員なのですが、学校のほうが必要と認めない限り支援員は子どもに対してつかないということなのですか。逆に支援員が必要な子どもさんって何人いらっしゃるかわからないのですが、必要と思われる子どもさんというのはどのくらいいらっしゃるのか、それに対してどの程度まで学校が必要と思っているのか。多分保護者や子どもと学校の考え方とはギャップがあると思うのですが、その点についてはいかがなのでしょうか。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私の方から副読本に関してお答えいたします。

副読本は、令和6年度に予算を取らせていただいたときに、一応7年度から10年度までの分として契約をいたしました。今回7年度として1万4,000円で計上しているのは、本当に軽微な修正があった場合のものということになります。それを予定では毎年取って行って、また10年度終わるときには大きな改正がございますので、そのときには予算がもうちょっとかかると思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 ご答弁申し上げます。

まず、支援が必要な子どもということなのですけれども、これ誰から見てということになるのですが、現在では学校のほうで見て支援が必要だということです。把握をしてはいると思いますが、何人という数を計上してはございません。町のほうでは就学支援委員会というものを開いてございますので、その中で子どもの就学先とともに、支援が必要かどうかということも同時に話題に出るのでございます。学校の中で子どもたちを見ていて、どうしても担任だけでは見られない。その子には支援がついていないと指導が難しいというときに、支援員の要請というものがございまして、現在こちらにつきましては、例えばこういう子どもには1人つけるという基準があったり、保護者からの要望があったら1人つけるという形ではなくて、まずは適切な就学先をまず町全体で協議をして、学校に通う中で、学校から必要だと、もちろん担任の先生というのは、非常に教員としてはプロですので、特別支援学級の子であっても、または通常の学級の子であっても、基本的には第一義的には学校の先生が見るとというのが学校です。その中でどうしても特別な配慮が必要だということにつきましては、学校のほうから要望があった数に従って、またはこちらのほうは予算に従ってになりますが、その予算の許す範囲の中で支援員というものは配置しているというのが現状でございます。ですから、今、何人支援員の必要な子どもがいるかということについては、現在把握はしてございませんので、現在配置をしている支援員の数で学校教育というのが足りるだけ支援員のほうを配置しているというふうに捉えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑はないようですので、教育総務課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時39分)

予算特別委員会

3月12日（水）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第14号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第15号 令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第16号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第17号 令和7年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 6 「議案第18号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1 番	佐 藤 弘 美 委員	2 番	竹 内 隆 哲 委員
3 番	橋 本 将 委員	4 番	宮 本 大 裕 委員
5 番	小 林 智 委員	6 番	藤 野 和 美 委員
7 番	吉 本 秀 二 委員	8 番	青 柳 賢 治 委員
9 番	畠 山 美 幸 委員	10 番	川 口 浩 史 委員
11 番	渋谷 登美子 委員	12 番	狛 守 勝 義 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 正 志
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地 域 支 援 課 長
岡 野 富 春	税 務 課 長
嶋 田 健	税務課課税担当主席主査
都 築 葉 子	税務課収納対策室長
賛 田 秀 男	町 民 課 長
吉 田 信 子	町民課保険・年金担当副課長
太 田 直 人	福 祉 課 長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
吉 川 壮 司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川 上 力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
小 輪 瀬 一 哉	企 業 支 援 課 長
島 田 泰 斗	まちづくり整備課長職務代理兼副参事

久	保	雄	一	まちづくり整備課道路担当副課長
清	水	延	昭	上 下 水 道 課 長
清	水	聡	行	上下水道課下水道担当副課長
永	嶋		稔	上下水道課水道施設担当副課長
久	保	か	お り	上下水道課水道管理担当主席主査
藤	原		実	上下水道課水道管理担当主査
下	村		治	教育委員会教育長
高	橋	喜	代 美	教育委員会教育総務課長
馬	橋		透	教育委員会生涯学習課長

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時25分)

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、渋谷登美子委員より、一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑を受けします。

総括質疑者につきましては、5名の方から届出がございました。初めに、橋本将委員、次に藤野和美委員、次に小林智委員、次に川口浩史委員、最後に渋谷登美子委員の順で行います。

それでは、橋本将委員からどうぞ。

○橋本 将委員 委員長よりご指名ありましたので、質疑させていただきます。

一般質問で、人工芝ゴムチップ舗装に関するマイクロチップの問題が取り上げられましたが、私としては、環境への配慮は当然必要と考えますが、健康被害に関するリスクは低いと認識しております。なぜならば、私自身がちょっと10年ぐらい前なのですけれども、このゴムチップとか、そういった舗装、公園とかによる舗装に対してけがのリスクを減らす、障害児に関してちょっとだけかんでいまして、そのときに販売するに当たり安全性、それは先ほども言いましたけれども、衝撃吸収の面だったり、例えば子どもが口に入れたらどうなるかという研究がされたのを10年ぐらい前にちょっとだけ携わっていました。また、ゴムチップ舗装というのはそもそも廃タイヤ、廃材などを利用して使うもので、そもそもは環境に優しいというふうに言われておりました。また、再利用できるものでありまして、そもそもの従来のものよりかは環境への対応もできているものと認識しております。

とはいえ、渋谷委員ご指摘のとおり、欧州ではマイクロチップ等の問題が取り沙汰されていることもまた事実として、新しい情報として受け止めなければならないと思います。その点に関して、ゴム舗装を施したらんまるパークの今後の維持管理、使用の方針についてどう考えているか、担当課として予算化して、対策工事などが必要と考えているか、ご質問したいと思います。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 お答えいたします。

人工芝やゴムチップ舗装の使用の是非については、橋本委員ご指摘のとおり、環境への影響と健康被害リスクの大きく2つの観点で考えております。1つ目の環境への影響についてですが、渋谷議員の一般質問の際に答弁させていただいたとおり、人工芝の破片や充填材がマイクロプラスチックとして風雨により飛散し、川や海へ流れてしまうことで環境を害するリスクがあるというものです。この環境への影響に関しては、環境省が注意喚起をしているなど、一定の影響があることは事実であり、こういった環境への負荷をできるだけ小さくするよう、適切なメンテナンスを実施していくことが大切であると考えています。

2つ目の健康被害のリスクについてですが、一部には化合物が含まれることをもって、健康被害に関するリスクが高いというご意見があることは承知しましたが、こちらに関しては橋本委員にお話しさせていただいたとおり、厚生労働省が推進する研究において健康リスクに関する懸念は十分に低いとされており、その研究の中で過去に欧州の複数の機関が発がん等の健康リスクは低いと評価した。健康リスクは無視できるという評価をしているということが紹介されています。環境への影響に関連しましては、欧州において今後販売が禁止される旨の決定がされたようです。一般質問の答弁の際には、こういった動きを受けて、日本、県、町が今後どのような対応を取っていくことになるか、現時点では判断することができないとお答えしましたが、これはあくまでも環境問題に関して今後販売が禁止になる動きに関連して答弁をさせていただいたものであり、健康被害リスクに着目し、これを危惧したものではありません。メーカー等にも確認しましたが、現時点で健康被害のリスク等を理由として使用が禁止されるような情報は全くありません。

駅西公園に施工したゴムチップ舗装についても、J I S規格に準拠したものとなっております。駅西公園らんまるパークについては環境への配慮をしながら、引き続き安全に安心して子どもたちに使用していただく、遊んでいただけるように、適切に維持管理をさせていただきたいと考えております。施工したゴムチップ舗装の耐用年数はおおよそ10年となっておりますので、来年度予算ですぐに対策工事ということは考えておりませんが、一定の期間ごとに適切にメンテナンスを実施していきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 適切にメンテナンスを施していきたいということなのですが、今日本でもそういう環境問題に取り組んで、これ住友ゴムさんのホームページからちょっと引っ張ってきたのですけれども、そういうマイクロチップの流出を防止策を施したグラウンドとか、そういう施工技術が日本でもありますし、またヨーロッパのほうでもマイクロチップが出ないような天然素材を利用した人工芝等の開発も行われているようです。ですので、ちょっと私としてはやはり経年劣化というものが心配で、要は1年目よりも2年目、3年目、10年もつとは言いますが、1年目と5年目では恐らく摩耗する、していくことが違うと思うので、できれば毎年やってもらいたいですし、どういうメンテナンスをするかという、多分掃除だったり、コーティングするような処置になるのかとは思いますが。そういったもので、なるべくそもそもの摩耗を減らしていくことが大事なのかなというふうに認識しています。その点について、何か施工会社さんのほうとメンテナンス計画というものはそもそもあるのかなのか、お答えください。

○狛守勝義委員長 島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 現時点では、具体的な定期的なメンテナンス計画というのはないというところが正直なところなのですが、引き続き現地の観察をしながら、舗装の状態、常日頃よく観察するようにしていきたいかなと思っております。

委員より貴重なご意見、情報提供、ご提案をいただきましたので、我々としましても今後情報収集に努めまして、適切なメンテナンスのタイミングにおいて、環境面も含めて最善の方法で対応できるように準備をしていきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

次に、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうから1点です。

新学校建設が基本設計、それから実施設計へと進んでまいりますけれども、この学校建設費用を当初言われていた予定金額、この範囲内で収めようとしているのかについてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、お答え申し上げます。

予定の金額の範囲で収められるよう、様々な工夫の中で鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 これは、昨日青柳委員の質問の中でも、まちづくり整備課長職務代理が同様の趣旨で答えて言っていたわけなのですが、本当に財政計画、それから当然周辺の関連コストというのが、ある意味は詳細なところまでは積み上げられてはいないと。公共施設全体も、今後補修というか、

更新というか、そういう計画も、また数年以内、近いうちに当然更新という形で入ってくると思うのです。

そうすると、下水道もそうですが、非常に多額の公共関係の費用が必要とされるというのは当然現時点でも想定されるわけなのですが、そういった中で学校が当然これ基本設計の中で様々な要望があって、この理想的な学校づくりということで、いろんな形の計画等が当然あると思うのですが、一方で具体的にその金額が、大まかな予定金額を設定したときは、もうこれは2年ぐらい前ですか、もう年数が経過しております。その間に物価高騰等、当然資材等も非常に高騰していると思うのです。ですから、厳しい状況にあるというのは、これも当然考えられるわけです。

そういう中でも、当初の予定金額、総務的には60億という数字、これは余裕を持って60という形でいろんな財政計画をつくったと思うのですが、そういう状況の中でもその予定金額の中で、何とか工夫してという、そういう教育長の答弁ありました。そういった状況の中でも、この線というのは守っていくということ、これは念押しですが、その状況の中でもその範囲内でやっていくということによろしいのでしょうか。再度、すみません。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 お答え申し上げます。

現在公表している中では、58億という形で出させていただいておりまして、60億ということで財政計画のほうも出しているところでございます。この58億の設計の段階におきましても、既に現基本設計を進める中では、もちろん平米単価での計算ではございますが、物価スライドというものは考慮した上で設計のほうは進めているところでございます。今後詳細なことは、実施設計の中で材料の選択、そういったもので、またより実に近い金額というものが出てくると思いますが、その中で子どもたちの教育に本当に必要なものというものはきちんと確保しなければいけないと思ってございますが、それ以外の部分で削減できるところというのは、この範囲を超えないよう、工夫をしてやっていきたいと考えております。

ただ、予想し得ない自然現象であったり、それから国際的な問題であったり、そういったことが起こって、こちらの予想をはるかに超えた事態が起こった場合には、また様々な関連部署と検討しながら校舎の建設のほうは進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

次に、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは3点なのですが、まず第1点といたしまして、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業補助金の令和7年度の実施事業及び次年度以降に予定される事業の概要について伺います。

また、都市再生整備計画事業の概要と社会資本整備総合交付金の活用状況について伺います。

よろしくお願いします。これ、全部まとめてでしたか。

2番として、町職員の人材育成方針、具体的な取組と予算措置並びに職員のデジタル人材育成についての方針と現況について伺います。

3点目としまして、図書館費が前年比634万3,000円、率にして12.2%の減額となっている。嵐山町立図書館の役割と運営の状況、図書館協議会での協議の状況並びに今後の在り方について伺います。

以上、3点よろしくお願いします。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、島田まちづくり整備課長職務代理、次に萩原総務課長、最後に下村教育長の順番で願います。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 では、私のほうから1番目のご質問についてご回答いたします。

都市構造再編集中支援事業の補助金の活用をさせていただく予定の事業については、令和7年度の実施事業としては統合小学校建設事業の実施設計委託、統合中学校建設事業の実施設計委託、学童保育統合設置事業の実施設計委託、跡地利活用ワークショップ実施事業を予定しております。令和8年度以降については、小学校建設事業、中学校建設事業、学童統合設置事業の各工事の一部、防災倉庫整備、歩道整備、学校地域交流イベントに活用させていただくべく協議中でございます。

都市再生整備計画事業は、社会資本整備総合交付金のメニューの一つであり、令和4年度までは駅西整備において活用しておりましたが、その後本町では活用の実績及び計画はございません。社会資本整備総合交付金を活用する事業としては、産業基盤へのアクセス強化を目的とした高規格道路事業にエントリーし、町道1―23号線、川島地区の都市計画道路になりますが、こちらの整備を計画しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 萩原課長。

○萩原政則総務課長 2番目の質問についてお答えします。

嵐山町職員育成方針の中で、理想の職員像を嵐山町に誇りと愛情を持つ職員とうたっております。理想の職員となるために、職員育成につながる研修を行っています。まず、予算措置であります、予算書の71ページ、職員育成事業に旅費を予算化しております。

具体的な取組ですが、内部研修として新採用職員の研修、メンタルヘルスの研修、人権教育の研修等を行っています。外部研修として、人づくり広域連合市町村職員広域研修の階層別基本研修に参加しています。階層別の基本研修は、経験年数や職階別に応じた研修で、毎年受講者を総務課で選定し、受講をお願いしております。その他、人づくり広域連合市町村広域研修の選択研修には、職員の業務に必要な研修や職員自身のスキルアップのための研修がありまして、こちらにつきまし

ては希望者を募って参加をさせております。

デジタル人材育成についてですが、職員はパソコンやシステムによる業務が中心であることから、必要最低限のスキルは業務の中で習得していると思われます。また、希望者には、人づくり広域連合市町村職員広域研修の選択研修の中で、さらに身につけたいデジタル分野の研修を受講させております。なお、システム業務を主に行う職員については、現在のシステム担当とシステム担当経験者によるDX推進チームをつくり、定期的に会議を開催し、システム全般やセキュリティ対策の情報共有を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、小林委員の質問事項にお答えいたします。

まず、図書館費の634万3,000円の減額につきましては、ほぼ人件費の減によるものでございます。

次に、図書館の役割等でございますが、町立図書館は知識と情報の拠点であると同時に、町民の誰からも親しまれるコミュニティの場としてもとても重要な施設と捉えております。運営の基本理念には「全ての町民にサービスを」を掲げ、運営に取り組んでおります。

運営状況でございますが、令和5年度の年間利用者は約2万2,800人、来訪者は記録されているだけで約4万3,300人でございますので、それ以上と言えます。本年度は、6月から10月まで週2回の延長開館を実施いたしました。この延長開館は、図書館協議会での審議も経て、来年度からは縮小することといたしましたが、基本理念に掲げる「全ての町民にサービスを」をモットーに運営に尽力してまいります。

今後も身近な知識と情報の拠点であるとともに、子どもたちの読書活動推進や電子図書館の充実など、町民の皆様のニーズに応えられるよう、図書館を目指してまいります。

以上、答弁いたします。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の立地適正化計画に基づく支援事業補助金のことなのですが、令和7年度には予算書にあるとおり、新学童保育室改修委託、これとこの次のページ、小中学校建設事業実施設計業務委託、こちらが上げられております。今回こちらのところを質問させていただくのは、私も昨年まで立地適正化の都市計画審議会での審議に参加させていただきました。その中で、立地適正化計画そのものを策定させて、これは答申ですか、答申という形で出させていただいたわけなので、すけれども、もちろん賛成させていただいて、事業は進めていただいたと思います。

主に学校建築に当たっては、こういった補助金の活用ということで大きく寄与するのではないかなと期待するところでありまして、先ほど藤野委員からも質問があったように、今後の58億と言われておりますけれども、周辺も含めればもっとかかるかもしれないという状況の中で、こう

いった国庫の補助とか、そういったものを活用するというのは当然のことだろうと思っておりますので、この辺については内容のことは、例えばできる補助金はどんどん使っていくという態度が望ましいのだろうと思います。

次年度以降についても伺ったので、1つ伺いたいのは、この補助金が立地適正化計画にまずはななければならないというところで、学校地区の集中であるとか、そういったことがあったのだろうと思うのですが、これ1回だけ申請されているのでしょうか。この再編集集中支援事業補助金の、これ実施要領というのですか、そちらのほうをちょっと見させていただいたら、事業については3から5年をめどに実施しなさいというふうなことも書いてあって、ということは1度に一遍に全部申請してやっていращやるのかなということで、今年度予算の審議の中ではありましたけれども、次年度以降についてちょっと聞かせていただいたということなのです。

これは、先ほどご答弁いただいた内容ですと、今後の建設に当たってまで当然これかかってくる話なので、それもしていくということなのですけれども、当然その設計もまだ済んでいないものということですから、補助金の申請というのは都度行われる、毎年、例えば年度単位で都度行われるものなのかどうかということが第1点。

それと、さっき58億という数字が今予定として、価格としても公表されていますけれども、おおむね財政計画としてこの補助事業からどの程度を想定されているのか。先ほど内容ありましたね、建設とかも含むということでありましたので、それから周辺道路整備とかもあるということでしたので、おおむねどの程度を想定された財政計画となっているか、これについてお伺いさせていただきます。

それから、2番目の職員の人材育成なのですけれども、こちら私もさっき総務課長のほうからも話があったとおり、職員育成事業、そのときもちょっと私も質問させていただいたのですけれども、ほかの項目でこういった研修費というか、そういったものは立てていращやるのですかという話をしたら、ここだけだというお話が、答弁があったものですから、人材育成としてはちょっと寂しいのかなというふうに感じたものですから、ちょっと今回は総括質疑という形で伺ったわけなのです。

この方針は、先ほど総務課長のほうからいろんな場面でやっている。一般に研修というと、スキルアップのための研修のほかに、例えば管理職研修だとか、そういった階層別研修みたいなものが想定されるのですけれども、先ほどちょっとお話、ご答弁いただいた中では、そういった階層別能力研修というか、そういったものにも業界の、業界というか、自治体のそういったものにも出しているということだったのですけれども、ということは人材育成方針というものがこれは要綱か何かに定められていて、そういった長期計画、あるいは職員が分かる、私は何年目にはどんなことを受けるのでしょうかみたいなところが明らかにされているのか、そういった人材育成方針のマップというのは、年度別のマップだとか、役職別のまず求めるべく、身につけるべき能力だとか、そうい

った職能マップというのですか、そういったものが決められているのかどうなのか。それに基づいて、職員は安心して年度ごとにいろんな研修を受けていくという体制ができているのかどうなのかというのを一つ伺いたい。その辺についてちょっと伺いたいと思います。

それから、デジタル人材育成については、これはもう本当にDXの中で一町村でここまでできるのかというぐらい詳しい内容でうたっています。もちろんこれ地域支援課さんのほうの予算の中の答弁の中でもあったのですけれども、やはり例えばノーコードツールというものができのだから、ノーコードなのだから素人でもできるのではないかという私からも質問しましたがけれども、なかなか職員がそういう時間が取れないとか、なかなか1人ではそういうことを研修することも難しいとか、そういうこともお話も担当者の方からありました。

ということは、やはりこの辺のデジタル人材というのはこれから特にデジタルと言わなくても、今後職員はもうデジタルネイティブの人たちが入ってくるわけです。もう当たり前のように使っている。特に今スマホだとか、そういったものが進んでいます。町の行政の中でも具体的にラインを使ったり、いろんなSNSを使ったことが業務の中にも入ってきている時代であります。その操作のスキルは、もう今どきの人たちなわけですから、当然教えなくても分かる。だったら、次のステップとしてそういったものを業務の中でうまく活用できないかという発想が職員の中からも出てくるのではないかと思います。そういったことにきちんとした研修とか、そういったもので対応していったら。何もデジタル庁が言うデジタル人材育成の教科書どおりのことを全部実現しろということではなくて、そういう町政に密着した形でいろんなことができるのではないかなという、そういったことをしていけば、職員の中からあれもやってみよう、これもやってみよう、いや、これは合理化できるのではないかと、それは担当の地域支援課さんだけではなくて、そういった若い職員からもそういう意見が出てくるのではないかなということが期待できるのではないかと思います。その辺についてのご意見を伺いたいと思います。それが2点目。

それから、3つ目に図書館のことなのですが、これも図書館費、人件費が主に今回下がるというところなのですが、昨日の質疑の中でも実は総務課で払っていただいた費用が今度こちらになるのですというので、これプラス要因です。ところが、一方でマイナス要因。だから、差引きで600万の人件費が下がったというのは、大きな1,200万の減少があります。それに対して600万の、これ会計年度任用職員のプラスがあって、差引きで630万の減少になったということなのだと思うのです。

ということで、先ほど教育長のほうからもご答弁いただきましたけれども、ちょっとここで気になったのが、町立図書館の役割とか、そういうものがちょっと力がなくなっているのではないかと、力を入れていないのではないかなということが懸念されたものですから、ちょっとこの先どうするのだということが心配だったものです。

もう一点、施政方針の中、あるいは答弁の中でも、生涯学習課長の答弁の中でも、電子図書を推進してまいります。これで補完するから、こっちのほうは少し大丈夫なのではないかというご答弁

がありました。これは、残念ながら筋が違うのではないかなと。電子図書館は立派です。私も登録させていただいて、今後も利用していきたいと思います。これが図書館機能を完全に補完するかというと、そういうことではない。教育長のほうから話があったとおり、答弁ありましたとおり、要はそこに集って、行こうとか、本に囲まれて静かに本を読みたい、図書館の雰囲気を感じたいという人たちもいるわけですから、まさに知の拠点なわけです。嵐山町の知の拠点としての機能を担っている。これは、電子図書館の活用では補完できないのです。だから、そういうことをきちんと考えた上で、町立図書館の役割というものを位置づけていっていただきたいなという一町民としての希望として、その辺が今後どうなるのかということでお伺いさせていただきました。ということで、図書館についてはいま一度具体的にどうしていくのか。

例えば図書館長をはじめ、ボランティアの方まで含めて大変立派に活動されていると思います。この活動をさせるのは、やっぱり教育委員会とかがきちんとその辺の方向も見せていってほしいと思うのです。例えば図書館の雑誌コーナーにしても、もっともっと活用する方法はあるのではないかなと思うのです。極端なことを言えば、例えばそこで前々からよく言われているのが、図書館とカフェが一体化するようなどころというのは全国で行われたりしていると。別にそれをまねろとは言わないけれども、それに近いことができることもあるのではないかな。つまり知の拠点として憩いの場になるということなのではないかなと。それと、知の拠点のほかにも、一つの居場所としても重要な場所だと思うので、その辺についてのもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○狛守勝義委員長 それでは、島田まちづくり整備課長職務代理。

○島田泰斗まちづくり整備課長職務代理兼副参事 お答えします。

都市構造再編集集中支援事業を活用するためには、小林委員のお話のとおり、立地適正化計画のほか、おおむね3から5年間の計画を記した都市再生整備計画というものを別途つくって提出する必要があります。町は、5か年の計画を作成しまして、今協議のために出しているところであります。計画については、5年間分を最初に出すのですけれども、毎年更新、設計が進むに当たって金額が変更になったりとか、計画そのものが変更になる可能性もございますので、その都度更新しながら申請のほうは毎年させていただくものになっております。

おおむね総事業費60億円のうち、どのくらい補助を受ける予定なのかということなのですが、前提としまして町のほうとしても使える補助金は使っていくというような考えでやっております。本事業はこの国交省の補助金のほかに、文部科学省の補助金も活用させていただきますし、学童についてはこども家庭庁の補助金も今後相談させていただこうかなと思っております。ちょっと60億の割合がどうなるかというのは、すみません。現時点で手元に資料がないので、詳しい数字はお答えできないのですけれども、トータル、町の負担が60億のうちの2分の1になるように、各補助要綱で読める範囲で最大限工夫しながら、協議申請をしていこうと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えいたします。

研修を受けるタイミング等のまず1個目の質問でございますが、まず内部研修におきましては新採用職員、もちろん新採用の職員が受ける研修でございます。あと、内部研修では、基本的に全員の方に受けてもらうという形で、メンタルヘルスであったり、人権教育研修であったり、いろんな研修を受けていただいております。

外部研修のタイミングでございます。まず、新規採用職員につきましては、人づくり広域連合で行います新規採用職員の研修のほうに必ず出席をしていただいております。また、中級職員の研修が採用後5年をめどにということで、こちらのほうも総務課のほうから、今年はあなたが行ってくださいという形をお願いをしているところでございます。また、主査になりますと、新任主査研修というのがまたこちらのほうもありますので、新しい主査の方については総務課のほうから参加の依頼をしています。同じように副課長、課長に初めてなられた方についても、研修のほうに行っていていただいております。

また、DXへのデジタル人材の育成につきましては、町のほうでは手挙げ方式で行っていただいております。今年度のちょっと状況をお話しさせていただきます。こちら、人づくり広域連合のほうで行ったものについて手挙げ方式、自分からぜひ参加したいということで、プログラミング的思考を学ぶ研修ということで、こちらのほう、2人の方が出席、参加をしております。AIローコード開発の活用と行政サービス改革、こちらのほうに6人の方が参加しています。ICTツール利活用のための考え方講座、こちらのほうには5人の方が参加しています。こんな形で、手挙げ方式でスキルアップのほうに努めております。

以上です。

○狹守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから先に人件費を大きく削減されたことについて少し説明させていただきます。

まず、階級の違う職員が配置されているところが大きくあります。副課長級だった者が、今主事クラスが行っていますので、その差が大きいということと、それから会計年度任用職員の数なのですけれども、司書3人を除く一般事務職、昨日説明では主にカウンター業務と館長のほうでは説明していましたが、そちらの職員を8人体制でシフトを組んでいたものを、7人体制でシフトを組めるかということで提案したところ、サービスを低下しないで7人体制でできるということで、そういったことで金曜日の延長開館をなくすことで、7人体制でもサービスの低下もなくできるということで条例改正をさせていただいたというところがあります。そちらのほうで会計年度が1人減っているということと、階級が違う職員が配置されているということで、大きく今回人件費

の削減できております。

図書館業務の実質的な内容につきましては見直しをする、当然見直しをしながらやっているのですけれども、サービスを低下することなく、少ない人数で最大の効果を生み出すような形でやっていただけるというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 では、私のほうからお答え申し上げます。

今課長の答弁にもございましたが、最少の投資で最大の効果というのは行政の基本だと思ってございます。図書館でも、そういったことで人数を減らしてもサービスの低下はしない。これを目指して行ってまいりたいと思います。

電子図書館の関係でございますが、電子図書館は今の図書館の機能をそこに代替するというふうな考えではございません。あくまで電子図書館は、図書館の機能の充実発展形ということで捉えてございます。ですから、図書館の従来持っている知識と情報の拠点ということで、本の貸出し、本を読んでいただくということにつきましては、職員の資質向上も含めてしっかりと行ってまいりたいと思います。

あわせて、図書館は人が集う場所でもございます。現在も図書館につきましては、映画会を行ったり、子どもたちの読み聞かせを行ったり、学習する人たちが集まったり、または地域の子どもの会の会場等にも活用しているところでございます。そういった活用も並行して発展をさせてまいりたいと思います。その中には、図書館の職員だけではなく、ボランティアの方の活用であったり、また民間企業との関連の中で民間企業からの寄附によって雑誌を充実させたり、そういった様々な力を借りながら、やはり嵐山町の図書館は皆さんが親しみやすい、ここに来ると人と集まれる、そういったところを目指して、これからもしっかり運営のほうを取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 すみません。ありがとうございます。

最後に1点だけ、2番の人材育成のことなのですが、さっきお聞きしたかったのが、人材育成方針というのが明文化されていて、職員がそれを承知しているのかということです。だから、そういったスキルマップだとか、そういったものを行政として職員に見せていくことで、今後自分がどういう能力を身につけるべきなのか、あるいは年度ごとに例えば職位が上がった場合にどういう役割を求められて、どういう能力を身につけなければいけない。こういったスキルマップというものの、どんな事業でも皆さん研修計画というものをつくっているのではないかと思います。けれども、それを明文化されているかどうかだけちょっと。極端な分厚い本になっていると言いません。一応形であって、職員も承知しているということであればそれで結構です。

○狹守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 嵐山町職員育成方針という方針はつくってありますので、それが全職員が見ているかという、またちょっと疑問のところはありますので、全員に示したいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 次に、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目について、児童生徒の学習への懸念がありますので、その点についての質問です。

タブレットの購入についてであります。このタブレットが、新しいタブレットが児童生徒に行くのは令和8年だということで答弁がありました。そうしますと、古いタブレット、あまり動きがよくない、あるいはキーボードを押しても反応しない。そういうタブレットが今使われているということになるわけです。当然これ学習への懸念というのになっていくのだと思うのです。特に中学3年生については大事な時期に、1年になるわけですから、せめて中学3年生だけでも新しいタブレットを用意すべきではないかなというふうに思うのですけれども、まず第1点目に昨年の9月議会でお聞きしました155台の故障リストのうち22台だけしか修理されなかったと。古いタブレットでこの1年もやっていくということになるのだと思いますが、ちょっと確認で最初に伺いたいと思います。

次に、子ども・子育て支援についてになります。給食費の無償化が県内でも増えてきているわけでありです。町の考えについてお聞きすると、新年度における給食費は幾らになるのか、伺いたいと思います。

3番目に、投票率を上げるためにということで、若者、18歳から25歳、または大妻高校生、18歳の方の学生の投票立会いのお考えについて伺いたいと思います。

4番目に、ラベンダー園、新年度の取組について伺いたいと思います。

そして、最後5番目に学校統合、新年度事業について伺いたいと思います。これは、いろいろと昨日の質問でもあったわけですが、教育の問題を昨日の1時にもう締切りということになってしまいますので、どうしてもこういうことが起こるのですけれども、一応お聞かせください。

○狹守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、1、2、5を高橋教育総務課長、次に萩原総務課長、最後に小輪瀬企業支援課長。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは質問事項の1番、2番、5番をお答えさせていただきます。

まず、1番目のタブレットについてでございますが、昨日の答弁でもお伝えしたとおり、新年度で購入するタブレットは令和8年度から使用する予定でございます。今動きが悪いタブレットを使っているというようなご指摘がございましたが、現在の使用しているタブレットは児童生徒には支

障のないことで使っていただいておりますので、中3には新しいタブレットを用意すべきではというようにお話がございましたが、現在使われているタブレットは令和3年度から令和7年度までの5年間使用するという事として運用しておりますので、そのようなことでご理解いただきたいと思います。

続きまして、2番の給食費の件でございます。こちらにつきましては、令和6年度から第1子及び第2子を半額補助、第3子以降を全額補助する補助事業を実施しておりますので、これを継続していく予定でございます。新年度からの学校給食費は、小学校5,400円、中学校6,300円と改定させていただきます。

続きまして、5番目の学校統合新年度の事業についてでございます。こちらにつきましても、昨日の予算の委員会の中でお答えさせていただきましたが、新年度の学校統合に係る事業は基本設計業務委託、基本設計技術者支援業務委託、実施設計業務委託、測量業務委託、地質調査業務委託でございます。また、学校統合に係る諸準備を円滑に実施するために、統合準備委員会の経費を計上しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3つ目の質問についてお答えします。

現在投票所ごとにその区域内の区域の区長さんに投票立会人の推薦をお願いしております。区長さんに依頼するお願い文書の中で、若年層の推薦にご配慮いただきますようお願いをしております。質問の大妻の18歳の学生の立会人の考え方ですが、今後の検討とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、4番目、ラベンダー園の新年度の取組ということでお答えいたします。

初めに、ラベンダーまつりの運営に関してでございますが、現在祭り収支を改善するため、観光協会と協議を進めているところでございます。具体的な収支改善の案でございますけれども、ラベンダーの摘み取り体験料金を値上げして、収入増を図ってまいりたいと考えております。また、株式会社ペリカン石鹸のラベンダーハンドソープが、県の物産観光協会が実施している埼玉県新商品アワード2024で金賞を受賞いたしました。ラベンダーまつりへの集客効果に期待をしたいと考えているところでございます。

続きまして、支出面についてですけれども、今まで旅行事業者に委託をしておりました業務の見直しを行いまして、入場口スタッフですとか、場内管理に関わるスタッフをシルバー人材センターに委託することですとか、イベント会場のテント設営などについても経費を削減する方向で検討中でございます。そのほか、イベント会議を今年度整備を行いました嵐山溪谷観光多目的広場に移し

まして、シート設置などの雨天対策費用についても削減する方向で予定として考えております。

次に、圃場管理の部分なのですが、ラベンダーの株の成長が思うように進まなかった槻川沿いの一部の圃場についてなのですが、小麦への切替えを予定しております。これによりまして、ラベンダーの管理経費の一部を削減し、その分を圃場全体の除草等の管理経費に充当するということも考えております。なお、今年度まで試験的に観光協会のほうで実施をしておりました四季折々の草花の植栽についてなのですが、本格運用を踏まえまして、必要経費について観光協会から予算要求をいただいております。ただし、身の丈に合ったラベンダー事業という考えの下に、こちらのほうは削減をさせていただきました。したがって、昨年と同様の草花の植栽は実施が難しいかなと考えているところでございます。

いずれにしても、令和7年度のラベンダー事業につきましては費用対効果を十分に踏まえつつ、観光協会と連携を密に取りまして、引き続き経済活性化ですとか、町PRによるシビックプライドの醸成が進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、タブレットなのですが、動きについて支障はないということで表現されたわけなのですが、155台故障リストのうち、22台が修理されただけなのでしょう。つまり133台は故障リストに載せなければならないほど動きが悪い、あるいは動かないというわけですね。それなのにどうして支障がないというふうに言えるのか。この説明がないのです。2回目に説明してくれということなのでしょうけれども。単純に考えたら、当然これはその分の動きが悪いということが言えるわけですから。そして、この間新しく買ったのもそんなに多くないわけですから、昨年度が10台でした。その前は何台だったかな。僅かですから。しかも、昨年度のは教員用ですものね。これで、動きが支障がないということはとても言えないのではないかというふうに思うのです。

私もちょっと昨日ある中学3年生のいるお宅にお邪魔して、その子の状況をちょっと聞いたら、学生はいなかったのですが、保護者の方がいらして、ちょっと子どもも苦労しているようだということで、子どもはまだそれで何とかやれているような感じなのです。受けた感じは。あまり動かない友達がいたので、それはもうというか、諦めているということを書いていました。もう動いているふりをして過ごしているのだということを書いていましたので、なるほどこういうところを見て、先生も多分分かっていると思うのです、動かないというところは。生徒から何もないから動いているということで教育委員会にも言っているのだと思うのですが、実態は故障リストに、昨年9月の子どもは故障リストにも載せてもらえなかったと、故障リストに載せても直る見込みがないからだと言われたというのです。だから、載せてもらえなかったということのわけですから、実態はもっと広く動かない、動きが悪いのが相当あるというふうに見られると思うのです。そういう実情をやっぱ無視するわけにはいかないのではないのですか。教育に責任を持つ教育委

員会ですから、懸念がある以上は、やっぱりその懸念を取り除かないといけないのではないかなと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

給食費の無償化なのですが、これ、町長が本当に私は昨年、第1子を半額にしてくれたというのはよくやってくれたなというふうに思います。私は今年を、新年度でどうだということではないのです。ただ、いつ頃までに嵐山もやっぱりそういう方向は持っていきたいというところをちょっと確認したいなと思っているのです。坂戸や所沢、滑川、小鹿野、神川、美里、皆野、毛呂山、鳩山、横瀬、長瀬、東秩父、こうしたところはもう既に無償化になっていますし、今年日高とどこだったかな。日高もそうですし、着々と県内でも広がっておりますので、この年度ぐらいまでには嵐山もやっていきたいなという、その方向性をお聞かせいただけないかなというふうに思うのです。

次に、選挙の立会いなのですから、区長さんに若年層の方の推薦をとということで、これはこれで進めてもらってってもらいたいと思うのです。ただ、高校生の場合は、あるいは嵐山町でやりたいという、もしやってもよいという方がいれば、やっぱり区長さんだけではなかなかつかみ切れないというところがあると思うのです。やっぱり選管が、そういう視点を持ってやっていかないとならないのではないかなと。特に選管がその姿勢を示していかないと、これは広がるものではないなというふうに思うのです。

それで、例えば大妻の学生が誰かやりたいという子どもがいたとしても、学校側の了解を取らなくては行けないのですから。これはやっぱり選管の仕事になってくると思うのです。それを区長さんにそこまでやるのかいというようなことにならせては、私はいけないなと思うのです。選管が自ら大妻に行って、誰か出てもらえないでしょうかということを話合いをしていくべきだと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それで、秩父市が、これどういう人が対象なのかと、これは要綱なのか、条例なのか。市内在住で18歳以上から30歳未満の方で、秩父市に選挙人名簿を登録されている方だということなのです。特定の候補者等の政治活動または選挙運動を行っている方はご遠慮いただきたいということがあります。学校の学生は、高校生の場合は学校の許可が必要であり、学校の規制等に従って応募してくださいという、秩父市はそういうこととなります。清水町、静岡県なのですが、この方は地元選挙人名簿の登録をしていない方でもいいのだということなのです。清水町または近隣市町在住の高校生、大学生、短大生、専門学生等で満18歳以上の方を応募を対象としているということですので、ぜひ新しいやり方で投票率を上げていくということが、特にこの選管の仕事としては大事なことはないかなと思うのです。その辺のお考えを伺いたいと思います。

ラベンダーなのですから、なるほど、いろいろなご苦勞、本当に担当課としては苦勞されていると思うのです。私も、赤字だから、もう毎回ちょっといつも非難ばかりしているのですけれども、どうしてもこれで大丈夫なのかというものを持たざるを得ないのです。費用面ではどのくらい削減できるのでしょうか、これで。費用対効果と、効果は別にしても、費用面だけをちょっとお聞

かせいただきたいと思います。来年というか、黒字に現時点でなれる方向なのかどうかという点をちょっと伺いたいと思います。

学校なのですけれども、昨日もいろいろ質問が出ていましたので、ちょっと1点だけ伺いたいの、中学生が2026年度、令和8年度から35人になっていくということです。基本設計の変更というのは、ちょっと説明のときに教育長どうするかということをおっしゃっていましたが、この変更はしなくて済むということなのですか、やはりしていくのか。ちょっと我々、基本設計の図を示されていませんので、その点どうなのかを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、まず1番のタブレットにつきましてお答えいたします。

なぜ動きに支障はないと言えるのかということでございましたが、こちらにつきましては予備機を使いまして、支障のある児童生徒には代替機を貸し出しておりますので、支障がないというふうに捉えております。令和5年度に予備機を10台買いましたので、そちらのほうを活用して代替をしております。

また、昨年の9月議会、6年の3回の定例会での一般質問の中で、タブレットの故障についてお答えさせていただきましたが、そのうち22台が修理が完了していると答弁させていただきました。その時点では年度途中でしたので、22台の修理でございましたが、現在6年度3月になりましたので、予算の250万円を使いまして42台修理をさせていただいているところでございます。来年度、令和7年度も修理するための修繕料は250万円計上させていただいておりますので、前回一般質問で答弁させていただきましたとおり、緊急度の高いものから順次修理を進めていきたいと考えております。

また、その動きの支障でございますが、県の学力学習調査などはタブレットを使って行っておりますので、それができなかったということもございませんので、タブレットにつきまして大きな支障はないと捉えております。

続きまして、給食費の無償化についてでございます。いつ頃までに完全無償化になるのかというようなご趣旨だと考えておりますが、方向性ということで、令和7年度につきましては先ほどお答えしましたとおり、現在の補助制度を続けていく。そして、現在国のほうでも給食費の無償化について話し合われているようですので、そういった動向も捉えていきたいと考えております。

最後に、5番目の中学生の35人学級の問題でございますが、こちらにつきましては12月の設計の説明会の際には、まだ35人学級での設計がなされておりましたが、35人学級ということが出てきまして、現在それに合わせた設計の変更を行っているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

過去に学生の投票立会人ということはしていませんけれども、投票所における受付業務、投票用紙の交付、こちらを高校生にお願いしたという経緯があるそうでございます。期日前投票においてです。期日前投票においてそういうことをしたという事例がございます。何といたっても選挙管理委員会での考え方が主になりますので、選挙管理委員会のほうに川口委員さんからこういう貴重な意見があったということを伝えて、選挙管理委員会の中で検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

ラベンダー事業の費用の削減がどの程度というお尋ねでございますけれども、まず祭りの部分なのですが、今年度行いましたラベンダーまつりについては支出が3,200万円ほどかかっておりました。こちらにつきましては、もろもろの見直しを行いまして、費用については2,000万円程度に削減ができるのではないかなと、今観光協会と調整をしながらですけれども、まだ素案の段階ではございますが、そのくらいの費用に削減ができるのではないかなと考えているところでございます。収入も増やす取組を行いまして、なるべくラベンダーまつりのほうで収益を黒字を出して、圃場管理が今年度の予算で1,660万円程度かかる見込みにはなっております。こちらの半分は補助金で当てを行うという形にはなっておりますが、こちらの費用をなるべくラベンダーまつりの収益で補えるような形でラベンダー事業が実施できたらなというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 タブレットなのですが、修理済みが42台だと、155台故障している中で42台が直ったというわけですから、これを引き算すれば100台以上がまだ故障しているということになるわけですから。どうしてこれで支障がないというふうに言えるのか。とても私には分かりません。人数も若干減っているのは理解しますよ。理解しますけれども、100人以上減っているわけではないですから。それをこういうふうな答弁で言っていたのでは、やっぱり本気で教育を考えているのかと、教育を考える課にいるのかということをもう言わざるを得ないような感じを受けます。学力調査で問題がなかったからって、どういうふうに問題なかったのか、私もそこは確認はしていないのですが、どうなのだろうなというふうに思います。

155台で42台ですから、当然ここには問題があるというふうに考えざるを得ないのです。答えるのでもうけれども、私はやっぱり中学3年生というのが一番大事な時期になる1年になると思いますので、せめてその学年の中学生には動きのよいものを嵐山町としては提供していくということを再度求めたいと思います。ここに補助金があれば一番いいのですが、多分ないのかな。ない

のでしょう、今。本当にそこは厳しい、苦しいところですけれども、苦しさを出してくれたら、まだ私も分かるなと思うのですけれども、さらっと言われてしまうから、これが本当に実情、実態と違うなというのを思わせてしまうのです。教育委員会としてもやりたいのだけれども、どうしてもそこには予算がかかるのだということでおっしゃられれば、まだきちんと子どものことを考えてはいるのかと思うことはできるのですけれども、さらっと言われてしまうから。本当に、いや、困った課だなというふうな感じしか受けないのですよ、私は。いや、本当に失礼なことですけれども。ぜひ中学生の3年だけでもやっていける、そういう教育委員会になってほしいなと思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

給食費の無償化なのですけれども、国の動向というのが確かに言われていますので、本当に私も期待はしたいと思います。ただ、国の動向、町が先に決めて、国がその後追いで決めれば、町の予算、支出は逆になくなって結構なこと。ほかに使えるわけですから、これはこれで結構なことなのですから。県内でもう20自治体ぐらいになるのかな。まだそこまではならないかな。やっぱりちょっとこれだけ広まってくると、嵐山町もどうしても考えなくてはいけないというふうに思うのです。国の動向いかんにかかわらず、町としての方向性をもう少し具体的にお話しいただけないでしょうか。これちょっとお金の管理は町長、副町長に伺いたいと思います、このご答弁は。

選挙立会いなのですけれども、ぜひ選管ではそれを進めて、会議をしてご検討いただきたいと思っています。できれば今年の参議院選挙、若者が立会いをしていくということを見据えて、全町民に知らせていくということが、投票率を上げるということにつながればよりよい結果になりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。これはいいです。

ラベンダーなのですが、課長もなかなか立場上、私のような者から批判されて大変だというのは分かるのですけれども、だからといってラベンダーについて、私も一定の町民から、何とかな、実情のあれ、黙ってポストに置かれることがあるのです。その中で頑張ってくださいというのがあって、ラベンダーの中で何かやっている人らしいのですけれども。名前がないので、ちょっと分からないのですけれども。どうなのだろうなというのを、ちょっと私は懸念しなくてはいけないなというふうに思います。ちょっとこれでどうかということでは、なかなか私は期待持てないなというのを申し上げて、これは結構です。

学校統合の設計変更は、そうするとこれ当然我々にも示されるわけですね。それで、基本設計から実施設計に新年度なっていくと。当然基本設計がある程度固まらないと次に行けないわけです。示されてから、いろんな幾つかの意見を聞く期間というのが私は必要だと思うのです。その期間も設けなくて、これで決定だというような形を取らないでほしいと思うのです。そのために、これいつ頃示されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 では、まず1点目のタブレットのことについてご答弁申し上げます。

委員おっしゃられるように、タブレットがちょっとでも古くなったら新しいものをどんどん買って与えることができれば、これに勝ることはないと思いますが、現実的には全く不可能です。子どもたちに大事な物を使わせるということも教育の一環だと思ってございます。その上で、使えるタブレットはしっかり使い、修理するものは修理し、中には故障といっても動作上問題のない故障もございます。本体の一部が少し破損しているとか、そういったものもございます。そういったものは使わざるを得ませんが、現在あるパソコンのほう、しっかり動作の状況を確認して、子どもたち、特に委員からご指摘のあったように、3年生のパソコンがしっかり動くようにということです、まずは3年生のパソコンがしっかり動くかどうかということを確認して、代替機も含めて現在にあるパソコンをきちんと子どもたちに提供できるようにしてまいりたいと思います。あわせて、当然2年生も1年生も大事でございますので、そういったところも修理対応等で授業等に支障のないように、しっかり教育委員会として対応してまいりたいと思います。

それでは、設計の関係でございます。現在基本設計のほうで、まだ基本設計が完了したわけではございません。今一旦、昨年12月に説明会のほうで案を出させていただいた後、35人学級になったということで、教室のレイアウトを数等も変えてございますが、現在もまだ様々なことから業者とのやり取りをしながら、基本設計については、変更しながら進めているところでございます。ですから、固まった時点では議会、または一般のほうでどのような形になるか、まだ詳細には決まてませんが、このような形で前回12月に出したものと変わりましたということは、公表できるような場所というのは考えていきたいと思います。時期につきましても、今詳細にはここではお答え申し上げられませんが、来年度の早い段階でそのような説明をする機会が持てればと思ってございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 私のほうからは、給食費の無償化についてお話をさせていただきたいと思います。

川口委員が無償化をということで何度もお伝えをしていただきました。私も全く同じ考えでございます。先ほどそろそろ考える時期ではないですかということがありましたけれども、私は町長になって4年半たちますけれども、なる前からずっと考えていますから、だからそれは最終ゴールとして当然毎年あります。ただ、財政全体をやっぱり私の場合にはお預かりをしているので、この財政全体を鑑みの中で、ここまでだったらいろんな不意な事が起こったにしても、乗り越えることができるだろう、継続的にきちんとやっていけるだろうというめどが立っている、そういう段階で今までも進めてきました。

それから、あとは財政状況がそれぞれ自治体によって違う。それから、あとは今後取り組むべき、しかも近々に取り組むべき事業の内容、特に規模、事業の規模というのは全く違うわけです。嵐山

町は、先ほど学校再編の中で、統合の中で、藤野委員からもしっかりと財政運営ができますかというご心配をいただきましたけれども、本当に年間予算に匹敵するような予算を使って、1事業やっている自治体は一つも私はないと思っています。嵐山町以外にはないと思います。それぐらいやっぱり大きな、そして必ずやらなければならない事業が控えておりますので、慎重には慎重を期して、そして財政運営をしていかなければならない。

先日新聞によると、埼玉県のある市で財調が4億円になってしまったと。この市に関しては、財調だけで通常であるならば最低20億はないと駄目なのだと。だから、今後は職員の給与も下げなくてはいけないかもしれない。そんな状態になっていることも、実際市のレベルですから。だから、やはり財政運営というのは本当に様々な総合的な観点からしっかりとチェックをし、そして今回の物価高だって当然入っていますけれども、当然そういったことも起こってくるわけ。そういうことがあったにしても、ちゃんと乗り越えて、やるべき事業はしっかりとやらなければいけませんので、そういった総合的な中で判断ができるとなれば、すぐにやりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 最後に、渋谷登美子委員、どうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 休憩入れます。

では、休憩を入れたいと思います。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時57分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き総括質疑を行います。

最後に、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 全部で6問ありますので、まず1番目ですけれども、自治体DX進んでいますが、町民の利便性については町民からの要望で実施しています。議会のDXの必要性について、まずどのような認識を持っていらっしゃるか、伺います。

議会は、予算の賛否を決定する機関ですけれども、議会要望は予算に反映されない状況が続いています。学校でのIT教育などは国の施策で進んでいますが、嵐山町の予算決定機関である議会が活用できない状況にあります。議場システムの改修、議会のDXの必要性についての認識を伺います。

2番目です。所得税の控除額引上げが、これ160万円と決定したと思うので、その影響の出る事業について伺います。1995年から所得税の控除額については議論されていなかったもので、今回のことについての自治体の戸惑いは大きいと思います。住民税への影響、国保税、介護保険税、後期高齢者医療保険、保育料、ひとり親家庭医療費助成、小中学校の要保護・準要保護支援金、これは私が

ちょっと考えただけでのものなのですけれども、住民税情報システムに係る経費などについて、令和8年度以降に影響があると考えます。対応を考える必要があるので、考え方を伺います。

3番目です。議会基本条例9条関係の資料によると、令和7年度から令和11年度までに、学校統合に関する起債を行います。償還予定について伺います。

そして、その臨時財政対策債の償還完了年は、これは地方交付税に全額入るということですが、実際にいつになっていくのか、そことの兼ね合いを伺っています。

それから、嵐山町は国立女性教育会館の存在で、大型公共施設を不要とするという了解事項が、私が議員になったときにできました。令和7年度ではともかくとして、ふれあい交流センターにおける公民館事業の在り方、社会教育でのDXの導入について、併せて伺います。

5番目です。ジェンダー格差を縮小することについての方向性を伺います。令和7年度からの男女共同参画事業の進め方を伺います。

6番目です。これは、昨日の予算の中で気づいたところなのですけれども、予算審議の中で気づいたところですが、令和7年度の審議会、私的諮問機関の設置数を伺います。町制施行60周年記念事業の委員会設置は、地方自治法138条の4項に該当しないという見解を伺います。

以上です。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、萩原総務課長には1、3、6を、次に岡野税務課長には2を、次に下村教育長には4を、最後に安藤地域支援課長には5を答弁願います。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、初めに1つ目の質問についてお答えします。

議会DXにつきましては、デジタル技術を活用することで議会運営の効率化、迅速化が図れるなどのメリットがあり、大変重要なものだとして認識しております。令和7年度の予算要求では、議会のDXに関する要求はございませんでしたが、議場システムの改修につきまして新たなシステムを導入したいとの要望がございました。しかしながら、予算編成を進める中において議会事務局との調整を行い、部分的な修繕で対応していくとの方針となりました。令和7年度は、部分的な修繕で対応していくものといたしましたが、当システムにつきましては老朽化が進んでおりますので、改修は必要であると認識しております。

続きまして、質問事項3についてお答えします。学校建設に伴う起債につきましては、令和7年度に実施設計委託料等の分として3,670万円、令和8年度に実施設計分として6,980万円、令和9年度に学校建設分8億8,700万円、令和10年度に8億9,500万円、令和11年度に学校取壊し外構分として3億1,800万円を予定しております。

それぞれの償還予定につきましては、設計等の委託料や学校取壊し外構分の起債につきましては、借入期間15年、3年据置きの償還を予定しております。また、学校本体の建築に関する起債につき

ましては、借入期間30年、2年据置きの償還を予定しております。臨時財政対策債の償還完了年につきましては、令和6年度においても起債をする予定でございますので、償還が20年となりますので、令和27年3月が償還完了年となります。しかしながら、令和7年度の臨時財政対策債の発行はありませんが、制度上は臨時財政対策債の制度はございますので、今後の状況によっては新たに発行することもありますので、そうしますと償還完了年は延びることとなります。

続きまして、質問事項6についてお答えします。初めに、設置数でございます。執行機関の附属機関としての審議会21、それ以外の委員会、協議会等11でございます。

続いて、自治法138条の4に該当しないとする見解についてでございます。令和7年度に計上した予算は、60周年記念歌選考に係る委員会の委員報酬であります。選考に係る委員会は、地方自治法138条の4に基づくような法令及び条例に基づく委員会ではないと考えるため、要綱に基づく選考委員会としての設置をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは質問項目2につきましてお答えをいたします。

渋谷委員ご指摘のとおり、所得税につきましては、課税最低限額が基礎控除95万、給与所得控除65万、合わせて160万円に引き上げられる見込みでございます。一方、住民税につきましては、地方税財源の影響等を考慮いたしまして、基礎控除は据置きの43万円と変わらずで、給与所得控除を現在の55万円から65万円に引き上げるとしています。以上のことから、個人町民税、国民健康保険税の影響額につきましては、給与所得控除額が10万円引き上げられたと見込んでお答えをいたします。なお、影響額につきましては、さきの予算特別委員会で答弁いたしましたとおり、町民税につきましては単純計算になりますが、3,800万円程度の減収、国民健康保険税につきましては影響額の算定が困難なため、個々のケースでお示ししたとおりでございます。

最後に、税情報等のシステムに関しましては、税務課で考えますと税制改正があり、それに伴って毎年改修しておりますが、今回も例年同様の改修と考えており、特段費用がかかるものではないと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、渋谷議員の質問事項についてお答えいたします。

まず、国立女性教育会館と公民館事業に関する件でございます。現在町教育委員会が主催する事業や町教育委員会に事務局がある事業のうち女性教育会館を会場としているもの、例えば七つの祝や比企地区人権教育推進協議会の総会などがありますが、これら全て町の交流センターや町民ホールなどの活用により実施できると考えております。また、生涯学習課の主催する各種講座につきましては、3つある交流センターで実施してまいりました。今後講座を拡充していく必要があると捉

えておりますが、基本的に主要施設は3つの交流センターを想定しております。

次に、社会教育でのDXの導入についてですが、来年度ふれあい交流センターにWi-Fi環境を整えるべく予算計上をしております。また、施設の予約につきましてもウェブでの対応ができるよう、来年度は準備を進めてまいります。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問事項5につきましてお答えいたします。

埼玉県では、誰でも暮らしやすい社会、ジェンダー平等を目指して、ジェンダー主流化に取り組んでいます。今後そのノウハウや効果が、県内市町村及び民間企業、事業所にフィードバックされますので、本町でも取り組めるものから進めたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今年度の予算では、DXに関わる予算がなく、議場改修に関わるシステムの改修ということで要望があったということなのですが、私はこの前の一般質問の状況を見ていまして、小林議員に対しての答弁の仕方なのですが、質問は農業地域に関わる、農村地域か、農業地域に関わる場所の選定というのですか、それを出してくださったのですが、これ私は本当にびっくりしたのですけれども、何とアナログのことかと思ったのですが、用紙に、大きな用紙ですね、それに印刷して、そしてそこに出して、紙に掲げて、そしてそれを皆さんに示していく。農政課長が答弁しているときに副参事さんがそれを持ってという、こんな話は今までもこんなことってないなと思って見ていたのですけれども、嵐山町の議会のDXと、これは非常に議場システムと結びついていると思っています。

これを例えばこのスクリーンに上げることができたら、それでよかったのではないかと、今のここですよ、壊れているスクリーン。そういったものがあります。議会のDXというのはほかのところでもどんどん進んでいるのですけれども、単純に総務課長が考えられているのは、皆さんに、議員に対してタブレットを配付して、それでやっていけばいいというふうな感覚かなと思うのですけれども、そうではなくて、議会にとって住民との情報交換、そういったものに対して議会DXというのはとても重要なことであって、それに関してのセンスがちょっとというか、議場システムと議会のDXは結びついているというふうに考えられるのです。そのことについてどのようにお考えになっているのか、まず伺いたいと思います。

それから、所得税の控除の引上げについては、影響の出るというのは一般質問でお答えになっているということなのですが、私は後期高齢者医療保険とか保育料とかひとり親家庭医療費助成、小中学校要保護・準要保護支援金などには直接は関わってこないというふうに考えるということで、嵐山町ではそういうふうを考えていて、全く影響がないということなのではないでしょうか。他の自治体でやはり同じような一般質問をした方がいまして、かなり大きなところに関わってくるのです。いろ

んな部分に関わってくるのです。そこについての、どのように嵐山町の議会がそれに対応するか。全てのシステムを改修しなくてはならないような状況になってくるのではないかと考えているのですが、その点についての把握をしたいと思って、今回この質問を出しているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

次です。令和10年から30年間の建築に関わるものですから、すみません。財源計画によると令和10年からになるのですか。建築にかかるのが30年、30年償還で20年据置きだから、実際には2055年が最終年になるのですか。その点について、私ちょっとうまく言えない。30年間の償還で2年据置きで30年償還というのは、実際30年間のうち2年を据置きだから、28年間にわたって償還していくということになるので、2025ではなくて2058年になるということでしょうか。そして、それに関して臨時財政対策債は20年償還と30年償還があると思ったのですが、それに関わってはどのように、全部地方交付税で今現在入ってくることになっていきますけれども、それについてはどのような、重なる部分があるのかどうかということでも伺っているのですが、具体的に償還計画はどういうふうに考えていくのか。単純に、議員としては、これだけだねというふうな感じで地方交付税見えていますけれども、実際には今地方交付税に入ってくる臨時財政対策債53%でしたか、そういうふうな形になってくるので、それが最終的にはどのようになってくるのか。ある程度は予測していきたいと思うので、その点について伺います。

それから、国立女性教育会館に関しては、私が30年だから、33年議員しているので、議員になった年、その議員になったときに、生涯学習に関しては国立女性教育会館と歴史資料館、当時歴史資料館があるので、町民会館とかそういったものはもう造らないで、全てそっちを使っていこうというふうな形で、その当時の文教厚生委員会か何かでそういうふうに決定しているのです。その間でやっていたのですけれども、今は人口減少になっていて、その当時は発展すると人口が増えていくという感覚があったので、これで何とかやっていけるのではないかという形でやっていたのですけれども、実際にふれあい交流センターでやっていけるというふうに私は思わないのです。というのは、女性教育会館にはWi-Fiが全部入っているのです。そして、大きな事業というのは、嵐山町でもやっている、比企郡下でやっている大きな事業はそこで、実際に講堂を使ってやっていますので、大講堂を使ってやっていますので、その部分は嵐山町の事業とは言えないですね、逆に言えば。だから、大きな比企郡下で公共施設として使っているものがなくなっているのを、それを北部交流センターや、それから今のふれあい交流センターでできるという人数的な保障というのはどういうふうに考えていくのか。

それと、大会議室では3か国かな、3か国語、少なくとも2か国語の通訳機能があるのです。その分を使っている。通訳と言ったらいいかな、翻訳機能というのですか。というものが皆さん結構利用していると思うのですけれども、嵐山町ではそういった国際交流に関わる事業は今後もやらないというふうに考えていいのかどうか、それもお伺いします。

それと、もう一つなのですけれども、私交流センターにおける事業について今後どういうふうにしていくかということをお伺いしたと思うのですけれども、それは昨日の予算質疑の中で蝶の里事業を、今までやっていた蝶の里事業というのですか、行政職と、それから住民の方が講師になっていくという蝶の里事業があったと思うのですが、その行政版を主としてやっていくというふうな形で考えていて、そのほかの事業というのは今のところふれあい交流センターでは今回は行わないのかなというふうな感じで昨日の予算質疑のとき考えていたのですが、どうなのでしょう。その点を1点伺います。

私はいろいろ考えて、鶴ヶ島のわかば塾、それが蝶の里講座に発展していくといいなというふうな感じがあったのですが、それはNPOが主催しているものなのですが、それが生涯学習に関わるものなのですから、そういった形に発展していくという形は今のところ考えていないということよろしいのでしょうか。

あと、ジュニアリーダーに関しても、ふれあい交流センターの事業では放課後子ども教室が行われているのですが、放課後子ども教室は小学生対象なので、それ以上の子どもには中学生、高校生には行かないのですけれども、そういったことも全般についてこの質疑の中で入れていったつもりで、そしてそれで社会教育のDXというふうな形で入れてあるのですけれども、それについてはいかがなのか、伺いたいと思います。

それから、ジェンダー格差のことですけれども、埼玉県の方でジェンダー格差について取り組んでいて、ジェンダー主流化の事業を行っていくので、それが民間にもフィードバックされるだろうということです。では、嵐山町は、嵐山町独自のものとしてやらずに、そして埼玉県から来たものをいただくということで、男女共同参画委員会は一応予算化されていますね。そのことについてはそのようなことで、埼玉県から来たものを、それではこれをやっていこうかという検討だけで今回終わって、そして男女共同参画に関わる担当者というのは一体何をするのだろうか、伺いたいと思います。

それから、令和7年度にける町歌に係るものは選考委員会にかかるので、138条に求めるものではないということです。ですけれども、実際には委員会の報償費と旅費を予算化しています。予算化するには、138条の4項に関わるというふうな審議会、何らかの設置がないと、条例設置がないとできないというふうに考えているのですけれども、予算化される根拠というのはどこにあるのか。ほかの私的諮問機関に関しては11あって、そういったものが11あるのだけれども、その部分の予算化はないです。だけれども、ここについては予算化があって、そしてそれは今後、来年度、7年度ではなくて、8年度、9年度に関してはもう少し発展していくのではないかと思いますのですけれども、その点についての考え方というのはどこにあるのか。私は、これはすごく大きなものになると思うのです。第2町歌として考えていて、今までの第1町歌は確かに歌の文言などもちょっと現代風ではないので、第2町歌というのが皆さんに親しまれるものとして今後発展していくと思う

のですが、それはとても大きなものだと思うのです。それはどのように考えていくのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項1についてお答えします。

議場のシステムの改修についてですが、まず初めに議会のDXにつきましては、令和2年度に地方創生臨時交付金を活用しまして、議会用無線LAN環境整備業務委託をお願いしておりまして、今現在5か所、議場、正副議長室、議会事務局室、201、202会議室にWi-Fiが使えるような環境となっております。

そして、渋谷委員さんから言われました、システムを改修することによってDXとの関係ということですが、議場システムがDXに対応するような改修になれば、電子化によるペーパーレス化、あと未来のことですが、ライブ議会中継等もできるのかなというふうに思っております。今ユーチューブ等で配信していますが、それが生での配信ということも可能になるというふうには思っていますが、先ほど申したように、予算を決める段階で金額が高額だったものですから、今回は悪くなったところの修繕ということで、修繕費10万円を予定させていただいたところでございます。

続きまして、質問事項3についてお答えします。渋谷議員さん、臨時財政対策債と学校建築の起債の償還について心配しているようですが、臨時財政対策債につきましては、こちらについては必ず国から保障される、交付税で保障されるものですので、その償還が多いからといっても、全く地方交付税がその部分は必ず入ってきますので、学校の建築とは分けて考えてもらって結構だと思います。

まず、学校の建築につきましては、令和9年度、10年度に建築を行いますので、その翌年、10年からの起債になります。30年間ということだと、9年度に行った工事につきましては39年までということとなりまして、初めの10年度、11年度、2年間据置きですから、12年度から39年度までの28年間の償還となります。同じように10年度に行った工事につきましては、11年、12年度につきましては据置きで、13年度から40年までの28年間の償還となります。もう一度繰り返しますと、臨時財政対策債とは分けて考えてもらって大丈夫だと考えております。

最後に、6番目の自治法138条の4についてでございます。こちらのものにつきましては、あくまでも60周年記念歌を作成する委員会の設置でございます。7年度のみで歌のほうをつくると考えていますので、8年度、9年度に発展するということはありません。今回は、それ以外の委員会、協議会等ということで、そちらでございますので、審議会につきましては委員報酬ということで予算化をしていて、それらの協議会等については報償費、委員の報償費ということで、謝礼的な意味での予算化をしておりますので、今回は謝礼的な意味の委員報償費ということで予算化をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、質問事項2番目の後期高齢者医療保険につきましてお答えいたします。

後期高齢者医療保険につきましては、ほとんどの方、約85%が年金収入のみという方が多いので、影響がある方は少ないのですが、例えば単独被保険者で給与と年金の収入がある場合には、公的年金控除は控除額は変わらず、給与所得控除が10万円上乘せし、基礎控除は据置きとした場合、年金収入が100万から350万円で、給与収入が100万から200万円ある方につきましては約9,000円から1万1,000円程度保険料が下がります。ただ、今現在の状況では、地方税の収入が減額しないようという考えですので、基礎控除43万円は変更しないで計算をいたしました。これから国の変更があった場合には、システム改修を含めてまた違う結果になると思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは、保育料の関係とひとり親家庭医療等の関係をご答弁させていただきます。

まず、保育料でございますが、保育料の算定につきましては市町村民税の所得割の課税の部分参照してございますので、扶養によって所得割の税額が変わってきますと下がるという可能性は高いかなと思います。ただ、階層と階層の際で今保育料が算定されている方におかれましては、その階層内にとどまる可能性がありますので、そのまま変わらずか下がるという可能性があるかなと考えております。

一方で、ひとり親家庭につきましては、県の児童扶養手当の受給をされる方が対象になりますので、この県の児童扶養手当の所得制限等の金額が変わってきますと影響される可能性はありますが、現時点でその影響幅はほぼないものと考えています。また、先ほどの税システムの関係でございますが、保育料の算定システムは税システムのほうの税が確定したものを吸い上げて保育料等に算定しますので、保育料の算定のシステム自体には特に改修する必要ないと考えてございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 では、私より介護保険料につきましてお答えさせていただきます。

介護保険料ですが、保険料の決め方として、まず住民税が課税か非課税かで判断することになります。先ほど税務課長がお答えしましたように、年金収入につきましては控除額に変更はございませんので、年金をもらいつつ、会社等でお仕事をしている方、その方が影響があるかと思います。給与所得の控除が55万円から65万円に10万円増えますので、その給与所得の10万円控除が増えることによって、介護保険料の所得区分が下がる可能性の方がいらっしゃるかと思いますので、そうい

った方のみですので、影響は僅かだと考えております。

もう一点、システム改修ですが、保険料と同じように税情報で確定した情報を取り込んでおりますので、介護保険システムに関しましては恐らくシステム改修は必要ないというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 私からは、準要保護等の援助につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町では、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領を用いて判定をしております。世帯の収入額については税情報を利用しますので、現行のままですと当然影響があると考えております。文部科学省が収入額の測定方法を見直す等の可能性が高いと考えられますので、その動向を見守りながら、適切に処理していきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、女性教育会館のことについてお答え申し上げます。

先ほど町教育委員会が主催または事務局を持つ事業については、町の施設で実施することが可能だというような答弁をさせていただきましたが、庁内で調べたところでは、他の課までまたがって現在行っている事業については、女性教育会館で行った事業ですね、それは町の施設のほうで実施できるというふうな回答をいただいていると承知してございます。委員ご指摘のありました他の団体、他の自治体や他の団体が大人数でホールを使って、さらにWi-Fiを使って実施している会議、ここまでを町の施設で代替できるということは私には申し上げることができません。そこにつきましては、その主催者のほうがどのような会の形をするのか、または嵐山町の施設をお借りしたいのであれば利用申請をしていただいて、町が貸すのか、そういった判断に至るところだと思ってございます。

女性教育会館2点目でございますが、国際交流の事業はやらないのかというお話でございますが、国際交流につきましてはこれからますます大事になってくると思ってございます。この在り方につきましては、今後ヌエックのほうがどのような形で残るのか、また町として国際交流の事業をやるのにどのような形でできるのかというのを、ヌエックを使わなければならないということではなくて、町の施設やそういったところを使ってやれる方法というのを模索しながら進めていくことが大事になるかと現在捉えております。

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから人数の根拠をというようなご質問があ

ったかと思うのですけれども、嵐山町で行っている、生涯学習のほうが所管している事業につきましては、教育長のほうから報告ありましたとおり、七つの祝のほうをヌエックのほうで今やらせていただいていますけれども、今年度につきましては対象者が86名、うち参加者が64名でした。保護者の方が1人ないし2人来られますので、少し人数が増えますので、今のところヌエックのホールのほうを借りて、半分閉鎖するような形でやらせていただいております。今後児童の出生数なので、60人から70人ぐらいの推移で今推移しております。ですので、参加者を多く見積もっても60人程度と見ますと、親御さんたちが来られても、十分北部交流センターのほうで実施できるというふうに考えております。

それから、蝶の里町民講座の関係ありましたが、行政編、町民編2つあります。ずっと見直しをしていなくて、町民編につきまして指導者の方がかなり高齢化されたということで、今年度お声がけさせていただいて、見直しをさせていただきました。町民編も行政編も一応リニューアルというような形になっているのですけれども、やはりなかなか講師になってくれる方が高齢化ということもありまして、今若い方がなかなか見つからないというような状況は確かにあります。なので、蝶の里町民講座につきましては、また年度をまたいででも講師の方を見つけて、1つでも増やしていければというような形で考えています。

また、交流センターではふれあい講座、このふれあい講座のほうを拡充するということを答弁させていただいていますけれども、このふれあい講座の中に蝶の里町民講座の行政編の部分を使った講座も併せてやっていくようなイメージで昨日の答弁ではさせていただいているかと思います。ですので、ふれあい講座のほうで講師を外部に頼むのではなく、町の職員がやる場合には蝶の里町民講座の行政編のような形でできるというようなことです。蝶の里町民講座については、町民の方が希望されて、こういう講座をやってもらいたいという希望を聞いて、うちのほうでマッチングするような形で今やっていますけれども、ふれあい講座についてはこちら主導で一応やりますので、何ていうのですか、形上は蝶の里町民講座もふれあい講座も講師が職員で、町民が受けるという形で形は同じなのですが、仕組みとしてふれあい講座の中でこちら主導でそういったこともやっていきたいという答弁になっております。

それから、ちょっと勉強不足で申し訳ないのですけれども、鶴ヶ島の関係が自分ちょっとよく分かっているのですけれども、ジュニアリーダーの育成について、それに特化した事業というのは具体的に考えていませんけれども、先ほど委員おっしゃられたとおり、子どもの事業につきましてはふれあい塾、それから放課後子ども教室、そういったところで数々の体験をさせる活動はしております。

中学生、高校生の活動ということだと思うのですけれども、こちらにつきましては生涯学習課では今の二十歳の集い、実行委員形式でやっていますけれども、その実行委員の中にお声がけさせていただいて、若いうちからそういった企画していくというようなのを体験していただいております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より質問事項5につきましてお答えさせていただきます。

委員さんもお承知だと思いますが、ジェンダー主流化とは、ジェンダー平等を達成するための手段というふうに言われております。現在埼玉県では、特に今年度、6年度から全庁的に進めてございます。私も昨年の10月、11月とトップセミナーなり、実務者セミナーというので参加してまいりました。実際大野知事が県の取組という形で来まして、県の考え方というのをお話をしました。今法律とか制度とかが整ってはいるのだけれども、どうしてもジェンダー格差が埋まらないと、世の中。それを埋めるためには、いろいろとやっぱり点検をするところから始めなくてはいけないのだと。いろんな施策について、女性のニーズを反映しているのか、女性の配慮がちゃんと行き届いているのか。そして、一番強く言ったのが、その制度や施策が男性目線でつくられているのではないのかと、こういうところを点検することによって、我々も、私もそうですが、気づけるかということです。この気づくことによって恐らく変わってくるのだらうと。ですので、埼玉県として今年度から、そのジェンダー主流化という事業に県を挙げて取り組んでまいりますと、これも知事が力強くお話をしておりました。

少しかかりますが、そういうノウハウですとか、点検のノウハウとか、効果とか、そういったものがある程度まとまり次第、市町村及び当然県内の企業、事業所にどんどんフィードバックしてまいりますと。恐らく何を、ジェンダー平等とはたくさん聞きますが、どう何をやっていいのか分からないという市町村、事業所、たくさん多いと思うと。ただ、そういった県のほうの仕組みを、取組等を参考にさせていただいて進めていきましょうというふうなお話がいただけました。私どもでも、やり方とかというのはやっぱり県のノウハウ等を頂戴して、できるものから進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 議会のDXに関してですけれども、高額であったからできないということで、これは2年間ぐらい続けて同じような予算要求していると思うという話だったのですが、いつぐらいになったら、どういうふうな状況になったら高額でないというふうな形になっていくのか。

そして、有利な補助金を探してほしいというふうに言われたというふうな話も聞いておりますが、議会とか役場庁舎に関しては、役場庁舎というふうな造るときもそうでしたけれども、これは補助金とかはないです。議会に関しては特に一般財源でやらなくてはいけないので、これに関しては補助金とか、そういったものも起債もないと思うのですが、これについてそのような起債を利用して議会のDXを進めたという自治体はないと思うのですが、そして議場に関してもそうだと思うのですけれども、それについて4,000万ぐらいかかるという話に関しては、これは私はかなり大変なこと

であると思いますが、これは町自体が考えなくてはいけないことでは、一番大切なことであるのにもかかわらず、これがずっと押せ押せになっているということが問題であると考えてるのです。この点についてどのようにお考えなのか、町長に伺います。

すみません。それから、所得税の控除引上げについては、そのほかにはもう嵐山町の行政に関わってはいないというふうに考えていいのでしょうか。介護保険もないし、それからいろいろで。あとは、私もちょっと考えつくだけのものを入れてみて、そしてやったのですけれども、ほかにはないということでもよろしいのでしょうか。

それから、すみません。3番目なのですけれども、学校の臨時財政対策債の償還と、それから学校統合に関わる関係のものは全く別物として考えてほしいということなのですけれども、実際にはトータルとして考えていくべきです。債務というのはトータルとして出てくるわけですから、それを別々のものとして、今までも行政の予算設計とか、それから今回出ているのかもしれないけれども、時々こう自分でも計算してみるのですけれども、決算関係になってくると計算してみるのですけれども、ではいつどこでどの段階で臨時財政対策債が完了し得るかとか、それから大きなものですね、今回のことに関しては、学校統合に関してはどこら辺で終わるかというのが全然出てこないで、見えてこないのです。そういった形のものが見える化できるようにできないか、伺います。

今で見ると2058年が最終段階になると思うのですが、多分その段階では令和ではないと思うのです。なので、西暦で、30年ぐらいの起債に関しては、償還に関しては、西暦で出していただけるとありがたいのですが、伺います。

それから、4番目、すみません。嵐山町だけの事業ではない、嵐山町だけの教育委員会サイドで考えていることというふうに言われたのですけれども、私が一番ではないのですけれども、かなり気になっていたのは、ため池の比企郡下でやった、ため池の農業遺産に関わるもので、かなり比企郡下全体の人たちが来ていて、ちょうど私が開催した事業とバッティングしたものがあって、それは結構入っていらしたのかなと思ったり、取りあえずは住民サイドにというふうな形になっていても、実際には行政が関わっている部分が多いというふうな企画事業はあるのではないかと思います。この前も思ったのは、人権フェスティバルがそうですし、それから人権フェスティバルは皆さん半分ぐらいかもしれないけれども、やっぱり入っていらして、あれは8市町村です。それと、警察の安全委員会ですか、そういったものもあって、かなり広域的にあそこの施設というのは使っているのですけれども、その施設に関して公道ですけれども、ほかの部分でもやっていると思うのです。人権フェスティバルだったら、講堂のほかに研修室を幾つか使って、展示会とかしていました。そういった形のものがなくなっていくわけなのですが、それは全てのふれあい交流センターで、例えば南部交流センター、それから北部交流センター、そして嵐山町のふれあい交流センターと3分割して1つの事業をやっていくというふうな形がこれからも行われていて、嵐山町では実際には研修棟と宿泊棟はなくして、本館だけで行うというふうな形で今承諾しているという形で行われて

いて、ほかの部分に関しては一切多分地域支援課長が交渉していたのだと思うのですけれども、そのことに関しては地域支援課長の問題であって、町長は責任を、最終的な発言は町長が責任を持たないという発言だったのです、この前の一般質問の答弁だと。そうすると、やっぱり本館というのは、本館も、それからそういった形になってくると、国の言うとおりになってきて、地域の問題というのはそこでは考えない。嵐山町だけが取りあえず使えればいいという形で行っていくというふうな形ですよ、今のお話だと。3階の幾つかの会議室があるのだけれども、そこは町民に貸す。そして、実技等に関しては会議室に変更するか、倉庫になるというお話でした。そういうふうなことにしても、今まで地域支援課の課長が多分国と協議していたのだけれども、この協議の部分は一切なくなって、そして町長が全部国との協議に関しては承諾したものであるから、承諾したものでやっていくということで、今の教育長の話では、これからのやり方でやっていくという話だったけれども、ちょっと様子を見てというのとは違いますね、答弁が。前回の町長の答弁と。私は、かなり問題があるなと思って聞いているのですけれども、その点については国との協議に関しては国の言うとおりになっていった、そして7月30日以降に関しては協議は全くしていないということだったので、これでは協議ができないということになってきていて、国が言うとおりになっていくということになります、その点について嵐山町では、嵐山町に地域の問題とか、それから嵐山町だけではない埼玉県の問題、そういった問題に関しても代表しないで、全部国会でやってくださいというふうなことに、今の話だと一般質問ではそういうことになっていて、国会議員がやらないでは、嵐山町はやることはないということだったのですが、そのような考え方でよろしいのかどうか、あえて伺います。

それと、だからごめんなさい。交流センターのこと、学習のことに関していいますと、ふれあい交流センターのことで、ふれあい交流センターの公民館事業というのがあるのだけれども、その公民館事業というのは実際には公民館事業という形ではなくて、ふれあい事業という形で、公民館事業というのは社会教育で、社会教育の事業だけれども、社会教育の事業というのはもう要するにふれあい事業というふうな形になっていて、公民館事業という形はもう今後は社会教育の事業ではやっていけないというふうに考えていいということですね。それは、蝶の里事業の行政版だけでやっていくということで、新たに例えば女性たちや住民の人たちが自分たちは市民であるというふうな感じで、エンパワーメントするような事業はやっていけないというふうに考えていいのです、今のご答弁の中から聞くと。

そして、リーダーシップを育てるのも、若者のリーダーシップを育てるというのも非常に重要なことなのですけれども、それに関しても二十歳の集いの中でやっていったリーダーシップをつくるということは、そういった公民館事業の中では今は考えていないというふうに考えていいということですね、今の答弁だと。

○狛守勝義委員長 何を質問したいのですか。

○渋谷登美子委員 いや、だから同じことを言っています。

それで、少なくとも嵐山町は、女性教育会館に関しては今まで。整理します。嵐山町は、今まで女性教育会館でやっていた公的な事業、広範囲の事業に関しては、嵐山町の事業ではないから、そこに関しては嵐山町町長は嵐山町として交渉はしない。国の承諾事業だけを行っていくということと、それから今まで協議事項としてやっていたことに関しては、嵐山町は、町長としては責任を持たないというふうに、この一般質問の中で答えになったと思うのですが、そういうことでよろしいということなのですね、確認します。

ふれあい交流センターの公民館事業というのは、人々が社会教育としてエンパワーメントするような事業はやっていかない。蝶の里事業として行政がやりたいものをしていく。そういうふうな形で解釈していいということでもよろしいのですねということを聞いています。

次です。令和7年度に関わる町歌に関しては、報償費で出しているの、報酬、私ちょっと報酬で出ていたと思うのですけれども、旅費も出ていたと思うのですけれども、それに関しては令和7年度だけのものであるの、条例設置ではなくてよいということですね。考えていたのですけれども、再編委員会は条例設置にしました。だけれども、それは2年間の特定の事業でありました。これに関しても1年間ですけれども、特定の事業であります。1年間だけの事業だけれども、その後続く事業です。それは、138条の4項に関わる事業ではないというふうに判断するということでしょうか。これに関しては、後づけでも条例設置すれば全然違法にはならないのですけれども、その点の考え方を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

まず、最初は町長かな。佐久間町長、1番。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 1番目のDXの関係で答えをさせていただきます。

議場のシステムの改修、それから議会のDXの必要性の認識、これは本当に今委員が言われたとおり、本当に大切なものだというふうに認識をいたしております。ただ、こういったシステムだとか、様々な機能を有するようなもの、そういったものが整備されれば、それはそれでまたさらにすばらしいかなと思いますけれども、最も大切なことは議会が議会としての役割をしっかりと果たしているか、議会が議会としてしっかりと機能をしているかどうか、議会としての役割を果たしているかどうかというのが最も大切な部分だと思うのです。

ですから、そういった点からいいますと、議会活動だとか、あるいは一人一人の議員の活動にこのDXがない、あるいは議場のシステムが改修されていないからって大きな支障が出ているのだとするならば、これはもう大変申し訳ないかなというふうに思いますけれども、私の見る限りそういうふうな形にはなっていないと思う。実際に例えばこの議会の審議、一般質問の時間にしても100分です。1人100分の議員さんが持ち時間を持っているよなんていうところは、埼玉県中でもほとんど

ないと思います。それから、あとは決算だとか予算の審議、これも各課ごとに何百問という質問に対応してやっているところもほとんどないというふうに認識をいたしております。ですから、そういった意味においては、十分議会の機能は果たしていただいている。もう近隣の議会以上に、私はすばらしい議会展開をしていただいているというふうに認識をしているのですが、それに対しては心から感謝を申し上げたいと思います。

ただ、現実問題として、先ほど4,000万という大体のお金のあれが出ましたけれども、先ほどから何度も言っていますけれども、学校再編というと本当に巨大事業がこの後控えているのです。これは、もうこうなったから、あんなったからやめますなんてことは言えないのです。やっぱりこのところはきちんとしっかりとめどが立つということが、最低限のやっぱりその判断材料になりますから、予算化するというのは様々な事項の中で1番にならないと予算づけというのはなかなかありません。それ以外でも本当に各課のほうから、これもやりたいのだ、これも必要なのだ、こういう形でどうだろうかということで様々なご意見もいただく、提案もいただく。しかし、その全体像として、やはりバランスを崩すわけにはいきませんので、この時点に対してはこういう判断をさせていただきましょうということで、予算を一つ一つ積み上げていっているものですので、ぜひこの点に関してはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私の方からは、質問事項2の関係でご答弁させていただきます。

ほかに影響のある事業はということでございましたが、障害福祉に関連しまして介護給付、訓練等給付、あるいは障害児の通所事業、日常生活用具、様々ございます。これにつきましては、現在でも所得の低い方、あるいは非課税の方に配慮した内容となっておりますので、大きく影響が出るものではないと考えております。

また、システムを介しての自己負担額の算定につきましても、先ほども答弁いたしました。税のシステムが改修された後の結果を吸い上げる形になっていますので、これにつきましてもシステム改修の必要性はないと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、質問事項4について、女性教育会館のことについてまずお答え申し上げます。

先ほど人権フェスティバル等、持ち回りで回ってくるものが開催できるのか、または各3つの会場に分かれて行うようになってそれでいいのかというご質問等ございましたが、実際にこれ持ち回りでやっているものにつきましては、各自治体の実情によって在り方は大きく変わっております。ホールのない自治体に回ってきたときには、他の自治体のホールを借りて行ったこともありますし、

分科会をするときには別の会場にそれぞれ場所を移して行う、こういったことも実際やってございます。これから、こういった必要なものについて、女性教育会館の中にまだ大きな会議室ができるという方向だけで確定しているわけではございません。こういったものが活用できるのか。また、交流センターも同時並行で使うことができるのか。それは、そのときにどういう条件がそろったかということで一つ一つ検討していく必要があると思ってございますが、まず町が主催でやっているものに関しては、まずは町の施設で替えることができるというふうに捉えているところでございます。他のところがどのような形で使うかということに関しては、もちろん施設を、交流センターを予約してお借りしたい、そういったときには十分協力はしてまいります、そこを全てをそういったもの、嵐山町のヌエックでやっていたものを全て嵐山町が責任を持って代替できるということを保障できるものではないと私は捉えてございます。

それから、2番目の公民館講座のことでございますが、決して町民の皆様の力を使った講座をやらないと言っているのではないのです。できればやりたいのです。ただ、先ほど課長の答弁にもございましたが、そういった講座をやってくれる方が大分ご高齢になってきて、新たな講師がなかなか確保できない。そういった中で、町の行政の職員だけの講座しかやらないのかではなくて、本来であれば町の皆様が講師になって講座を開いて、それを支援していくというのが在り方ですが、なかなかそれが至らないので、まず行政職員のほうもそういった講座を開いていくということでございますので、決して町の皆様の力を使わない、やらないというわけではございません。

また、中学生を対象にしたリーダーシップということにつきましても、今後クラブ活動のほう地域展開、地域クラブ活動の展開という形で大きく動いていて、子どもたちの週末の過ごし方や、そういったところが見直しを図られていく過渡期でございます。そういった中で、どうやった場所が使えるか。今二十歳の集いの実行委員の中で一つ、リーダーシップを育てる場をつくっていますという話がありましたけれども、それ以外にもどんな場所に子どもたちのそういった育成する場所ができるかということに関しては、子どもの健全育成全体を通してしっかりと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 私のほうから、国とのやり取りに関しては補足をさせていただきたいと思います。

渋谷委員がおっしゃるように、国のほうから言われたままに嵐山町はこうなった。全くそんなことはございません。1月を皮切りに、7月の30日の最終的な知事との記者会見を行う間においては、7回ぐらいの事務レベルのだけのもの、それからあとは私の入っているもの、それから庁内のもの、それで国のほうから示された方向性はこうだと、どうですか、でもこれではこうだから、このところはこういうふうにしてもらおうということで庁内で政策会議等を開く中でしっかりと国のほうにも要望する。そういう中で、最終的に発表したような内容になったということでありますので、

国から言われたとおり、何も議論せずに決まったということは全く違いますので、ぜひその点だけ
はご理解をいただきたいと思います。

それから、様々な事業、私はやっぱり嵐山町長ですから、嵐山町の町政を執行していくに当たっ
て何か支障が出るかどうか。それは、もう全部一つ一つの関連する課に事業を洗い出していただい
て、これもこういう形でできる、これもこういう形でできる、これもと、全てそういうことを判断し
た上で、最終的にああいった形での結論になったということでもあります。それから、あとは警察の
ほうだとかなんとかというのは、それはそこまで私が乗り込んでいって、こうでしょう、ああでし
ょうと、そういうことはすべきではないと思います。もしその団体さんが困るのであれば、その団
体さん自身が声を上げて、しっかりと意見を伝えていく。そういう場はたくさんあるわけでありま
すから、ぜひそういった形でやっていきたいと思います。

私が言っているのは、国の事業の内容です。これから男女共同参画をどういうふうにする、こん
な施設だけでちゃんと成り立つのですか、その目的を果たせるのですか、そういうことは嵐山町が
やるべきではないのではないですか。国の機関で、国の政策として、国の事業として進めているわ
けですから、国のほうの関係者の方々がしっかりと熟議をし、そして方向性を決めていく。施設に
関してもこれで十分かどうかということも検討していただく。それが本筋だと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項3について答弁させていただきます。

渋谷委員さんから、学校統合に関する起債と臨時財政対策債、トータルとして考えてほしい。ま
た、西暦での表示をお願いしたいということでした。昨年度、学校建築に係るお金についてシミュ
レーションを皆さんのほうに、議会全員協議会のほうで説明をさせていただきました。令和7年度
につきましては、実施計画を今予算化する予定でございます。こちらの実施計画が、8年の中旬ぐ
らいにはおおよそ大体このくらいの金額が建築にはかかるということが出ると思いますので、その後
再度もう一度シミュレーションのほうを皆さんのほうに示したいと思います。そのときは、臨時財
政対策債と学校の起債だけでなく、今ほかの起債のほうもありますので、全ての町の状況が分かる
ように、そして西暦表示で、ある程度の何年度はこのくらいの起債の償還があるかと分かるよう
に示したいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからは、6番の審議会等の根拠についてお答えをさせていただきます。

委員さんからご指摘をいただきましたとおり、いわゆるこの自治法の138条の4、この条項につ
きましては委員会等の設置、また附属機関の設置に関する規定でございます。第1項につきましては、
これは法に基づいた委員会の設置ということで自治法の中にも定まっております、具体的なもの

とすれば選挙管理委員会であるとか、あるいは固定資産評価委員であるとか教育委員会、こういったものは法に基づいて設置をしなければならない委員会というふうになっております。

委員ご質問の件につきましては、第3項の附属機関ということに対してでございます。附属機関についても、いわゆる長の執行上の必要な機関として設ける場合には附属機関を設置することができるということになっております。附属機関の設置については、委員ご指摘のとおり、条例設置をするということになっておりまして、ただしこの条例設置の範囲に入らない、いわゆる私的機関という形での諮問機関という形での設置、これ要綱設置としてもこういったものはあるということで、これは認められております。これはどんなところかというふうになるわけでございますが、嵐山町のこの附属機関の規定につきましては、委員ご承知のとおり、令和3年の11月の条例で定まっております。嵐山町附属機関の設置条例、これが定まっております。この中において、いわゆる法に基づく附属機関として設置するもの、これについては別表第1、別表第2というふうに規定されております。この別表第1に規定されている内容につきましては、町長が設置する附属機関としては、例えば嵐山町老人福祉法に基づく措置判定委員会ですとか、嵐山町の地域包括支援センター運営協議会ですとか、こういったものが4つほど定まっております。

それ以外に、これに定めない中で定める場合は別表第2ということで定まっております。計画の策定等に関わる委員会として、所掌事務では計画的な町政の運営を図るため、各分野における計画の策定または変更についての審査または審議に関すること、こういったものに関して審議会、委員会等を設置する場合は、この附属機関として設置するものという一定の基準が示されております。これに該当するかどうかについては、個々具体的な例になるわけございまして、その辺は長の裁量権の範囲内という形になろうかなというふうに思います。

この条項に照らし合わせまして、今回のいわゆる仮称でございますけれども、町制施行60周年記念歌の策定の委員会、これをどういうふうに位置づけているかというふうに申し上げますと、これは60周年記念というのは町、町民を挙げて、その町制の60周年を祝い、そして記念式典だけではなくて、その年度において町が一体となって、町民を挙げてこの町政を祝い、そして今後の発展を願うと、こういった年に盛り上げていきたいという中のこの町歌の、町歌は委員からお話がありましたように、既に制定がされておりますので、これを変えるというものではございません。1つの60周年記念を盛り上げるイベントをこれからいろんな形で計画をしていくわけでございます。令和9年度において式典の祭典をどうしていくとか、あるいは年間行っている事業にその冠をかぶせて、その中にさらに町民が参加できるような内容をどうしていくとか、あるいは全く新しいイベントとして何を考えるか。こういったことは、令和7年度、庁内のプロジェクト等も設けながら作成していくと。

この第2町歌という過程のことに關しても、60周年を記念したイベントの第1段階というふうに考えていただければありがたいなというふうに考えておりまして、ですから作詞や作曲、こういった

たものも極力町民の方から町民参加型で作詞をしていただき、作曲をしていただき、そしてこの審査についても、これもある意味ではボランティア的に町民の皆さんのそういった有識の方たちを集まって、イベントの参加方として審査員も参加していただくと。こんなことを考えているわけでございまして、そういったところでの私的な諮問機関として、いわゆる附属機関ということではなくて、イベントの一環、町民参加型のイベントを成功させると、こういう目的のために設置をさせていただくというものでございますので、ぜひそういったご理解でいわゆる長の私的諮問機関としての附属機関という形での対応を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 零時10分

再 開 午後 1時25分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎修正案の提出

○狹守勝義委員長 議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子委員から本職宛てに修正案が出されています。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 修正案なのですけれども、大きなものとして2点あります。

1点目は、歳出の部落解放同盟補助金40万円を削減します。そして、2点目、40万円の部分を、それをそれぞれ町民の方がもっと町政参加できるように行っていくということです。それは、まず最初に、ユニバーサル社会推進のために、聴覚障害の方と、それから視覚障害の方が町政に参加するための予算を組みました。まず、町長の施政方針の議場での公表時に手話通訳を依頼することで、1時間で1万2,000円という金額、そして議会録画に字幕をつけるということで、1議会に税抜きで5万円、だから4議会分です。そして、議会報の読み上げを依頼します。議会報1号分が1万5,000円で、これも税抜きです。そして、次に手話言語の普及のためにホームページに手話のページをつくるということで、それが大体1時間分で1万3,200円で、動画編集に4万9,500円かかるということでした。そのほかに小中学校の校歌を手話通訳の方に手話で表現していただく。それをビデオ録画し、学校で活用するというので1万2,100円分を5校分です。

具体的に言いますと、何ページになるのかな。議案自体は2ページ目、修正動議の裏側にある議

会費を9,367万2,000円を9,401万2,000円にすること。総務費を11億4,002万8,000円を11億3,966万8,000円にする。項の部分では、総務管理費を9億1,561万3,000円を9億1,525万3,000円にする。民生費に関していいますと、社会福祉費を14億3,469万7,000円を14億3,476万円とする。教育費は、教育総務費を3億9,895万1,000円を3億9,901万7,000円にして、そして教育費全体を8億4,812万1,000円を8億4,818万7,000円にする。予備費を2,251万7,000円を2,240万8,000円にして、歳出合計は68億9,000万円が変わりません。

歳出なのですけども、説明書の次のページになります。説明書としては、議会費が同じことを言っているのでは飛ばします。事項別明細書です。

その次のページで、2ページになりますけれども、議会費のうちの委託料を290万円を320万円にして、これは議会だよりの、それと使用料と賃借料を40万円プラスにします。新規事業として聴覚障害、視覚障害の方に議会をお知らせするため、議会だよりの音声の読み上げと、それから意見交換ということで、そして議会運営事業のほうですけども、あれ、何か変な言い方しているかな。議会運営事業で、先ほどの使用料及び賃借料の中で、委託料が結局施政方針に手話通訳を入れるということで1万4,000円で、議会録画に字幕で22万円で、議会報の読み上げに6万6,000円で、290万円を320万円にします。使用料及び賃借料でライセンス料を、ズームのライセンス料を4万円新たに入れて、4万円なので、それで議会運営事業は422万4,000円が456万4,000円になります。結果として、議会費は9,367万2,000円が、9,401万2,000円となります。

3ページになるのですけども、総務費ですけども、町民活動推進事業費が(2)の交流センター管理事業は2,067万円を、ズームのライセンス料を入れて2,071万円にします。11目の人権対策費ですけども、人権対策費の人権対策推進事業86万円を40万円減額して46万円にします。それで、総務費が合計が9億1,561万3,000円が9億1,525万3,000円となります。

そして、次のページが4ページになりますけれども、民生費ですけども、障害者生活支援事業に手話通訳の動画を入れます。動画作成費用が、手話通訳が1万3,000円、動画作成に5万円で、障害者生活支援事業が手話言語普及のために町のホームページなどに手話言語を手話動画にして掲載するが、3,360万3,000円が3,366万6,000円となります。合計の金額が、民生費が14億3,469万7,000円が14億3,476万円となります。

次のページで5ページですけども、教育費です。教育費が、手話歌5校分を手話で行って録画に編集します。その手話歌ですけども、手話通訳分が5校分です。それで6万6,000円。これは、ビデオで入れていただくので、そのまま事務局費が3億9,654万3,000円が3億9,660万9,000円となります。

次に、予備費ですけども、予備費が2,251万7,000円を2,240万8,000円にするという内容です。

という形で、令和7年度嵐山町一般会計予算に対する修正動議を行います。

○狛守勝義委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狛守勝義委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第13号 令和7年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狛守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

ここで休憩いたします。入替えのみの休憩です。

休 憩 午後 1時38分

再 開 午後 1時39分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 議案第14号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは2点になります。

1つは、ちょっと順序が逆になっておりますけれども、国民健康保険財政調整基金の繰入金、これが前年度より減額になっております。その理由についてお聞かせください。

それから、もう一つは一般会計繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金です。これについては、

逆に繰り出しのほうで大分詳しく聞いておりましたので、その上でいわゆる基金の国保のほうの財政調整基金のほうに繰入れ、一般会計から出すというのが、これはもう一回確認もそうなのですが、可能なかどうか、それについてちょっとお聞かせください。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 まず、1点目、財政調整基金の減額の理由ということでお答えいたします。

来年度のまた税率改正に伴いまして、税収の増加と、あとまたそれに伴いまして基盤安定負担金が増額になりますので、そういったことが主な理由と考えてございます。

2点目のほう、一般会計の繰入金のということで、基金のほうへの繰り出しが大丈夫なのかということですが、基金のほうへの積立てとして今年度補正のほうで1,000万円ほど考えてございまして、それにつきましては赤字補てんではない法定外繰入れではございませんので、その点につきましては基金のほうの積立てということでさせていただきます。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、基金そのものの、これを今回繰り入れたことによって、基金の残高は幾らになるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

令和5年度決算で約3,300万円ほど積み戻しをしましたので、その時点での基金残高は約1億5,000万、令和6年度当初、9,000万円取り崩す予定でしたが、この3月補正でおおよそ8,000万円ということになりまして、一般会計からの繰入れの予定をしております基金への積立て1,000万円を加えますと、令和6年度末で約8,000万円になりますので、令和7年度当初取崩しとしましては7,100万円ほど予定してございますので、差引き後の残高は約900万円となる予定でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 いわゆる一つの税率の値上げの理由が、基金の減少ということも一つ挙げられていたと思うのですが、そもそも一般会計から基金への繰り出しは可能であると、法的にですね。そうなりますと、やはり国保財政の安定化のために基金への繰り出しを本来はもっとすることができたのではないかと思います。それが1,000万にとどまっている、その理由についてお聞かせください。

○狹守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

最終的に7,140万円を繰り出すわけだったのですが、足りない分は数百万、細かく言うと百何十万

とかだったのですが、そこで1,000万円を取りあえず繰入れをさせていただいて、7年度はそこで上程してお願いするという形で、そこへ次年度分からないので、4,000万、5,000万を繰り入れるというのではなくて、予算が組める額ということで1,000万円を繰入れさせていただきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私、259ページ、特定健診等事業費の増額理由についてお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

主なものとしては、昨年度まで自前で実施しておりましたヘルスアップ事業を、来年度は健康いきいき課のほうで業者委託を考えておりますので、その分の増額となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 261ページにヘルスアップ事業委託料とございました。こちらが440万円だから、上がった分ぐらいが100万ぐらい少ないですけれども、これがそうだということなのですが、どちらに委託をするのでしょうか。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

ただいま健康いきいき課のほうから聞いている情報によりますと、まだ見積りのほうをお願いする状況ということですので、今のところ業者登録名簿から2者ほど検討していると伺っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 こちらのヘルスアップ事業は、何をする内容になっているのか、お伺いします。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まずは、大きくはやはり未受診者対策と、あとはやはりこれから40歳到達ということも含めまして、受診勧奨のはがきを送ることと、あとは保健指導の未利用者、該当になっている方でもまだ受けていただいていない方もいますので、未利用者に対する受診勧奨と、あと令和5年度から始めたのですけれども、糖尿病の予防教室をいたしまして血液さらさら教室、運動、栄養、歯科教室等を実施していく。また、糖尿重症化予防対策事業としまして受診勧奨のほうも行っていくといったところが主な事業となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 247ページの未就学児均等割保険税繰入金の算出根拠を伺います。

それと、同じく産前産後保険税繰入金6万1,000円の算出根拠、それから同じくですけれども、国民健康保険税財政調整基金の残高というのは、これは今のお話だと900万ということではないのでしょうか、伺います。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、未就学児均等割の件からお答えいたします。賦課期日から10月31日までの間に、対象となります未就学児の均等割額の2分の1を減額いたしますので、対象となる未就学児の均等割の医療分と後期高齢者支援金分の減額の合計となっております。ただ、新年度の積算のほうは困難ですので、例年、前年度の申請額確定額のほうを予算計上しております。

続きまして産前産後保険税についてお答えいたします。こちらも同様に、賦課期日から毎年10月31日まで対象となる出産被保険者の所得割と均等割を全額減額するために、対象となる出産被保険者の医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の軽減の合計となっております。ただ、こちらでも新年度の積算が困難なため、前年度の申請額確定額のほうを計上してございます。

最後、基金の残高ですけれども、先ほど申し上げたとおり、委員のおっしゃるとおり、今のところ計算上では900万ということでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 令和7年度のお子さんが生まれる数が分からないということで不明ということでいいのですか。すみません。215と216です。

○狹守勝義委員長 2点ね。

○渋谷登美子委員 1点でいいです。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

産前産後に関しまして申し上げるのであれば、今のところこちらで押さえている部分は、来年度の国保に、今のところ国保で出産予定の方というのが、たしか4月予定しているのが1名ほどだったと思うのですけれども、その方の均等割と、あと所得割のほう、来年度のまだこれから今申告のほうを受けていますので、その辺の金額のほうはまだはっきりしないため、ちょっとその辺の積算ができないということで、前年度の申請額のほうを計上させていただいてございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狹守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 1時55分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第15号 令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入りますが、本件については質疑はありませんでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみでございます。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 1時56分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第16号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 ナンバー8番、予算書の306ページ、介護保険パンフレット作成事業、なくなりますが、代わりの事業はあるかどうか、お尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えします。

介護保険は、3年ごとに制度が改正されております。令和6年度は制度改正の年に当たるため、新しい制度に対応した介護保険パンフレットを3年分作成いたしました。そのため、その後の2年間、令和7年度と8年度はパンフレット作成事業がなくなるものです。

以上です。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 今のご説明ですと、令和7年度分はもう既にあるという解釈でよろしいでしょうか。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 そのとおりでございます。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私から2点お願いいたします。

43番、306ページです。居宅介護サービス給付費の前年比2,978万3,000円の増の積算についてお尋ねをいたします。

44番、これは施設介護サービス給付費6,890万5,000円の増の積算についてお尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、まず居宅介護サービス給付費の増積算についてお答えします。

積算におきましては、第9期介護保険計画の令和7年度の推計値を基に算出しており、この推計値が上がったことにより増額となったものです。居宅サービスには、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスなどがありますが、特に通所サービスにおきまして利用延べ人数の推計値が94人増加、給付費負担金の推計値が1,238万8,000円増加となったことが、予算増額の大きな要因の一つです。

続きまして、施設介護サービス給付費の増額の積算についてお答えいたします。施設介護サービスには、特別養護老人ホーム、通称特養、そして介護老人保健施設、通称老健と呼ばれる施設のサ

ービスがございます。積算の基礎とした令和7年度の推計値で、特養の利用延べ人数の推計は120人増加、給付費負担金の推計は3,719万8,000円増加しました。老健の利用延べ人数は108人増加し、給付費負担金は3,170万7,000円増加しました。合計で施設介護サービス給付費が6,890万5,000円の増加となったものであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 利用者の増加ということで理解はできました。

ちょっと細かいことになって大変申し訳ないのですが、訪問介護で身体介護と生活援助、あるいは車の送り迎えの乗車とか降車とか、そういったサービスの積算というものは実績になるとは思うのですが、人員はどのようになっていますか、教えてください。

もう一つです、すみません。それと、もう一つのほうは、施設のそれぞれいろんな施設で利用の型があると思うのですが、それぞれの型、嵐山町で利用している型別の人員、実績になるとは思うのですが、実績プラスこの増えた分になると思うのですが、どのくらいを見積もっておられるか、教えていただけますか。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、居宅介護サービスの身体介護サービスの積算についてご説明申し上げます。

こちらは、利用延べ人数の推計人数が1,591人、負担金の推計値が5,486万6,000円となっております。施設介護サービスのほうのそれぞれの人員につきましては、手元に資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは3点です。

まずは、312ページ、介護予防住宅改修費、これが増額になっております。その理由です。

それから、320ページの第1号生活支援事業、ここも増額になっております。その理由です。

それから、322ページ、地域リハビリテーション活動支援事業、これも増額になっております。その内容、理由です。お聞かせください。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、介護予防住宅改修費の増額の理由について説明いたします。

介護予防住宅改修費は、要支援判定を受けた方が利用するサービスであります。積算基礎として

いる第9期介護保険計画における令和7年度の推計値を介護予防住宅改修給付費の予算額として計上いたしました。その金額が、前年度比で146万5,000円増加しているものであります。

以上です。

○狹守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、第1号生活支援事業につきましてお答えさせていただきます。令和7年度は、令和6年度と比較しまして配食サービスを利用する方が増加する見込みのため、令和7年度は増額する方向で予算を計上しました。

続きまして、地域リハビリテーション活動支援事業につきましてお答えいたします。今年度総合事業を見直しするに当たり、埼玉県ステップアップ事業という事業に手を挙げまして、埼玉県の支援を受けてきました。県では、地域リハビリテーション支援体制が整っており、リハビリ専門職の派遣も一つにありました。当初1つの事業の見直しを行う予定でしたが、それだと見直しをしてもそのほかに関係する事業が多岐にわたるため、関係機関との協議の方法や分析、データの見方など、ノウハウなども学びながら進めてきましたが、県からの派遣の支援では日程等が限られてしまうことから、来年度は集中的に事業の全体の見直しに着手することを決めまして、町独自で事業化し、委託費用としまして予算を計上するものでございます。こちらは新規事業でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 1つは、住宅改修費のところ、これはいわゆる該当者が増えるということで考えていると思うのですが、どのぐらいが増えるのか。前年等と比較して、その人数把握をお聞かせください。

それから、配食サービス、第1号生活支援事業、ここも増えるという見込みなのですけれども、前年と今年の見込み人数をお聞かせください。

それから、リハビリテーションの委託ということでおっしゃっていたかなと思うのですが、相手先はもう決定しているのでしょうか。

その3点お願いします。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、介護予防住宅改修費の増加件数についてお答えいたします。

利用延べ人数の推計値としまして12件増加しております。これは、前年度の2倍であります、住宅改修費は1人につき上限20万円以内となっているため、1件の単価が定まっております。そのため、給付費は単純に2倍となっておりますので、併せて申し上げておきます。

以上です。

○狹守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、配食のほう、第1号生活支援事業につきましてお答えいたします。

まず、令和6年度の当初予算額の金額と食数を申し上げますと、まず昼食で90食、これに12か月掛けますと1,080食で、金額として51万8,400円、夕食ですと35食、35食に12か月を掛けて420食、そちらの金額が20万1,600円、合わせて72万円となりますが、実際の実績なのですけれども、令和7年1月末で既に昼食が1,263食、夕食で590食と、当初の予算額を大きく上回ってしまいました。この実績額を考慮しまして、令和7年度は増額とさせていただきます。

続きまして、地域リハビリテーションの活動支援事業の業者でございますが、今のところまだ決まっておりません。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 309ページの先ほどの吉本委員の施設介護サービス給付費負担金の増額の理由は分かりましたが、入所希望の方々が今までなかなか入れないという状況が続いておりまして、今回高齢者がこれだけ増加している中で施設というのは増えているのでしょうか。待つ期間が大体2、3か月で入れる場合もあったのかな。特養と老健の入所状況をお伺いしたいと思います。

それと、327ページの認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の実施回数と会場についてお伺いします。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、特養の入所希望者についてお答えします。

特養の入所希望者は、申し訳ありません。待機者でございます。待機者は、令和6年度で10名でございます。昨年度が14件、令和4年度が11件でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 川上課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 続きまして、認知症サポーター養成講座についてお答えいたします。

こちらは、令和6年度のまず実施についてお答えさせていただきます。まず、北部交流センターで脳の健康教室受講生に認知症サポーター養成講座のほうは開催しております。それから、JA埼玉嵐山支店でJA嵐山の女性部様、それから志賀二区自治会館の志賀二区の住民の方、それから玉ノ岡中学校の3年生、それから菅谷中学校の3年生ということで、以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 最初の質問ですけれども、待機の方が増えているわけですけれども、老健も同じよ

うな形なのですね、人数。それで、この施設のほうは、嵐山町はあそこあそこ、あそこにあるなというのは分かるのですけれども、あんまり施設は増えていないのに、受入れ態勢は大丈夫なのでしょうか。

それと、サポーターのほうは、令和6年度のほうは分かりましたが、新年度に関してはどういうところでやるというのはまだこれから検討されるということによろしいのか、お伺いします。

○狛守勝義委員長 篠藤長寿生が課長。

○篠藤久史長寿生が課長 それでは、私から入所待ちの件につきましてお答えさせていただきます。

入所待ちの人数なのですが、県のほうで調査をしているのは特養のみでございまして、老健の状況は申し訳ありませんが、把握はできておりません。それと、施設なのですが、特養に関しましては埼玉県を幾つかのエリアに分けて、嵐山町は川越比企というエリアに入っております。そこの高齢者の人数とか介護の状況とか、そういったものを勘案しながら、県のほうでベッドの数を将来計画を計画しまして、例えば今ある施設のベッドを増やすとか、あるいは新規を認めるとか、そういったことを計画して、そこで希望する事業者が新しく施設を建設するものでございます。

受入れ状況はどうかということですが、毎年4月1日現在で調査をしているのですが、5年度が14人で、6年度が10名でしたので、4名の方が待機者は減っておりますが、恐らくこれ、前も議会でお答えしたことあるのですが、越生に新しく施設が、特養ができたので、そこに新規でどばっと入れた方がいらっしゃったので、そこで待機者が若干減ったのかと思いますが、ただ高齢化、介護が必要で重度化の方も増えておりますので、だんだん施設の希望の方が多くなっているというふうに分析しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川上課長。

○川上 力長寿生が課長 包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、行政区や団体からお声をいただければ、養成講座を実施する方向で考えます。それから、小中学校につきましては、学校で校長会というのをやっていると思うのです。その校長会のときに認知症サポーター養成講座、今年もどうですかという、まずこちらから投げかけまして、それで、ではうちもまた今年もやってほしいということであれば、その上で調整して動くということです。一応毎年広報でもお知らせしています。今年も令和6年9月に認知症サポーター養成講座の記事を載せていますので、またそういったことであれば、申込み制となっておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 301ページの低所得者介護保険料軽減繰入金の算出の基礎を伺います。

それから、同じく支払準備基金の残高を伺います。

それから、303ページの成年後見町長申立て費用の本人負担10万円の人数ですが、1万円でもいいのかなと思って。

315ページ、高額介護サービス負担金3,249万6,000円の算出方法を伺います。

それと、高額医療合算介護サービス費負担金466万3,000円の算出を伺います。

それから、323ページ、地域リハビリテーション取組強化支援事業業務委託料381万7,000円の事業内容を伺います。

そして、325ページ、総合相談事業の報酬と報償費の増による効果について伺います。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 低所得者介護保険軽減繰入金の算出基礎についてお答えいたします。

こちらは、公費を投入して低所得者、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料の軽減を行うものであります。算出基礎としまして、第1段階から第3段階それぞれの保険料軽減金額に、それぞれの第1号被保険者数の推計値を乗じた数の合計となっております。

続きまして、支払準備基金の残高についてお答えします。令和7年度は3,100万円を取り崩し、準備基金の残高は1億1,692万8,643円となる予定です。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、成年後見首長申立て費用本人負担金につきましてお答えさせていただきます。

こちらは、何人ということで聞かれていますので、1人ないし2人分でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 高額介護サービス負担金の算出方法についてお答えします。

こちらは、第9期介護保険計画における令和7年度の推計値を高額介護サービス負担金の予算額として計上したものであります。

続きまして、高額医療合算介護サービス負担金の算出方法ですが、こちらも先ほどと同様、第9期の計画における7年度の推計値を予算額として計上したものであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、地域リハビリテーション取組強化支援事業につきましてお答えいたします。

町が実施する地域支援事業において、リハビリテーション専門職の知識と経験による検討を定期的に行う費用として計上いたしました。また、検討に当たっては、嵐山町が既に実施している事業を理解していただき、地域の特性に合った事業展開を行うため、共に協議して決定していくものです。他市町村のやり方をそのまま入れるのではなく、嵐山町に合った事業展開に合わせていくため、専門職の派遣と事業見直しのコンサルティング料を計上するものです。

続きまして、総合相談事業報酬と報償費の増についてお答えさせていただきます。総合相談事業におきましては、報酬としまして会計年度任用職員２人分の予算、それから報償費は高齢者見守り事業で看護師を２人分雇う予定でございますので、その金額を計上させていただきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 低所得者介護保険料軽減分の算出基礎ですから、１段階から３段階ですけれども、それぞれ何人ぐらいを予定しているのか、伺います。

それから、これは支払基金準備金、取り崩して１億１,６２８万円ということなのですが、取崩し額、これが９年度までにはあと２回分をこの１億１,６２８万円分で残していくというか、それとも残高をある程度残して計算しているのか、伺いたいと思います。それぞれ３,０００万ぐらいつつの予定なのか、伺います。

それから、成年後見の申立人は１人から２人ということですが、今までの実績で１人から２人という形でよろしいのでしょうか。それとも、全くないのでという形か、伺いたいと思います。

それと、高額介護サービス負担金３,２４９万６,０００円ですが、これは前年度というふうな形ではなくて、予算を算出してやっているということか、また高額医療費介護サービス負担金の４６６万３,０００円も前年度あるいは３年分のというふうな形で計算しているのか、伺いたいと思います。

地域リハビリテーション取組強化支援業務ですが、これに対しては嵐山町に合ったものというのは、具体的にどのような形のものとして、嵐山町に適用する地域リハビリテーションの取組というのはどのようなものが。他の地域に比べて、市町村に比べてどのようなものがあるのか、特徴的なものは何なのか、伺いたいと思います。

総合相談事業の報酬に関しては、効果というのはどのような効果があるのか、伺いたいと思います。報償費の増によって、どのような効果を期待しているのか。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

吉川副課長。

○吉川壮司長寿生がい課長寿生がい担当副課長 まず、低所得者介護保険料軽減繰入金の中で第１段階から第３段階までの推計人数をお答えいたします。

第１段階の推計の第１号被保険者数は７６５人です。第２段階では４４６人、第３段階では３６７人を見込んでおります。

○狹守勝義委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 それでは、私から基金につきましてお答えいたします。

渋谷委員さんからは、9年度までというふうにお話ございましたが、介護保険の計画のほうは9期の計画は6、7、8の3年間でございまして、3年間で7,500万円取り崩す計画になっております。今年度は800万、来年度が3,800万、8年度が計画ですと3,600万円、合計で7,500万になりまして、9期の計画、8年度が終了時点で基金残高は約8,000万円の見込みとなっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうで成年後見の実績をお答えさせていただきます。

まず、成年後見首長申立ての件数を古い順から申し上げますと、令和2年で1件、それから令和3年で1件、令和4年で2件、令和5年で3件、令和6年はやはり3件です。そのうち費用のほう、負担金ということで、費用をお返しいただいた件数なのですけれども、令和2年で1件の方、令和2年、1件の申立てがあつて、その人から後ほど返金いただきました。それから、令和4年です。2件のうち1件の方から返金をいただきました。令和5年度も、3件あるうちの1件の方から返金をいただきました。令和6年度も3件のうち1件の返金がありました。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、高額介護サービス、そして高額医療合算介護サービスの数値についてお答え申し上げます。

こちらは、両方とも実績数値に基づくものではなく、計画数値に基づくもので積算しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川上課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、地域リハビリテーションの件につきましてお答えいたします。

嵐山町に合ったものということで、まず嵐山町で通所サービスC、町では元気はつらつ体操教室というのをやっています。こちらは日常生活の活動を高めるための運動機能の向上、これから栄養改善、口腔機能の向上を総合的にプログラムした3か月間の全12回の短期的な教室を実施しています。この修了者、12回の終わった後に卒業生の方が行く先がなく、結果的に通所サービスA、例えばデイサービスとか、マシンを使った、何というのですか、機能回復訓練とかというのをやるほうに移ってしまうのです。そこにいってしまうと、結局そのサービスのレールに乗ってしまう。もう一度、例えば通所型サービスAというのは迎えに来てくれる。帰りも送ってきてくれる。そこで、例えば機能回復訓練をやったり、あとは例えばお風呂に入れたりというようなことがありますので、

そういうほうに流れていってしまう。それだと、介護保険料ももちろん上がるようなことにもなりかねませんので、それを防ぐためにこの地域リハビリテーションの委託で、今後は介護サービスを利用しなくても暮らしていけるツールというのを皆さんで、専門職の方に来ていただいて、皆さんで決めていく。もちろん嵐山町の職員だけでは、やはり考えつかないようなことも事例としていただける見込みですので、そういったことで嵐山らしい、そこで嵐山らしいものをつくっていくということです。以上です。

続きまして、総合相談の効果なのですけれども、こちらは高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯で日常的に見守りをする。それから、健康状態を把握することで、こちらは看護師さんが見守りに行ってくれるということで、その看護師による定期的な訪問、それから対象者の生活を把握することによって心身状態の把握ができ、健康状態悪化時にも早期に対応できる、そういう効果が期待できると思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 総合相談に依頼するというか、それを実際になさる、依頼するというか、利用される方はどのくらいの方数がいて、その看護師と看護師2名ということでしたね。会計年度が2名で看護師2名ということで、それで十分に事業として効果的に行えるのかどうかというふうな予定でやっていらっしゃると思うのですけれども、それはどのように把握しているのか、予測しているというのですか、伺います。

○狹守勝義委員長 1点でいいですね。

○渋谷登美子委員 いいです。

○狹守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、看護師さんが今行っている件数ですけれども、97人の方が対象になっております。それから、こちらの今どういう方が抽出されたかという、まず支え合いマップで皆さんそれぞれ毎年独居の方とか、ちょっと気になるような方とかというのを地区を通じて出して、データとして出しています。そういう方を対象にするのと、あとは民生委員さんから何というのですか、情報をいただいて、実際にその方たちに訪問をする。そこで、私たちまだちょっと、今はまだそんなに困っていないよというような方もいらっしゃるのですけれども、中には看護師さんの訪問を毎回楽しみにしている方もいらっしゃる、そういうことでこの事業としては効果があると長寿生きがい課のほうは考えています。

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時45分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第17号 令和7年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、予算書の355ページ、この給水収益のところですけども、この水道料金、今県水の値上げということで、各自治体、非常に苦労しているわけですけども、この中には水道料金の値上げ等は含まれているのでしょうか。

以上です。

○狹守勝義委員長 久保主席主査。

○久保かおり上下水道課水道管理担当主席主査 お答えいたします。

7年度につきましては、県水の値上げ、あと水道料金の値上げ等は含まれてございません。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 94番です。予算書の346ページ。継続費に関する調書からですけども、第1浄配水場の建設工事費、この21億という予定であります。この工事が、今後の水道料金に与える影響についてお尋ねしておきたいと思います。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

今現在上下水道会計ともに令和5年から令和7年度にかけまして、上下水道経営戦略の見直しと適正料金の体系の見直しについて、審議会においてご審議いただいているところでございます。もう既に経営戦略につきましては改定が済んでおります。まだ公表には至っておりませんが、審議の中では経営戦略というものにつきましては見直しが完了しております。

その中で、令和6年度から令和15年度まで、その10年間の計画でございます。そちらにつきましては、今後の人口及び水需要の変化、または令和8年4月から改定される県水受水費の改定や今後の物価の上昇、あるいは今現在の施設の老朽化と耐震化など、今まで以上に事業環境の変化が大きく変わってきております。そのことを踏まえまして、当市の財政計画を経営戦略の中で策定しております。今後の投資試算では、60年ぶりのこの水道施設再編という大事業であります令和7年度から令和11年度までの新浄配水場の建設工事費21億円も含めて、その他管路の更新費用までを踏まえますと、今後10年間で約52億円の投資が必要であると試算しております。

それに対します財政措置でございますけれども、資産につきましても積極的に補助事業を採用して、また企業債等を活用し、それと今現在あります内部留保資金、一般会計でいえば財政調整基金でございますけれども、その投入を考慮した上で、施設建設における水道料金への影響、料金レベルの検討を行っていただいている最中でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今の経営戦略等に基づいた進め方にはなっているかと思えますけれども、やはりこれだけの、346ページを見ただけでも、最終的には令和11年には8億5,000万、年割で予定されているわけです。それで、相当な減価償却費がこの後発生してくると思えますけれども、ある程度これだけのやはり膨大な工事になるわけなので、これがこの後の、嵐山町における水道料金、これの増減の調整面というか、そういったことに必ず役立っていく事業だということが現時点で担当課の課長としては考えていらっしゃる、どんなふうを考えていらっしゃる、そのところは。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今現在、先ほど申し上げた投資財政計画、こちらにつきましてはまず水道事業会計につきましては複式会計でございます。まずは、収益的収入及び支出、その中で計画を立てます。収益的収入の中で代表するのが給水収益でございます。それに対して収益的支出、これは1年間、水道事業を運営するための人件費、修繕費、それと施設の運転管理費、あるいは全ての委託業務費など、経常的に係る事業費用を予定、今後の見込みを立てて、その収入と支出の差がその当年度純利益となってまいります。一番大事なのが、その当年度純利益でございまして、当年度純利益は損益計算書の中で最終的に当年度純利益というものが出るのでございますけれども、その中には現金を伴わない減価償却、あるいは長期前受金、そういったものも現金が伴わない利益も純利益として計上しております。そ

れは除いて、純粋に現金の利益を継続的に黒字にさせておいて、改めてそこで現金の資金の利益を4条の建設工事費に回せるわけでございます。そして、4条の収入支出の調整を図りながら建設事業を行っていくべきものでございます。

こちら、水道の施設は、もう水道事業の中で心臓部の工事となってまいります。これは、必ず建設を果たさなければいけないというところでございます。しかしながら、それにかかる建設費用は、先ほど申し上げたとおり、かなりの額でございます。それで、今までに内部留保をしていたものを一遍に建設工事に充てるわけにはまいりませんため、補助金を利用したり、企業債を活用したり、そして内部留保もある程度を投入して、7年から11年については黒字を保ちながら建設ができるような計画としております。したがって、その黒字を保つためには当年度の純利益、黒字を保つためにはある程度料金、給水収益、水道料金のほうの見直しも必要になってくるという今のところの見解でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、この財源の内訳というものが載っていますけれども、現時点で令和7年度の予算ですから、企業債、それから国庫補助金5億5,800万、それから企業債も15億ですね、こういったようなものが今の段階ではある程度約束できているというか、予定ができるよという形でスタートしていくのだということよろしいでしょうか。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今予算の段階で財源内訳を記載させていただいております。今のままの料金を改定しない場合でも、財源内訳どおり建設はできる予定となっておりますけれども、内部留保金を先ほども申し上げたとおり、その建設費用に全て投入することはできませんため、ある程度の内部留保を投入し、そのほか不足する分については料金の改定で賄いたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目が、新設加入金、それから下水道と浄化槽徴収手数料、増額していますが、理由を伺いたいと思います。

次に、漏水調査委託が減額になっているのですけれども、理由を伺いたいと思います。

次に、新浄配水場の新年度はどこまで工事が進むのか、伺いたいと思います。

そして、最後に配水管布設工事、どここの場所か、工事の理由も併せて伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 久保主席主査。

○久保かおり上下水道課水道管理担当主席主査 それでは、新設加入金、下水道浄化槽徴収手数料の増加理由についてお答えいたします。

新設加入金につきましては、令和6年度4月から10月と5年度の11月から3月の実績を基に件数を割り出して、計算してございます。その結果、増額となりました。

続きまして、下水道徴収手数料及び浄化槽徴収手数料につきましても、先ほど新設加入金と同様に令和6年度の実績を基に算出してございます。年間6回の手数料のうち、6月、8月、10月の3回分の平均値で求めた数値に伸び率を計算して算出してございます。その結果、増額ということになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 まずは、漏水調査委託の減額の理由につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、本年度におきまして市街化区域内、菅谷、川島、志賀、むさし台、平澤、千手堂地内につきまして、衛星による漏水調査を行いました。その結果を基に、次年度の衛星による調査費を500万、音調による調査費を250万見込んでおりまして、予算計上しております。

続きまして、新浄配水場建設の新年度がどこまで進むかということですが、こちらにつきましては新浄配水場用地の造成工事、擁壁工事及び落石防護柵工事を行う予定です。第1浄配水場、新浄配水場の建設のための地ならしの工事となります。

続きまして、配水管布設工事がどこの場所で、工事の理由ということですが、こちらにつきましてはまずは町道2ー26号配水管布設替え工事、こちらは將軍沢地内です。平成14年度布設したもので、こちらにつきましては管路の占用地が道路形状の変更に伴った払下げが行われまして、その際布設していたところが官地から民地になったため、そのところの部分を撤去するとともに、車道部分、官地への布設替えを予定しております。

続きまして、町道菅谷130号ほか3路線配水管布設替え工事、こちらにつきましては菅谷地内、50年代の布設の配水管です。こちらにつきましては、重要給水施設である菅谷小学校への管路の更新、具体的には菅谷小学校の正門を通り、菅谷神社の参道の入り口までの道路上のものと、あとは菅谷の正門から県道真つすぐ延びる管路の布設替えの工事となります。

続きまして、町道鎌形161号線ほか3路線、県道ときがわー熊谷線配水管布設替え工事、こちらについては鎌形地内です。こちらは、昭和60年代布設の給水管になります。こちらは、給水の脆弱地域対応ということで、給水の戸数に対して布設されている水道管が細いため、水量を確保するための工事を予定しております。具体的には、班溪寺のところを右折したところ、ときがわ町境のほうに向かっていったところから、その後県道を横断して杉田商店のほうまで延ばす予定ではいます。

続きまして、町道広野157号線ほか4路線配水管布設替え工事ですが、こちらは広野地内、広野二区になります。昭和50年代布設のもので、管路更新計画により実施いたします。具体的な場所は、二区のところを上って行ってもらって沼があるかと思います。そこを右折して、そのまま上ってい

くところの管路になります。

以上となります。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 加入金は、平成6年4月から10月、その前年の10月から3月、11月から3月か、10月から3月かな。ちょっとどのぐらい伸びていたのかをお聞かせいただけないでしょうか。加入金が結構伸びているので、次年度だけではないのですが。まあ、いいや。ちょっとではお聞かせください。徴収のほうも併せて平均値どのくらいで、伸びをどのくらい見たのかも併せて伺いたいと思います。

漏水なのですけれども、衛星で見たという今の答弁なのですが、衛星で見れば、何か機械を使って道路の上をやらなくても十分分かるということで金額が軽減されているわけなのですか。そうすれば、嵐山町全体が見られるのかなと思ひまして。前、金額的に聞いたことがあります。そうしたら、1,800万円だとかといって、家庭の使用料に合わせますと2,000万円くらいのお金になりますと、漏水が。大変驚いた記憶があるのですけれども、嵐山町全体を見れば、そこを補修すれば、かなりの軽減になるなと思ひましたので、ちょっとそれが可能なのかどうかを伺いたいと思います。

新浄水配水場は、なるほど、来年度はこういう工事をするわけですか。造成、擁壁、落石防止ということで。なるほど。分かりました。

それで、先ほど青柳委員さんが費用というか、予算の関係でいろいろお聞きになったのですけれども、この予定損益計算書を見ますと、351ページの。当年度純利益が5億1,700万円だということで、昨年より減っているわけなのです。工事のほうに、これの話をしていくと値上げとなってしまうので、私はあまりこれをしたくないのですけれども、その分をやっぱり町はできるだけ値上げをしないように、独立採算は分かっているのですけれども、町からの補てんも考えていただきたいということも含めて、前もってちょっと述べておきます。こういうふうに減っているわけです。十分工事が、予算としては十分大丈夫なのかを伺いたいと思います。

配水管の工事については分かりました。ただ、古いので、事前にやっていくということなのですね。今嵐山町内全体を見渡して、古いのもうそろそろ危ないから、事前にやっていくという考えでこの地域をやるということなののでしょうか。ちょっとその理由を伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、加入金の関係でございます。こちら、昨年度加入金につきましては13ミリのメーターを35基、見積もっておりました。かなり伸びが期待できますので、本年度につきましては35基から40基へ5基、増やした増加理由でございます。

続きまして、下水道の徴収手数料と浄化槽の使用料の徴収委託料の関係でございます。こちらにつきましては、下水道事業会計と1件当たり200円の手数料ということで、水道事業会計が下水道使

用料もまとめて徴収を行っております。昨年度件数、下水道と浄化槽、それぞれの件数に加えて、下水道事業で公共下水道に接続したお宅、新たに接続したお宅、あるいは浄化槽を町管理型浄化槽で新しく設置されたお宅、そういった新しく増えた基数も含めまして、それぞれの事務手数料の伸びを見込んでいるものでございます。下水道につきましては、33件分の増加を見込んでおります。浄化槽使用料につきましては、7件分の増の増額を見込んでおります。

続きまして、新浄配水場の予定、予算の予定についてお答え申し上げます。先ほど損益計算書、予算書の損益計算書、351ページにありますとおり、これは損益計算書でありますけれども、予算を組むための損益計算書でありまして、確定する損益計算書につきましては決算、6年度決算で正式なものを表示させていただく予定となっております。こちら、予算上での損益計算書は当年度純利益が51万7,000円でございます。これでは当然赤字決算になってしまいますけれども、予算を組む上で取りあえず利益が出るように予算を組んでおりますので、51万7,000円ということになっております。

新浄配水場の関係は、先ほど青柳委員のときに申し上げたとおり、7年、8年、9年、10年、11年、5か年で21億円という予算でございますけれども、その辺りは企業債、補助金、あと内部留保資金をうまく活用して、その建設工事だけで全ての貯金を使い果たすわけにはまいりませんため、ある程度の内部留保を残して、その後も11年度以降も管路更新事業はずっと続いてまいりますため、この建設工事に係る内部留保の投入はある程度に抑えて、不足する部分についてはやはり将来世代にわたってその水道施設をずっと使用していきますため、やはり世代間公平の観点から、料金についても改定のほうをご負担いただきたいというところで、今審議のほうにかけている最中でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、漏水調査の件につきましてお答えさせていただきます。

衛星による漏水調査につきましては、人工衛星が地表等を観測するためにマイクロ波を照射して、地形とか調査している部分がありまして、そういったマイクロ波の反射が、湿った土壌と乾いた地表では反射が違うということの特性を利用したものです。今回衛星のほうの調査につきましては、もう既に市街化区域内、こちらにつきましては管路が密集している、かなりの量の、量といいますか、長さの管路が布設されているところでして、市街化調整区域については管路自体は長いのですが、メーター数とか、そういったものが少ないものですので、そういったところで多少低く見積もっているという形になります。

続きまして、管路の更新につきまして、川口委員がおっしゃるとおり、古くなったものがほとんどです。また、將軍沢につきましては占用地が変わってしまったので、やむを得ず布設替えをする

ということになります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうしますと、今までは漏水は何か機械を地面につけて何かやるのではなかったかな。それが、衛星でできるということです。マイクロ波の反射を見るということで。そうすると、今までは嵐山町を半分に割って、今年度、来年度、交互にやってきたというふうに聞いているのですけれども、一遍にできるのかなと思うのです。そうすれば、先ほども申しましたように、1年間の漏水の家庭用の使用料に換算すれば2,000万円近くあったということなので、それが削減できるということに、ゼロにはならないでしょうけれども、かなり削減できるのではないかなと思うのですけれども、そういうことが可能になったということで理解していいのでしょうか。今後の方向というか、それが可能なかどうかをちょっと伺いたいと思います。

それから、新浄配水場なのですが、そうか、この損益計算書、51万ですね。そうか、そうか。ちょっと驚いてしまって。前、これ何千万かあったと思うのです、この数字が前は。それで、私も何回か値下げをしてくださいということで、これだけあるではないかと、これだけ黒字になっているではないかということで、もうどのぐらいだろうな、20年近く前のことだったと思うのですけれども。そうか、ここまで。いや、ちょっと驚いてしまったな。ここまで低くなってしまったのかというのが驚きで。いや、そういう驚きだということです。

○狛守勝義委員長 質問はないですね。

○川口浩史委員 質問はない。ちょっと驚いてしまったので。いいです、ではこれは。

○狛守勝義委員長 それだけでいいのですね。

では、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

衛星A I 解析の漏水調査についてでございますけれども、先ほど市街化区域につきましては、今年度行いました。その部分が約50万円でございます。したがって、来年度は今年度やった以外の嵐山町全体の衛星の調査をかけてまいります。衛星調査をかけますと、嵐山町全体の写真が撮れて、その後A I の解析にかけます。そうしますと、漏水しているのではないかとというスポット、それが赤い丸で点々と成果として上がってまいります。その点々としているところを、いつも行っております音調調査、家庭のメーター器のところの調査を行うような音調調査を同じようにかけまして、そして家庭の漏水とか、あるいは道路上の漏水を探し出して、探し当てたところはすぐに修繕して、無効水量の削減に努めているところでございます。

以上でございます。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 答弁漏れ。

〔「市街化区域を今年度やった。次年度はそのほかだということ
とです。嵐山町全体をできないのかという質問なんですが」
と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 一遍に全体をとということですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課長 衛星の写真を撮れば、嵐山町全体の写真が撮れます。それで、市街化区域については今年行ってしまいましたので、それ以外のところをA I 解析にかけて、市街化区域以外の赤いスポットを次年度に。音調調査で調べていく予定となっております。

〔「それを、だから次年度ではなく、次々年度以降は一遍にできないかという。それは可能なのか不可能なのか」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 今回は市街化調整をやったので、要するに残っているほうを全部やる。でも、次の年は一遍にできないのかという、そういうことですか。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 A I 調査につきましても、毎年毎年行うものではございませんので、一番最初に行ったのが550万円、4町で試験的に令和5年度に行いました。今年度につきましては、また違うA I 解析の事業者が来て、またこれも同じく近隣の町と一緒に市街化区域に限定して行ったものでございます。

嵐山町全体を行うことは、それは毎年毎年行うことができますので、ただ解析をして、解析する部分が嵐山町全体か、市街地部分だけか、調整地部分だけかというだけの差でございますので、一遍にやるときは一遍にできるものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 346ページなのですがすけれども、令和11年度までの企業債の総額見込み、これはこちらでは15億3,900万と出ていますが、企業債の総額見込みと、それから償還の予定を伺います。

○狹守勝義委員長 久保主席主査。

○久保かおり上下水道課水道管理担当主席主査 お答えいたします。

令和11年度までに企業債の借入れを予定している事業といたしまして、第1、第2、第3水源浸水対策工事、第1浄配水場建設工事、配水管路整備事業を予定してございます。第1、第2、第3水源対策工事は、令和6年度、7年度の2年間の工事となり、第1浄配水場建設工事は令和7年度から令和11年度までの予定となっております。現在では、事業費を内部留保資金だけで賄うことは難しく、また世代間の公平性の観点からも、企業債を借り入れて事業を進めていく所存です。

続きまして、企業債の総額でございます。令和7年度から令和11年度までの5年間で新たに借り入れる企業債の総額は、22億4,800万円を予定してございます。令和5年度までに借り入れた未償還元金は約3億8,500万円です。令和6年度に起債同意額3億4,400万円のうち1億7,200万円を借り入れますため、令和6年度末企業債残高は5億2,700万円となります。

償還の見通しでございますが、令和6年度末企業債残高5億2,700万円でありますと、年間元金償還額が900万円増の3,000万円、利子が100万円増の400万円となりますが、令和7年度から令和11年度までの5年間で新たに借り入れる企業債の総額は、22億5,000万円を予定していると申し上げました。その場合、11年度末残高は26億円ほどになり、年間償還額は元金が1億5,000万円、利子が2,000万円ほどになると積算してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 いいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和7年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで準備のための休憩をいたします。

休 憩 午後 3時26分

再 開 午後 3時26分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第18号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私は、389ページ、ウォーターPPPの導入可能性調査業務委託料でございます。

どのような業務を実際には想定しているのか、それから委託先、もう決定しているのかどうか、その2点お願いいたします。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

ご存じだと思います。令和6年度、本年度から国の支援をいただきまして、下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討ということで今業務を行って、間もなく国からの成果も届くかなと思っております。来年度、導入可能性調査ということで委託料を計上させていただきました。業務の内容につきましては、まず大きく3つございます。1つが、PPPまたはPFIの比較検討を行うものでございます。内容といたしましては、導入可能性のあるPPP/PFI手法の選択、続きましてスキームの概略検討、計画枠組みでございます。マーケティングサウンディングということで、市場の調査を行うものでございます。

続きまして、大きな2つ目としてウォーターPPPの導入検討ということで、要求水準書の設定を行います。続きまして、リスク分担、プロフィットシェア、これにつきましては利益の配分でございます。モニタリング方法などを検討していくものでございます。続きまして、事業スキームの構築ということで予定をしております。

最後の3つ目といたしましては、説明資料の作成として事業スケジュールの作成と、概算事業費並びに導入効果の検討を主な業務として行うものでございます。

続きまして、委託先が決まっているのかということでございますけれども、現時点ではまだ決まってございません。金額的に一般競争入札等になろうかなと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、調査したその内容についての公表についてはどのぐらいのところでできるのか、想定していますか。その調査結果が出るのはいつぐらいを想定していますか。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 大変申し訳ございません。

時期については現段階ではちょっと何とも申し上げられませんが、遅くとも年度末までには結果を出さないと、次のスケジュールにのっていけませんので、年度内は目指してということで進めたいと思っております。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今96番は、藤野委員の質疑で理解しましたので、結構でございます。

95番です。営業費用の環境費、ストックマネジメント計画策定業務委託料の当年度からの工程ということについてお尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長　お答えいたします。

現在令和2年度に策定いたしました令和3年から7年度までの5か年計画ということで、ストックマネジメント計画に基づき管路の調査及び更新工事等を進めているところでございます。令和7年度、来年度予算で計上させていただいておりますけれども、来年度に計画を新たに策定いたしまして、8年から12年までの5か年の計画を策定いたします。計画を策定いたしまして、8年度から改めてまた調査、更新工事というような流れで進んでいくということでございます。

○狛守勝義委員長　青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員　そうすると、これは取りあえず今回2分の1補助あるように聞いていますけれども、今回の4,030万という予定は、この令和7年の予算でストックマネジメント計画が出来上がるというふうに理解しているのか。それとも、その5年間かけてマネジメント計画を作成していくというふうな流れになるのか、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長　清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長　お答え申し上げます。

次期計画、2期計画になりますけれども、計画につきましては令和7年度で策定ということでございます。

○狛守勝義委員長　よろしいですか。

続きまして、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員　下水道使用料、これを減額と見た理由を伺いたいと思います。

上下水道一体効率化事業補助金、どのような内容なののでしょうか。

マンホール調査委託料、何基調査をするのでしょうか。

カメラ調査を廃止した理由を伺いたいと思います。

市野川流域維持管理負担金増額と見た理由を伺いたいと思います。

企業債、公債費の見通しを伺います。

第4汚水幹線管きょ布設替え工事、何メートルか、また塩ビ管か、伺いたいと思います。

最後に、菅谷ナンバー1浸水対策、どのような工事なのかを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長　清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長　それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、下水道使用料の減額見込みの理由ということでございます。ちょっと積算の仕方について、まずご説明させていただきたいと思います。7年度ベースということでお聞きいただければと思うのですが、基本的には令和5年、6年度の同時期、6年度でございますので、予算編成のときにはまだ10月までしか出ておりませんので、同時期の比較をさせていただいております、5年度、6年度。4から10月の調定実績を比較させていただいております。その割合を求めまして、令和5年度の1年分の実績にその割合を掛けて計算をさせていただいております。

ただし、下水道料金につきましては一部申告事業所というのがございます。町内4事業所、これにつきましては水道の使用量に応じた使用料の賦課ではなくて、自ら公共下水道に流したというものを申告いただきまして、賦課している事業所でございます。それが4社ほどございますので、水道事業のほうに徴収委託しているものと、下水道担当自ら賦課しているものを分けて計算はさせていただいております。

ちょっと過去の数字から参考に申し上げます。令和5年度、先ほどのような計算をさせていただきまして、水道事業で振替をいただいているものについては101.1%の伸びがあったと。申告事業所につきましては117.4%、これにつきましては令和5年度の予算編成の資料ということでお聞きいただければと思うのですが。推測のところで申し上げますと、申告事業所の117.4%というのは、コロナ禍で事業活動が少し休んだというようなこともあって、それが大分通常に戻ってきたということで大きな伸びになっていったのかなと思っております。6年度の予算編成のときには、水道振替分の伸び率が99.8ということで、コンマ02%減になっております。申告事業所につきましては107.1ということで、まだまだこのときについては伸びがございました。

今回の令和7年度の予算編成に当たりましては、水道の振替分につきましては98.9%、申告事業所につきましては104.4%ということで、おのおの計算をすると、実際106万円ほど減額になったということが一つの積算の理由でございます。どうして減ったかということで申し上げますと、はっきりした明確な答えはございませんけれども、推測のところでは、やはり人口減少が一つの要因であると思います。もう一つが、節水型機器などの普及などによって、家庭のほうの使用量が減ってきているのではないかなと思います。最近はやりでは、シャワーヘッドとか、トイレなどが節水仕様になったりということもございますので、そういったところが減額になった要因ではないかなというふうに思っております。

続きまして、上下水道一体効率化基盤強化推進事業補助金の内容でございます。これにつきましては、今申し上げた事業の中に6つのメニューがございます。その中の一つが、官民連携等基盤強化推進事業というものがございます。先ほど藤野委員からの質問のときにございました。これにつきましては、ウォーターP P Pの導入のための導入可能性調査の委託料に該当する補助金でございます。予算書で申し上げますと389ページでございます。事業費の営業費、総係費の委託料の中にウォーターP P P導入可能性調査委託業務ということで、1,525万9,000円の予算を計上させていただいているものでございます。

続きまして、マンホール詳細調査設計業務委託は何基の調査をするものかということでございます。これにつきましては令和5年度、嵐山第4、第5水幹線のマンホール調査を131基、調査実施をさせていただいております。その調査結果といたしまして、健全度1、特に措置不要というのはゼロ基でございます。健全度2、94基、劣化の兆候が現れ始めた状態というものでございます。健全度3、23基、劣化は進行しているが、機能は確保している状態というものでございます。健全度4、

14基、機能しているが、劣化進行度合いが大きい状態というものでございます。健全度5につきましてはゼロ基、使用できない状態というものというような調査結果が出ております。

今回調査委託ということで計上させていただいたものにつきましては、健全度4、14基の詳細調査を行って、その結果に基づいて工法等の検討を行って、設計を行うという内容でございます。

続きまして、カメラ調査を廃止した理由ということでございますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、令和2年度策定のストックマネジメント計画期間につきましては令和3年から7年の5か年ということで、調査を進めてまいっているところでございます。その計画内では、主に先日現地のほうを御覧いただきましたけれども、嵐山花見台第4、第5幹線を最優先とした計画とさせていただいております。

来年が最終年、計画の最終年ということになります。先ほど第2期ストックマネジメント計画を来年度策定いたしまして、8年間の計画を策定するという事で申し上げましたけれども、来年度につきまして調査は行いませんけれども、第2期で新たに8年度から引き続き管きよのカメラ調査を実施することとしております。あわせて、令和10年度から導入予定のウォーターPPPによる志賀二区内の更新工事を進めていくというような計画としております。

続きまして、市野川流域維持管理負担金の増額理由でございます。令和6年度当初予算との比較では、440万円ほどの増額ということになっております。しかしながら、昨年の補正予算、12月に補正をさせていただいております。補正予算を含めての比較になりますと、360万円ほどの減額となっております。ご承知のとおり、昨年8月の豪雨により町内でも冠水等、今までないような被害等が出ております。8月の豪雨があったことにより、8月の不明水が例年、例年ではちょっと申し上げられないですけれども、前年度比、前年度の8月同期の不明水量が約倍ということで流域のほうからの請求が来ております。全体的にも4から9月期、上期につきましては5万立米ほど増加しております。前年比で申し上げますと約170%というふうな形で、非常に降雨による影響が大きくなっております。

そういったことで、近年の気象状況等から鑑みると、昨年のような豪雨が発生することも今後大きく予想されることから、不明水分につきましては増額をさせていただいているところでございます。しかしながら、不明水そのままでいいということではございませんので、先ほど来申し上げております管路管きよの更新工事の調査を行い、順次進めて、不明水の削減に進めていきたいということで努めていただく所存でございます。

続きまして、企業債、公債費の見通しということでございます。令和6年度末、ですから3月31日現在でということでお聞きいただければと思いますけれども、企業債未償還残高約13億2,290万となります。今年度の起債発行額、繰越分も入れまして8,730万の発行を行っているものでございます。令和7年度予算では、公共下水道事業債4,810万、流域下水道事業債9,200万、浄化槽市町村整備事業債880万ということで、約1億5,000万ほどの予算を計上させていただいております。

償還が終了するものをちょっと申し上げさせていただきます。令和9年度までということで申し上げますけれども、今年度3月25日に支払いがございますけれども、それも含めまして6本、償還が終わります。大変申し訳ないのですけれども、当初の発行総額で申し上げますと、5億4,770万円の発行総額分が償還が終わる形でございます。その当時の利率で申し上げますと、2.85から4.65%の高金利のものでございます。

来年度償還するものにつきましては5本でございます。発行総額が4億4,660万円ということで、利率につきましては2.15から3.15のものが5本ほど償還が終了いたします。令和8年度につきましても同じく5本、発行総額が4億9,690万、利率につきましては2から2.9%のものが終わるということでございます。9年度につきましては6本、発行総額3億690万で、利率につきましては0.28から2.1ということですが、0.28につきましては令和2年度企業会計に移行する際の企業会計適用債ということで、民間金融機関から借りております10年ということで、ちょうど安い時期に借りた借入れのものでございますけれども、というものが今後3年、4年で償還が終了する見込みとなっております。

今後の見通しということでございますけれども、ちょっと具体的にはこれから事業計画等なので、幾ら借りてというところまでは私はできませんけれども、公共下水道事業債では令和8年、9年、7年度は先ほど申し上げましたけれども、令和8年、9年度まではストックマネジメント計画調査を実施した結果に基づきまして更新工事を実施していくということで計画をしておりますので、令和7年度予算同等程度の企業債の発行になろうかなと思っております。令和10年度からにつきましては、ウォーターPPPを導入して事業が開始されるということで予定しております。そうなりますと、志賀二区の更新工事等も始まります。また、ちょっと川島の産業団地関係は進捗状況によりますけれども、川島の産業団地等の整備も場合によっては始まってくるかなと。あわせて、既成市街地部分についても始まっていくことが予想されていますので、そういったことから10年度からは来年度の予算というわけにはいかないのかなと。当然増えてくるのかなというふうなことは思っております。

流域下水道事業債につきましては、県のストックマネジメント計画の短期計画ということで、令和7年度、先ほど9,200万と申し上げましたけれども、同程度の計画がしばらく見込まれているということで、同額程度の発行額になろうかなと思っております。浄化槽市町村整備事業債につきましては、来年度の800万程度で推移していくのかなというふうに考えてございます。

続きまして、第4幹線の布設替え工事、何メートルか、また塩ビ管かということでございます。現在もストックマネジメント計画の調査結果に基づきまして、順次入替え工事を行っております。今年度につきましては、杉山公民館から役場下の通りです。信号からちょっと入ったところになりますけれども、役場に向かって約130メートルを実施したところでございます。令和7年度につきましては、更新、延長につきましては約250メートルを予定しております。緊急度判定2を対象に、お

おむね役場下信号交差点がございますけれども、までになりますので、全てを交換ということではないのかもしれませんが、ぐらいまで来る予定であります。

管種につきましては、委員おっしゃるとおりで、硫化水素が発生しやすい特殊環境下ということで、今現在調査等を行って更新を行っているわけがございますので、硫化水素による腐食の影響を受けない塩ビ管で、VU管の350を布設する予定でございます。

続きまして、菅谷ナンバー1のマンホールポンプ場の浸水対策はどのような工事かということでございます。先ほどもちょっと維持管理負担金のところで触れましたけれども、昨年の豪雨等により菅谷ナンバー1、場所につきましては国道254のヌエックの反対側というのですか、嵐山学園のすぐ西側に当たるところにナンバー1というマンホールポンプ場がございます。その8月の豪雨のときに、マンホールポンプ場の制御盤が浸水いたしました。幸い浸水する前に停電が起きて電気止まっていたということで、引いた後に乾燥させて、大きな事故もなく復旧はできましたけれども、今後そういったこともまたいつ起きるか分からないということで、鉄骨製で架台を製作します。高さ1.5メートルほど現状より上げた形のところに、耐用年数を経過しておりますので、制御盤自体が。それを更新工事に合わせてかさ上げをしていくものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 下水道の使用料を、水道の使用量が増えていると見ているわけです。ですから、当然下水あるいは浄化槽も増えると見るのが普通ではないかなと思ってちょっと伺った、質問したわけなのですが、その関連性はないのだという理解でよろしいのですか。ちょっとそれがないのであれば、その理由を伺いたいと思います。

それから、マンホールの関係なのですが、先日視察した第4幹線のマンホール2か所、この役場下と花見台の近く。花見台の近くは、本当にもう鉄筋が見えているわけですから、新年度中に交換というふうな、一般質問でそういうお答えでしたね。この予算に入っているのかなと思って、調査だけで終わってしまうのかなと思ったので、その点どうなのかを伺いたいと思います。

カメラは、新年度はやらなくても大丈夫だという判断で、カメラの費用を取っていないということなのですか。8年度はまた入れるということですから。ちょっとそこを確認で伺いたいと思います。

市野川流域負担金なのですが、また豪雨が来るのではないかとということで、なるほど、その費用はきちんと取っておいたほうが良いなと思いました。これは、小川も滑川もそのようにしているのか、伺いたいと思います。

あとはいいです。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず初めに、水道使用料との関連性についてお答え申し上げます。こちら、水道料金、使用料と下水道使用料、これはとても密接な関係にあるものでございます。水道料金からまず申し上げますと、水道料金につきましても10年前、20年前と比較いたしますと給水人口がかなり減っております。また、1日平均配水量も多く減っております。したがって、水道料金も以前に比べたら減ってきております。その原因としましては、給水人口であります。給水人口と、それに対して世帯数は増えていく傾向にございます。そのような関連性から、1世帯当たりの人口が少なくなって、それに伴って1世帯当たりの水の使用量は少なくなってございます。したがって、13ミリとか20ミリの小口のメーターの使用料については水道料金も減額しております。

一方、50ミリとか、ああいう大口のメーターを使用している花見台工業団地などの企業につきましては、年々企業生産の向上に伴って水道の使用料も増えてございます。水道では、一般家庭が使用する水量よりも減少するものより、企業が使用する水量が上回っておりますため、水道料金は予算では上昇しているというものでございます。

一方、下水道使用料につきましても同じことではございますけれども、企業の水道を多く使った企業は、生産するために水を全部排出しないで、その製品を作るためにある程度の水をそこで消化してしまいます。それで、消化し切れなかった水については、下水道に排出するというものでございまして、下水道につきましても同じように一般家庭の排出下水は減っておりますけれども、その企業の排水、生産が向上しておりますので、工場の中で使ってしまう水が多いものですから、そんなに水道と同じように排出量が伸び率は低いものですから、結果的に下水道料金は減少しているという状況にございます。

続きまして、マンホール調査のことについてお答え申し上げます。一般質問で私が答弁させていただいたときに、7年度につきましては調査ではなくて設計を行います。更新するための設計を行います。それが、先ほど申し上げた14基の設計を7年度に行って、そして8年度に14基の改修工事に入っております。その中には、御覧いただいた第4マンホールポンプ場も含まれておりますので、8年度の更新という予定になっております。

それと、カメラ調査の関係でございます。こちら、もう必要なくなったのではなくて、現在のストックマネジメント計画で、予定していたカメラ調査はもう6年度、今年度で終わってしまいました。ですので、7年度にはカメラ調査をするところがないという理由でございます。そして、来年度、次のストックマネジメント計画を策定いたしますため、8年度からまたカメラ調査が再開するという予定になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、私からは市野川の流域負担金の件でございます。

小川町も滑川町も同じように見ているのかということでございますけれども、大変申し訳ござい

ませんけれども、滑川町、小川町の予算編成についてちょっと伺っておりませんので、その辺についてちょっとご回答申し上げられません。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 マンホールの設計をやって、来年度交換ということで、そうですね。新年度で設計で、その次の年に交換ということですね。鉄筋が見えているあのマンホールなど、もうコンクリートという堅固なものを想像するわけですが、ぼろぼろでしたから。ちょっと重い車が走ったらどうなるのだろうなと思うぐらいの状態ですから、大丈夫なのですか。その辺はまだ何とかもつというふうに判断されているのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、市野川なのですが、そうすると嵐山町はこうやって予算を取っておきますけれども、それぞれの割合によって費用を出すわけですね。急遽出すような形に滑川とか小川はするということになるのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、マンホールの件からお答え申し上げます。

マンホールにつきましては目視調査ということで、詳細な調査まで行っておりませんので、来年度の設計の中で詳しく調査は行っていきます。行った上での工法等の検討は当然行いますので、その詳細な調査をした段階で、仮にこれは本当に緊急を要するよなというようなお話になれば、またそれは話は別かなというふうに思っております。

ですから、当初令和5年度の調査につきましては、蓋を開けていただいた状態での目視調査ということで行っておりますので、詳細な調査というのは来年度行って、その状況によっては緊急の対策が必要になることも考えられなくはないかなと思っておりますけれども、いずれにしても来年度詳細調査と設計を行っているということでご理解いただけたと思います。

それと、市野川流域につきましては、不明水につきましては、おのおの有収水量を報告して、その有収水量に応じた市野川流域の汚水処理量を案分した形で、町のほうに不明水分が割り当てられております。滑川、小川町さんはどういった形での予算計上というのはちょっと申し上げられないのですが、内容としますと、いずれにしろ嵐山が今3町の中では一番有収水量が多い状況になっていますので、当然不明水もその分多く割り当てられるということでございます。そういったことで、不明水についても支払いを伴うものでございますので、ある程度、しっかりした形での予算計上をさせていただいております。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今までので多分ほとんど答弁されているのではないかなと思うのですが、答弁していないと思われるところを答弁してください。

ストックマネジメント計画策定業務委託料4,030万円の業者選定の手続についていただきます。

それから、国庫補助金の上下水道一体化基盤強化推進事業補助金の1,387万円と、これはいいのではないかなと思うのですけれども、防災安全対策補助金1,660万円の支出について、内容を伺います。

それから、循環型社会形成推進交付金1,099万8,000円、これはまだ聞いていないと思うのです。

防災・安全対策交付金2,720万円の支出について伺います。391ページ。すみません。

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

ストックマネジメント計画の策定業務委託料4,030万円の業者選定手続についてということでございますけれども、一般的な流れで申し上げさせていただきます。嵐山町契約事務マニュアルというものがございまして、そのマニュアルに基づいての選定になるかと思っております。金額が1,000万を超えていますので、一般的には一般競争入札ということで行われるものでございます。担当のほうで入札参加条件等を設定いたしまして、その条件というのは地域要件であったり、受注実績などを考慮して入札参加条件を設定するわけでございますけれども、それを基に請負業者等の審査選定委員会のほうで、副町長を委員長とした選定委員会で業者の選定に関する審査認定を行うというような流れになります。

続きまして、上下水道の一体効率化基盤強化推進事業補助金につきましては、先ほどお答え申し上げましたウォーターPPPの導入可能性調査の委託料ということでございます。

防災・安全交付金の支出についてでございます。予算書の388ページを御覧ください。支出の1款事業費用の1項営業費用、1目の環境費でございます。10節の委託料を御覧いただければと思います。先ほど来出ておりますマンホール詳細調査設計業務委託ということで517万と、ストックマネジメント計画策定業務委託料ということで4,030万、計4,547万円の委託料を計上させていただいているものの補助金となるものでございます。

続きまして、循環型社会形成推進交付金と防災・安全交付金でございますけれども、循環型社会形成推進交付金につきましては予算書の392ページ、資本的支出の固定資産購入費でございます。浄化槽の購入費のための補助金でございます。防災・安全交付金につきましては、続きまして同じく資本的支出の建設改良費の管きょ建設費の工事請負費でございます。先ほど来川口委員からのご質問のあった、第4汚水幹線の管きょ布設替え工事に当たる補助金でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○狹守勝義委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

3日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。また、佐久間町長、中嶋副町長、下村教育長をはじめとする説明員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

委員長